

第七十二回国会 大蔵委員会議録 第十二号

昭和四十九年二月二十七日(水曜日)
午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君

理事 松本 十郎君

理事 森 美秀君

理事 阿部 助哉君

理事 増本 一彦君

理事 伊藤宗一郎君

理事 小泉純一郎君

三枝 三郎君

地崎宇三郎君

萩原 幸雄君

村岡 兼造君

山下 元利君

高沢 寅男君

広瀬 秀吉君

村山 喜一君

荒木 宏君

竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席府政委員

大蔵 政務次官 中川 一郎君

大蔵 大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵 省主税局長 高木 文雄君

大蔵 省関税局長 大蔵 公雄君

大蔵 省国際金融局長 松川 道哉君

資源エネルギー庁石油部長 熊谷 善二君

委員外の出席者

大蔵 大臣官房審議官 平井 龍明君

通商産業省通商政策局国際経済部通商関税課長 中沢 忠義君

通商産業省基礎産業局基礎化学品課長 宇都宮綱之君

大蔵委員会議調査室長 末松 経正君

委員の異動
二月二十七日
大西 正男君 補欠選任
奥田 敬和君 地崎宇三郎君
同日 笹山茂太郎君
大西 正男君 補欠選任

委員の異動
二月二十七日
大西 正男君 補欠選任
奥田 敬和君 地崎宇三郎君
同日 笹山茂太郎君
大西 正男君 補欠選任

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

同日
地崎宇三郎君 補欠選任
大西 正男君

本日の会議に付した案件
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

法律案を議題とし、質疑を続行いたします。高沢寅男君。

○高沢委員 関税局長、きょうはひとつよろしくお願ひいたします。もうすでにわが党の委員からもお尋ねしていることに、また重複をするくらいはありますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

生活関連物資に弾力関税制度を拡充するという問題であります。これは租税法主義という原理と、それからいまのような非常に非対称的な激しい経済情勢のもとで、行政が弾力的に対応しなければならぬ、こういうふうな見地から出された問題だと思ひますが、やはりその間には、どうしても原理上矛盾があるわけでありまして、

そこで、そういう矛盾を前提としながら、なおかつそういう弾力的な措置が必要になるとすれば、私は、その結果が、国民の利益に確実に結びつく、こういうふうな結果がもたらされる、あるいはそのことが保障されるということによつて、それが是認されるということになると思ひますが、そういう意味においては、たとえば、おとといから予算委員会では各企業の代表を参考人として招いて、いろいろ各党代表がやっておりますが、あの論議のやりとりを見ましても、企業の側というものは、自分の利益という立場を最優先するということから、なかなか国民の利益という立場に立たない、こういう側面がよくあらわれていると思ひますが、そういう意味においては、私は、政府とそういう政府の措置に関連する業界なり企業の代表の話し合いだけでは、いま言った点の効果をあげることが非常にむずかしい、こう思ひわけです。

そういう点においては、私は、まず、そういう行政措置を政府としてとられる場合に、その対象の業界やあるいは企業に、その結果を必ず国民の

利益に結びつけるような措置をさせるその保障といひますが、あるいはその見直しということ、ひとつ局長のお考えをお聞かせしたいと思います。

○大蔵政府委員 ただいま先生の御指摘のとおり、私もよくわける関税率法十二条に弾力関税のお認めをいただく以上、せっかく緊急な場合に政府の権限によつて一時的に関税を引き下げるということになった場合に、これが直接消費者の利益に還元をされるということでは、せっかくやることの意味はないと思ひます。

したがって、この法律の実際の運用といたしましては、とにかく何もしませんと、先生御指摘のように、これが中間マージンの増大につながる、あるいは相手国の輸出価格をそれだけ高く売つてもよろしいという、向こうの利益幅の増大につながる可能性がある、私どももいたしましては、この法律を適用いたします場合には、もちろん緊急の事態でございますから、政府が例の国民生活安定法に基づきますところの標準価格を設定する場合であるとか、あるいはそれに準ずるような価格を政府の指導によつて決定をいたします場合に、それを決定いたしますところの産業所管省、すなわち通産省であるとかあるいは農林省であるとか、こういうところから、標準価格を設定するについて、かりに関税を引き下げればそれだけ標準価格が低くしてかかるべきであるという保障を得なければ、この法律を現実に実行をするつもりはないわけでございます。

したがって、この法律を発動いたします場合には、必ずそれが消費者に対して直接還元をされるような保障を、そういうことによつて得るような運営をいたしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○高沢委員 従来なかった新しい法律としての国民生活安定緊急措置法、これができて、その中で

利益に結びつけるような措置をさせるその保障といひますが、あるいはその見直しということ、ひとつ局長のお考えをお聞かせしたいと思います。

○大蔵政府委員 ただいま先生の御指摘のとおり、私もよくわける関税率法十二条に弾力関税のお認めをいただく以上、せっかく緊急な場合に政府の権限によつて一時的に関税を引き下げるということになった場合に、これが直接消費者の利益に還元をされるということでは、せっかくやることの意味はないと思ひます。

したがって、この法律の実際の運用といたしましては、とにかく何もしませんと、先生御指摘のように、これが中間マージンの増大につながる、あるいは相手国の輸出価格をそれだけ高く売つてもよろしいという、向こうの利益幅の増大につながる可能性がある、私どももいたしましては、この法律を適用いたします場合には、もちろん緊急の事態でございますから、政府が例の国民生活安定法に基づきますところの標準価格を設定する場合であるとか、あるいはそれに準ずるような価格を政府の指導によつて決定をいたします場合に、それを決定いたしますところの産業所管省、すなわち通産省であるとかあるいは農林省であるとか、こういうところから、標準価格を設定するについて、かりに関税を引き下げればそれだけ標準価格が低くしてかかるべきであるという保障を得なければ、この法律を現実に実行をするつもりはないわけでございます。

したがって、この法律を発動いたします場合には、必ずそれが消費者に対して直接還元をされるような保障を、そういうことによつて得るような運営をいたしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○高沢委員 従来なかった新しい法律としての国民生活安定緊急措置法、これができて、その中で

利益に結びつけるような措置をさせるその保障といひますが、あるいはその見直しということ、ひとつ局長のお考えをお聞かせしたいと思います。

○大蔵政府委員 ただいま先生の御指摘のとおり、私もよくわける関税率法十二条に弾力関税のお認めをいただく以上、せっかく緊急な場合に政府の権限によつて一時的に関税を引き下げるということになった場合に、これが直接消費者の利益に還元をされるということでは、せっかくやることの意味はないと思ひます。

したがって、この法律の実際の運用といたしましては、とにかく何もしませんと、先生御指摘のように、これが中間マージンの増大につながる、あるいは相手国の輸出価格をそれだけ高く売つてもよろしいという、向こうの利益幅の増大につながる可能性がある、私どももいたしましては、この法律を適用いたします場合には、もちろん緊急の事態でございますから、政府が例の国民生活安定法に基づきますところの標準価格を設定する場合であるとか、あるいはそれに準ずるような価格を政府の指導によつて決定をいたします場合に、それを決定いたしますところの産業所管省、すなわち通産省であるとかあるいは農林省であるとか、こういうところから、標準価格を設定するについて、かりに関税を引き下げればそれだけ標準価格が低くしてかかるべきであるという保障を得なければ、この法律を現実に実行をするつもりはないわけでございます。

そういう標準価格の設定というふうなことができないようになったいまの段階では、当然それとの関連で今後発動される、その場合の措置ということをいま御説明になったわけですが、参考までに、従来、そういう国民生活安定緊急措置法がなかった段階でこの弾力条項を適用された場合に、そのときその対象になった品目が、消費者価格の安定に具体的にどういうふうな結果があらわれてきたというふうな実績があれば、ひとつお示しを願いたいと思います。

○大蔵政府委員 御承知のように、今日まで関税定率法の十二条におきまして弾力関税の発動の適用が認められておりますのは、要するに主要食糧品四品目と豚肉、砂糖の六つの品目でございます。

今日まで発動した事例が一番数が多いのは、豚肉に関する弾力の発動でございます。その実際の例について申し上げますと、昨年は価格の高騰いたしました三月から十月まで八カ月間にわたり豚肉関税の減免措置を講じてまいりました。要するに三ヶ月から十月までの八カ月間に日本に輸入されました豚肉の量は、十一万三千四百四十四トンでございます。その他の期間の輸入量は、昨年の場合、一万五千四百二十七トンであったわけでございます。この十一万三千四百四十四トンという八カ月間の輸入量にこの一万五千四百二十七トンを加えました年間輸入量は、過去の記録としては最大のものです。

その間、一番豚肉が国内におきまして高かったときには、キロ当たり五百五十一円、豚肉もいろいろの種類がございますが、一つの豚半丸枝肉というのを基準の例としておりますが、これが五百五十一円であったわけでございますが、それが減免期間の最終月である十月にはキロ当たり四百五十五円と、約百円その豚肉の値段が低下をいたしました。もちろん、これはその関税を引き下げたから下がったという保障はないわけでございますけれども、一応関税を引き下げたことも役に

立ちまして、大量に豚肉が輸入をされた。それによりまして国内の需給が緩和されました。(高沢委員「それは芝浦価格ですか」と呼ぶ)そうでございます。市況が落ちついたことにも大きな一助であった、かように私も考えておるわけでございます。本制度をうまく活用すれば、かような価格効果は出てくる、かように私も考えておるわけでございます。

○高沢委員 今後の問題として、いまの情勢のもとでさしあたりこの制度を適用するすれば、どんなふうな品目が浮かんでくるか、これはどういうふうにお考えでしょうか。

○大蔵政府委員 これは先ほど申し上げましたように、私ども一応この発動に関しましては、標準価格の設定、あるいはそれにかわるような政府の指導価格の設定、こういうふうなものと、現実問題としては、連動をさせながら発動をしたい、かように考えておるわけでございます。ただ、いま申し上げるわけにはまいらないと思っておりますけれども、たとえば紙であるとか、そういうふうなものが非常に急騰をした、それが関税を引き下げることによりまして標準価格を低く定めることができるというふうな場合には、考えられるかと思っております。

○高沢委員 私は、先ほど言いましたように、そういう措置をとられる際の政府とそれから関係の業界、企業との話し合いだけでは、今日から見て、われわれから見ても、なかなかそこは信頼できない、こういう感じが非常に強いわけでございます。そういう意味において、今後こういう条件が発動される際、国民生活安定法による標準価格の設定なり指導価格の設定と連動する、これは一つの保障になるかと思いますが、同時に、この大蔵の問題としては、この委員会のたとえば理事会、ここには野党の代表もそれぞれおられるわけでありまして、から、こういうところと十分協議もされ、あるいは情報も提供し、その意見も聞くというふうな段取りをしなから進められるというふうな措置がぜひ必要ではないか、こう私は考えるわけですが、

局長のお考えをお聞かせ願いたい。

○大蔵政府委員 私どものところに、御承知のように、関税率審議会という審議会がございます。関税に関する重要な事項はすべてその審議会の意向を伺いをするということになっておりまして、四十八年度におきまして、年間を通しまして約十七回ぐらい開催をいたしました。非常に熱心に関税率の問題に關しまして審議していただいているわけでございます。その審議会におきまして、これを発動するときには、必ず消費者の利益に還元をされるようなことが保障されるために、要するに、その審議会の意見を十分に聞くようにという御意見も私も受けておるわけでございます。いまして、その意味におきまして、国会開会中ではないような事態におきましては、必ず関税率審議会にもおはかりをして、これを発動いたしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。もちろん、国会開会中でございますしたら、その旨をこの委員会におきまして御意見を承る、こういうことはもちろん考えまいると思っております。

○高沢委員 私は、この点は、国会開会中であっても、閉会中審査ということもありまして、必要に応じては各党の理事に積極的に御連絡になつて、そしてその上でその意見を求め、そしてその報告もしながらこの措置を進める。これは租税法の主義というワケをこの部面に関してははずすという重大な措置でありますから、こういう措置はぜひとられるべきではないか、こう思います。で、重ねてひとつ御意見を聞きたいと思っております。

○大蔵政府委員 私どもがこの法律によりましてこういう権限をいただきます以上、それが国民のためになるように運用いたしてまいることが当然の話でございます。御指摘のように、この発動に關しましては、国会方面の先生方の御意見も十分に承りながら、ただ緊急の場合、あるいはいろいろな事態が生ずるかと思っておりますけれども、御趣旨の点は私どもも十分体しまして、これを運用し

てまいりたい、かように考えております。

○高沢委員 次に、重油あるいは石油の関税のほうの關係であります。この關係では、現在の制度の仕組みとして、重油関税あるいは原油関税が石油特別会計の歳入に入る、こういうふうな形になっております。予算を見ますと、昭和四十八年度のその関税収入は千三百四十四億、こういうふうな予算になっておりますし、それから四十九年度は千三百六十三億、ほとんど横ばい、変化がない、こういうふうな数字になっております。そこで、四十八年度が昨年末から非常に石油情勢の変動が伝えられて、あとになってみて、それはつくられた危機であったということもいわれておりますが、その辺を織り込んだ四十八年度の実績がどの辺でおさまる見通しであるか、それをひとつお聞きたいと思っております。

○大蔵政府委員 原油関税は、御承知のように、従量税でございます。一キロリットル当たり六百四十円というところでございまして、今年度の日本に對します原油の輸入は、大体二億八千万キロリットルではないかと思っております。したがって、私どもはそれを前提といたしまして、四十八年度中の原油の関税の見込みは一千三百八十二億四億というところで、予算が一千三百四十四億というところでございまして、約四十億程度予算よりも実績が上回る、かように計算をいたしておるわけでございます。

○高沢委員 今度は四十九年度ですね、これはこれからの問題ですけれども、それはこの千三百六十三億という数字と対照に見ておられるとすれば、この四十八年度の実績から若干の減少になることになるわけですが、この辺は、そういうキロリットルの關係ではどういうふうに見ておられますか。

○大蔵政府委員 政府でつくりました経済見通しで、四十九年度中に二億七千万キロリットルの輸入ということが前提となつてつくられておりますので、私どもも石油関税の収入見通しといたしましては、それを前提といたしまして、一千三百六

十三億円と四十九年度は見込んでおるわけでございます。

○高沢委員 重油に関しては関税割り当て制度がある、そのワケが拡大をされる、こういう予定であるというふうに関係しておりますが、その措置はどういうふうにお考えになっておりますか。

○大蔵政府委員 これは先ほど申し上げました関税率審議会の割り当て部会におはかりをして、上期、下期と一年を二期に分けて割り当てをいたすわけでございますが、これは産業所管省であるところの通産省、具体的には重油の場合には資源エネルギー庁のほうで、要するに上期におきまして重油の必要見込みを前提といたしまして割り当てをいたしますので、これから資源エネルギー庁と相談をいたしまして、どのくらい上期に割り当てられるかということを含めて段階でございまして、いまのところ、どのくらいの数量になるということを決めたしておるわけではございません。

○高沢委員 新聞報道では、五割程度拡大されるようであるというふうに伝えられておりますが、その辺は大体的なものを伝えておると見ていいわけですか。

○大蔵政府委員 御指摘のように、一月月ほど前でございますが、大蔵省の意見として五割程度割り当てが拡大されるというような記事が出ていたのを私も記憶しておりますけれども、これは大蔵省として新聞記者にそういう意見を話した記憶は私としても全くございませんし、また、ほかの係官に尋ねましても、全く記憶がないわけでございます。要するに、これは今後資源エネルギー庁の意見も十分に聞きながら定めてまいらるわけでございます。五割という数字には全く根拠はないわけでございます。

○高沢委員 その重油なり原油なりの輸入の関税ですが、輸入価格が非常に上がってきておるといふふうな状況であるわけですが、しかし、それを原料あるいは燃料とする全体の経済の中の物価という関係では、これを安定させなければならぬという

非常に重要な要請があるということ、そこに占める関税というものは、これは一方では、石炭対策というふうな産業政策の原資になる、こういうふうな位置づけにあるわけですが、それらの関係をにらみつつ、この重油、原油に関する現在の関税制度、これは先ほど言われましたように従価税というふうな形になっておりますが、これを変更されるお考えというものが一体あるかどうか。

もし従価税が従価税というふうなことになるますと、こういう価格の動向の中で非常に大きな影響が出るということになりますし、また一方、四十九年度の税制改正に関する答申の中では、これは一般論としてではあるけれども、そういう間接税のあり方として、従価税から従価税への移行についても検討すべきであるというふうなことも出されておるわけですが、この関税の関係、特に石油に関する関税の関係で、いまのような従価税と従価税というふうな関係を何らかに検討されるお考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○大蔵政府委員 関税の場合には従価税と従価税の問題と、それからいわゆる間接税の場合には、若干違うのではないかと思います。

と申しますのは、間接税の場合には、要するに、いろいろな物の税負担ということを中心として判断をすべき問題かと思っておりますが、関税の場合、その中にも二つの種類がございまして、かりにいわゆる奢侈品的な物に對してはかかる関税である場合には、高い物、要するに担税力のある人間が買うところの高い品物に對して高い税金をかけるという意味におきまして、従価税のほうが正しいかと思っております。

一方、関税の主たる機能でございまして、この国内産業の保護という観点からいたしますと、外国から入ってくる高い物に對して高い関税率をかけるまします高くなるという、国内産業としてはその面はあまり関係がなく、むしろ国内産業保護のためには、安く入ってくるものに対してある程度の関税をかけてこれを高くして、要するに、国内産業に競争力をつけさせるといふところに意味があるわけでございます。したがって、関税の場合には、従価税よりもむしろ従価税のほうが適当であるという面もあるわけでございます。

したがって、これは個々の品物の性格によりまして、従価税にするべきか従価税にするべきかということは判断をしないでならぬ問題かと思っておりますが、石油関税の場合には、これは若干現在の関税体系の中におきましては特殊なものでございまして、現在の関税の中で、いわゆる財政関税として、石油対策のために必要な資金を国が調達をする財源として石油に對して関税がかかっているというふうなところになっておるわけでございます。いま、国内産業の保護という意味は、原油関税の場合には全く持っておらないと思っております。

したがって、これが現在一キロリットル六百四十円という関税価格になっておるわけでございますが、従価税になっておるわけでございますが、原油に對して従価税関税をかけることがいいか悪いかということ、いろいろな見方があると思っております。

ただ、現在のところは、いわゆる政策関税といたしまして石油対策費のために原油に對して従価税がかかっているわけでございますけれども、これに關しまして、これだけ値段が高くなったのであるから、しかも、国内産業保護というものの意味がなければ、これはもうはずしてもいいではないかという意見もある一方、やはり石油を無限に使うことができない以上、国民が石油をできるだけ節約をして使うためには、ある程度関税をかけるのもいいではないかという意見もあるかと思っております。

したがって、これは政策判断の問題であるうかと思っておりますけれども、今年度資源エネルギー庁におきまして、将来の日本のエネルギー対策のあり方というものを一年間かけて検討するということをお願いしております。したがって、私どもといたしましては、これと密接な関連をとりながら、

将来の日本のエネルギー政策のあり方との関連におきまして、原油関税のあり方をも検討してまいらなくてはならない、かように考えておるわけでございますけれども、五十一年度まで石油石油特別会計が御承知のように存続をしておりますので、現在のところ、この一キロリットル六百四十円という原油関税のあり方を変更するということは考えておりません。もちろん、これを従価税に改める、こういうことも考えておるわけではございません。

○高沢委員 いま触れられた原油関税と石油対策との関連、それがいいか悪い、今後どうするかという問題は、これはまた関税局長の持ち分とおのずから違ふとは思いますが、この点では、私どもは、石油の関税をどうするかという問題と切り離して別個に、石油対策としては、当然石油は国内で産出するものが国から見れば一番大きなエネルギー源であるわけですから、これの開発、そして高度の利用ということのためには、むしろ一般財源でそのための対策を別個に講ずる。石油の関税問題はこれとは切り離した別な観点から、いまおっしゃったような国民生活との関係でどうかというふうなことから判断していくことが正しいのではないかと、こう思うわけですが、この点、租税当局の立場からいいますと、大体、従価税、従価税というふうな関係ではお考えをお伺いしたわけですが、石油政策との関係で御所見があればひとつお聞きしたいと思います。

○大蔵政府委員 確かに石油対策のあり方の問題に關しましては、私関税局長としての立場からは、これは自分の所管の外の問題でございまして、けれども、いろいろな意見がそれぞれあるかと思っております。また、現に今年度の関税定率法のこの内容に關しまして私も自身が検討をいたしました際に、現在かかっておりますところの原油に對する関税のあり方に對しましては、十分な議論を交はした関係でございまして、十分な議論を交はした関係でございまして、その御意見の中には、要するに、これだけ原油が高くなったのであるから原油に關税

をかけているのはおかしいではないか、こういう意見も非常に多数あったことは、これは否定できません。またさらに、これは石炭対策のための関税ということであって、これを現段階においてやめるのはおかしいという意見もございました。

したがって、私もいたしましては、やはり先ほど申し上げたように、日本のエネルギーの将来のあり方ということと全く関係なく、関税の面からだけ自分の庭先をきれいにするということだけの観点からこれを判断するわけにはまいらない問題ではないか、かように感じておるわけでございます。したがって、これだけエネルギー、ことに石油の問題が日本にとりまして重要な問題になったわけでございますから、今年度そういった問題を踏まえて、この原油関税のあり方というものに關しまして基本的に検討をいたしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○高沢委員 たいへん輸入価格が石油に關しても上がつてきておられますが、この結果としての四十九年度の外貨の支払い、これはどんなふうな見込みを持っていますか。

○平井説明員 お答えいたします。四十九年度の石油の輸入につきましては、量的には先ほど関税局長から御説明申しましたとおり、二億七千万キロリットルを見込みまして、金額的には約百五十億ドルを見込んでおります。

○高沢委員 そこで、その関係で、これは日本も非常に大きなふうな石油のための外貨の支払い、これは他の欧米諸国も同じようにするという情勢が出てくるわけで、そこでいわゆるオイルダラーというものの大きな存在が、国際的な通貨情勢、あるいはまた国際的な金融情勢というものに対して、実に深刻な影響を与えるようになるだろうと思うのですが、その国際的な影響と、今度はそれが日本へ及んでくる影響、こういうふうな影響をどういうふうにならなっているか、お聞きしたいと思います。

○平井説明員 ただいまお尋ねのオイルダラーの

問題でございますが、原油価格の上昇に伴いまして、いわゆるOPEC、産油国側にとどの程度の外貨が入るかという点につきましては、四百億ドルと六百億ドルともいわれておりますが、かなりの外貨がOPEC側に支払われるということは、これは避け得ないことだと思ひます。

ただ、これだけの外貨がどのように運用されるか。ある程度はOPEC国の輸入の増ということになりまして、先進国のほうにはね返ってくると思ひますが、その他のものにつきましては、いろいろな形で資本市場に出て運用されるのじゃないかというふうに考えられております。具体的にはまだ今後の問題でございます。石油価格の上昇がフルに働いてまいりますのは本年後半のことかと見られておりますけれども、その場合に、資本市場に、ユーロ市場が主かと思ひますが、出ました外貨、これがどういふふうの流れにいくかという点は、ただいま御指摘のとおり、本年以降の国際金融情勢上非常に大きな問題になっております。ただ、いまのところはまだ今後の問題ではつきりしたことはわからないわけでございますけれども、まあ先進国側といたしましては、何らかの形でこれを借り入れるというふうなことになるのではないかと存じております。

わが国の場合に、いま御指摘のどういふ影響があるかという点でございますけれども、先ほど申しましたように、来年度の輸入を四百三十七億ドルほど見込んでおります中で、百五十億ドルの石油の輸入があるわけでございますけれども、同時に、輸出のほうにもある程度その輸出価格の上昇というものを見込まれますので、明年度の国際収支の見通しにおきましては、かなりの石油の支払いの増はございますけれども、一応貿易収支上ではなお三十四億ドル程度の黒字は出るのではないかとこのように見込んでおる次第でございます。

○高沢委員 私は、この関係は確かにどうあらわれてくるか見きわめるのになかなかまだ見きわめがたい情勢だと思ひますが、ただ、従来、この種の問題が、たとえばドルと円との関係において

も、アメリカのニクソン大統領のことで何か出てきて、こちらは大幅になるという経過を重ねてきております。その意味においては、むしろいまの段階から幾つかの想定される仮説を立てて、その仮説に依拠して、その場合には対応策はこうでなければならぬ、この場合には対応策はこうでなければならぬというふうな幾つかの仮説を用意しておいて、そしてそれがあらわれてきたときに、即座に対応できるといふような体制も準備すべきじゃないか、こういうふうに考えるわけですが、情勢が定まるまでただ待つて、見る、ウェイト・アンド・シーというふうなことがなくて、むしろそういう仮説を幾つか積極的に立てて、対応策のA、B、Cそれぞれ用意をしておくというふうなことが必要じゃないかと思ひますが、いかがですか。

○平井説明員 お答えいたします。

ただいま申しましたように、わが国にとりましても、何らかの形でこのオイルダラーというふうなものを吸収するといふような必要も出てまいろうかと存じておる次第でございますが、実は御案内のとおり、昨年来わが国の国際収支はかなり赤字を続けてまいりましたが、その主たる原因が、いわゆる資本勘定の赤字にあつたわけでございます。

したがって、この点も踏まえまして、かつ今後におけるオイルダラー等の問題も考えまして、昨年未だのいわゆる外貨と申しますか、外資と申しますか、その取り入れにつきまして政策を若干変更いたしました、外債の発行でございますとか、インパクトローンの取り入れでありますとか、この点につきまして為替管理面を非常に自由に申しますか、フレキシブルにいたすと同時に、税制上の面でもある程度手当てをいたしまして、こういうものがわが国に入つてきやすいように、そういういかまをとおつておる次第でございます。

○高沢委員 今年度のわが国の保有外貨、その推移ですが、四十八年の年初には、百九十億ドルをこえるほどの非常に大きな保有外貨ができておつ

た。それがその後の情勢でもって、非常にまた急に減少したということになっておるわけですが、現状ではどのくらいの保有外貨の量があるか。

今度は、その保有外貨の内訳ですね。これがよく問題になって、わが国は手持ちの金が非常に少ない。一時は金とさういふドルとの関係で問題になったわけですが、ドルで手持ちをしておるにしても、短期債券あるいは中期債券、長期的な債券、いろいろあると思ひますが、その保有外貨の量と内訳の現状をちょっとお聞きしたいと思います。

○平井説明員 先月一月末におきますわが国の外貨準備でございますが、百十五億六千六百万ドルでございます。内訳は、金が八億九千万ドル、それからSDRが五億一千三百万ドル、このほかにゴールドトランシュと申しましてIMFに対して一種の債権でございますが、いつでも外貨になす、これが六億二千九百万ドルございまして、残りの約九十五億ドル、これがすべて外貨ということに相なっております。

この外貨の内訳は、ほとんど全部米ドルというふうにお考えいただいてよろしいかと思ひます。ごく少額ドイツマルクあるいはスイスフラン等ございしますが、全額米ドルとお考えいただいていかと存じます。

どういふ形でこれを持っているかという点でございますけれども、大部分は銀行に對します預金並びに主として米国の政府証券に対する投資という形で運用いたしております。

○高沢委員 その米国の証券という形の手持ちの關係ですが、昨年さういふ非常に大きな情勢変動の中で、アメリカの債券市場で長期債をかなり売出された。一時的に相当日本からの売りが出て、アメリカの市場においてははるかに債券の値下がり、その結果、わが国として国損を生じた。こういうふうなことも新聞の報道では伝えられておるわけですが、この点についての情勢はどうだったのかということをお尋ねしたいと思います。

○平井説明員 御案内のとおり、昨年度わが国の外貨準備がかなり急激に減少いたしました。その間の過程におきまして、従来比較的長期に運用いたしておりましたものを短期に切りかえるという操作をいたしました。ただいま正確に金額は記憶しておりませんが、その結果として、アメリカの公債市場の市場価格にある程度の影響が出たようでございます。

ただ、当初わがほうといたしましては、それを長期に運用いたしました結果、比較的高利の運用利回りを得ておりました関係上、結果的には、わが国として損になったというふうには考えていないわけでございます。

○高沢委員 国際ラウンドについてお尋ねをしたいと思いますのですが、昨年の九月十四日に東京会議が行なわれ、東京宣言がなされた。それでこれは五十年に完了という予定になっていたわけですが、何ぶんにもガットの体制あるいはIFM体制が非常に混乱状態になっておる。そしてアメリカを見れば、かなり保護貿易的な傾向も出てきておる。あるいはECでは地域主義が進んでおる。また全体としての南北問題、これも課題として非常に叫ばれながら、むしろその格差を開いていく方向に進んでおる、先般の田中総理の外遊にあたっていろいろ起きた問題も、やはりこういうことを背景に踏まえておるといふことだと思ふわけです。

そこで、そういう情勢の中で、この東京ラウンドを進めていく。その進めていくにあたって、せっかく東京でそういう国際会議もやっておるといふことからすれば、そういう国際的な関税政策あるいは通商政策のあるべき原則といふことが方向を設定していくにあたって、わが国が指導的な役割を果たすことが必要じゃないか、こういうふうにも考えるわけです。しかも、その面でも指導的な役割を果たす中で、わが国とたとえばアジア諸国との、そういう従来の経済協力関係あるいは経済進出でいろいろ生じてきた重大な矛盾も、その中で解消されていかなければならぬ、こう思うわけですが、この基本的な方向づけについて、関

税局長のお考えをお聞きしたいと思います。

○大蔵政府委員 非常に広範な御質問でございますので、一口になかなかお答え申し上げにくい面もございますけれども、御承知のように、確かにケネディラウンドの場合には、これは関税の交渉が主体になっておったわけでございます。全体的に世界の自由貿易を拡大するということを目的といたしまして、全般的に関税を引き下げるということによって自由な競争を推進しようという一つの旗じるしのもとにおきましては、確かに国際競争力の非常に強い国々が、これは得をするわけでございます。関税が低くお互いに自由に売りたいところと売れるという情勢になっていけば、一般的に申し上げて、国際競争力の弱い発展途上国等には、これによって得るところは比較的少ないことになるわけでございます。

したがって、前回のケネディラウンドそのものの成果につきましては、いわゆる発展途上国の側からは、これによって得をしたのは先進国であつて、自分たちはこれから何らの利益も得なかった、こういうような批判の聲があつてきておつたことも事実でございます。

したがって、今回の新国際ラウンドにおきましては、それらの点も踏まえまして、いわゆる発展途上国の人々は、新国際ラウンドを開くことによって、発展途上国が利益を得るようなものではなくてはならないという基本的な姿勢をもつて当初から臨んでまいつたわけでございます。一名、この新国際ラウンドと申しますものは、発展途上国のためのラウンドということもいわれておるわけでございます。

今回、先進国側といたしまして、これを踏まえまして、発展途上国のためになるようなことを何とかしようではないか、お互いに話し合いをしようではないか、先進国のある一國だけが抜けがけの功名と申しますか、何かやるということではなくて、お互いに国際的に話を合つて、そういうことも考えていこうではないかということでも非常に大きな意味があるわけでございます。昨日

もちょっと申し上げましたけれども、現在ガットに對しましてこの新国際ラウンドに参加を申し込んでおりますところの八十六カ国の国々の中の半数以上は、発展途上国から参加の申し込みがあるわけでございます。発展途上国の新国際ラウンドに對しまして持つておりますところの期待も非常に大きいということを、ある意味におきましては示すものではないかと思ひます。

したがって、昨年の暮れ以来、非常に世界の経済情勢が石油問題を中心といたしまして変動をしておりますので、日本がこの新国際ラウンドに對していかなる基本的な態度で臨むべきかというところを最終的にきめますことは、通貨の問題もございまして、あるいは石油の問題もございまして、非常にこれはむずかしい問題であるかと私も思ひます。したがって、これから今年度におきまして一番重要なことは、私どもがこの新国際ラウンドに對して、日本にとつて国益に合致する方向で臨むのにはいかなる基本的な対策をもつて臨むべきかということと真剣に勉強することだといふふうな考えでおるわけでございますが、中でも発展途上国に對しましての考え方を基礎といたしまして、日本の態度をきめなくてはならない、かような基本的な考え方は持つておるわけでございます。

○高沢委員 この発展途上国との関係では、当然それらの国の産品である一次産業に関する産品とか、あるいはそれらの国の軽工業関係の産品とか、あるいはそれらの産品に對して、こちらが特恵を与える、あるいは関税率を低くするといふふうな対応策は、どうしても迫られるということになると思ひます。

それで、国際的な関税負担率といふものの数字を、今回のこの法律改正に伴つて提出された資料で見ると、日本の場合には例年ずつと下がつてきて、この四十九年度では三・九、こういうふうな見込みの数字が示されておりますが、アメリカなり西ドイツなりあるいはヨーロッパ、これらの諸国は、これに比べて五・三なり五・二なり、四十

六年度段階の数字がそれほど下がつてきていない、大体横ばいではないか、こういうふうに見られておる。それだけ現状においても関税負担率の差がある。こういう状態のもとでなおかついまのような要請に日本としてこたえなければいけない、こういうことになるわけですが、いまのような点を考慮に入れながら、この新ラウンドの中で日本がどういふ対策をとるかということとは、どういふふうにお考えになっておりますか。

○大蔵政府委員 確かに昭和四十九年度におきまして、わが国の関税負担率、いわゆる関税収入を総輸入額で割り出した数字は、三・九といふふうに非常に低下することになります。と申しますのは、先ほど来議論になっておりますところの石油関税が、わが国の場合一キロリットル六百四十円という従量税になっておるわけでございます。一方、石油の価格そのものは非常に高騰をいたしておまして、先ほど平井審判官からお話をいたしたように、明年度二億七千万キロリットルを前提といたしまして百五十億ドルを払うことになりまして、実は従量税としてキロリットル六百四十円という金額をきめました際には、昭和三十七年度に、当時の値段がちょうど一キロリットル五千三百円でございます。その関係上、その一〇%ということとを前提として考えておつたわけでございます。ところが、この二月以降のよう

に、一バーレル当たり九ドルをオーバーするようにな石油の値段になってまいりますと、率に換算をいたしますと、石油の関税と申しますものは非常に低い率になってまいるわけでございます。

したがって、それが非常に大きく影響をいたしまして、御承知のように、石油に關しましては千三百億円にのぼるような関税収入でございます。関税収入の中におきまして石油関税の占める比率が非常に大きいために影響をいたしまして、いわゆる総輸入額に對します関税収入は低くなつておりますが、問題になりますのはいわゆる製品関税、列国との比較をいたします場合には、いわゆる製品関税率といふものが各国の関税率を

比較する場合の一つのめどとなっておるわけでございまして、私どもも年々歳々関税を引き下げてまいりましたために、製品関税率の面におきましても、大体六・八％台というようなことで、列国に比較をいたしまして決して見劣りのしないような関税になっておるわけでございます。西欧の場合にも、あるいは米国の場合にも、大体製品関税率の平均関税率は六％台ということで、日本とは同じ水準になっておるわけでございます。

したががしまして、私ども、関税に關しましては、日本といたしまして、ほかの先進諸國に先がけましてこれ以上製品関税率を引き下げるといふ必要は、対外國との關係においてはあまりないものと考えております。しかしながら、かりに下げるとすれば、これはむしろ国内問題として関税を引き下げる必要がある場合に下げるといふことで、國際的な問題におきましては、関税をあまり引き下げるといふ必要はないような感じを持っておりますけれども、いわゆる新國際ラウンドにおきましては、ケネディラウンドの場合と違ひまして、むしろ関税だけではなくて、貿易上のいわゆる貿易障害と称せられるもの、あるいはセーフガードをいかなるときに発動するか、またそれに対する監視機構はどうするか、あるいは先ほど来先生御指摘のような、南北問題を中心とする發展途上國に対する対策、あるいは熱帯産品をどうするか、こういうようないわゆる関税以外の議題が新國際ラウンドにおいては取り上げられるということになっておるわけでございまして、大體現状は、私どもの感じといたしましてはそういうようなことでございます。

○高沢委員　最後にお尋ねをしたいことは、これはこの前の印紙税の際にも、われわれの同僚議員から聞かれた問題であるわけですが、直接税と間接税の将来への関係づけの問題です。

経済成長のいわばスピードが非常に早い。それからその中において、さらに加えて、物価の上昇も非常な大きな率で上がってくる。こうなりますと、その結果は、税収の弾性値の大きい所得税など

りあるいは法人税なり、こういうところへは非常に大きな自然増収が出る。その自然増収を一方で減税財源にも充てるし、一方で政策財源にも充てる、こういうふうなやり方で、しかも、年々結果としては、財政規模は非常に大きく伸びてくるといふふうな形で従来来たわけですが、こういうふうな形が今後も継続できるのかどうかということは、私はかなり根本的な問題じゃないかと思ふわけです。

その場合には、これからも従来のような高成長が続くのか、また特に物価の上昇、これが今後も非常に大きく続くのかということが一つありますし、逆に、経済的な見通しとしては、今後は成長が非常に低成長の段階に入るといふような見通しを持つか、そのことによってこゝろいう租税のあり方の基本的な形も当然変わらなければならぬ、こゝろいふようなことであるわけですが、まず第一に、そゝろいふ今後の見通し、これをどういふふうにお考えになつておるか、これもたいへん大まかな、むづかしい見通しだと思いますが、主税の大倉審議官のはよりからひとつ御説明願います。

○大倉政府委員　ただいまの御質問にございます。今後の見通しにつきましては、前提になります経済情勢の推移が従来の私どもの作業では、御承知の経済社会基本計画を念頭に置いてやっておったわけでございます。経済社会基本計画が想定しておりますような、経済はかなり安定的ではあるがかなりの成長があるという予測のもとでは、まさしく高沢委員の御指摘のように、ほうっておけば所得税のウエートが相当急速に伸びてまいる。法人税は実は経済成長そのものに対して大きな弾性

値を持つておるわけではございませんけれども、若干一に比べればプラスの弾性値を持つておりますが、間接税は、逆に一般論としましては、一よりも低い弾性値しか持たないということで、四、五年というレンジでものを考えました場合に、かなりの所得税の減税を行なつてまいりまして、なおかつ直接税のウェイトはじりじりと上がつてくるのではないかというような予測を持つておつ

たわけでございます。

ただ、経済社会基本計画が基本的に改定される
 というようなことになります場合には、あらため
 て新しい予測のもとでの想定をいたしてみたい、
 かように考えております。

○高沢委員 私は結論から言いますと、いまの日本の資本主義経済というもので、インフレーションという問題は、これはなかなか直るということはないのじゃないか、こう思うのです。われわれはインフレをとめるということで要求もし、またそのための戦いもしているわけですが、しかし、財界を背景として、そして自民党の政治が統制られる、こういうことが前提となる限りは、やはりインフレは進むのじゃないか、こういうふうな考え方を持つわけです。

これは國家独占資本主義がどうこうという議論も當然からんでくるわけですが、そういうふうにもインフレが今後進む。われわれのインフレをとめる、押えるという要求にもかかわらず、現実には進む。こういうふうな前提に立つとすれば、この税の構造は、いま言つたようなそういう弾性値というものが非常に働いて、その結果、國民の税負担という面においても、そのときどきの減税措置がいろいろとられるにしても、物価の上昇を取り戻す調整減税の効果も十分に持ち得ないような減税に結局は終つてしまふ。こういうことで、いわゆる所得の格差の拡大というものが構造的に進む。

こういふふりなことを前提に考えれば、そのもとにおける租税政策のあり方というものは、当然所得の再分配ですか、本来のそういう機能というものを最大限発揮するというよりなことではなければならぬわけであつて、そういう意味においては、租税政策の基本のあり方が、間接税、ことに一般消費税としての付加価値税というふうなものを導入するということにもちろんなつてはならないし、これは先般の質問の際にも大蔵大臣から、そういうことは考えておりません、こういうことが出されておりますが、それを押えながら、同時

に、直接税の面においても、勤労者に対する大幅な租税の負担の軽減、一方、大企業なり高額所得者からはしっかりと税金を取る、こういう面のいわゆる累進性の役割りというものを最大限に發揮させる。これは所得税もそうであるし、また法人税もその点でわれわれは主張しておるわけですが、そういうふうな税制のあるべき基本的な方向というものを、これは今後の見通しとの関係で、われわれの見解として申し上げたいと思つてゐます。

そうしてそれに関連して、ちやうど政務次官が見えたので、最初に実は生活関連物資に関する関税の弾力条項の拡大ということに關係して、こういう情勢では、当然行政が弾力的に対応しなければならぬという役割りが非常に大きくなる、そういう課題が非常に大きくなるということとし、それは結果としては、今度はいわゆる官僚制というものをまた進めるといふ、そういう矛盾した關係にあるということから、関税局長には、そういう弾力関税制度を適用して品目を選んだ場合には、それが確實に消費者にとっては価格の安定につながる、引き下げにつながるというふうな効果を出すことが、官僚制という弊害を防ぎながら、行政の弾力性という役割りを果たすことになるのではないかとこのことを申し上げたわけですが、ここではひとつ政治家として政務次官に、いま言った弾力性ということが要求される情勢のもので、なおかつ官僚制あるいは官僚主義を防ぐ、こういう面についての御見解をひとつお聞きしたい、こう思うわけです。

○中川政府委員 税金は、御承知のように国家の権力をもって徴収するわけですから、官僚制であつてはならないというところから、租税法定主義というものが憲法で定められて、国会の御審議を逐一仰いでおつたわけですが、御承知のように、最近の異常な物価高、国民生活に非常な不安を与えるというところから、許される範囲内での弾力条項ということで、今回もほんとうに大事な物資に限ってやらしていただくようにお願いして

おるわけでございます。

しかし、この運用にあたつては、これが官僚的なものにならないように十分配慮してまいり、特に関税率審議会にもはかりまして、適正な運用をはかつて、国民の皆さまから官僚的な、ファッショ的なやり方だと言われることのないように十分配慮していかねければならない、このように考えております。御指摘のとおりでございます。

○高沢委員 以上で質問を終わります。

○安倍委員長 午後一時より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後一時四分開議

○安倍委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。村山喜一君。

○村山(喜)委員 今回、関税率法の一部改正が提案をされておるわけでございますが、まず初めに伺いをいたしますのは、石油関税のあり方の問題でございます。

そこで、しつかり基礎を据える意味において、原油及び石油製品の輸入数量と、それから輸入価格の動向について説明をお願いしたいと思います。

○大蔵政府委員 輸入数量は年別で申し上げますが、あるいは月別で申し上げますか。

○村山(喜)委員 四十七年と四十八年分並びに十二月と一月。

○大蔵政府委員 四十七年度の石油の輸入数量は、(村山(喜)委員「暦年だ」と呼ぶ)暦年の輸入数量は、ただいま手元に四十七年度しかございませんで、四十七年は四十七年度で御許しをいただきますと思ひますけれども、四十七年度が二億三千三百三十五万キロリットルでございます。それから四十八年の十二月が二千五百三十一万八千キロリットルでございます、一月が二千九百九十九万九千キロリットルでございます。

その間、四十七年度におきます輸入単価の平均は、一キロリットル当たり四千八百九十三円ということになっておりますし、昨年の十二月、二千五百三十一万八千キロリットル入りしましたときには、輸入の平均単価はキロリットル当たり八千八百四十円、さらに一月に入りますとそれが一万一千六十円となつておりました。さらに最近、二月の下旬以降これがさらに急激に上がつてまいりまして、円貨換算はいたしておりますけれども、二月の下旬におきます石油の輸入単価は、一バーレル当たり九ドル七セントになっております。

○村山(喜)委員 私もここに関税当局から資料をもらつておるわけですが、四十七年、四十八年の全体の数量が出ております。そして、価格も揮発油から灯油、LPG、それに軽油、重油合わせましての数字もいただいておりますが、この中で見てまいりますと、トータル分といたしまして、四十八年は一兆八千五百四十九億五千七百円、原油並びに石油製品を輸入しているということになりますね。

そして、最近の価格の足取りを見ますと、たとえば、原油の場合にはキロリットル当たり一万一千六十円、それから揮発油が一萬三千六百七十七円、灯油が一萬二千円、それに軽油が二萬七千二百五十五円、重油が一萬五千九百八十八円、それにLPGが一萬七千九百六十九円、こういうふうになつておるわけですが、この価格の上昇の中で一体、これからの外貨事情の問題等もありまして、これはまた塚田委員のほうで外貨の問題については触れることに相なつておりますので、私がお尋ねしたい点は、こういうふうな数量的にも決して減つていないし、まあ伸びてきておるわけですが、こういうような価格が上昇をしていく中で、関税政策としては、どういふような政策をとつたほうがいいというふうにお考えになるのか。

今度の改正の中でも、若干はそういうふうなものが見えておりますが、この際、大蔵大臣は石油

関税のあり方についてどうなければならぬというふうにお考えになつておるかを明らかにしていただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 石油関税につきましては、関税率審議会におきまして、これは非常な議論があつたところなんです。それで、この審議会の相当多数の委員から、四十九年度関税改正において、石油関税制度を再検討すべきだという意見もありました。一方におきまして、石油政策の問題があるわけでありまして、それで、これと密着しておる関税問題でありますので、その結論を急ぐわけにはいかなかったのです。そこで、この一年間十分検討いたしましてひとつ妥協な結論を出そうじゃないか、そういうことになつたわけなんです。

関税制度一般につきましてはどういふ見解かというお尋ねでもありますが、要するに、いま最大の問題は何かといつても物価の安定だ、国民生活物資の確保である、こういうことでありますので、関税政策も、当面、その政策の運用の焦点をそこへ集中していかねばならない、こう考えております。

○村山(喜)委員 関税率審議会では、四十八年度末をもつて根本的な再検討をはかるという決議をしております。本来であるならば無税であるべき重油、原油の関税を、製品、商品前に徴収をして、その収入の一部を備蓄相当分に充当をするという考え方で、いわゆる関税還付型の消費者転嫁として、四十七年度に石油特別会計が生じましたわけですね。ところが、これは暫定二年というところで発足をいたしましたわけですね。

そうなりますと、当然、ことしは四十九年度でございまして、四十七年度、四十八年度の二年の間に於いて暫定的なものとして発足をいたしましたことになると、ことしは構想新たなものとして、四十九年度はその結論を出さなければならぬという年になつておると思ひます。それがなぜ今日、そういうような線をお出しにならないのかということなんです。

ということ、四十六年に日米経済協議会が開かれて、四十七年の四月からは軽油、重油の自由化をやりますということも協議をされて決定をされておるわけであります。自由化後二年間は関税制り当て制度をとることは認めるが、というふうな話し合いも過去においてなされた事実もあります。とするならば、国際的には石油関税というものは撤廃をされているというのが、世界の主要石油消費国の現状でもある。そのときに日本だけは特別な形をとらなければならぬのか。

今回提案をされました中に、この重油なり、液化ガスあるいは揮発油、灯油、こういうふうなものがございますが、この中の中身を見てみましても、製油用というふうなものはキロリットル当たり六百四十円、そのほかのものは、二次税率でキロリットル二千二百八十円というものが重油の関税でございます。液化石油ガスの場合でも、五百五十円に對して製造用は二百八十円、揮発油の場合にいたしまして、千七百五十円に對して製造用のものは二百二十五円、灯油の場合には、これは区別がないようでございます。キロリットル当たり千十円。こういうふうなふうに製造用のものには安い関税をかける、一般の消費用のものについては高い関税をかける。私は、はたして、現在のエネルギー消費を節約していかうじゃないかという情勢の中で、こういう税制、関税の政策というものが依然として続けられるという必要性がどこにあるのかという点を、この際、明確に大蔵大臣から、そういう国際的な約束までしておきながら、あるいは関税率審議会のそういう方針が出されておるにもかかわらず、なぜいまだ依然としておとりになつておるのか、そしてそれが暫定的なものであるとするならば、いつ結論を得て処理をされる方針であるのかを、明確に承つておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 村山さんの御指摘の、国際関係があるんじゃないか、つまり、石油関税につきましては国際的な何か約束でもあるんじゃないかと

いうお話でございますが、さようなことはないんです。

ことし、私どももずっとこの問題は検討してきたわけなであります。石油問題が発生した。そして石炭のエネルギー資源としての地位というものも非常に変わってくるわけです。この石油関税は、その石炭政策と密着不可分の関係にあることは御承知のとおりであります。その密着不可分の関係にある石炭政策というものが、なかなか早急の際に立てにくい、こういう事情がありまして、関税率審議会におきまして、一年間みっちり検討して結論を出せ、こういうことになっておりますので、そのようにいたしたいというのが考へ方でございます。

○村山(書委員) そういたしますと、一年後において、来年度は新しい構想のもとに結論を得てお出しになる、こういうふうに考えていてよろしいですね。

○福田國務大臣　さようにいたしたいと考えてお
ります。

○村山(書)委員 資源エネルギー庁の熊谷石油部長にちよつとお尋ねをいたしておきたいと思いますが、石油の得率の問題です。これはどういうふうになっているのか。私が聞いておりますのは、原油の中からどういうようなものを製造するかということは、一つの得率がある。上下に一％ぐらいは伸ばし得るけれども、という話を聞いています。わけでございます。

その内容は、LPGの場合が三・一、ガソリンが一〇・六、ナフサが一・二・一、ジェット燃料が一・六、灯油が八・九、軽油が七・〇、重油のAが六・九、Bが四・六、Cが三・九・九、アスファルト用のそりいうようなものが二・八、自家燃料分が二・五、ロスが〇・一、こりいうような得喪があるというふうに聞いているのですが、これだけ日本の石油精製の場合には、標準的なものとして受けとめてよろしいのですか。

○熊谷政府委員 先生がおっしゃいましたように、製品の得率につきましては自由自在に変える

ということではできませんで、日本の場合には、太
 体いま先生がおっしゃいましたような水準でござ
 います。

例を申し上げますと、四十八年度下期の生産得率を私どもは、ガソリンにつきましては一〇・七八、ナフサが一・二三、合計二三%でございます。それからジェット燃料は一・九九、灯油は八・一六、軽油は六・六九、A重油は六・九、合計二一・七五、いわゆる中間留分でございます。それからB重油が五・三五、C重油が三九・八、重油の合計が五二・〇六、こういうような計画を当初組んでおりました。

最近におきましては、ことしに入りまして一
二、三月、私どもとしましては、とりわけ灯油な
り軽油なりA重油なり、この辺のところが生食用
の確保の点で必要でございましたので、この三月
月は中間留分のほうに得率を上げるといふよう
指導をいたしておりまして、試みにこの三月の俵
給目標におきましては、灯油につきましては八・
六五、軽油は六・七一、A重油八・二一、合計
いたしました二・三・五七、これは当初の計画から見
ますと二ポイント程度上げているというのが実績
でございます。

○村山(喜)委員 私が先ほど読み上げたものと、下に一％ぐらいの開きがありますが、大体そういう範囲であるようにございます。

ところが、この前ニクソン大統領が石油、
ジャーとの間に汚職関係があるんじゃないかとい
うことで、アメリカの国会の中でいろいろと追及
をされておりました。その中で報告が出されてい
るのを見てみますと、一九六九年のアメリカの国内
精製産出量——連邦取引委員会の石油産業に関す
る調査レポートが出されたという記事がございま
すが、この中から見てみますと、ガソリンの得率
が四五・五、蒸留燃料油が二一・六、ジェット燃
料が八・二、それから灯油が二・六、潤滑油が
一・七、そういうような形で残滓燃料油が六・
八、こういう数字が出ておるわけです。それな
ってまいりますと、製法のやり方によっては、

いま私が申し上げましたように、ガソリンを四
五・五という得率に高めることができる。これは
客観的な数字でございますが、日本の場合にはそ
ういう技術というものはないので、これは
一体どういうふうに受け取っていらっしゃるの
ですか。

○熊谷政府委員　日本の場合には、石油製品の需要を占めておるわけですが、アメリカの場合には、それに相当するのがガソリン需要でございまして、その辺は、いま日本のガソリン需要が大体一割程度というのと比べますと、かなり構造的な違いがございます。

アメリカの場合には、製油所が国内に不足いたしておりまして、最近、ここ一、二年冬場におきまして燃料油の不足というのが問題になりまして、製品輸入をかなりいたしておるわけでございまして。そういった需要構成の違いが、いま精製いたしますウエートの違いということになってまいっておりますのだからと存じます。

○村山(喜)委員　だから、製法のやり方の違いによりましてこういう差が出てくるということとは、われわれが製品輸入をはかる場合に、どういう角度からその関税政策というものを立てるかという問題にもつながってくると私は思うのです。ということは、原油を入れて、日本の国内で精製をする。その場合に、たとえば日本の石油産業を発展させなければならぬということで、ナフサに回す割合を一定にするというふうなことを、

割合をよけいにとる。したがって、ナリンの油は少なくとも、あるいは灯油の得率を高める、そういうよりなやり方を石油のいわゆる経済政策というのですか、産業政策としてとることができると。日本の石油産業との結びつきにおいて、この得率というものを固定されたものとして受けとめておいたら間違ひがあるというふうに私は思つたわけです。

そこで、今度改正案として出されております重油、液化ガスあるいは揮発油、灯油、これのキロリットル当たりの関税のかけ方はたして合理的

なものであるのかどうか、この点を局長のほうから説明をお願いしたいのです。

す関税は、現在一キロリットル六百四十円ということになっておるわけでございます。これはもとも、昭和三十七年に従量税に変わりました一キロリットル五百三十円ということになりました際には、当時ちょうど石油のキロリットル当たりの原価が五千三百円でありました関係上、一応原油に對します関税が一〇%ということを前提として、五百三十円という値段がきまつたわけでございします。その翌年に石炭、石油対策に必要な財源を確保するという観点から二%上げまして、一%相当分ということで一キロリットル六百四十円ということにいたしましたわけでございます。現在、御承知のように、原油の値段が非常に高くなつておりますので、このパーセンテージに關しましては非常に低い比率になるわけでございますけれども、この一キロリットル当たり六百四十円ということを含めました際には、そういう前提のもとであつたわけでございます。したがしまして、原油に關しましては、一〇%ということは一応基準になる。

それから、石油製品に對しまする関税は、日本の場合、今日までの消費地精製主義と申しますか、できるだけ原油の形をもつて日本に輸入をいたしまして、国内においてこれを生産する、国内で石油製品を生産することを奨励するといふ見地から、一応二〇%をめどに石油製品関税がかけていた、こういうことが一つの目安になっておるわけでございます。

ところが、灯油に關しまして今年度も願ひを申し上げておりますのは、灯油に關する關稅は、いわゆる消費者保護という観点から、要するに、原油と同じ程度の負担をしていただくということにするべきではないかということで、灯油に關しまする關稅の引き下げを今回お願いしておるわけでありまして、全体的な基本的な考え方といたしましては、原油に關しましては一〇%、それから

製品に關しましては二〇%というのが今日のまでの考え方であつたわけでございます。

○村山(喜)委員 その價格は先ほど私が読み上げたわけですが、その上から見まして、いまおっしゃった原則がそのとおり比例的になつていないわけですね。改正案は工業用の灯油も家庭用の灯油も一緒にしてきておられます。ですから、灯油についても民生用中心に安定をさせようという考え方であるならば、工業用と家庭用とは區別を何とか、何かそういう具体的な施策が必要ではなからうか。それと、石油精製の消費地主義ですか、現地精製主義というもののあり方がいま問われているわけですから、その点についてももう一回検討していただく意味において、まあ改正案が出されておりますけれども、どうも基礎的な根拠が今日失われているような気がしてなりません。したがって、今後十分な検討をしていただきたいと思ひます。

そこで、これは非常に小さな問題でございますが、脱脂綿、ガーゼ、包帯という部類がございす。コード番号は五四一九二〇ですか、この内容でございすが、脱脂綿なりガーゼは医薬用品として入れているので、一、二、三、四、五の輸入をしなければならぬ必要性がございす。また輸入の実績がどれだけございすか。

○大蔵政府委員 脱脂綿、ガーゼ、包帯に關します昭和四十七年度におきます輸入額は、合計九千万円でございます。そこで、この脱脂綿、ガーゼ、包帯、こういったようなものの現行税率八%であるものを、今回改正案で四%にすることをお願いをいたしておるわけですが、脱脂綿、ガーゼ、包帯等、こういったような種類のものは、税関を通ります際に、似たようなものではないかと、税関に多くございまして、似たような種類のものが税率が異なつておられます。私も税関実務上の観点から申しますと、非常に困惑をいたす場合が数多くございまして、似たようなものの中で一番低い税率に一本化したことが税関実務上も便利であれば、さらに国民生活の上におきましても

それが役に立つということ、今回、脱脂綿、ガーゼ、包帯、こういったようなものの現行税率八%を四%にすることをお願いを申し上げておるわけでございます。

○村山(喜)委員 四十八年十一月の「日本貿易月報」によりますと、一月から十一月までの集計が出されておりますが、全部で一億九千六百万円ということになっておるようでございます。四十八年十一月は、二千七百万円入れているわけですね。内容は何か入れているのか御承知ですか。脱脂綿、ガーゼ、包帯と書いてありますが、何が入っているのですか。

○大蔵政府委員 脱脂綿、ガーゼ、包帯は、関税率の分類といたしましては同じ分類でございますが、実質の内容は大部分が包帯と理解しております。

○村山(喜)委員 これは衛生材料として包帯を入れておられます。脱脂綿なりガーゼというものが日本の医療機関で使われる場合に、アメリカなりあるいはヨーロッパの国で使われるガーゼと日本のお医者さんが使うガーゼと同じものだと私も思つておりましたが、聞いてみると、だいぶ違ふのだですね。日本の場合には四〇のシングルのコマ糸ですか、これを使つておる。あるいはカード下の糸を使つておる。そして非常に細い糸になつておるわけですね。ですから、そういうような意味で、日本のやつは使いやすけれども、外国のやつは入れてみてももう使いにくくてしょうがないと言つておるのです。

そういうようなものも、八%を四%に下げましたから喜んでくださるということでお出しになつておるのだらうと思ひますが、どうも実情に合わない形のものではないか。衛生材料として包帯が、アメリカにあるいはイギリスあたりから入る程度でございまして、それは、こういうふうに入つたら国民生活の関連物資の関税を引き下げることに非常によくなりまして、この程度実効性がございすか。

○大蔵政府委員 ただいまお話をいたしましたように、脱脂綿、ガーゼ、包帯を八%から四%に下げましたのは、主として税関行政の上におきまして、通関の際に、一本の税率にいたしますほうが、私も税関行政の立場からはありがたいでしょう。しかも、なおかつそういうことをいたしまして、国民衛生上国民生活にとつてマイナスになりませんばかりでなく、国内産業にとりまして支障がない、こういう判断から税率の一本化ということ、八%を四%に下げることをお願いをいたしておるわけでございます。

〔村山(喜)委員、標本を示す〕

○村山(喜)委員 時間の關係がありますので、私はもうこれで終わりますが、最後に一問だけ大臣に質問をして終わります。

いま大臣のお手元に出してありますその標本は、いま大臣が持ち出されておるのは非イオン系の洗剤でございます。これはアメリカ産の「ジャンボ」という商品です。それからその次にありますのは花王の製品です。それから「全温度チアー」というサンホームの製品がそこにはございす。これをいろいろいただいた場合に、関税の税率は一体どういふふうになつておるのだらうか。私が調べてみましたら、これは同じなんです。六%ですね。

ところが、その底のほうを見ていただきたいのですが、そちらの日本製のやつは、底のほうに非常に沈んでおる。それが下水の中に流れ込み、そして水が富栄養化して、そして沼や池の腐敗が多くなつて、水質が汚濁されるというものです。片一方のほうは、御承知のように、底のほうに沈んでおる物は何もございせん。そしてその使用量は三分の一以下で洗たくができる。私もやつてみたのですが、そういうふうになります。

ところがその日本製の「ニュービーズ」ですか、それを見てみると、洗たく機に三十リットルの水を入れた場合には、五十グラム入れなさいと書いてある。五十グラムです。こちらの「ジャンボ」のほうは十三グラム入れたらよろしいと書いてありまして、そして公害はどちらのほうがよく出るかと

いうと、その五十グラム入れたほうがよく出ることは、もう沈んでおる物を見られたらおわかりになるとおりです。

とするならば、一体この関税政策の中で、福田大蔵大臣は非常にりっぱなことを本会議でもおっしゃつたわけですが、国民のそういうような健康を守るとか、国民の快適な生活を守るとか、そういう立場から、できるだけ公害を少なくしていくような政策というものを関税政策の中でも進めていくというのが私はほんとうじゃなからうかと思ひます。それが福田さんのおっしゃるところの一つの倫理観というのです。政治観にも合致するものではないだらうかと思つて、きょうはそこに標本の見本を持ってきました。これは私の知人の医者がその中に一さじずつ入れて、どういふふうになるのだということを私に示してくれたやつです。

大臣、関税政策の中で、やはりその界面活性剤の輸入の問題についても、もっと日本の政治のあり方というものの着目の上からお考えになることが必要ではなからうかと思ひますが、いかがでございましょう。

○福田(国務大臣) これからの経済政策は、これはもう公害、こういうことにつきましては特段の配慮をしなければならぬ、こういうふうにお考えしております。

関税政策を行なう場合におきましても同様であるらう、こういうふうにお考えですが、ただ、こういういま御指摘のような案件になりますと、税関の窓口でこれは公害がどうかだということより、なかなかな判定がむずかしい問題があらはれないかと思ひます。まあ御趣旨の点は、私も十分同感でございます。技術的にそういうことが可能であるかどうか、そういう問題もあるということをお断り承知いたします。

○村山(喜)委員 それは非常にむずかしい問題ではあります。しかし、関税率はそういうようなものを外国から入れる場合は同じなんです。界面活性剤は同じ六%です。そうですね、局長。

○大蔵政府委員 御指摘のとおりでございます。

○村山(喜)委員 だから、公害はどういうものから発生をするかというところは、われわれが目で見ることによってわかるわけですから、関税政策の中でも差をおつけになっていいじゃないですか。このことを私は申し上げているわけなんです。

○福田国務大臣 だから、おっしゃる御趣旨は私も理解できますし、別にどうこう申し上げているわけじゃないんです。ただ、技術的にうまく税関の窓口でそういう選別ができますかどうかということも、あわせて検討する必要があります。なお検討してみます。

○安倍委員長 塚田平君。

○塚田委員 大臣にひとつお聞きしたいと思ひます。

貨物を輸入する場合には、税関に申告をしなければならぬものがあるわけですが、その場合、申告者、これは納税義務者ですね、これは輸入貨物が国内に到着したときの国内到着価格といひますか、これを一応申告しなければならぬ。特にそれが特殊な関係、つまり、輸入者と外国の輸出者ですね、これとの間に本支店の関係があるとか、あるいはまた同一の資本系列の会社であるとか、その他特殊な関係については特に評価申告といひますか、申告書においては明らかにする義務があるわけなんです。これは関税法七条二項に評価申告といふふうに規定をしておりますが、この場合に、たまたま——たまたまといひますが、最近はこの申告が正直に行なわれておらない。

特に、本支店関係あるいは資本系列関係といふ場合には、たまたまこの問題についていろいろな違反事件が起きておるわけですが、ことに最近では、大手商社の場合には、取引の内容あるいは取引関係の全体について細大漏らさず正しく申告するといふことは行なわれておらないというのが現状で、きのう同僚議員から差額関税あるいはスライド関税についての不正事件等について質問がありました。一体これをどうしたらいいのか。特に最近では、日本の資本の海外進出といひますか、

合併会社の形態をとるとか、あるいは資本輸出をするとか、投資をするとかという形で、いろいろ資源国との関係をつけておるわけですから、こういう批判はこれから多くなってくるのじゃないかといふことが予想されるわけなんです。これは関税政策といひますと、日本の資本の海外進出といふことを考えてもゆゆしき問題だ、こう思うのです。関税政策上そういう非違事件をどういふふううに未然に防ぐかといふ基本的態度について、大臣の考えを聞いておきたい。

○大蔵政府委員 御指摘のように、最近、昨年摘発されましたところの豚肉脱税事件、あるいは銅の脱税事件の場合には、本支店勘定あるいは海外の取引先との共謀によつてインボイスを書きかえまして、実際に買った価格よりも高い価格で買つたかのごとく見せかけて、日本に輸入をして、関税を脱税した、こういうような事件でございます。こういうような場合には、私も法に従ひましてこれを現在告発をし、法のさばきを受けている最中でございますけれども、確かに差額関税の場合に、そういうことを誘発する動機はある。

さらに、普通の関税の場合でございますと、高い価格で買ひますと高い関税を払ひ、低ければ関税も低いといふことで、むしろ逆に、実際に買った価格よりもインボイスを低く改めまして日本に入れてくるという可能性は確かにございします。

これはインボイスが正常なものであるかどうかといふことの判断は、私も税関の窓口といひましては、これをできるだけ正確につかむといふことが必要でございますが、現実問題といひまして、海外で行なわれた取引のことでございしますから、インボイスを改ざんしてまで脱税をされましますと、なかなかこれがかみにくいといふことは、これは否定できません。税関の入関の窓口におきましては、ビジブルカードと称しまして、海外におけるおもな品物につきましては値段の現状がそれを検査する人間にわかるようなカードを置いておきまして、大体その一内外程度のも

のを一応の基準といたしまして、それをオーバールをするようなものに関しましては、それを後刻審理課のほうに連絡をいたしまして、追跡をして調査をするといふような手段をも講じておるわけでございます。

こういったようなことに関しましては、私もいたしましては、税関の窓口におきまして、それが正しいものかどうかを私どものできる限りにおいてチェックをし、さらに誤りが見つかった場合には、それは法に照らしまして厳正にこれを摘発をするといふことに努力をするといふことに尽きるのではないかと考えております。

○塚田委員 大臣、いまの局長の答弁の中で、これは窓口の段階でやりますと書いてありますが、これはなかなかできないのです。

一つは、海外のそういう関係の調査といひますか、その機関があるいはそういう海外におけるいろいろな連絡ができないといふことが一つと、もう一つは、事後調査といふのも二つの隘路があると思ひます。

一つは人が足りないといふことでございします。やれな。もう一つは、最近商社もだんだんずるくなつて、こういう場合には一体どういふのがれ手を用いるかといふことを、全部研究済みなんです。ひどいものになりますと、おそろくこれも限界があるもので、帳簿を調べたり、運賃表を調べたり、あるいはその他のいろいろな保険を調べるにしても、なかなか正直に出さないといふ事態が大手業者には出てきています。私の聞くところでは、大手商社は追跡調査をすれば五〇％ぐらいは——これは金額の多寡は別です、そういう事件が発見されてくるというよう事態なんです。

これでは、税金を上げるとか下げるとかいつたて、どんどん裏で脱税するような攻勢を向こうがしてくるということになれば、これはどうにもならぬと思ひます。その点をがっちりしなければ、税金の公正という面からいってもたいへんだと思ひます。これは大臣ひとつ……。

○福田国務大臣 先ほど局長がお答え申し上げましたように、海外関連案件となると、いまお話しのとおりでございますが、その調査はなかなかむずかしい。しかし、これが関係して関税額の査定が妥当でないといふことになりましたら、これはたいへんな問題でありますから、その辺は氣をつけていかなければならぬ。

そこで、豚肉の問題とか銅の問題、これらはそれぞれ法に触れるような案件としての措置をとつておりますが、海外関連につきましても、できる限り何かふうをしつてみる。いまお話しした筋はごもつともなことでございします。で、乏しい人員と経費でやつておることではございします。何かそういう点につきましてもくふうはできないか、こういうふうにも考えますので、よく研究してみ、かようにいたしたいと思ひます。

○塚田委員 十分検討してもらいたい。私の感想では、こういうことをやるにはまず人が不足です。そういう面について十分なひとつ配慮をしてもらいたい。

関連して、どうですか局長、いろいろな事件がありますけれども、同じことを二度やつたものは、金額の多寡によらず厳罰、告発の態度で進むべきだと私は思ひますが、どうですか。

○大蔵政府委員 御指摘のように、もし、一回法に照らして悪いといふことでやつたものが二度目にやつた場合には告発、これはなかなか一律にきめるわけにはまいりません。告発をいたしますのには、案件として立証と申しますか、要するに、立件をできるかできないかといふことに関しましては、検察庁の意見もかなり強く事前に打ち合わせをしなければならぬ問題がございします。告発をするだけでございしたらけつこうでございしますけれども、私も、告発をする以上は、必ずそれが起訴されるということを前提として考えなくてはならない問題があるわけではございまして、実際問題といたしまして、やはり一回目よりは二回目、二回目よりはさらに三回目、これに対して処罰を与える場合には厳重にするという趣旨に

は、私どももきわめて同感でございます。そういう精神をもって今後も対処をしてみたいと思ひますが、一つの基準を定めるといふようなことは、個々のケースによりまして判断が加わってくることもあります。あるいは証拠物件をどのくらい集められたかという点も関係する問題ではないかと考えます。

具体的問題としていたしまして、確かに豚肉事件と銅の違反の事件が同時並行的に発生いたしております。豚肉事件で告発をしたところの関係会社は、さらに銅に関しても同じようなことをやっていたということですが、これも要するに、やりましたのは同じ時期にやっておいたわけでございます。これも検察庁ともよく打ち合わせをいたしまして、同時並行的にやった場合には、いわゆる累犯というようになつて、追脱税額が一定限度以下の場合であつても告発をするということ、現実問題としてなかなかむづかしいという判断も加わつておりました。しかしながら、今後私どももいたしましては、御指摘のようないふことで、できるだけ再犯、三犯のような場合、これを厳重に処罰をしていくという方向で対処をしてみたい、かように考えておるわけでございます。

○塚田委員 時間もあまりございませんので、大臣の退席のあれもありますから、これは言ひ止めます。

いま聞かないうちに答弁しましたが、銅については一千万円以上だけについて告発をして、同じ種類の脱税行為でありながら、一千万円以下であれば、これは告発してないんですからね。たとえば銅の場合、丸紅、伊藤忠あるいは兼松江商、こゝろのほうは、まあ兼松、伊藤忠は別にしまして、銅でもやつては、豚肉でもやつては、片方のほうは、一千万円以下だから告発しない。これじゃ刑罰といふんですか、趣旨からいって妥当じゃないのじゃないか、こう私は思ふのです。

それからもう一つ、処罰の方法として、たとえば日商岩井とか丸紅に、国の系統の資金、輸出入銀行からどんなに融資しているんでしょ。国が底入れしているんですよ。たとえば、日商岩井、丸紅に、一体、輸出入銀行はどのくらいやっていますか。——時間もないから教えましょ。

輸出入銀行から九月末で日商岩井は四百三十億、丸紅は八百八十九億、これだけの底入れをされていながら、片方では脱税のトップ、銅にいたつて、豚肉にいたつて、どうですか大臣、こういう悪質な代表者については、輸出入銀行の融資を自後一定の期間処罰としてとめる、やらぬ、そういう態度をとるべきだと思ふのです。どうでしょう。

○福田国務大臣 本委員会において、すでにそういうことの御指摘もありまして、それで、反社会的な行為をした企業に対しては、国家資金をどういふふうにするか、こういう問題をどうするか、考えておるのです。いま御指摘の問題も、そういうことの一環になるわけですが、どういふルールで、法で定められている以外の行政的制裁を与えられるか、こういう点につきましては、なおよく熟考してみたい、かように考えております。

○塚田委員 時間もありませんので、それはひとつ十分検討してもらいたいと思ひます。

それから、原産地を偽った表示等について、これはいろいろ処罰の方法はありますが、この場合、たとえば、去年ですか、中国産の生糸をイタリアに回して、イタリア産として入ってきた、こゝろのあたり。最近では、これは一体どういふふうに見るのか、韓国へ糸を送る、韓国でつむいで大島つむぎ。その次はメイド・イン・コリア、通関したらメイド・イン・コリアを切っちゃう。何のことはない、国内産の大島つむぎで通るわけですよ。こういう事実が最近非常に多くなつてきています。

特に、今度関税面では、再輸入については税金を下げるなんという恩典をやっているのですからね。これはいいと、おまけに先ほど言つたところ

り、どんな海外に合弁会社をつくつて日本に輸出する、こういう事態がこれからひんぱんに起こる可能性が多いのですが、一体、違反事件はどのくらいあります。原産地を偽つたやつは。

○大蔵政府委員 原産地を偽りましたところの、特に最近大島つむぎに關しまして、韓国で生産されたものがいろいろの表示によりましてあたかも原産地を偽るといふような、メイド・イン・コリアとかりに書いてございまして、これが日本に入りますときに、あたかも本場の奄美大島であるとか、要するに日本の内地でつくられたかの表示のものが数多くあることは事実でございます。これに關しまして、私ども税関といたしましても、非常に注意深く入つてまいりますときに、これを注意をいたしておりまして、韓国に送り返されていくというふうな実績も数多くございまして、たゞいまの本場の大島つむぎだとかいふような形で本邦の大島つむぎと誤認を生じさせるような表示のございました輸入実績といたしましては、四十八年の四月一日から本年の一月三十一日までの八カ月間の合計といたしまして、件数は合計二百七件ございました。

○塚田委員 いま答弁の中で、積み戻しということがありましたね。実際のところいふところの、私にはほとんどないのじゃないかと思ひます。けれども、どうでしょう。

○大蔵政府委員 その措置の内容といたしましては、確かに積み戻しということとをさせましたのは、昨年の八月に一件あるだけでございますけれども、その他は表示を塗りつぶさせたり、あるいは正当な原産地の表示をさせまして、それが入関後といふことも消えることがない、あるいは、あるいは表示を切斷させたりといふような措置を講じてまして、通関を認めておるわけでございます。

○塚田委員 表示を消したり何かしても、国内に入ってくるコリア産、これは日本産品として通るのですよ。たとえば、あなたも朝鮮ニンジンなのんでいるのじゃないかと思ふのですけれども、

長野県でつくつて、全く乾燥させて、持つていつて、すぐまた直ちにこつちに逆にメイド・イン・コリアで来るわけですよ。消したつてそれはだめなんですよ。むだなことをやつて、経費をかけて、どこでもうけているのか、そういう事態が多いわけですよ。

大体、積み戻しというのがないでしよ。あなたもいま、たつた一件と言ひました。そういう不都合なものは、これをやるべきですよ。日本の国に入つてこないといふことを徹底してやれないのでしよ。どうですか。それをこれからやれますか。

○大蔵政府委員 私どももいたしましては、これは要するに厳正な態度をもって対処いたしたいと思ひますが、今後悪質なものの対しまして、必す厳正な態度をもって対処をしたいと思います。確かに積み戻しは一件でございますけれども、この問題は、私ども税関といたしまして、非常な注意をもつて見守つていくことはやつておるわけでございますが、そういうものがたまたまそういう表示があつたというだけで、これを必ず積み戻させるといふことをきめることは、現実問題としてなかなかむづかしい面があるわけでございます。

○塚田委員 大臣の退席時間ですから、私もちよつと行かなければなりませんから、別なところで、お目にかかります。

○安倍委員長 午後三時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後二時五十分休憩

午後三時五十分再開

○安倍委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。増本一彦君。

○増本委員 今回の関税に関する法案でも、関税の引き下げ、特に生活関連物資に關係してその引き下げがなされているわけですが、従来から、関税の引き下げが物価にいい影響を与えたか

という点になりますと、実績から見ても、非常に心もとない点があったと思うですね。一昨年の一括関税引き下げについて、昨年追跡調査をなすった結果を見ても、必ずしも好ましい結果になっていない。

そこで、やはり物価にいい影響を与える、物価がそれによって下がっていくような手だてというものを十分おとりになることも、この政策をなさっていく上で非常に重要なことだというように思うわけですね。その辺について、大臣として、関税の引き下げとの関連での物価対策というものを、どういうふうにお考えになつていらっしゃるのですか。まず、その点からお伺いしたいと思ひます。

○福田国務大臣 関税が国内の物価に重大な関係がある、こういうふうには思ひます。つまり、それは二つの面からなんですね。

一つは、関税を上げ下げすることによりまして、上げれば輸入が抑制される、こういうことになる。下げれば輸入が増加する傾向を持つ、こういうことですね。

それからもう一つは、価格の問題です。関税を上げますればこれはコストアップ、こういう要因になる。また関税を下げればコストダウン、こういう影響になってくる。そういう量と価格のコスト面から物価に重大な関係がある、こういうふうには考えるわけです。

ただ、増本さんがいま御指摘の、さしたる影響はないではないか、こういうことでございしますが、やはりいま物価が急変しておる、そういう際でありますと、関税を引き下げて物価を下げるという努力を追い越してやうにもならぬ、こういうようなこともあるかと思ひますが、しかし、その場合におきましても、関税の引き下げが輸入量を増大することになりますれば、その面からはかなりの影響があるんじゃないか、私はそういうふうに見ております。

○増本委員 この引き下げ分がそのまま価格に反

映するようには、やはり価格形成についての行政指導やその他の手だてというものが十分とられていくということが、一つは必要であるというように思ひます。そういう点では、直接所管官庁というわけでもないでしようけれども、しかし、いま政府の内部にも物価対策についての緊急対策本部もおつくりになつていらっしゃる。この面での関係所管官庁と大蔵省との協力関係とか、あるいは共同してそういう価格形成にいい影響を与えていくような仕組み、システムというものもやはり確立されていくということをしめさんと、単に見えざる手によってそれがなっていくということでは、いまはそういう世の中ではないわけですね。その辺についてはどうお考えになるのでしうか。

○福田国務大臣 関税率を改定する、そういう際には、所管官庁と非常に緊密な連絡をとるわけですね。そして大体下げてくれというふうなことを言ってくる品目が多いわけでありまして、そういった点はよく相談いたしまして、それから上げる場合におきましても、またよく相談をいたしてやるわけですが、その所管官庁との連絡の結果できた案を、また関税率審議会におはかりする、そしてきまつたところによりまして、御提案を申し上げる、こういうことになりまして、連絡の下地ができております。

したがって、いま御指摘のような事後の連絡、これは相当やっておるのです。でありますから、その体制につきましても、これという不足は感じておりませんけれども、その努力ですね、それにつきましても今後とも一そう進めてまいりたい、かように考えております。

○増本委員 そこで、国民生活安定緊急措置法で、関税についての弾力的な運用の問題が掲げられてもいるわけですが、問題は、この関税が下がった分が価格にきちんと反映できるような、そういう意味での行政指導に必ずしもいままでは、十分下地がおりだつたのかもしれませんけれども、行っていない。ましてや、先ほど大臣がおっしゃったように、ほかの物価が高騰してい

く要因が無数にあつて、しかも、その圧力のほうがうんと強いという時期ですから、関税を下げて、もうそういうような効果というものは、全然けし飛んでしまふ、そういういまの情勢ですね。

だからこそ、そのところのメリットをほんとうに生かしていく具体的な手だてという上では、これはやはり十分に力を入れていかなければならぬ問題だと私は思ふのです。これには具体的なシステム、機構みたいなものを両方が協力し合つて、目をそつちのほうにずっと追跡調査をしなから向けていくような、そういう仕組みというものが、やはりこの際必要なんではないでしうか。その点はいかがでしうか。

○福田国務大臣 ごもつともなお話だと思ひますが、その仕組みは、現にできておるわけなんです。関税率を改定する、というときから、もうできておる問題でございします。関税局と各省の物資担当部局との間に緊密な連絡をとつて、この問題のフォローアップをしておる、かように御了承願ひたいと思ひます。

○増本委員 そこで、次の問題に移りたいと思ひますが、関税引き下げが引き金になつて輸入量が増える、これは必要な情勢のもとでは、そういうことも十分配慮しなければならぬと思ひます。その一方で、やはり国内の中小企業や工場産業と競争するような製品、こういうものの大量の輸入が行なわれますと、そういう国内の産業部門に否定的な影響を与えることになりかねないわけですね。こういう面は、関税政策といわばメダルの裏表みたいな関係で、常に問題にされてきたわけですね。しかし、今日までのところ、こういう中小企業や工場産業と競争する製品についての関税引き下げに対する国内産業の保護の手だて、この点では、必ずしも密接で十分であつたというふうには、私には思ひません。かように思ひます。

今度の関税の引き下げでも、こういう繊維製品や木工製品、あるいはまたラジオやテレビやその他の通信機の部品というふうなものについての関税の引き下げが行なわれる。こういうものが中小

企業に与える影響というものは非常に大きいように思ひますが、ここいらで、こういう中小企業を具体的に守っていく手だてというものをしっかりと確立していただきたいというふうに思ひます。そういう意味で、大臣はどういうふうなお考えをお持ちなのか、まず御所見を伺いたいと思ひます。

○福田国務大臣 関税制度があるゆえんのもの、それは、そもそも国内産業の保護、こういうことが出発点になつておるわけなんです。しかし、そればかりではなくて、今日はやはり物価政策という時局的な意味が大きくつてきておりますが、これにいたしましては、関税を上げ下げする、こういう際におきましては、物価問題、これに、先ほど申し上げたとおり、非常におもしろい考え方をいたしました。同時に、関税率制度の本来の目的、使命であるところの国内産業の保護につきましても、十分配慮してまいりたい、かような考えでございします。

○増本委員 十分に配慮していただく、その御答弁はあれですが、具体的な手だてが問題なんだと思ひます。

たとえば、いまここで繊維製品の関税が引き下げられる。メリヤスの下着とか、いろいろなものを織製品を中心にした引き下げが行なわれるわけですが、そういう事態になると、いま繊維産業が景気の上からいって、非常にどん底の時期に來ている。だから、そういう事実を見ますと、具体的にどういう手だてをおとりになるのか。そしてまた、そのことを関連の業者の人たちも望んでおるというふうに思ひます。

ですから、十分配慮される、そのおことばは積極的で、私も賛成ですけれども、そこで、どういふ具体的な手だてを持っておるか、伺いたいと思ひます。

○福田国務大臣 増本さんが繊維について言及されたわけですが、今度の関税率の改正におきましては、婦人下着で刺しゅうのあるものについて関税率を引き下げる、こういうことだけであり

ます。ほかの問題には触れていないわけでありま
す。これが一体どういう国内産業と関係するかと
いうと、私どももいたしまして、そう心配するよ
うな事態ではないのじゃないか。

まあしかし、一般論として、この繊維産業がい
ま非常に苦しい立場にあるというところは、それは
重々承知しているわけです。そういうことに対し
ましては、いわゆる中小企業対策という中に、織
維産業のことは非常に頭に置きまして、対処しつ
つあるというのが現状でございます。

○増本委員 これまでも、こういう関係で、特に
特恵関税との関係あるいはその他の面でも、中小
企業と競争をさせて、そして中小企業に非常に
大きな影響を与えるおそれがあるというところは、
常に指摘されてきた点ですね。もちろん、これは
関税が下がったから、それで国内産業が打撃を受
けるということばかりではないわけですね。日本の
中小企業というのは、基盤も非常に脆弱だし、一
番景気動向の影響をいろいろ受けやすい。そうい
う分野ですからね。しかし、そういうところにな
おかつ、さらに海外的なそういう意味での圧力が
加わってくるということになると、非常に問題に
なるという意味で、私は指摘をしているわけデ
ス。

そこで、一つは、これからのそういう中小企業
やあるいは国内産業を守っていくという面で、関
税政策とかね合いについてのお考えを伺いたい
のですが、国内企業の強化ということ、これは非
常に大事なことで、いま必要なことは、国内の需
要を正しく見通して、それに見合う国内供給量も
明確にして、不足分を計画的に輸入をしていくと
いうような一定の見通しと手だてをとり、輸入自
身も秩序を持ってやっていくというようなことを
きちんと土台に据えて、こういう政策の運営をは
かっているというところが、非常に重要だというよ
うに思いますが、大臣としてのそういう面での
お考えはいかがなんでしょうか。

○福田国務大臣 国内の産業の動向、そういうも
のを十分にらんで関税政策は進めていかなければ

ならない、こういうふうに考えています。

ただ、これはそういう方針で押し通せるかとい
うと、そうではないのです。つまり、これは相手の
あることでありまして、まあ相互主義というか、
そういうことにならないわけじゃない。わが日本
だけがその保護貿易方針を貫くということになれ
ば、これは資源小国たるわが日本とすると、たい
へんなことになってくるわけなんです。

そういう国際社会におけるわが国の立場をどう
するかというその制約はありますけれども、そ
ういう制約の中において、関税政策をやってい
く。その上におきまして、国内の産業の動向を
じつと見極めてやらなければならぬということ
は、御説のとおりでございます。

○増本委員 そこで、今度の法案とは直接の関連
性は十分ではありませんけれども、いま大臣おつ
しゃったように、この経済の動向、需給の動向を
十分に引きあわせてやっていくというこの重要性
は、おっしゃるのとおりだと思うのです。

しかし、現実には、たとえば、いま繊維産業を見
ましても、三月、四月が非常に大きな危機だ。そ
の一つの原因が、やはり東南アジアからの輸入が
去年一年間で四六%も暴的にふえて、金額の点で
は四七%の増になっておるのです。これは一例
ですけれども、量で四六%、金額で四七%増です
からね。これは価格が高くなって、実際に通関統
計が上がっているということではなくて、量的に
もかなり膨大なものが来ているということがはっ
きりしているわけですね。そのことがいまの繊維
の危機を生み出している原因なんです。そうい
うことを考えますと、やはり経済全体を見通して
やっていく上で、輸入も秩序立ててきちんとやら
せていくような手だてが、どうしても産業を守つ
ていく上では、非常に重要だというふうに思われ
れます。

これは直接の関税政策からはみ出した通商政策
の問題ではありますけれども、そのことが日本の
経済や産業に与える影響というものがきわめて大
きいだけに、国の経済、財政そのものに直接責任

を持つていらっしゃる大臣としても、こういう点
については無関心ではおられないはずだと思いま
すし、その点についてのきちんとした手だてをこ
れからおとりにならなければならぬ問題だとい
うふうに思われるわけですが、いかがでしょうか。

○福田国務大臣 繊維のような人手を要すること
の多い産業になりますと、その生産がだんだん
と開発途上国のほうに移っていく、こういう傾向
は私はいまぬかと思っております。まあ南北問題が
ある。これはわが国といたしまして、先進工業
国として、十分取り組まなければならぬ問題だ。
また、わが国はかつて英国のランカシャーを制圧
するというような立場までとってきたいきさつも
あるわけがあります。

そういういきさつを持ち、また南北問題で重大
な立場を占めるわが日本が、これらの開発途上国
から、その開発途上国が開発した有力なる輸出品
を阻止する、輸入を阻止する、こういうことはま
たなかなかむずかしい問題だろう、こういうふう
に思うのです。現に、東南アジア諸国は、わが国
に、全体として見ますと、かなりの出超になって
おるようになっています。かなりの出超になって
おるようになっています。これを通商政策的に輸入を
国でありますので、これを通商政策的に輸入を押
えていくという考え方をとることは、なかなかむ
ずかしいことかと思いますが、わが国の繊維産業
対策としては、とにかく基盤を強化して、それら
の開発途上国の繊維産業にも負けないという姿勢
をとっていくことが必要である。そういうことで
なお中小企業、そういう方面で問題がありとすれ
ば、中小企業対策としてこれに対処する、さよう
な考えであります。

○増本委員 この中小企業対策、まあ基盤を強化
し、特におっしゃるような知識集約的なものに
変えていくという方向が示されているようですけ
れども、そこで、やはり当面の問題と、それから
長期的に見て構造改善をどうしていくかという
この二つの問題が中小企業の問題にはあると思
うのです。いずれにしても、これは金融とか資金の
問題を十分に確保し、保障してあげないと、でき

る性質の問題ではないということも事実であるう
と思っております。

そこで、一つ伺いたいのは、この中小企業
向けの構造改善に資するような金融政策、こうい
う点では大臣としてどういうお考えをお持ちなの
か。いまあるものについても、もっと長期低利の
融資、あるいはもっと内容の改善したもの、もっ
と借りやすいものというような方向で、いろいろ
中小企業者のほうの要求もあるわけですから、
その点についていかがお考えなのか。

それから、特にこの三月、四月、五月につい
ては、非常に金融的にも危機的な状況に置かれて
いる、この当面の運転資金をほんとうに確保して
くれ、こういう要求が非常に強いわけですね。先日
来、大臣から、年度末の政府関係機関の融資につ
いてもお考えになっていらつしやるようなお話も
ございましたけれども、そういう面を含めていか
がお考えなのか。

二点について伺いたいと思います。
○福田国務大臣 いまのような困難な異常な物価
情勢下においては、どういふ対策をとるか、こうい
うことになりましたれば、何としてもこれは総需要
抑制政策をひた押しに推し進める、そうしても
早期に物価の安定をはかるということが施策のか
なめであると思いますが、同時に、こういう異常
な事態の中で損害をこうむる弱い立場の人のため
の対策ですね、それはとらなければならぬという
ので、四十九年度予算におきまして、社会保障
費を充実する、そういう考え方をとりまして同時
に、四十八年度の予算におきまして、その実行
上、まあ弱者七百万人に対して一時金を支給
するということのような対策をとるとか、これは個人の
問題であります。それから今度は、企業界にお
きましては、やはり何となく中小企業者の立
場を考慮しなければいかぬ、こういうふうに考
えて、あるいは四十九年度予算においては、三
機関の融資限度を大幅に引き上げる、あるいは無
担保の資金、これを千二百億円用意いたします
とか、さらに私は市中の金融機関とも相談いたし

まして、これはいつでも発動できる資金なんです、三千二百億圓、市中金融機関が自発的に用意してくださったのです。これも低利で中小企業だけにお貸しするという配慮がなされておるわけでありまして、いろいろ金融面におきましてはきめこまかく対策をとつておる。いろいろな事態が起つてくると思ひますけれども、また事態の進行いかんによりましては臨機措置をとつてまいりたい、かように考えております。

○増本委員 ところで、まず年度末の政府関係機関の融資ですが、これはもう三月危機という事態で、この点については具体的におやりになるのでしょうか。

○福田国務大臣 いま年度末の企業状態がどうかという点を注意深く見守つておりますが、その状態に依りまして、手段はいろいろあるわけでございますが、臨機措置をとりたい、かように考えております。

○増本委員 ぜひこの点については借りやすい金融、しかも、いま運営資金を非常に切実に求めていますので、その中小企業、特に零細業者に対する要求をぜひとも受け入れるような施策をとつていただきたいということを、強く申し上げておきたいと思ひます。

それと同時に、この関税制度の中で、国内の中小零細企業と競争するような産品がますます多くなつてくるという状況も考えられますので、国内産業の保護育成にもひとつ十分な配慮と施策をとるよう強く要求しまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○安倍委員長 田中昭二君。

○田中(昭)委員 中東戦争に端を発しました石油危機から、世界のたいへんなインフレ、不況、こういうものと同時に、食糧の不足、異常気象によります食糧危機の顕在化、こういうものが世界的大変動期になつておる現在におきまして、わが国の利害も対立し、その解決の道はたいへんきびしいものがある状況でございます。

んな困難があろうかと思ひますが、昨年、東京宣言によりまして新国際ラウンドの開始が告げられて、自由貿易の拡大のために、関税率の引き下げ、非関税障壁の軽減、撤廃を求めて、その調整交渉が進められておるのであります。各国の関税率を平準化せよ、EC等の諸国からはそういう主張がございまして、また原材料や半加工、加工製品等の関税率の水準の引き下げ、格差の是正を訴える開発途上国もあるわけでございます。

こういう中で、わが国の関税を引き下げていく方法として、どのようにして基本的に臨んでいかれるのか、これは重複する点もあるかと思ひますが、また同じく開発途上国に対しては、今後どのように対処していけるのか、御意見を承りたいと思ひます。

○福田国務大臣 当面の関税政策の基本をどうするかという点につきましては、これはやはりわが国とすると、東京ラウンドといわれるところのあの関税並びに非関税障壁撤廃の世界的協力、これに大きく貢献をいたしていくということではなからうかと思ひます。

この動きは、今日の当面する石油危機によりまして、非常に環境が悪くなつております。しかし、環境が悪くなつたからといって、この大きな世界的な協力方向というものは、これはいささかもゆるみがあるべきではない、私はそういうふうに考えて、その国際ラウンドに決着をつける、その国際ラウンドの中において、わが国のとるべき基本姿勢というものを固めるといふのが根本的な方針でなければならぬ、こういうふうに思ひます。

○田中(昭)委員 開発途上国に対しても、そういう基本的なもの、それ以外にございせんのですか。

○福田国務大臣 開発途上国に対する問題は、南北問題としてわが国が取り組むべき大きな課題になつてきておるわけですから、そこで、一方においては、経済的な協力を与えるという問題もありますし、他方においては、特惠関税を付与する、こういう問題もあるわけでございます。

これも大体わが国だけがというよりは、国際的協調のもとに行なわれたほうが妥当であらう、こういうふうな思ひますので、新ラウンドの中において国際的歩調がどういふふうになるか、これなんかはしつかり見詰めておかなければならぬし、また、その国際ラウンドがきまるといふ過程において、わが国としては発言を大きくしていくかなければならぬ、こういうふうな考えですが、とにかく、そういう新しい国際協定が結ばれるというその以前におきましても、同じ方針で、世界各國の動き、そういうものも見ながら、発展途上国の苦しい立場、そういうものも考え、また、かたがたわが国の産業というものにもならみながら、対策を誤らないようにしなければならぬ、こういうふうな考えでおります。

○田中(昭)委員 最近の数年間におきます関税率の引き下げの傾向は、たいへん著しい引き下げが行なわれた。そういう状況で、国際的な水準から見ましても御案内のとおりであつて、もう国際水準よりも以下、低いというふうな状態もあるわけでございますが、ここで、わが国の現在置かれております状況、こういうことを考えますと、通商貿易の面におきましても、もう一べん再考する必要があるのじやなからうか。すなわち、貿易総合収支におきましても、外貨保有などもたいへん心配される向きがあるかと思ひます。この点で、今後、関税政策に影響がどんなふうに出るだろうかと、そういう点についてお聞かせ願ひます。

○福田国務大臣 わが国の関税率の水準が、国際水準より低いことはないのです。むしろ、わが国は、関税障壁が高過ぎるといって諸外国から批判をされ、だんだんと関税を落としてまいり、また、これと並行いたしまして、輸入の自由化というものを進めてきたわけで、関税率についていいますれば、大体そういう努力をいたしまして国際水準にきた、こういうような段階でございます。これは経済が石油危機によつて非常に変動する、変動したそのあとの日本国内の姿を見て、そして関税率などにおいて改正する必要があるというものがつぎましては、これは積極的に調整を加うべきである、かように考えます。

○田中(昭)委員 いま大臣からそのようなお話でございますが、私が簡単に申し上げたからちよつと理解できなかった面があるかと思ひますが、関税負担率というのは、きのうからの当局からの説明によりまして、ことしの見込みでございます。諸外国のどこよりもたいへん低いようになるといふ点を私は申し上げたわけでありまして、

それと、いまもお話がありましたように、この関税制度が設けられておること自体が、わが国の国内産業との見合いにおいていろいろものをきめていくとするならば、当然、わが国だけがそういう関税負担率を下げなければならぬという根拠もないのではないかと、こういう疑問が起つてきたわけですが、

そういうことでございまして、この関税負担率の見込み等については、当局のほうからお聞きしたいと思ひます。

○大蔵政府委員 確かに、関税額を総輸入額で割りましてその関税負担率、昭和四十九年度におきましてわが国の関税負担率と申しますのは、三・九％ということに相なるわけでございます。関税負担率そのものの自体的数字は低くなるわけでございます。

ただ、これは、現在、原油関税が一キロリットル六百四十円という従量税になつておるわけでございます。わが国の石油の輸入の量が非常に多いにもかかわらず、従量税で関税の負担は変わらないうわけでございます。したがって、千三百六十億圓という非常に大きな金額の関税収入が総輸入額の中に含まれております関係上、関税負担率それ自体の数字は低くなつておりますけれども、列国と、要するに先進諸国と関税の問題を議論をいたします場合には、いわゆる製品関税率というものの高い低いということが、非常に議論の対象になるわけでございます。製品関税率を取り上げますと、現在わが国の製品関税率は、大体八・六％ぐらいが平均関税率になりまして、ほ

いうものにつぎましては、これは積極的に調整を加うべきである、かように考えます。

○田中(昭)委員 いま大臣からそのようなお話でございますが、私が簡単に申し上げたからちよつと理解できなかった面があるかと思ひますが、関税負担率というのは、きのうからの当局からの説明によりまして、ことしの見込みでございます。諸外国のどこよりもたいへん低いようになるといふ点を私は申し上げたわけでありまして、

それと、いまもお話がありましたように、この関税制度が設けられておること自体が、わが国の国内産業との見合いにおいていろいろものをきめていくとするならば、当然、わが国だけがそういう関税負担率を下げなければならぬという根拠もないのではないかと、こういう疑問が起つてきたわけですが、

そういうことでございまして、この関税負担率の見込み等については、当局のほうからお聞きしたいと思ひます。

かのアメリカなりあるいはヨーロッパ諸国もともにやはり八多分の製品関税率になっておりますので、先ほど大臣が大体列国並みと申し上げましたのは、ほかの先進諸国も製品関税率が八多分であるし、さらに日本の製品関税率も八・六多であるということによりまして、列国並みに製品関税率が下がってきた、こういう意味で申し上げたわけだと思ひます。

○田中(昭)委員 大臣は、先進国よりも高い水準にあるというふうなことをおっしゃったわけですが、私聞き違ひだつたんですか。いま当局からは、大体先進諸国と同水準ぐらいの——まあいまの説明でよくわかりましたけれども、ちょっと感じが、大臣はずっと前のことをお考えになつていたんじゃないですか。

○福田国務大臣 国際社会で論ぜられるのは、製品関税率という問題です。これは日本が高い高いといつて世界じゅうから責められたわけなんです。特に、アメリカからずいぶん苦情が出たわけなんです。それでだんだん下げてまいりまして、まあ大体国際水準かというところまで来た、こういうことを申し上げておるわけです。

○田中(昭)委員 了解しました。

次に、これもまたちょっと重複いたします点がありますが、お答えいただきたいと思ひます。

たいへんな石油危機、そしてその反面、エネルギー資源としての石炭が見直されておりますが、いままで原料炭については、わが国の鉄鋼の伸び等によりまして、需要もたいへん著しいものがあつたのでございまして、一般炭におきましては、ほとんどここ十数年間、輸入もゼロであると聞いております。

ところが、最初申し上げましたような資源的な問題からいまして、国内の一般炭との見合いもありまして、いずれはわが国のような資源のない国としましては、一般炭の輸入というふうなことも、いろいろうわさもされておりますし、聞くわけでありまして、この場合に、一般炭の関税率は大体どういふふうに今後考えていくものでしょうか。

か。

○大蔵政府委員 現在、石炭に關しましては関税はかつておりません。したがひまして、関税としての問題はないわけでございますが、国内の石炭と若干競争を持ちますところの製品としてのいわゆる強粘結炭、要するに、石炭の中では一番質のいいものでございまして強粘結炭以外につきましては、現在、輸入割当制度が依然として存続しておるわけでございます。もしかりに国内の石炭業界に對しまして支障があるような場合には、いわゆる輸入割当数量によつて調節をいたしますれば、国内の石炭産業に對しましては支障を来ささない。国内で出てまいりますものは全部これを使用することができて、その不足の残つた分を輸入に仰ぐということが可能なのでござい

ますから、その意味におきましては、むしろ石炭に關しましては、関税をかけることによつて対策を講ずるよりは、要するに輸入割当数量によりまして、その国内産炭の保護ということを考へるほうが適當なのではないか、一般的にはかように考えられる種類のものではないかと思ひます。

○田中(昭)委員 次に、原油関税、原油油全部含めてでございますけれども、これについてはどのような関税政策を考えていくべきでしょうか。これも先ほど質問しましたことと重複しますけれども……

○福田国務大臣 原油油につきましては、これは関税がかかつておるわけなんです。その関税収入を、石炭企業の合理化の財源に充てるという一連の仕組みができておるわけなんです。

そこで、いま石油問題が起つてきた。そこで、この石炭の見直しをやらなきゃならぬ、こういふ際でありますので、その見直しをやつて、そしてその見直しができた段階で、この関税をどうするかというのを考えていきたい。つまり、昭和五十年年度関税改正の問題としてこれから鋭意検討いたしてみたい、かように考えております。

○田中(昭)委員 次に、産業助成のための減税制

度というものがいままであつたわけですが、今度の改正で重要機械類の免税制度の改正が行なわれたわけでありまして、その中にいわゆる公害防止、労働安全等云々というのがございますが、こういう減税制度を設けたことにつきまして、関税当局と通産当局といろいろな協議もなされて、間違ひのないようにしてやるんだというふうな説明がございました。

それで、こういう公害防止のための品物というのはどういふものがあつたか、代表的なものをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大蔵政府委員 御指摘のように、重要機械類免税制度の改正案におきまして、今後、公害防止機器であるとか、あるいは労働安全の機器であるとか、こういったようなものを重要機械類免税制度の対象とするというふうに改正するべく御審議をお願いしておるわけでございます。この対象となります機器につきましては、産業界所管省たる通産省の各局と、その減税の対象にいたします際に、それぞれの具体的な機器に關しましては協議をいたしまして、政令によつて定めることとしたしておるわけでございます。

私も現在考えておりますものの中には、公害防止の機器といたしましては、大気汚染防止用の機器であるとか、あるいは水質汚濁防止用の機器であるとか、騒音、振動等による健康障害を防止するような機械が入つてまいります。ような場合に、これに免税の措置を講じたり、あるいは労働災害防止用の機器といたしましては、爆発性、発火性または引火性の物質に対する危険防止の機器、そういったようなものを中心といたしまして、産業界所管省と協議して、そういったようなものに具体的に効果があるようなものが輸入される場合に、これを免税の対象といたしたい、かように考えておるわけでございます。

○田中(昭)委員 通産当局のほうはお見えになつておるわけですか。——過去にこの重要機械の關係で免税された品物の中に、何か石油たん白をつ

くつて、石油たん白からいろいろな家畜の飼料等

をつくる、そういう機械が西ドイツから輸入されたというふうなことを聞いておりますが、そのものはどういふものでございましてしょうか。

○宇都宮説明員 石油たん白の製造機械の一部でございまして、分離板型連続式遠心分離機を輸入いたしました。石油たん白の製造が現在禁止されておりますので、その機械は現在稼働せず眠つております。

○田中(昭)委員 そうしますと、せっかく免税をして輸入されたものが、いまお話しのとおり、所期の目的は達成せずに眠つておるというわけですね。

そうしますと、これは国が直接責任があるわけじゃないかもしれませんが、私はどうもたいへんむだなことをやつてゐるのじゃないかという感じがいたします。それからどうしてその製品が役に立たなかつたか、こういう問題もあるかと思ひますが、その点は関税当局としましては、そういう役に立たないものを輸入しておいて、それには免税する。では、目的が達せられなかつたら、免税を取り消して税金を取るのですか。

○大蔵政府委員 この重要機械免税と申しますのは、個々の機械の輸入に際しまして通産当局から相談がございまして、これを指定すべきかどうかというところで、個々の機械に關しまして免税を認めていつてゐるわけでございますけれども、現在の機械に關しましては、当時これがあつても、あつても使えなかつたという前提のもとに免税の申請があつたものかと思ひますが、政令の段階におきまして、これがもし無用のものであれば、その指定は自今いたさないという風に相なりますけれども、さらに、これが役に立たなかつたからといって、税金を後ほど追徴する、こういうことはできないことになっております。

○田中(昭)委員 そうしますと、いまの行政の縦割り行政の連絡の不十分というふうなこともたいへん感じられるのですけれども、しかし、輸入するときは、それが役に立つたろうというので免税をそのつどきめた。物品個々についてきめた。しかし、こういうことは、やはり国の信用と

いますか、国益といいますが、そういう信用を傷つけるというよりな面もなきにしもあらず、こう思うわけですか。こういう点は横の連絡をよくやって、こういう免税制度というものが適用されるようにしなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○福田国務大臣 さようなことがないように、十分気をつけてまいります。

○中沢説明員 先ほどの基礎化学品課長の御説明で若干足りない点がございますので、補足させていただきますが、先生御指摘の機械につきましては、当時検討いたしました結果、重税対象の機械として指定いたしませんで、通常の輸入として関税を払いまして入っております。

○田中(昭)委員 こういう制度を設けられますと、わが国の現在置かれております立場等から考えますと、公害防止の機械にしまして、わが国がこれだけ進んだ技術を持っておりながら、海外のすぐれた技術を持ってくる場合には免税するといふ制度があるために、国内のこういう公害防止の機械を一生懸命つくろうと努力しておること、私はどうも相矛盾するように思っております。そういう面では、この減免制度が国内のそういう技術開発というものの足を引っ張るようなことがありますと、私は、両面において損をする、また、むだなことをやらなければならないというふうな気がしてならないわけでございますから、そういう点はひとつ十分配慮していかなければならない問題ではなからうかと思いますが、いかがでしょうか。

○大蔵政府委員 御指摘のように、国産でできるにもかかわらず、外国から同じような性能のものを輸入する際に、これを免税することはやってはならないことであると思ひます、この重税の対象といたします際には、国産不可能なものの機械に限るという限定を設けておりまして、国産し得るものの機械は、重要機械免税の対象にはしないことにいたしておるわけでございます。

○田中(昭)委員 それは、現時点においては生

産ができなくても、わが国のいままでの技術、それから今後またどんな技術が発展していくわけですから、そういう点も考えてやってもいいというところを申し添えておきます。

次に、最後になりましたが、いわゆる密輸入の問題につきましてお尋ねするわけですが、わが国の年間の密輸入の件数なり金額というものはどのくらいあります。そしてその中で、特に私心配するのは、麻薬の密輸入であります。これがどのくらいの件数あつて、どういふ結果が出ておるか。また、これを取り締まる、検査することについてはどういふ点が当局として問題になつておるか、困難な点があるか、こういう点を一、二お聞かせを願ひたいと思ひます。

○大蔵政府委員 最近、御指摘のように、特に麻薬事犯の数が年々歳々ふえてきておりまして、特にヘロインとかモルヒネ、このヘロイン、モルヒネが最も悪質なものであると私も考えておりますけれども、ヘロイン、モルヒネの密輸事犯が昭和四十五年をピークとして最近減少する方向にございますけれども、反面、覚せい剤であるとかLSDとか大麻、こういうようなものの密輸が非常にふえてきている傾向にあるわけでございます。

私どものほうで検査いたしました件数といたしましては、最近三カ年間の数字に關して申し上げますと、昭和四十六年が八十七件、昭和四十七年が九十三件、昭和四十八年が現在十一月までの数字でございますけれども、七十二件というところになっております、それぞれヘロイン、モルヒネ、アヘン、LSD、生アヘン、アヘンの水溶液、大麻たばこ、大麻草、覚せい剤、そういうたようなもの、それぞれ数字がございすけれども、これは省略させていただきます。

私ども現在税関の職員が一番困惑をいたしておりますのは、密輸をしようとする人間がわが国に持ち込む方法がだんだん巧妙になつてまいりまして、ごく最近におきましても、女性の陰部に覚えたい刺を隠して入つてきたというものをつかまえた

ようなこともございますけれども、一番困りますのは、海外からの情報に非常にとりにくい。もちろん、例といたしましては、在外公館から、こういう人間は要注意である、その人間が日本に向つたから注意をしろという通報をあらかじめ受けてまして、それに基づきまして羽田で検査をしたという例もございすけれども、だんだん巧妙になつてまいりまして、現在のところ、なかなか確実にこれを見つけないというきめ手はもろろないわけでございます、長い間税関の通関の窓口におきまして経験をしていられる人間が、相手の挙動が不審であるということによりまして、別室に連れ込んで検査をするということが一番数は多いわけでございます。

ただ、最近非常に困つておりますのは、一日に羽田の税関に入つてまいります旅客の数が最近は大抵七千人から八千人という非常に大きな数になつてきておりまして、これをあまり厳密に検査をいたしますと、一般の善良な方々に對しては非常に不快の念を催さるという面がございまして、どの人間に對して厳密に検査をし、またどの人間に對しては検査をあまり厳密にしないで通過をさせるかという見分け方が、現実問題といたしましては、経験年数が相当のものをいう種類の仕事であるということでございます。金属探知器のようないもので、ピストルその他の銃器の検査はかなりの間違ひなくやれるような体制をとつておりますけれども、麻薬その他の隠しての持ち込みというものは、年々歳々ただいま申し上げましたような案件の検査数をあげておりますが、これが全体におけるどのくらいの把握率であるかということに關しては、私も確たる自信はないのが現状でございます。

○田中(昭)委員 大臣、これは大蔵省としましてはたいへんゆゆしき問題をかかえた仕事でありますし、いまの当局の説明を聞いて、まず大臣はどのようにお考えになりますか。

○福田国務大臣 麻薬等の輸入は、これはわが国の社会問題として非常に重大な問題でございます

す。もとよりこの問題は税関だけでできる問題じゃございません。警察当局、この力をかりなければならぬ問題であります。税関でもできる限りこの問題には対処していく、かように考えております。

○田中(昭)委員 そういふお考えは、福田大蔵大臣には以前からずっとあつて、いままで大蔵大臣もやられたことがございすし、取り組んでこられたと思ひますが、しかし、いま当局から説明もあつたように、年々歳々ふえていける、そのやり方が巧妙になつて、当局もこれだけいろいろなものが発達した中に、勤にたよつてやつていけるやうなことで、わが国が国際社会の中で大いに発展していくといふことから考えますと、これは税関の第一線というものは国を代表する一つの接点であるわけですね。そういう点で、ただ注意してやつていくといふことだけでは、いままでのやうなことを繰り返すのじゃなからうか、私はこういう気がしてならないわけですね。

そこで、これはこういうことを言つていいかどうかはしりませんが、いままで私たちがこの密輸入のことにつきまして聞いております話は、現在の体制では、この密輸入は税関当局だけの動きでは全然タッチできないのだ、そういうことを少しお認めになつたような御発言でございまして、けれども、警察にたよるといひましても、警察もそういう場合に一々おるわけではございせんし、こういうことについては国民にたいへん不安感を与えるといひますか、はつきり申し上げて、麻薬の取り締まりは、麻薬をやる仲間の密告がなければあつてはできないといふことを言明しておる人もおるぐらひなんです。ですから、そういう点を考えますと、ひとつしつかりやつてもらわなければならないといふ気がしてならないわけでございますが、もう一度大臣から……

○福田国務大臣 まことに御注意ありがとうございます。警察当局とよく連絡をとりまして、なお一そうこの取り締まりにつきましては努力をいた

題、そういう理解でいいのじゃないかと私は思うのですが、しかし、この三つの問題を含めまして、竹本さんお話しのとおり、これは一国の努力によつては解決しません。これはどうしても世界全体の合意によつてのみ初めて解決される、しかも良識ある合意ということが、ここでは第一になつてくるのじゃないか。

いままでもそういうような考え方をもちまして、わが日本といたしましては、とにかくすでに既存のそういう問題に対処する機構があるわけです。一つは何だと言へばIMF、一つは世界銀行、また大きく政治問題という問題につきましてはこれは国際連合、こういうような仕組みがあるわけですが、それらの仕組みをフルに活用する。

それから同時に、そういう国際的場面での協力を刺激する、そういう仕組みが必要ではないか。たまたまワシントン会議において、石油問題に関する調整グループというものができたのです。したがって、わが国はその調整グループの一員としてこれに参加し、世界的なそういう協力を進めていく、こういう努力をいたし、またこれからもそれを進めてまいりたい、かように考えております。

○竹本委員 いまの大臣の御答弁をさらに進めまして、関税についてかつてジャバランウンドということが言われたし、そういう考え方がありました。しかし、いま申しますように、関税だけの問題、また一国だけの取り上げ方では問題になりませんので、世界的規模において、しかも経済に関する、資源も人口もあるいは通貨も国際収支も含めた新しい総合的な、全面的な、国際的な新秩序といえますか、協力方式というものができないのか、ある意味においてはまた日本でもあろう。そういう意味から、より広い視点に立つたジャバランウンドというものを、これは福田大蔵大臣あたりがひとつ積極的に呼びかけるといことが一番適切ではないか、そういう意味においてのより具体的、積極的構想はありませんか。

○福田田務大臣 わが国が資源小国として置かれている立場、そういうことを考えますと、わが国がこの問題について世界で指導的役割を演ずるというのにはなかなかむずかしいのです。したがって、これは各国と話し合いをしながら考え方を進めていかなければならぬ、そういう立場に置かれておるわけであります。しかし、プロセスは竹本さんのおっしゃることは違ひ。

わが日本は、世界会議といつても、これはなかなかそう世界に対して影響力は私はないと思うのです。しかし、そういうアイデアを持って、国際機関の中にいまわが国は参加しているわけですから、参加しておるその場においてそういう意見を提唱する、あるいは石油調整グループというものができたわけでもございますけれども、そういう場においてそういう考え方を進める、そういうことにつきましては、竹本さんと同じような考え方を持っております。

○竹本委員 大臣は重要なお立場であるから慎重に答えておられると思うのですけれども、アイデアというところでございましてけれども、自分が初めからしきりまで主張するということではなくて、いろいろな根回しの方法もあるでしょうから、やはりそういう秩序を早く構築するところの段階へ本格的に入るように御努力をお願いしたいと、要望であります。

と申しますのは、いまの世界政治あるいは世界の経済というものは、私のこれは独断であるかもしれないけれども、独断であれば幸いでございすが、大体アメリカ主導型の軍事、経済、全部そういうふうになつておる。あるいはなり過ぎておる、こういうふうには私は思ひ、心配をしておるわけですが、時間ありませんし、ほかの問題に触れても恐縮なんですけれども、私は大体こういうふうに思つておるのですが、お聞きをいただきたいと思ふのです。

日本には、日本の政治の基本的目標が何であるか、あるのかしらぬが、実は私もあまりよくわからない。これはむしろ残念に思つておるのですけれども、たとえば、ニクソンの場合には、きわめて簡単な政治目標を持っておると思ふのです。これは私の独断であるかはいまだ御批判を待ちたいと思ふのですけれども、いまのニクソンが考えておることは、アメリカの二百年祭を自分で行うたい、しかもそのやるときには、あと二年間あります、七十六年の二百年祭は自分が大統領としてやりたい、裏からいうならば、ウォーターゲート事件が幾ら起こつてもなかなかやめない、こういうことですが、それは別として、そのやるときには、アメリカを文字どおり世界第一の国にしておきたいということを考えておると思ふのです。

その世界第一の国とは何かというと、ささえの柱が二つある。一つは核兵器である。一つはドルを世界最優秀の通貨単位にしよう、通貨価値としておこう、こういうことだと思ふのです。この国会におきましては、核防条約の問題も日程にのぼつてきたわけでもございますから議論になると思ふのですけれども、米ソが千五百兆あるいは千五百兆の核兵器を独占しながら、核兵器を種に使用しながら世界に号令をかけるというか、世界の共同管理、共同分割というか、したがって、私は、まだ核防条約については若干の疑問を持っております。核兵器を持たない国を核兵器を持つておる国が絶対攻撃をしないという約束は、現にソ連はまだしていませんし、そういうような情勢もありまして、軍事のほうについてもドミニカとされるというふうな形では、われわれはなかなか納得できないと思ひます。

経済について、私は、これから一口申し上げてみたいと思ふのですが、アメリカ大統領が七十六年の二百年祭は自分でやりたい、やるときにはアメリカを最強の国にしておきたい、その一つの柱はドルである。ドルをもう一ぺん復権して、ドルをもう一度もとに返して、世界一強い通貨にしておきたいということが、ニクソン戦略の根本であると思ふのですが、それに対する対応のしかた

が日本にどれだけ準備されておるかということ、私は心配するわけです。

たとえば、アメリカのほうは、経済的にもドルを強くするというところにおいても、経済の問題だけではなくて、御承知のように、海外投資もある、海外経済援助もある、さらにミッドエーの援助もある。大ざっぱな私の計算ですけれども、大体九十億ドルぐらいの国際収支、貿易収支の面における黒字を出さぬことには、アメリカのドルが世界最強になり、そしてアメリカが核兵器でやつたと同じように世界を支配する、自分の主導権のもとに引っぱつていくということについて、なかなか困難がある。

そういう意味で、今日の戦略目標は、約九十億ドル前後の黒字を出すということにあると思ふし、現にアメリカの最近における数字は、大臣のほうがよく御存じでございすけれども、輸出貿易などというものは、この間までの六十九億ドルの赤字が、去年はもう七億ドル黒字になつたというところになります。貿易が四四％ふえたということだけでなくて、貿易収支においては七十億ドルの改善をやつておる。もう一回これと同じようなことをやれば、約九十億ドル近くの黒字が出て、私の言う経済援助も、軍事援助も、あるいは海外投資も、アメリカが世界第一の国としての威厳を保つのに十分だけの財源ができる。そういうことで、いまアメリカは貿易政策も考えておる、ほくはこう思ふのです。

したがって、そのことは、日本に関する限りでいへば、一つは、ある場合において輸入を制限するといふ形で出てくる、ある場合においては輸出をどんどん向けて、アメリカの品物を買え、あるいはアメリカの自動車をもつと買え、そのために関税、物品税の四〇％なんというのはいくらぬといふような、こどもも審議をしなければならぬ、あれは単に税率がどうだとかいふような問題だけではなくて、アメリカはこどもで経済の収支の体制を切りかえていききたいのだという大きな戦略目標がある。それを一つ一つ末端で受け取つておつ

たのでは、対応が不十分だ。

そういう意味では申し上げるのですけれども、とにかく九十億ドル前後の黒字をかせぐためには、まず輸入を押えるものは押える、同時に輸出については、全力投球で一年間に四四〇％伸ばす。現に伸びているのをまたもう一回四〇％、五〇％伸ばしてやると思うのです。そうすれば、大体、ニクソンが考えているようなところまで、あと二年間で持っていける。したがって、ドルの物的基礎がそれだけ拡大強化される、こう思うのです。

そういう点から考えると、日本がほしいというものであっても、アメリカがかってによさくないものもあるだろう。また逆に、日本があまり入ってほしくないと思うもので、アメリカが買えと

言って押し込んでくるものもあるだろう。そういう点について、ただ従来のような、日本のほうでいえば、いままでの、数年前までの自由貿易論みたいな形で対応する、あるいは単に、これはアメリカの輸出がふえているようにだといったような形でこれを受けとめるということでは不徹底だ。もうちょっと高度の政治的判断が要するのではないか。したがって、アメリカの輸出に対する意欲あるいは輸入を制限しようという考え方は、単なる事務レベルや、単なる経済収支の問題だけではなくて、もっと大きな政治の基本戦略の上に立っているのだ、こう受け取らなければならぬと思ひますが、大臣のお考えはいかがですか。

○福田首相 どもニクソン大統領がどう考へていのかということにつきましてはお答えしにくいのですが、アメリカは二つのことを考へてい

アメリカとすれば、やはりECとわが日本、この経済が混同するということについては非常に関心を持っておる、こういうふうに見ておるわけです。

ただ、私がいま竹本さんの御所見に対して注意を引くのは、これはもうアメリカがどうのこうのという問題よりは、世界そのものがかなり変質してくる可能性を持っておる、そういうおそれがある、こういうことなんです。そういう可能性に対して、わが日本がどういふふうな姿勢をとるか。私はいままでのような、ただ単に資源はどこからでも無制約に入ってくる、そういうことを前提としての国のかじとりというものは妥当でない。よほどその辺については慎重な配慮、かじとりの行き方の根本的な再検討が必要であらう、そういうふうに思ひます。

○竹本委員 アメリカへの対応が、いま私の言うように、いまの段階では不十分だと思ひますが、世界の変質、世界の激流について、いま論議はあまりしたくないのです。私の考へが、先ほど申しましたように、独断であれば幸ひだが、あるいは当たるかもしれないという意味で、お聞き取りを願ひたいと思ひます。

そこで、ついでに農産物の問題についてちょっと一言言ひますが、いまの十二条にも「本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、」というふうに書いてある。ところが、日本は、アメリカの農産物には、御承知のように、生産コストの面から見て太刀打ちできない。しかも、われわれは、アメリカの農産物といへば、お互い同僚議員の皆さんもそうじゃないかと思ひますが、われわれの頭に出てくるのは、余剰農産物という考へ方です。余ったものを日本にくれ

るのだとか、余ったから少し日本に輸出するのだとかいう程度にしか、実はアメリカの農産物輸出を認識してないんじゃないかと思ひます。

一種の戦略物資にだんだん転化しつつある。ある場合には、日本を困らせるといふために、輸出を押える場合も絶対ないとは言へません。しかし、いま当面の戦略的必要性というのとは何かといへば、私の聞いているところ、調べているところでは、アメリカは貿易収支の面において九十億ドル前後の黒字を出す、これで大体全体の構想をまとめつ

つあつた。そこへ石油ショックが出てきた。これは一つ伺ひますが、石油ショックによつて日本の支払いの増加というでは、一番多く言う人は九十億ドル、百億ドルと言ひましたけれども、やはり八十億ドル前後が大体の見通しとして妥当な線ではないかと思ひますが、これは局長いかがですか。局長のだけれどもいいです。

○松川政府委員 ただいま御指摘のとおりございまして、来年度の経見通しの策定の際に、私ども従来のやり方と変へまして、石油だけ抜き出して、これについてこまかい見通しを立てました。そのときにも、本年度、すなわち四十八年度では七十億ドル台程度であらう、これが来年度では百五十億ドル程度になるというところで、その増減額は八十億ドルでございます。

○竹本委員 そこで、大体、日本の輸入量とアメリカの輸入量は、まず大ざっぱにいって、とんとんでしやう。そうすると、アメリカの石油ショックの支払い超過も、大体、日本と同じだ。だけれど、日本が九十億ドル、アメリカが九十億ドル、西ドイツが五十億ドルと言つた人がおられますが、ちよつと日本のほうも少しオーバーなような気がいたします。かりにそれが八十億ドルと押え

るとすれば、アメリカもまた八十億ドルぐらゐの支払いがふえる、こういうことになる。そこで、基本的には貿易収支で九十億ドルなら九十億ドルというものの黒字を出すのだけれども、その黒字は、いま申しました経済援助なり、海外投資なり、軍事援助なりに使う。したがって、石油の支払いの急にふえたやつは、その中からはどうも融通ができない。結局、これからアメリカが石油の支払いの増加等に必要となる資金とい

うものを何でかせぎ出すかということについては、農産物輸出だと私は見ているのだ。

そうなりますと、農産物輸出は、去年も大体百億ドル前後の輸出になったようございまして、御承知のように、貿易全体がアメリカは去年四四〇％ふえたのに対して、その中で農産物の輸出は八八％、倍になつておる。これは私の言う、ただ余剰農産物の輸出といったような感覚ではなくて、農産物輸出でまたこれらのアメリカの基本戦略をささえる大きな必要をだれをかせこう、こういう立場から、農産物輸出に非常な力を入れておる。したがって、今後、ことは八八％ふえたのだけれども、来年はもっとふえるというふうな形で、それがまた日本の農業にいかなる打撃を与えるかということとはあらためて論ずるとして、そういう形でいまやってきておる。まあ農産物輸出で大体百億ドルの黒字をかせこうというのが、私の言う基本戦略じゃないかと思ひているのです。

そういうことに対応するために、われわれは、経済政策全体で考へをひとつまとめておかなければならぬし、また関税政策を論ずる場合にも、第十二条に書いてあるようなこと、これで全部を尽くしているのかもしれないが、少なくともその運用の面では、よほどいままでと違つた認識なり決意の上に立たないと、対応が不十分だといふことを私は指摘したいわけでありまして。

全体として、この関税法というふうなものも、従来の、先ほど来大臣からもお話がありましたような、石油ショックというか、あるいは新たな資源ナシヨナリズムというか、そういうものが出てくる以前の段階において考へられた法であり、これはわれわれの頭も大体そうなつておる。私はその切りかえが必要であるといふことを言つておるわけでございます。

したがひまして、大臣は農林大臣もされたことがありますが申し上げるわけですが、余剰農産物といったような考へ方ではなくて、これまた戦略物資として、私のように考へるか考へないかは別としても、アメリカの農産物輸出に対する熱意

と意欲というものはものすごい、これで百億ドルの黒字をかせようとしておる。そういう意味で、その直接相手になっておる日本あるいは日本の農業といふことからは、異常な決意が必要ではないかと思ひますが、その点についての大蔵のお考えを承つておきたい。

○福田首相 アメリカの農産物の輸出が非常に拡大してゐる、こういうことは事実そのとおりだと思ひますが、これはソビエトロシアや中国の小麦の不作、こういうことが大きく影響してゐる、こういう問題があると思ふのです。

ただ、しかしながら、竹本さんのおっしゃるとおり、アメリカばかりじゃない、世界の国々が、その持てる資源を、あるいは農作物を、自国の立場に關連しながらその行使を考へるという傾向が出てくるおそれのある世界情勢になつてきておるといふふうには思ひますので、そういう世界情勢の中において、わが日本がどういう立場をとるべきか、これは大きな問題になつてきておると思ふのです。

それで、関税政策のあり方等につきましては、これはやはり石油問題、それからもう一つは、石油問題等もひつからりますが、いまのインフレ、物価高、これを何とかして短期に克服しなければならぬ。その克服した後の日本経済の姿といふものは、かなりこれは混乱以前と変わったものでなければならぬ。その変わり方といふものにつきましては、ただいまお話しのある変貌する世界情勢といふことを十分踏まえていかなければならぬ、こういうふうな考へておられます。

○竹本委員 これはひとつ慎重な対応をしていただきたいと要望申し上げまして、最後に一つ伺ひます。

それは貿易の輸出輸入の見通し、総額に対する見通し、もちろん経済見通しに出ておられますけれども、経済見通しの四百七十一億ドルの輸出と四百三十七億ドルの輸入、三十四億ドルの黒字といふ見通し以上に私は輸出ができると思つておるのですが、実はけさのある新聞を見ますと、経

済の実質成長は一・四％ということ、経団連さんが四十九年度の経済の見通しをつくつた。たいへん深い予測であるが、これは春闘を意識したものであろうかといふようなことが書いてある。その辺の政治的な批判は一応別にいたしまして、そこでは貿易の収支が十二億ドルの黒字になつておるのですね、きょうの経団連さんの計算を見ると。政府の経済見通しでは、三十四億ドルの黒字が出るというふうになつておる。一体どっちがほんとうかといふことなんです、私は、それ以上にことしは輸出はできるだらうと思つておるのです。

それは、一つは、御承知のように、為替レートが非常に下がつてゐる。これが現実に、自動車にしても、オートバイにしても、その他の輸出にしても、非常な刺激を受けておる。レートが下がるといふことは、何と申しまして輸出について——アメリカの輸出が去年の第三・四半期から黒字になつたのも、これはアメリカのドルの切り下げ、二回のドルの切り下げが一番大きな原因ではないかと思ひますが、日本もそういう形で、円のレートが対ドルに対して下がつた。三百円であるか三百三十円になるかは別として、二百六、七十円のものが一割もしくはそれ以上下がつてきた。これは非常な輸出の刺激、力になる。

次に、国内の不況といふたようなムードもありまして、これが逆に余力もできるし、ドライブもかかるので、輸出が大いに伸びるといふたようなこと。

さらに、海外市況に対して、これはひとつ大臣に伺ひたいのだが、非常に悪いという人、すなわち、アメリカでも一割しか実質成長はできないという非常に暗いような見通しの人と、必ずしもそうでないというような見通しと二つありますが、大臣にお伺ひしたいことは、一つは海外市況といふものを大體いまだどういふふうには押えておられるかといふことが一つ。

それから次に、この経団連の出した見通しの貿易収支十二億ドルの黒字というのは、政府の見

通しに比べても、三十四億ドルですから、あまりに低い、三分の一だということだけれども、実際には五百億ドルの輸出ができるという人もおられますけれども、私はそこまで樂觀的ではないかどうかは疑問がありますけれども、しかし、実際問題として見れば、いま鉄鋼その他は世界的な鉄鋼不足で、輸出の量も近くは三千万トンになるであらうという人もおる。それからタンカーも百三十億、百五十億だといふたものが、去年の暮れには二百五十五億ドル、さらにそのうち三百億ドルの引き合いも始まるという強気の考へ方もある。

こういうような情勢でございますから、必ずしも貿易は政府の見通されたようなものにとどまらないで、場合によつてはもっと伸びるのではないかと、非常に伸びるというふうにも思つておる。五百億ドルになるか四百八十億ドルにとどまるかは別として、政府の見通しよりもふえるかも知れぬといふたときに、経団連のほうでは、とにかく貿易収支は十二億ドルの黒字といふたような、こまかいことはよくわかりませんが、見通しをいひておる。

そこで、大臣にお伺ひしたいのは、いま言つたように、海外市況、世界の景気の動きといふものをどういふふうには受けておられるかといふのが一つ。

もう一つは、それとの関連において、また日本の国内事情も考へながら、大體貿易といふものは、ことに貿易収支といふものは、三十四億ドル以上になると見るか、三十四億ドルと見るか、あるいは三分の一に激減すると見るべきであるか、その点についてのお考えを承つて終りにしたいと思ひます。

○福田首相 経済見通しをつくつておるわけでありまして、貿易の見通しにつきまして、これを公式に申し上げますれば、これは経済見通しのとおりであります、こういうふうにお答えをせざるを得ないわけでありまして。

ただ、専門家の間には、政府の見通しと輸出よりも多少ふえるのじゃないか、こういう見方をす

る人がかなりおる。しかし、同時に、輸入もふえるのじゃないかという見方に、そういう人たちの見方はなつてくるわけでありまして。やはり輸入がふえるといふのは、石油の關係、そういうものを考へておるのじゃないか。それから輸出がふえるといふのは、国内の経済政策、これがかなり抑制型になつてきておる、そういうふうなことで、それからいふのは為替レートの問題、そういうものを頭に置いておるのじゃないかと思ひますが、しかし、大體バランスがどうなるかといふことにつきましては、これは政府が三十四億ドルの黒といひておるが、大體その辺じゃないか、そういう見方が多いと思ひます。数字がびしやと合うわけじゃないと思ひますが、傾向的にはさうです。

そこで、世界は一体どうなるんだといふことにつきましては、どうもEC諸国、これはわが国が二・五％成長といつておるのですが、それよりも多少低目に見ておるところが多いのでございす。それからアメリカはまだ公式に見解を発表しておりませんが、これは日本よりも多少高目に見るのじゃないか、そんな感じがするわけでございます。

いずれにいたしましても、世界はいま石油問題といふものをかかへまして、工業生産力が著減をする、したがつて、国民成長率、この速度が鈍つてくる、こういう状態に置かれておるわけでありまして、わが国もその一環をなすわけでありす。そういうことから、二・五％成長という判断を示しておるの、大體国際水準から見まして妥当なところではあるまいか、そんなふうな考へておられます。

○竹本委員 以上で終わりますが、要望として二つ申し上げておきたいと思ひます。

一つは、大臣からも先ほど来御答弁がありましたが、従来の延長という形でなくて、根本的、本質的に変わらうとすつある。そういう問題についての把握と対応を誤らないようにやつてもらいた

ということ、それが一つ。

それからもう一つは、いまの貿易収支も、十二億ドル説あり、三十四億ドル説あり、私は四十億ドルをこすというぐらいに見ておられますけれども、いろいろありますが、確かにこれはむずかしい話で、水かけ論になってしまいましたが、ただ、政府の経済見通しをはじめとして発表になるものについては、分析がないのです。数字の結論だけだ。一応はあとで説明はありますけれども、これをほんとうにわれわれがディスカッションをすることが出来る便利なように、もう少し分析的な説明といえますか、そういうものがないと、三十四億ドルと出されてみても、それを信ずるものは数われるという程度になってしまうので、もう少し理論的分析が望ましいと、要望申し上げておきます。

○安倍委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○安倍委員長 次に、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○安倍委員長 これより各案について、政府より提案理由の説明を求めます。福田大蔵大臣。

○福田大蔵大臣 ただいま議題となりました所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御

説明申し上げます。

初めに、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

政府は、昭和四十九年度の税制改正の一環として、最近における国民負担の状況にかんがみ、給与所得者の負担を大幅に軽減することを中心として所得税負担の適正化をはかるため、人的控除及び給与所得控除の引き上げ並びに税率の緩和により、初年度一兆四千五百億円にのぼる所得税減税を行なうこととしたしておりますが、この空前の規模の所得税減税等を実施するため、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、中小所得者の所得税負担を軽減し、あわせて税制の簡明化をはかるため、人的控除を引き上げて一律同額とすることとしたしております。

すなわち、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ現行の二十一万円から二十四万円に引き上げるとともに、扶養控除を現行の十六万円から二十四万円に引き上げることとしたしております。

第二に、給与所得者の所得税負担を大幅に軽減するため、給与所得控除について、現行の二〇%ないし五%の控除率を四〇%ないし一〇%の控除率に引き上げるとともに、これによる控除額が五十万円に満たない場合には一律五十万円を控除するという新しい定額控除を導入し、あわせて、収入が一定額に達すると収入が幾らふえても控除額は増加しないという、いわゆる頭打ちの制度を廃止することとしたしております。

この結果、給与所得者の課税最低限は、人的控除の引き上げと相まって、独身者の場合には現行の四十五万円から七十七万円に、夫婦と子供二人の場合には現行の百十五万円から百七十七万円にそれぞれ引き上げられることに相なります。

第三に、税率の緩和を行なうこととしたしております。

すなわち、所得税の累進構造を緩和するため、課税所得現行二千万円以下の税率の適用所得階級区分を約一・五倍に拡大することとしたしております。この結果、所得税の負担は全体としてパランスのとれたものになるものと考えております。

第四に、福祉政策等の見地から障害者控除等の特別な人的控除につきましても、一般的な控除にあわせて引き上げを行なうこととしたしております。

すなわち、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ現行の十三万円から十六万円に、特別障害者控除を現行の十九万円から二十四万円に引き上げるとともに、老人扶養控除を十九万円から二十八万円に引き上げることとしたしております。

第五に、白色申告者の専従者控除について現行の二十万円を三十万円に引き上げることとしたしております。

第六に、退職所得の特別控除額を、勤続年数二十年までは一年につき二十万円、勤続年数二十年を超については一年につき四十万円に引き上げることとしたしております。この結果、勤続年数三十五年の場合の退職所得の特別控除額は、現行の八百万円から一千万円に引き上げられることに相なります。

第七に、貯蓄の奨励をはかる見地から、少額貯蓄非課税制度の非課税限度額を現行の百五十万円から三百万円に引き上げるとともに、生命保険料控除及び損害保険料控除につきましてもその控除対象限度額を現行の二倍に引き上げることとしたしております。

第八に、寄付金控除のいわゆる足切り限度額の引き下げを行なうほか、実情に応じきまこまかな改正を行なうこととしたしております。

すなわち、寄付金控除についてのいわゆる足切り限度額は、現在、所得の三%が十万円のいずれか低い金額となっておりませんが、これを一万円に引き下げることにしているほか、配偶者控除及び扶養控除の適用要件である配偶者及び扶養親族の

給与所得等にかかわる所得限度額を現行の十五万円から二十万円に引き上げるとともに、寡婦控除の適用要件として特定の者について定められている所得限度額を現行の百五十万円から三百万円に引き上げるなど実情に即した種々の措置を講ずることとしたしております。

第九に、災害被害者の負担を軽減するため、所得税の減免を受けることができる災害被害者の所得限度額を現行の二倍に引き上げることとしたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

第一に、法人税の基本税率につきましては、現在、三五%に租税特別措置法により一・七五%が加算され三六・七五%となっておりますが、法人の税負担の適正化をはかる見地からこれを四〇%に引き上げることとしたしております。

第二に、中小法人に対する軽減税率につきましては、中小企業の現状にかんがみ特にこれを据え置くこととするともに、その適用所得の範囲を現行の三百万円から大幅に引き上げ七百万円、ただし最初の一年間は六百万円にすることとしたしております。

第三に、同族会社については、各事業年度の所得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場合には、留保所得について法人税を課税いたしておりますが、この場合の定額控除を現行の年五百万円から年一千万円に引き上げることとしたしております。

そのほか、中小企業の納税手続を簡素化するため、中間申告書の提出を要しない税額の限度を五万円から十万円に引き上げる等所要の規定の整備をはかることとしたしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

第一は、法人税の付加税率の廃止と配当軽減税率の引き上げであります。

すなわち、法人税法の改正により法人税の基本税率を四〇%に引き上げることに伴い、現行の基

本税率三五%に一・七五%を加算することとして
いる特別措置は、適用期限の到来を待つて廃止す
るとともに、配当等に充てた所得に対する法人税
率を三〇%、ただし最初の一年間は二八%に引き
上げることにいたしております。

第二は、自動車関係諸税の税率の引き上げであ
ります。

すなわち、資源の節約、消費の抑制、道路財源
の充実等の観点から、二年間の暫定措置として、
揮発油税につきましては、一キロリットルにつ
き、現行の二万四千三百円を二万九千二百円に、
地方道路税につきましては、同じく四千四百円を
五千三百円に、また、自動車重量税につきまして
は、営業用自動車を除きその税率を原則として現
行の二倍にそれぞれ引き上げることによりましてお
ります。

第五は、公害対策に資するための措置でありま
す。

第三は、既存の特別措置の整理合理化でありま
す。

第六は、中小企業対策に資するための措置であ
ります。

すなわち、耐火建築物等の割り増し償却制度並
びに特定合併をした場合の割り増し償却制度及び
登録免許税の税率軽減措置を廃止するとともに、
株式売買損失準備金制度について、当期の繰り入
れ限度額を引き下げることによりましております。

第七は、農林漁業対策としての措置でありま
す。

また、交際費の損金不算入制度について、損金
算入限度額の計算における資本金基準を千分の
二・五から千分の一に引き下げて課税の強化をは
かるほか、試験研究費の額が増加した場合の税額
控除制度について、五〇%の税額控除の適用基準
である試験研究費の増加率を年一二%から年一
五%に改めることにいたしております。

すなわち、肉用牛の免税対象に、特定の農業協
同組合等を通じて販売した乳用雄牛の販売所得
を加えるほか、農業生産法人が農地保有合理化の
ために農地等を譲渡する場合について、二百五十
万円の特別控除を設けることとし、また、森林施
業計画に基づき山林経営を行なう個人が山林を現
物出資して法人成りする場合の山林所得の課税に
ついて、納期限の特例を設ける等の措置を講ずる
ことにいたしております。

用に供するため、または公有地の拡大の推進に関
する法律による協議に基づき、土地等が地方公共
団体等に買い取られる場合等を加えることとした
しております。

以上のはか、労働災害防止設備の特別償却制度
の対象設備に特定の消防設備を加える等所要の措
置を講ずることによりましております。

以上、所得税法及び災害被害者に対する租税の減
免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する
法律案外二法律案につきまして、その提案の理由
と内容の概要を申し上げます。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださ
いますようお願い申し上げます。

○安倍委員長 これにて各案の提案理由の説明は
終わりました。

各案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来たる三月一日金曜日、午前十時理事
会、十時三十分委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

第二十八条第三項第一号を次のように改め
る。

一 前項に規定する収入金額が百五十万円以
下である場合、当該収入金額の十分の四に
相当する金額（当該金額が五十万円に満た
ない場合には、五十万円）

第二十八条第三項第二号中「百六十六万円」を
「百五十万円」に、「こえ三百六十六万円」を「超え
三百六十六万円」に、「四十六万円」を「六十万円」に、
「十分の一」を「十分の三」に改め、同項第三号中
「三百六十六万円」を「三百六十六万円以下」に、「六十
六万円未満」を「超え六十六万円以下」に、「六十一
万円」を「百五十万円」に、「十分の〇・五」を「十分
の二」に改め、同項第四号中「六百六十六万円以上
である」を「六百六十六万円を超える」に、「七十六万
円」を「百六十五万円」と当該収入金額から六百
万円を控除した金額の十分の一に相当する金額
との合計額」に改め、同条第四項中「二百万円」
を「三百万円」に、「附表」を「付表」に改める。

第三十条第三項第一号中「十年」を「二十年」
に、「十万円」を「二十万円」に改め、同項第二号
及び第三号を削り、同項第四号中「三十年」を
「二十年」に、「こえる」を「超える」に、「六百万
円」を「四百万円」に改め、同号を同項第二号と
する。

第五十七条第二項中「二月十六日」を「一月十
六日」に、「一月以内」を「二月以内」に改め、同
条第三項第一号を次のように改める。

一 三十万円

第六十四条に次の二項を加える。

3 前項の規定は、第五百五十二条（各種所得の
金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）
の規定による更正の請求を受ける場合を除き、
確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨そ
の他大蔵省令で定める事項の記載がある場合
に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた
場合又は前項の記載がない確定申告書の提出

があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

第七十六条第一項第二号中「こえ」を「超え」に改め、同項第三号中「こえる場合 三万七千五百円」を「超え十万円以下である場合 三万七千五百円」と当該合計額から五万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その年中に支払つた生命保険料の金額の合計額が十万円を超える場合 五万円

第七十七条第一項第一号ロ中「こえる場合 二千円」を「超え四千元以下である場合 二千円」と当該合計額から二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額」に改め、同項に次のように加える。

ハ その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が四千元を超える場合 三千元

第七十七条第一項第二号ロ中「こえる場合 一万円」を「超え二万円以下である場合 一万円」と当該合計額から一万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額」に改め、同項に次のように加える。

ハ その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が二万円を超える場合 一万五千元

第七十七条第一項第三号イ中「が二千円をこ

え、かつ、その他の部分の金額が八千円未満である場合 二千円」と当該その他の部分の金額との合計額」につき第一号の規定に準じて計算した金額と、その他の部分の金額につき前号の規定に準じて計算した金額との合計額が一万五千円以下である場合 当該合計額」に改め、同号ロを次のように改め、同号ハを削る。

ロ イにより計算した金額が一万五千円を超える場合 一万五千元

第七十八条第一項第二号を次のように改める。

二 一万円

第七十九条第一項及び第二項中「十三万円」を「十六万円」に、「十九万円」を「二十四万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「十三万円」を「十六万円」に改める。

第八十三条第一項中「二十一万円」を「二十四万円」に改める。

第八十四条第一項中「十六万円」を「二十四万円」に改め、同条第二項中「十九万円」を「二十八万円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第八十五条第三項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は居住者に配偶者がいないかどうか」を削る。

第八十六条第一項中「二十一万円」を「二十四万円」に改める。

第八十九条第一項の表を次のように改める。

六十万円以下の金額	百分の十二
六十万円を超え百二十万円以下の金額	百分の十二
百二十万円を超え百八十万円以下の金額	百分の十四
百八十万円を超え二百四十万円以下の金額	百分の十六
二百四十万円を超え三百万円以下の金額	百分の十八
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十一
四百万円を超え五百万円以下の金額	百分の二十四
五百万円を超え六百万円以下の金額	百分の二十七
六百万円を超え七百万円以下の金額	百分の三十
七百万円を超え八百万円以下の金額	百分の三十四
八百万円を超え九百万円以下の金額	百分の三十八
九百万円を超え千二百万円以下の金額	百分の四十二
千二百万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十六
千五百万円を超え二千万円以下の金額	百分の五十
二千万円を超え三千万円以下の金額	百分の五十五
三千万円を超え四千万円以下の金額	百分の六十
四千万円を超え六千万円以下の金額	百分の六十五
六千万円を超え八千万円以下の金額	百分の七十
八千万円を超える金額	百分の七十五

第二百一十一条第一項中「五百万円」を「八百万円」に改める。

第二百一十四条中「二月十六日」を「一月十六日」に、「一月以内」を「二月以内」に改める。

第二百一十五条第一項第一号イ中「甲表の」及び「当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある場合には、別表第四の乙表。ロからニまでにおいて同じ。」を削り、同号ロからニまでの規定中「甲表の」を削り、同号ホ中「甲表の」及び「当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある場合には、別表第五の乙表。ヘにおいて同じ。」を削り、同号ヘ中「甲表の」を削り、同項第二号イからヘまで及び第三号中「甲表の」を削る。

第二百一十六条第一項第一号ロ中「こえる」を「超える」に改め、「甲表の」及び「当該申告書に

控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある場合には、別表第四の乙表」を削り、同項第二号ロ中「甲表の」を削り、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、「甲表の」及び「当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある場合には、別表第四の乙表。以下この号において同じ。」を削る。

第二百一十九条第一項中「甲表の」及び「又は乙表」を削る。

第二百二十条中「五百万円」を「八百万円」に、「附表」を「付表」に改める。

第二百二十四条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第二百一十一条第二項中「附表」を「付表」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
円	円未満	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,000	2,000	100	10	50,000	51,000	5,000	10	137,000	139,000	13,700	10
1,000	3,000	200	10	51,000	52,000	5,100	10	139,000	141,000	13,900	10
2,000	4,000	300	10	52,000	53,000	5,200	10	141,000	143,000	14,100	10
3,000	5,000	400	10	53,000	54,000	5,300	10	143,000	145,000	14,300	10
4,000				54,000	55,000	5,400	10	145,000	147,000	14,500	10
5,000	6,000	500	10	55,000	56,000	5,500	10	147,000	149,000	14,700	10
6,000	7,000	600	10	56,000	57,000	5,600	10	149,000	151,000	14,900	10
7,000	8,000	700	10	57,000	58,000	5,700	10	151,000	153,000	15,100	10
8,000	9,000	800	10	58,000	59,000	5,800	10	153,000	155,000	15,300	10
9,000	10,000	900	10	59,000	60,000	5,900	10	155,000	157,000	15,500	10
10,000	11,000	1,000	10	60,000	61,000	6,000	10	157,000	159,000	15,700	10
11,000	12,000	1,100	10	61,000	62,000	6,100	10	159,000	161,000	15,900	10
12,000	13,000	1,200	10	62,000	63,000	6,200	10	161,000	163,000	16,100	10
13,000	14,000	1,300	10	63,000	65,000	6,300	10	163,000	165,000	16,300	10
14,000	15,000	1,400	10	65,000	67,000	6,500	10	165,000	167,000	16,500	10
15,000	16,000	1,500	10	67,000	69,000	6,700	10	167,000	169,000	16,700	10
16,000	17,000	1,600	10	69,000	71,000	6,900	10	169,000	171,000	16,900	10
17,000	18,000	1,700	10	71,000	73,000	7,100	10	171,000	173,000	17,100	10
18,000	19,000	1,800	10	73,000	75,000	7,300	10	173,000	175,000	17,300	10
19,000	20,000	1,900	10	75,000	77,000	7,500	10	175,000	177,000	17,500	10
20,000	21,000	2,000	10	77,000	79,000	7,700	10	177,000	179,000	17,700	10
21,000	22,000	2,100	10	79,000	81,000	7,900	10	179,000	181,000	17,900	10
22,000	23,000	2,200	10	81,000	83,000	8,100	10	181,000	183,000	18,100	10
23,000	24,000	2,300	10	83,000	85,000	8,300	10	183,000	185,000	18,300	10
24,000	25,000	2,400	10	85,000	87,000	8,500	10	185,000	187,000	18,500	10
25,000	26,000	2,500	10	87,000	89,000	8,700	10	187,000	189,000	18,700	10
26,000	27,000	2,600	10	89,000	91,000	8,900	10	189,000	191,000	18,900	10
27,000	28,000	2,700	10	91,000	93,000	9,100	10	191,000	193,000	19,100	10
28,000	29,000	2,800	10	93,000	95,000	9,300	10	193,000	195,000	19,300	10
29,000	30,000	2,900	10	95,000	97,000	9,500	10	195,000	198,000	19,500	10
30,000	31,000	3,000	10	97,000	99,000	9,700	10	198,000	201,000	19,800	10
31,000	32,000	3,100	10	99,000	101,000	9,900	10	201,000	204,000	20,100	10
32,000	33,000	3,200	10	101,000	103,000	10,100	10	204,000	207,000	20,400	10
33,000	34,000	3,300	10	103,000	105,000	10,300	10	207,000	210,000	20,700	10
34,000	35,000	3,400	10	105,000	107,000	10,500	10	210,000	213,000	21,000	10
35,000	36,000	3,500	10	107,000	109,000	10,700	10	213,000	216,000	21,300	10
36,000	37,000	3,600	10	109,000	111,000	10,900	10	216,000	219,000	21,600	10
37,000	38,000	3,700	10	111,000	113,000	11,100	10	219,000	222,000	21,900	10
38,000	39,000	3,800	10	113,000	115,000	11,300	10	222,000	225,000	22,200	10
39,000	40,000	3,900	10	115,000	117,000	11,500	10	225,000	228,000	22,500	10
40,000	41,000	4,000	10	117,000	119,000	11,700	10	228,000	231,000	22,800	10
41,000	42,000	4,100	10	119,000	121,000	11,900	10	231,000	234,000	23,100	10
42,000	43,000	4,200	10	121,000	123,000	12,100	10	234,000	237,000	23,400	10
43,000	44,000	4,300	10	123,000	125,000	12,300	10	237,000	240,000	23,700	10
44,000	45,000	4,400	10	125,000	127,000	12,500	10	240,000	243,000	24,000	10
45,000	46,000	4,500	10	127,000	129,000	12,700	10	243,000	246,000	24,300	10
46,000	47,000	4,600	10	129,000	131,000	12,900	10	246,000	249,000	24,600	10
47,000	48,000	4,700	10	131,000	133,000	13,100	10	249,000	252,000	24,900	10
48,000	49,000	4,800	10	133,000	135,000	13,300	10	252,000	255,000	25,200	10
49,000	50,000	4,900	10	135,000	137,000	13,500	10	255,000	258,000	25,500	10

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
258,000	261,000	25,800	10	414,000	418,000	41,400	10	614,000	618,000	61,600	10
261,000	264,000	26,100	10	418,000	422,000	41,800	10	618,000	622,000	62,100	10
264,000	267,000	26,400	10	422,000	426,000	42,200	10	622,000	626,000	62,600	10
267,000	270,000	26,700	10	426,000	430,000	42,600	10	626,000	630,000	63,100	10
270,000	273,000	27,000	10	430,000	434,000	43,000	10	630,000	634,000	63,600	10
273,000	276,000	27,300	10	434,000	438,000	43,400	10	634,000	638,000	64,000	10
276,000	279,000	27,600	10	438,000	442,000	43,800	10	638,000	642,000	64,500	10
279,000	282,000	27,900	10	442,000	446,000	44,200	10	642,000	646,000	65,000	10
282,000	285,000	28,200	10	446,000	450,000	44,600	10	646,000	650,000	65,500	10
285,000	288,000	28,500	10	450,000	454,000	45,000	10	650,000	655,000	66,000	10
288,000	291,000	28,800	10	454,000	458,000	45,400	10	655,000	660,000	66,600	10
291,000	294,000	29,100	10	458,000	462,000	45,800	10	660,000	665,000	67,200	10
294,000	297,000	29,400	10	462,000	466,000	46,200	10	665,000	670,000	67,800	10
297,000	300,000	29,700	10	466,000	470,000	46,600	10	670,000	675,000	68,400	10
300,000	303,000	30,000	10	470,000	474,000	47,000	10	675,000	680,000	69,000	10
303,000	306,000	30,300	10	474,000	478,000	47,400	10	680,000	685,000	69,600	10
306,000	309,000	30,600	10	478,000	482,000	47,800	10	685,000	690,000	70,200	10
309,000	312,000	30,900	10	482,000	486,000	48,200	10	690,000	695,000	70,800	10
312,000	315,000	31,200	10	486,000	490,000	48,600	10	695,000	700,000	71,400	10
315,000	318,000	31,500	10	490,000	494,000	49,000	10	700,000	705,000	72,000	10
318,000	321,000	31,800	10	494,000	498,000	49,400	10	705,000	710,000	72,600	10
321,000	324,000	32,100	10	498,000	502,000	49,800	10	710,000	715,000	73,200	10
324,000	327,000	32,400	10	502,000	506,000	50,200	10	715,000	720,000	73,800	10
327,000	330,000	32,700	10	506,000	510,000	50,600	10	720,000	725,000	74,400	10
330,000	333,000	33,000	10	510,000	514,000	51,000	10	725,000	730,000	75,000	10
333,000	336,000	33,300	10	514,000	518,000	51,400	10	730,000	735,000	75,600	10
336,000	339,000	33,600	10	518,000	522,000	51,800	10	735,000	740,000	76,200	10
339,000	342,000	33,900	10	522,000	526,000	52,200	10	740,000	745,000	76,800	10
342,000	345,000	34,200	10	526,000	530,000	52,600	10	745,000	750,000	77,400	10
345,000	348,000	34,500	10	530,000	534,000	53,000	10	750,000	755,000	78,000	10
348,000	351,000	34,800	10	534,000	538,000	53,400	10	755,000	760,000	78,600	10
351,000	354,000	35,100	10	538,000	542,000	53,800	10	760,000	765,000	79,200	10
354,000	357,000	35,400	10	542,000	546,000	54,200	10	765,000	770,000	79,800	10
357,000	360,000	35,700	10	546,000	550,000	54,600	10	770,000	775,000	80,400	10
360,000	363,000	36,000	10	550,000	554,000	55,000	10	775,000	780,000	81,000	10
363,000	366,000	36,300	10	554,000	558,000	55,400	10	780,000	785,000	81,600	10
366,000	369,000	36,600	10	558,000	562,000	55,800	10	785,000	790,000	82,200	10
369,000	372,000	36,900	10	562,000	566,000	56,200	10	790,000	795,000	82,800	10
372,000	375,000	37,200	10	566,000	570,000	56,600	10	795,000	800,000	83,400	10
375,000	378,000	37,500	10	570,000	574,000	57,000	10	800,000	805,000	84,000	10
378,000	381,000	37,800	10	574,000	578,000	57,400	10	805,000	810,000	84,600	10
381,000	384,000	38,100	10	578,000	582,000	57,800	10	810,000	815,000	85,200	10
384,000	387,000	38,400	10	582,000	586,000	58,200	10	815,000	820,000	85,800	10
387,000	390,000	38,700	10	586,000	590,000	58,600	10	820,000	825,000	86,400	10
390,000	394,000	39,000	10	590,000	594,000	59,000	10	825,000	830,000	87,000	10
394,000	398,000	39,400	10	594,000	598,000	59,400	10	830,000	835,000	87,600	10
398,000	402,000	39,800	10	598,000	602,000	59,800	10	835,000	840,000	88,200	10
402,000	406,000	40,200	10	602,000	606,000	60,200	10	840,000	845,000	88,800	10
406,000	410,000	40,600	10	606,000	610,000	60,700	10	845,000	850,000	89,400	10
410,000	414,000	41,000	10	610,000	614,000	61,200	10	850,000	855,000	90,000	10

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
855,000	860,000	90,600	10	1,105,000	1,110,000	120,600	10	1,355,000	1,360,000	153,700	11
860,000	865,000	91,200	10	1,110,000	1,115,000	121,200	10	1,360,000	1,365,000	154,400	11
865,000	870,000	91,800	10	1,115,000	1,120,000	121,800	10	1,365,000	1,370,000	155,100	11
870,000	875,000	92,400	10	1,120,000	1,125,000	122,400	10	1,370,000	1,375,000	155,800	11
875,000	880,000	93,000	10	1,125,000	1,130,000	123,000	10	1,375,000	1,380,000	156,500	11
880,000	885,000	93,600	10	1,130,000	1,135,000	123,600	10	1,380,000	1,385,000	157,200	11
885,000	890,000	94,200	10	1,135,000	1,140,000	124,200	10	1,385,000	1,390,000	157,900	11
890,000	895,000	94,800	10	1,140,000	1,145,000	124,800	10	1,390,000	1,395,000	158,600	11
895,000	900,000	95,400	10	1,145,000	1,150,000	125,400	10	1,395,000	1,400,000	159,300	11
900,000	905,000	96,000	10	1,150,000	1,155,000	126,000	10	1,400,000	1,405,000	160,000	11
905,000	910,000	96,600	10	1,155,000	1,160,000	126,600	10	1,405,000	1,410,000	160,700	11
910,000	915,000	97,200	10	1,160,000	1,165,000	127,200	10	1,410,000	1,415,000	161,400	11
915,000	920,000	97,800	10	1,165,000	1,170,000	127,800	10	1,415,000	1,420,000	162,100	11
920,000	925,000	98,400	10	1,170,000	1,175,000	128,400	10	1,420,000	1,425,000	162,800	11
925,000	930,000	99,000	10	1,175,000	1,180,000	129,000	10	1,425,000	1,430,000	163,500	11
930,000	935,000	99,600	10	1,180,000	1,185,000	129,600	10	1,430,000	1,435,000	164,200	11
935,000	940,000	100,200	10	1,185,000	1,190,000	130,200	10	1,435,000	1,440,000	164,900	11
940,000	945,000	100,800	10	1,190,000	1,195,000	130,800	10	1,440,000	1,445,000	165,600	11
945,000	950,000	101,400	10	1,195,000	1,200,000	131,400	10	1,445,000	1,450,000	166,300	11
950,000	955,000	102,000	10	1,200,000	1,205,000	132,000	11	1,450,000	1,455,000	167,000	11
955,000	960,000	102,600	10	1,205,000	1,210,000	132,700	11	1,455,000	1,460,000	167,700	11
960,000	965,000	103,200	10	1,210,000	1,215,000	133,400	11	1,460,000	1,465,000	168,400	11
965,000	970,000	103,800	10	1,215,000	1,220,000	134,100	11	1,465,000	1,470,000	169,100	11
970,000	975,000	104,400	10	1,220,000	1,225,000	134,800	11	1,470,000	1,475,000	169,800	11
975,000	980,000	105,000	10	1,225,000	1,230,000	135,500	11	1,475,000	1,480,000	170,500	11
980,000	985,000	105,600	10	1,230,000	1,235,000	136,200	11	1,480,000	1,485,000	171,200	11
985,000	990,000	106,200	10	1,235,000	1,240,000	136,900	11	1,485,000	1,490,000	171,900	11
990,000	995,000	106,800	10	1,240,000	1,245,000	137,600	11	1,490,000	1,495,000	172,600	11
995,000	1,000,000	107,400	10	1,245,000	1,250,000	138,300	11	1,495,000	1,500,000	173,300	11
1,000,000	1,005,000	108,000	10	1,250,000	1,255,000	139,000	11	1,500,000	1,505,000	174,000	11
1,005,000	1,010,000	108,600	10	1,255,000	1,260,000	139,700	11	1,505,000	1,510,000	174,700	11
1,010,000	1,015,000	109,200	10	1,260,000	1,265,000	140,400	11	1,510,000	1,515,000	175,400	11
1,015,000	1,020,000	109,800	10	1,265,000	1,270,000	141,100	11	1,515,000	1,520,000	176,100	11
1,020,000	1,025,000	110,400	10	1,270,000	1,275,000	141,800	11	1,520,000	1,525,000	176,800	11
1,025,000	1,030,000	111,000	10	1,275,000	1,280,000	142,500	11	1,525,000	1,530,000	177,500	11
1,030,000	1,035,000	111,600	10	1,280,000	1,285,000	143,200	11	1,530,000	1,535,000	178,200	11
1,035,000	1,040,000	112,200	10	1,285,000	1,290,000	143,900	11	1,535,000	1,540,000	178,900	11
1,040,000	1,045,000	112,800	10	1,290,000	1,295,000	144,600	11	1,540,000	1,545,000	179,600	11
1,045,000	1,050,000	113,400	10	1,295,000	1,300,000	145,300	11	1,545,000	1,550,000	180,300	11
1,050,000	1,055,000	114,000	10	1,300,000	1,305,000	146,000	11	1,550,000	1,555,000	181,000	11
1,055,000	1,060,000	114,600	10	1,305,000	1,310,000	146,700	11	1,555,000	1,560,000	181,700	11
1,060,000	1,065,000	115,200	10	1,310,000	1,315,000	147,400	11	1,560,000	1,565,000	182,400	11
1,065,000	1,070,000	115,800	10	1,315,000	1,320,000	148,100	11	1,565,000	1,570,000	183,100	11
1,070,000	1,075,000	116,400	10	1,320,000	1,325,000	148,800	11	1,570,000	1,575,000	183,800	11
1,075,000	1,080,000	117,000	10	1,325,000	1,330,000	149,500	11	1,575,000	1,580,000	184,500	11
1,080,000	1,085,000	117,600	10	1,330,000	1,335,000	150,200	11	1,580,000	1,585,000	185,200	11
1,085,000	1,090,000	118,200	10	1,335,000	1,340,000	150,900	11	1,585,000	1,590,000	185,900	11
1,090,000	1,095,000	118,800	10	1,340,000	1,345,000	151,600	11	1,590,000	1,595,000	186,600	11
1,095,000	1,100,000	119,400	10	1,345,000	1,350,000	152,300	11	1,595,000	1,600,000	187,300	11
1,100,000	1,105,000	120,000	10	1,350,000	1,355,000	153,000	11	1,600,000	1,605,000	188,000	11

(四)

別表第四から別表第八までを次のように改める。

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			未	満			以	上		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,605,000	1,610,000	188,700	11	1,755,000	1,760,000	209,700	11	1,905,000	1,910,000	232,800	12
1,610,000	1,615,000	189,400	11	1,760,000	1,765,000	210,400	11	1,910,000	1,915,000	233,600	12
1,615,000	1,620,000	190,100	11	1,765,000	1,770,000	211,100	11	1,915,000	1,920,000	234,400	12
1,620,000	1,625,000	190,800	11	1,770,000	1,775,000	211,800	11	1,920,000	1,925,000	235,200	12
1,625,000	1,630,000	191,500	11	1,775,000	1,780,000	212,500	11	1,925,000	1,930,000	236,000	12
1,630,000	1,635,000	192,200	11	1,780,000	1,785,000	213,200	11	1,930,000	1,935,000	236,800	12
1,635,000	1,640,000	192,900	11	1,785,000	1,790,000	213,900	11	1,935,000	1,940,000	237,600	12
1,640,000	1,645,000	193,600	11	1,790,000	1,795,000	214,600	11	1,940,000	1,945,000	238,400	12
1,645,000	1,650,000	194,300	11	1,795,000	1,800,000	215,300	11	1,945,000	1,950,000	239,200	12
1,650,000	1,655,000	195,000	11	1,800,000	1,805,000	216,000	12	1,950,000	1,955,000	240,000	12
1,655,000	1,660,000	195,700	11	1,805,000	1,810,000	216,800	12	1,955,000	1,960,000	240,800	12
1,660,000	1,665,000	196,400	11	1,810,000	1,815,000	217,600	12	1,960,000	1,965,000	241,600	12
1,665,000	1,670,000	197,100	11	1,815,000	1,820,000	218,400	12	1,965,000	1,970,000	242,400	12
1,670,000	1,675,000	197,800	11	1,820,000	1,825,000	219,200	12	1,970,000	1,975,000	243,200	12
1,675,000	1,680,000	198,500	11	1,825,000	1,830,000	220,000	12	1,975,000	1,980,000	244,000	12
1,680,000	1,685,000	199,200	11	1,830,000	1,835,000	220,800	12	1,980,000	1,985,000	244,800	12
1,685,000	1,690,000	199,900	11	1,835,000	1,840,000	221,600	12	1,985,000	1,990,000	245,600	12
1,690,000	1,695,000	200,600	11	1,840,000	1,845,000	222,400	12	1,990,000	1,995,000	246,400	12
1,695,000	1,700,000	201,300	11	1,845,000	1,850,000	223,200	12	1,995,000	2,000,000	247,200	12
1,700,000	1,705,000	202,000	11	1,850,000	1,855,000	224,000	12	2,000,000円		248,000	12
1,705,000	1,710,000	202,700	11	1,855,000	1,860,000	224,800	12				
1,710,000	1,715,000	203,400	11	1,860,000	1,865,000	225,600	12				
1,715,000	1,720,000	204,100	11	1,865,000	1,870,000	226,400	12				
1,720,000	1,725,000	204,800	11	1,870,000	1,875,000	227,200	12				
1,725,000	1,730,000	205,500	11	1,875,000	1,880,000	228,000	12				
1,730,000	1,735,000	206,200	11	1,880,000	1,885,000	228,800	12				
1,735,000	1,740,000	206,900	11	1,885,000	1,890,000	229,600	12				
1,740,000	1,745,000	207,600	11	1,890,000	1,895,000	230,400	12				
1,745,000	1,750,000	208,300	11	1,895,000	1,900,000	231,200	12				
1,750,000	1,755,000	209,000	11	1,900,000	1,905,000	232,000	12				

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号（変動所得及び臨時所得の平均課税）に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円 63,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の7 %に相当する金 額
63,000	64,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	5,300
64,000	65,000	280	0	0	0	0	0	0	0	0	5,400
65,000	66,000	380	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
66,000	67,000	480	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
67,000	68,000	580	0	0	0	0	0	0	0	0	5,600
68,000	69,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	5,700
69,000	70,000	780	0	0	0	0	0	0	0	0	5,700
70,000	71,000	880	0	0	0	0	0	0	0	0	5,800
71,000	72,000	980	0	0	0	0	0	0	0	0	5,900
72,000	73,000	1,080	0	0	0	0	0	0	0	0	5,900
73,000	74,000	1,180	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
74,000	75,000	1,280	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
75,000	76,000	1,380	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
76,000	77,000	1,480	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
77,000	78,000	1,580	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300
78,000	79,000	1,680	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300
79,000	80,000	1,780	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400
80,000	81,000	1,880	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
81,000	82,000	1,980	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
82,000	83,000	2,080	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600
83,000	84,000	2,180	180	0	0	0	0	0	0	0	6,600
84,000	85,000	2,280	280	0	0	0	0	0	0	0	6,700
85,000	86,000	2,380	380	0	0	0	0	0	0	0	6,800
86,000	87,000	2,480	480	0	0	0	0	0	0	0	6,800
87,000	88,000	2,580	580	0	0	0	0	0	0	0	6,900
88,000	89,000	2,680	680	0	0	0	0	0	0	0	7,100
89,000	90,000	2,780	780	0	0	0	0	0	0	0	7,200
90,000	91,000	2,880	880	0	0	0	0	0	0	0	7,400
91,000	92,000	2,980	980	0	0	0	0	0	0	0	7,500
92,000	93,000	3,080	1,080	0	0	0	0	0	0	0	7,700
93,000	94,000	3,180	1,180	0	0	0	0	0	0	0	7,800
94,000	95,000	3,280	1,280	0	0	0	0	0	0	0	7,900
95,000	96,000	3,380	1,380	0	0	0	0	0	0	0	8,100
96,000	97,000	3,480	1,480	0	0	0	0	0	0	0	8,200
97,000	98,000	3,580	1,580	0	0	0	0	0	0	0	8,400
98,000	99,000	3,680	1,680	0	0	0	0	0	0	0	8,500
99,000	101,000	3,830	1,830	0	0	0	0	0	0	0	8,600
101,000	103,000	4,030	2,030	0	0	0	0	0	0	0	8,600 円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち100,000 円を 超える金額の22 %に相当する金 額を加算した金 額
103,000	105,000	4,230	2,230	230	0	0	0	0	0	0	
105,000	107,000	4,360	2,360	360	0	0	0	0	0	0	
107,000	109,000	4,480	2,480	480	0	0	0	0	0	0	
109,000	111,000	4,600	2,600	600	0	0	0	0	0	0	
111,000	113,000	4,720	2,720	720	0	0	0	0	0	0	
113,000	115,000	4,840	2,840	840	0	0	0	0	0	0	
115,000	117,000	4,960	2,960	960	0	0	0	0	0	0	

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
117,000	119,000	5,100	3,080	1,080	0	0	0	0	0	
119,000	121,000	5,240	3,200	1,200	0	0	0	0	0	
121,000	123,000	5,380	3,320	1,320	0	0	0	0	0	
123,000	125,000	5,530	3,440	1,440	0	0	0	0	0	
125,000	127,000	5,680	3,570	1,570	0	0	0	0	0	
127,000	129,000	5,850	3,710	1,710	0	0	0	0	0	
129,000	131,000	6,020	3,850	1,850	0	0	0	0	0	
131,000	133,000	6,190	3,990	1,990	0	0	0	0	0	
133,000	135,000	6,360	4,130	2,130	130	0	0	0	0	
135,000	137,000	6,520	4,270	2,270	270	0	0	0	0	
137,000	139,000	6,690	4,410	2,410	410	0	0	0	0	
139,000	141,000	6,860	4,550	2,550	550	0	0	0	0	
141,000	143,000	7,030	4,690	2,690	690	0	0	0	0	
143,000	145,000	7,200	4,830	2,830	830	0	0	0	0	
145,000	147,000	7,360	4,970	2,970	970	0	0	0	0	
147,000	149,000	7,530	5,130	3,110	1,110	0	0	0	0	
149,000	151,000	7,700	5,300	3,250	1,250	0	0	0	0	19,600 円
151,000	153,000	7,870	5,470	3,390	1,390	0	0	0	0	19,600円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 150,000 円を 超 える金額の45% に相当する金額 を加算した金額
153,000	155,000	8,040	5,640	3,530	1,530	0	0	0	0	
155,000	157,000	8,200	5,800	3,670	1,670	0	0	0	0	
157,000	159,000	8,370	5,970	3,810	1,810	0	0	0	0	
159,000	161,000	8,540	6,140	3,950	1,950	0	0	0	0	
161,000	163,000	8,710	6,310	4,090	2,090	0	0	0	0	
163,000	165,000	8,880	6,480	4,230	2,230	230	0	0	0	
165,000	167,000	9,040	6,640	4,370	2,370	370	0	0	0	
167,000	169,000	9,210	6,810	4,510	2,510	510	0	0	0	
169,000	171,000	9,380	6,980	4,650	2,650	650	0	0	0	
171,000	173,000	9,550	7,150	4,790	2,790	790	0	0	0	
173,000	175,000	9,720	7,320	4,930	2,930	930	0	0	0	
175,000	177,000	9,880	7,480	5,080	3,070	1,070	0	0	0	
177,000	179,000	10,050	7,650	5,250	3,210	1,210	0	0	0	
179,000	181,000	10,220	7,820	5,420	3,350	1,350	0	0	0	
181,000	183,000	10,390	7,990	5,590	3,490	1,490	0	0	0	
183,000	185,000	10,560	8,160	5,760	3,630	1,630	0	0	0	
185,000	187,000	10,720	8,320	5,920	3,770	1,770	0	0	0	
187,000	189,000	10,890	8,490	6,090	3,910	1,910	0	0	0	
189,000	191,000	11,070	8,660	6,260	4,050	2,050	0	0	0	
191,000	193,000	11,270	8,830	6,430	4,190	2,190	190	0	0	
193,000	195,000	11,460	9,000	6,600	4,330	2,330	330	0	0	
195,000	197,000	11,660	9,160	6,760	4,470	2,470	470	0	0	
197,000	199,000	11,850	9,330	6,930	4,610	2,610	610	0	0	
199,000	201,000	12,050	9,500	7,100	4,750	2,750	750	0	0	
201,000	203,000	12,250	9,670	7,270	4,890	2,890	890	0	0	
203,000	206,000	12,490	9,880	7,480	5,080	3,070	1,070	0	0	
206,000	209,000	12,790	10,130	7,730	5,330	3,280	1,280	0	0	
209,000	212,000	13,080	10,380	7,980	5,580	3,490	1,490	0	0	
212,000	215,000	13,370	10,630	8,230	5,830	3,700	1,700	0	0	
215,000	218,000	13,670	10,890	8,490	6,090	3,910	1,910	0	0	
218,000	221,000	13,960	11,160	8,740	6,340	4,120	2,120	120	0	
221,000	224,000	14,260	11,460	8,990	6,590	4,330	2,330	330	0	

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
224,000	227,000	14,550	11,750	9,240	6,840	4,540	2,540	540	0	
227,000	230,000	14,840	12,040	9,490	7,090	4,750	2,750	750	0	
230,000	233,000	15,140	12,340	9,750	7,350	4,960	2,960	960	0	
233,000	236,000	15,430	12,630	10,000	7,600	5,200	3,170	1,170	0	
236,000	239,000	15,730	12,930	10,250	7,850	5,450	3,380	1,380	0	
239,000	242,000	16,020	13,220	10,500	8,100	5,700	3,590	1,590	0	
242,000	245,000	16,310	13,510	10,750	8,350	5,950	3,800	1,800	0	
245,000	248,000	16,610	13,810	11,010	8,610	6,210	4,010	2,010	0	
248,000	251,000	16,900	14,100	11,300	8,860	6,460	4,220	2,220	220	
251,000	254,000	17,230	14,430	11,630	9,140	6,740	4,450	2,450	450	
254,000	257,000	17,570	14,770	11,970	9,430	7,030	4,690	2,690	690	
257,000	260,000	17,900	15,100	12,300	9,720	7,320	4,930	2,930	930	
260,000	263,000	18,270	15,440	12,640	10,000	7,600	5,200	3,170	1,170	
263,000	266,000	18,660	15,770	12,970	10,290	7,890	5,490	3,410	1,410	
266,000	269,000	19,040	16,110	13,310	10,580	8,180	5,780	3,650	1,650	
269,000	272,000	19,420	16,450	13,650	10,870	8,470	6,070	3,890	1,890	
272,000	275,000	19,810	16,780	13,980	11,180	8,760	6,360	4,130	2,130	
275,000	278,000	20,190	17,120	14,320	11,520	9,040	6,640	4,370	2,370	
278,000	281,000	20,580	17,450	14,650	11,850	9,330	6,930	4,610	2,610	
281,000	284,000	20,960	17,790	14,990	12,190	9,620	7,220	4,850	2,850	
284,000	287,000	21,340	18,140	15,330	12,530	9,910	7,510	5,110	3,090	
287,000	290,000	21,730	18,530	15,660	12,860	10,200	7,800	5,400	3,330	
290,000	293,000	22,110	18,910	16,000	13,200	10,480	8,080	5,680	3,570	
293,000	296,000	22,500	19,300	16,330	13,530	10,770	8,370	5,970	3,810	
296,000	299,000	22,880	19,680	16,670	13,870	11,070	8,660	6,260	4,050	
299,000	302,000	23,260	20,060	17,010	14,210	11,410	8,950	6,550	4,290	
302,000	305,000	23,650	20,450	17,340	14,540	11,740	9,240	6,840	4,530	
305,000	308,000	24,030	20,830	17,680	14,880	12,080	9,520	7,120	4,770	
308,000	311,000	24,420	21,220	18,020	15,210	12,410	9,810	7,410	5,010	
311,000	314,000	24,800	21,600	18,400	15,550	12,750	10,100	7,700	5,300	
314,000	317,000	25,180	21,980	18,780	15,890	13,090	10,390	7,990	5,590	
317,000	320,000	25,570	22,370	19,170	16,220	13,420	10,680	8,280	5,880	
320,000	323,000	25,950	22,750	19,550	16,560	13,760	10,960	8,560	6,160	
323,000	326,000	26,380	23,140	19,940	16,890	14,090	11,290	8,850	6,450	
326,000	329,000	26,810	23,520	20,320	17,230	14,430	11,630	9,140	6,740	
329,000	332,000	27,240	23,900	20,700	17,570	14,770	11,970	9,430	7,030	
332,000	335,000	27,670	24,290	21,090	17,900	15,100	12,300	9,720	7,320	
335,000	338,000	28,110	24,670	21,470	18,270	15,440	12,640	10,000	7,600	
338,000	341,000	28,540	25,060	21,860	18,660	15,770	12,970	10,290	7,890	
341,000	344,000	28,970	25,440	22,240	19,040	16,110	13,310	10,580	8,180	
344,000	347,000	29,400	25,820	22,620	19,420	16,450	13,650	10,870	8,470	
347,000	350,000	29,830	26,230	23,010	19,810	16,780	13,980	11,180	8,760	
350,000	353,000	30,270	26,670	23,390	20,190	17,120	14,320	11,520	9,040	
353,000	356,000	30,700	27,100	23,780	20,580	17,450	14,650	11,850	9,330	
356,000	359,000	31,130	27,530	24,160	20,960	17,790	14,990	12,190	9,620	
359,000	362,000	31,560	27,960	24,540	21,340	18,140	15,330	12,530	9,910	
362,000	365,000	31,990	28,390	24,930	21,730	18,530	15,660	12,860	10,200	
365,000	368,000	32,430	28,830	25,310	22,110	18,910	16,000	13,200	10,480	
368,000	371,000	32,860	29,260	25,700	22,500	19,300	16,330	13,530	10,770	
371,000	374,000	33,290	29,690	26,090	22,880	19,680	16,670	13,870	11,070	

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
374,000	377,000	33,720	30,120	26,520	23,260	20,060	17,010	14,210	11,410	
377,000	380,000	34,150	30,550	26,950	23,650	20,450	17,340	14,540	11,740	
380,000	383,000	34,590	30,990	27,390	24,030	20,830	17,680	14,880	12,080	
383,000	386,000	35,020	31,420	27,820	24,420	21,220	18,020	15,210	12,410	
386,000	389,000	35,530	31,850	28,250	24,800	21,600	18,400	15,550	12,750	
389,000	392,000	36,030	32,280	28,680	25,180	21,980	18,780	15,890	13,090	
392,000	395,000	36,530	32,710	29,110	25,570	22,370	19,170	16,220	13,420	
395,000	398,000	37,040	33,150	29,550	25,950	22,750	19,550	16,560	13,760	
398,000	401,000	37,540	33,580	29,980	26,380	23,140	19,940	16,890	14,090	
401,000	404,000	38,050	34,010	30,410	26,810	23,520	20,320	17,230	14,430	
404,000	407,000	38,550	34,440	30,840	27,240	23,900	20,700	17,570	14,770	
407,000	410,000	39,050	34,870	31,270	27,670	24,290	21,090	17,900	15,100	
410,000	413,000	39,560	35,360	31,710	28,110	24,670	21,470	18,270	15,440	
413,000	416,000	40,060	35,860	32,140	28,540	25,060	21,860	18,660	15,770	
416,000	419,000	40,570	36,370	32,570	28,970	25,440	22,240	19,040	16,110	
419,000	422,000	41,070	36,870	33,000	29,400	25,820	22,620	19,420	16,450	
422,000	425,000	41,570	37,370	33,430	29,830	26,230	23,010	19,810	16,780	
425,000	428,000	42,080	37,880	33,870	30,270	26,670	23,390	20,190	17,120	
428,000	431,000	42,580	38,380	34,300	30,700	27,100	23,780	20,580	17,450	
431,000	434,000	43,090	38,890	34,730	31,130	27,530	24,160	20,960	17,790	
434,000	437,000	43,590	39,390	35,190	31,560	27,960	24,540	21,340	18,140	
437,000	440,000	44,090	39,890	35,690	31,990	28,390	24,930	21,730	18,530	
440,000	443,000	44,600	40,400	36,200	32,430	28,830	25,310	22,110	18,910	
443,000	446,000	45,100	40,900	36,700	32,860	29,260	25,700	22,500	19,300	
446,000	449,000	45,610	41,410	37,210	33,290	29,690	26,090	22,880	19,680	
449,000	452,000	46,110	41,910	37,710	33,720	30,120	26,520	23,260	20,060	
452,000	455,000	46,610	42,410	38,210	34,150	30,550	26,950	23,650	20,450	
455,000	458,000	47,120	42,920	38,720	34,590	30,990	27,390	24,030	20,830	
458,000	461,000	47,620	43,420	39,220	35,020	31,420	27,820	24,420	21,220	
461,000	464,000	48,130	43,930	39,730	35,530	31,850	28,250	24,800	21,600	
464,000	467,000	48,630	44,430	40,230	36,030	32,280	28,680	25,180	21,980	
467,000	470,000	49,130	44,930	40,730	36,530	32,710	29,110	25,570	22,370	
470,000	473,000	49,640	45,440	41,240	37,040	33,150	29,550	25,950	22,750	
473,000	476,000	50,140	45,940	41,740	37,540	33,580	29,980	26,380	23,140	
476,000	479,000	50,650	46,450	42,250	38,050	34,010	30,410	26,810	23,520	
479,000	482,000	51,150	46,950	42,750	38,550	34,440	30,840	27,240	23,900	
482,000	485,000	51,650	47,450	43,250	39,050	34,870	31,270	27,670	24,290	
485,000	488,000	52,160	47,960	43,760	39,560	35,360	31,710	28,110	24,670	
488,000	491,000	52,680	48,460	44,260	40,060	35,860	32,140	28,540	25,060	
491,000	494,000	53,260	48,970	44,770	40,570	36,370	32,570	28,970	25,440	
494,000	497,000	53,840	49,470	45,270	41,070	36,870	33,000	29,400	25,820	
497,000	500,000	54,410	49,970	45,770	41,570	37,370	33,430	29,830	26,230	
500,000円		54,700	50,230	46,030	41,830	37,630	33,650	30,050	26,450	177,100円
500,000円を超え 580,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								177,100円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち500,000円を 超える金額の60 %に相当する金

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
580,000円		円 72,300	円 67,830	円 63,630	円 59,430	円 55,230	円 51,250	円 47,650	円 44,050	額を加算した金 額
580,000円を超え 680,000円に満た ない金額		580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 580,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額								
680,000円		円 97,300	円 92,830	円 88,630	円 84,430	円 80,230	円 76,250	円 72,650	円 69,050	
680,000円を超え 770,000円に満た ない金額		680,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 680,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								
770,000円		円 121,600	円 117,130	円 112,930	円 108,730	円 104,530	円 100,550	円 96,950	円 93,350	
770,000円を超え 860,000円に満た ない金額		770,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 770,000円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額								
860,000円		円 149,500	円 145,030	円 140,830	円 136,630	円 132,430	円 128,450	円 124,850	円 121,250	
860,000円を超え 1,050,000円に満た ない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額								
1,050,000円		円 216,000	円 211,530	円 207,330	円 203,130	円 198,930	円 194,950	円 191,350	円 187,750	
1,050,000円を超え 1,230,000円に満た ない金額		1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								
1,230,000円		円 284,400	円 279,930	円 275,730	円 271,530	円 267,330	円 263,350	円 259,750	円 256,150	円 615,100
1,230,000円を超え 1,510,000円に満た ない金額		1,230,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,230,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額								615,100円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち1,230,000円を 超える金額の65 %に相当する金 額を加算した金 額
1,510,000円		円 402,000	円 397,530	円 393,330	円 389,130	円 384,930	円 380,950	円 377,350	円 373,750	
1,510,000円を超え 1,970,000円に満た ない金額		1,510,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,510,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額								
1,970,000円		円 609,000	円 604,530	円 600,330	円 596,130	円 591,930	円 587,950	円 584,350	円 580,750	
1,970,000円を超え 2,900,000円に満た ない金額		1,970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,970,000円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額								

(六)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
2,900,000円		円 1,074,000	円 1,069,530	円 1,065,330	円 1,061,130	円 1,056,930	円 1,052,950	円 1,049,350	円 1,045,750	
2,900,000円を超え 3,820,000円に満た ない金額		2,900,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,900,000円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額								
3,820,000円		円 1,580,000	円 1,575,530	円 1,571,330	円 1,567,130	円 1,562,930	円 1,558,950	円 1,555,350	円 1,551,750	
3,820,000円を超え る金額		3,820,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 3,820,000円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超え る1人ごとに2,400円を控除した金額										従たる給与につ いての扶養控除 等申告書が提出 されている場合 には、当該申告 書に記載された 扶養親族等の数 に応じ、扶養親 族等1人ごとに 2,400円を、上 の各欄によつて 求めた税額から 控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,400円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,400円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円 2,100	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	円 0
2,100	2,150	5	0	0	0	0	0	0	0	180	0
2,150	2,200	10	0	0	0	0	0	0	0	180	0
2,200	2,250	15	0	0	0	0	0	0	0	180	0
2,250	2,300	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,300	2,350	25	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,350	2,400	30	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,400	2,450	35	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,450	2,500	40	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,500	2,550	45	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,550	2,600	50	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,600	2,650	55	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,650	2,700	60	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,700	2,750	65	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,750	2,800	70	5	0	0	0	0	0	0	220	0
2,800	2,850	75	10	0	0	0	0	0	0	220	0
2,850	2,900	80	15	0	0	0	0	0	0	230	0
2,900	2,950	85	20	0	0	0	0	0	0	230	0
2,950	3,000	90	25	0	0	0	0	0	0	240	0
3,000	3,050	95	30	0	0	0	0	0	0	250	0
3,050	3,100	100	35	0	0	0	0	0	0	250	0
3,100	3,150	105	40	0	0	0	0	0	0	260	0
3,150	3,200	110	45	0	0	0	0	0	0	270	0
3,200	3,250	115	50	0	0	0	0	0	0	280	0
3,250	3,300	120	55	0	0	0	0	0	0	280	0
3,300	3,400	130	60	0	0	0	0	0	0	290	0
3,400	3,500	140	70	5	0	0	0	0	0	290 円 に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 3,300 円を超える 金額の22% に相当する 金額を加算 した金額	0
3,500	3,600	145	80	10	0	0	0	0	0		0
3,600	3,700	150	85	20	0	0	0	0	0		0
3,700	3,800	160	90	25	0	0	0	0	0		0
3,800	3,900	165	95	30	0	0	0	0	0		0
3,900	4,000	170	105	35	0	0	0	0	0	0	0
4,000	4,100	175	110	40	0	0	0	0	0	0	0
4,100	4,200	185	115	50	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,300	190	120	55	0	0	0	0	0	0	0
4,300	4,400	200	130	60	0	0	0	0	0	0	0
4,400	4,500	210	135	70	5	0	0	0	0	0	0
4,500	4,600	220	145	75	10	0	0	0	0	0	0
4,600	4,700	225	150	85	15	0	0	0	0	0	0
4,700	4,800	235	155	90	25	0	0	0	0	0	0
4,800	4,900	245	165	95	30	0	0	0	0	0	0
4,900	5,000	250	170	105	40	0	0	0	0	0	0
5,000	5,100	260	180	110	45	0	0	0	0	660 円	0
5,100	5,200	270	190	120	50	0	0	0	0	660 円 に、 その日の社 会保険料控 除後の給与	0
5,200	5,300	275	195	125	60	0	0	0	0		0
5,300	5,400	285	205	130	65	0	0	0	0		0

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	等の金額の うち5,000 円を超える 金額の45% に相当する 金額を加算 した金額	円
5,400	5,500	295	215	140	75	5	0	0	0	0	0
5,500	5,600	300	220	145	80	15	0	0	0	0	0
5,600	5,700	310	230	155	85	20	0	0	0	0	0
5,700	5,800	320	240	160	95	25	0	0	0	0	0
5,800	5,900	325	245	165	100	35	0	0	0	0	0
5,900	6,000	335	255	175	110	40	0	0	0	0	0
6,000	6,100	345	265	185	115	50	0	0	0	0	0
6,100	6,200	350	270	190	120	55	0	0	0	0	6
6,200	6,300	360	280	200	130	60	0	0	0	0	13
6,300	6,400	370	290	210	135	70	0	0	0	0	20
6,400	6,500	380	295	215	145	75	10	0	0	0	27
6,500	6,600	390	305	225	150	85	15	0	0	0	34
6,600	6,700	400	315	235	155	90	25	0	0	0	41
6,700	6,800	410	320	240	165	95	30	0	0	0	48
6,800	6,900	420	330	250	170	105	35	0	0	0	55
6,900	7,000	430	340	260	180	110	45	0	0	0	62
7,000	7,100	440	350	270	190	120	50	0	0	0	69
7,100	7,200	450	355	275	195	125	60	0	0	0	76
7,200	7,300	460	365	285	205	130	65	0	0	0	83
7,300	7,400	470	375	295	215	140	70	5	0	0	90
7,400	7,500	480	385	300	220	145	80	10	0	0	97
7,500	7,600	490	395	310	230	155	85	20	0	0	104
7,600	7,700	495	405	320	240	160	95	25	0	0	111
7,700	7,800	505	415	325	245	165	100	35	0	0	118
7,800	7,900	515	425	335	255	175	105	40	0	0	125
7,900	8,000	525	435	345	265	185	115	45	0	0	132
8,000	8,100	535	445	350	270	190	120	55	0	0	139
8,100	8,200	545	455	360	280	200	130	60	0	0	146
8,200	8,300	555	465	370	290	210	135	70	0	0	153
8,300	8,400	565	475	380	295	215	140	75	10	0	160
8,400	8,500	580	485	390	305	225	150	85	15	0	167
8,500	8,600	590	495	400	315	235	160	90	25	0	174
8,600	8,700	600	505	415	325	245	165	100	35	0	181
8,700	8,800	615	520	425	335	255	175	110	40	0	188
8,800	8,900	625	530	435	345	265	185	115	50	0	195
8,900	9,000	640	540	445	355	275	195	125	55	0	202
9,000	9,100	650	550	460	365	285	205	130	65	0	209
9,100	9,200	665	565	470	375	295	215	140	75	0	216
9,200	9,300	675	575	480	385	305	225	150	80	0	223
9,300	9,400	690	585	490	400	315	235	155	90	0	231
9,400	9,500	700	595	505	410	325	240	165	95	0	239
9,500	9,600	715	610	515	420	330	250	170	105	0	247
9,600	9,700	730	620	525	430	340	260	180	115	0	256
9,700	9,800	740	635	535	445	350	270	190	120	0	264
9,800	9,900	755	645	550	455	360	280	200	130	0	273
9,900	10,000	765	660	560	465	370	290	210	135	0	281
10,000	10,100	780	670	570	475	385	300	220	145	0	289
10,100	10,200	790	685	580	490	395	310	230	155	0	298
10,200	10,300	805	700	590	500	405	320	240	160	0	306
10,300	10,400	820	710	605	510	415	330	250	170	0	315

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
10,400	10,500	830	725	615	520	430	340	260	180		323
10,500	10,600	845	735	630	535	440	350	270	190		331
10,600	10,700	855	750	645	545	450	360	280	200		340
10,700	10,800	870	760	655	555	460	370	285	205		348
10,800	10,900	885	775	670	565	475	380	295	215		357
10,900	11,000	895	790	680	575	485	390	305	225		365
11,000	11,100	910	800	695	590	495	400	315	235		373
11,100	11,200	925	815	705	600	505	415	325	245		382
11,200	11,300	940	825	720	615	520	425	335	255		390
11,300	11,400	955	840	730	625	530	435	345	265		399
11,400	11,500	970	850	745	640	540	445	355	275		408
11,500	11,600	985	865	760	650	550	460	365	285		417
11,600	11,700	1,000	880	770	665	560	470	375	295		427
11,700	11,800	1,010	890	785	675	575	480	385	305		436
11,800	11,900	1,025	905	795	690	585	490	400	315		446
11,900	12,000	1,040	920	810	700	595	505	410	320		456
12,000	12,100	1,055	935	820	715	610	515	420	330		465
12,100	12,200	1,070	950	835	730	620	525	430	340		475
12,200	12,300	1,085	965	845	740	635	535	445	350		484
12,300	12,400	1,100	980	860	755	645	545	455	360		494
12,400	12,500	1,115	995	875	765	660	560	465	370		504
12,500	12,600	1,130	1,010	890	780	670	570	475	385		515
12,600	12,700	1,140	1,020	900	790	685	580	490	395		526
12,700	12,800	1,155	1,035	915	805	700	590	500	405		538
12,800	12,900	1,170	1,050	930	815	710	605	510	415		549
12,900	13,000	1,190	1,065	945	830	725	615	520	430		560
13,000	13,100	1,205	1,080	960	845	735	630	530	440		571
13,100	13,200	1,220	1,095	975	855	750	640	545	450		582
13,200	13,300	1,240	1,110	990	870	760	655	555	460		594
13,300	13,400	1,255	1,125	1,005	885	775	670	565	475		605
13,400	13,500	1,275	1,135	1,015	895	790	680	575	485		616
13,500	13,600	1,290	1,150	1,030	910	800	695	590	495		627
13,600	13,700	1,305	1,165	1,045	925	815	705	600	505		638
13,700	13,800	1,325	1,185	1,060	940	825	720	610	515		650
13,800	13,900	1,340	1,200	1,075	955	840	730	625	530		661
13,900	14,000	1,355	1,215	1,090	970	850	745	640	540		672
14,000	14,100	1,375	1,235	1,105	985	865	760	650	550		683
14,100	14,200	1,390	1,250	1,120	1,000	880	770	665	560		694
14,200	14,300	1,405	1,265	1,130	1,010	890	785	675	575		706
14,300	14,400	1,425	1,285	1,145	1,025	905	795	690	585		717
14,400	14,500	1,440	1,300	1,160	1,040	920	810	700	595		728
14,500	14,600	1,455	1,315	1,175	1,055	935	820	715	610		739
14,600	14,700	1,475	1,335	1,195	1,070	950	835	730	620		750
14,700	14,800	1,490	1,350	1,210	1,085	965	845	740	635		762
14,800	14,900	1,510	1,370	1,230	1,100	980	860	755	645		773
14,900	15,000	1,525	1,385	1,245	1,115	995	875	765	660		784
15,000	15,100	1,540	1,400	1,260	1,125	1,005	885	780	670		795
15,100	15,200	1,560	1,420	1,280	1,140	1,020	900	790	685		806
15,200	15,300	1,575	1,435	1,295	1,155	1,035	915	805	700		818
15,300	15,400	1,590	1,450	1,310	1,170	1,050	930	815	710		830

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
15,400	15,500	1,610	1,470	1,330	1,190	1,065	945	830	725		843
15,500	15,600	1,625	1,485	1,345	1,205	1,080	960	845	735		855
15,600	15,700	1,640	1,500	1,360	1,220	1,095	975	855	750		868
15,700	15,800	1,660	1,520	1,380	1,240	1,110	990	870	760		881
15,800	15,900	1,675	1,535	1,395	1,255	1,125	1,005	880	775		894
15,900	16,000	1,695	1,550	1,410	1,270	1,135	1,015	895	785		907
16,000	16,100	1,710	1,570	1,430	1,290	1,150	1,030	910	800		919
16,100	16,200	1,725	1,585	1,445	1,305	1,165	1,045	925	815		932
16,200	16,300	1,745	1,605	1,465	1,325	1,185	1,060	940	825		945
16,300	16,400	1,760	1,620	1,480	1,340	1,200	1,075	955	840		958
16,400	16,500	1,780	1,635	1,495	1,355	1,215	1,090	970	850		971
16,500	16,600	1,800	1,655	1,515	1,375	1,235	1,105	985	865		983
16,600	16,700	1,820	1,670	1,530	1,390	1,250	1,120	1,000	880		996
16,700円		1,830	1,680	1,540	1,400	1,260	1,125	1,005	885	5,930円	1,009
16,700円を超え 19,500円に満たな い金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち16,700円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								5,930円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,700 円を超える 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	1,009円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,700 円を超える 金額の12% に相当する 金額を加算 した金額
19,500円		円 2,445	円 2,295	円 2,155	円 2,015	円 1,875	円 1,740	円 1,620	円 1,500		円 1,345
19,500円を超え 22,500円に満たな い金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち19,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額									1,345円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち19,500 円を超える 金額の14% に相当する 金額を加算 した金額
22,500円		円 3,195	円 3,045	円 2,905	円 2,765	円 2,625	円 2,490	円 2,370	円 2,250		円 1,765
22,500円を超え 25,500円に満たな い金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち22,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									1,765円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち22,500 円を超える 金額の18% に相当する 金額を加算 した金額
25,500円		円 4,005	円 3,855	円 3,715	円 3,575	円 3,435	円 3,300	円 3,180	円 3,060		円 2,305
25,500円を超え 28,500円に満たな い金額		25,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち25,500円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額									2,305円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち25,500 円を超える 金額の21% に相当する 金額を加算 した金額

(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
28,500円		円 4,935	円 4,785	円 4,645	円 4,505	円 4,365	円 4,230	円 4,110	円 3,990		円 2,935
28,500 円を超え 35,000円に満たな い金額		28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち28,500円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額									2,935円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち28,500 円を超える 金額の24% に相当する 金額を加算 した金額
35,000円		円 7,210	円 7,060	円 6,920	円 6,780	円 6,640	円 6,505	円 6,385	円 6,265		円 4,495
35,000 円を超え 41,000円に満たな い金額		35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									4,495円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち35,000 円を超える 金額の27% に相当する 金額を加算 した金額
41,000円		円 9,490	円 9,340	円 9,200	円 9,060	円 8,920	円 8,785	円 8,665	円 8,545	円 20,510	円 6,115
41,000 円を超え 50,500円に満たな い金額		41,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち41,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額								20,510円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち41,000 円を超える 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額	6,115円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち41,000 円を超える 金額の30% に相当する 金額を加算 した金額
50,500円		円 13,480	円 13,330	円 13,190	円 13,050	円 12,910	円 12,775	円 12,655	円 12,535		
50,500 円を超え 65,500円に満たな い金額		50,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち50,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
65,500円		円 20,230	円 20,080	円 19,940	円 19,800	円 19,660	円 19,525	円 19,405	円 19,285		
65,500 円を超え 96,500円に満たな い金額		65,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち65,500円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額									
96,500円		円 35,730	円 35,580	円 35,440	円 35,300	円 35,160	円 35,025	円 34,905	円 34,785		
96,500 円を超え 127,500円に満た ない金額		96,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち96,500円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額									

(六)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
127,500円		円 52,780	円 52,630	円 52,490	円 52,350	円 52,210	円 52,075	円 51,955	円 51,835		
127,500 円 を 超 え る 金 額		127,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち127,500円を超える金額の60％に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 を超える1人ごとに80円を控除した金額										従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されている 場合には、 当該申告書 に記載され た扶養親族 等の数に応 じ、扶養親 族等1人ご とに80円を、 上の各欄に よつて求め た税額から 控除した金 額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに80円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わる場所に記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに80円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) 日雇労働者の受ける給与等(第八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
123千円未満		145千円未満		167千円未満		188千円未満					
123	136	145	160	167	183	188	204				
136	151	160	178	183	200	204	222				
151	191	178	203	200	217	222	240				
191	234	203	251	217	272	240	294				
234	297	251	318	272	338	294	357			150千円未満	
297	355	318	369	338	384	357	398				
355	395	369	408	384	422	398	436				
395	433	408	447	422	463	436	478				
433	477	447	493	463	510	478	528				
477	530	493	549	510	568	528	586			150	240
530	582	549	600	568	620	586	639				
582	637	600	655	620	674	639	692				
637	685	655	703	674	721	692	738				
685	734	703	753	721	772	738	791				
734	800	753	818	772	837	791	855			240	350
800	896	818	915	837	934	855	953				
896	1,025	915	1,043	934	1,062	953	1,080				
1,025	1,184	1,043	1,202	1,062	1,220	1,080	1,238			350	460
1,184	1,431	1,202	1,451	1,220	1,471	1,238	1,491				
1,431	1,672	1,451	1,690	1,471	1,709	1,491	1,727			460	820
1,672	2,179	1,690	2,195	1,709	2,211	1,727	2,227				
2,179	2,968	2,195	2,987	2,211	3,006	2,227	3,025			820	1,100
2,968	4,510	2,987	4,528	3,006	4,545	3,025	4,563			1,100	1,660
4,510	6,184	4,528	6,202	4,545	6,220	4,563	6,238			1,660	2,240
6,184千円以上		6,202千円以上		6,220千円以上		6,238千円以上		2,240千円以上			

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

「除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 与 の に べ る 金 額 に 乗 ず る 率	甲											
	扶 養 親 族											
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 46	千円未満	千円 61	千円未満	千円 78	千円未満	千円 101	千円未満	千円 101	千円未満	千円 101	千円未満
2	46	49	61	65	78	87	101	112	101	112	101	112
4	49	52	65	70	87	97	112	124	112	124	112	124
6	52	56	70	77	97	156	124	179	124	179	124	179
8	56	61	77	198	156	210	179	222	179	222	179	222
10	61	228	198	241	210	256	222	276	222	276	222	276
12	228	278	241	297	256	316	276	336	276	336	276	336
14	278	337	297	356	316	367	336	381	336	381	336	381
16	337	378	356	392	367	406	381	420	381	420	381	420
18	378	424	392	437	406	450	420	463	420	463	420	463
20	424	466	437	480	450	494	463	511	463	511	463	511
22	466	510	480	528	494	546	511	564	511	564	511	564
24	510	564	528	582	546	600	564	619	564	619	564	619
26	564	615	582	633	600	650	619	668	619	668	619	668
28	615	659	633	678	650	697	668	716	668	716	668	716
30	659	721	678	741	697	761	716	781	716	781	716	781
32	721	819	741	839	761	858	781	877	781	877	781	877
35	819	950	839	969	858	988	877	1,006	877	1,006	877	1,006
38	950	1,112	969	1,130	988	1,148	1,006	1,166	1,006	1,166	1,006	1,166
41	1,112	1,351	1,130	1,371	1,148	1,391	1,166	1,411	1,166	1,411	1,166	1,411
44	1,351	1,600	1,371	1,618	1,391	1,636	1,411	1,654	1,411	1,654	1,411	1,654
47	1,600	2,114	1,618	2,130	1,636	2,146	1,654	2,162	1,654	2,162	1,654	2,162
50	2,114	2,891	2,130	2,910	2,146	2,929	2,162	2,949	2,162	2,949	2,162	2,949
55	2,891	4,441	2,910	4,458	2,929	4,476	2,949	4,493	2,949	4,493	2,949	4,493
60	4,441	6,112	4,458	6,130	4,476	6,148	4,493	6,166	4,493	6,166	4,493	6,166
65	6,112 千円以上		6,130 千円以上		6,148 千円以上		6,166 千円以上					

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求め、

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

特 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による定を含む。）により税額を計算する。

(四) (一)から(三)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	円未満	0	50,000	51,000	5,000	137,000	139,000	13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	41,400	614,000	618,000	61,600
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	41,800	618,000	622,000	62,100
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	42,200	622,000	626,000	62,600
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	42,600	626,000	630,000	63,100
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	43,000	630,000	634,000	63,600
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	43,400	634,000	638,000	64,000
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	43,800	638,000	642,000	64,500
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	44,200	642,000	646,000	65,000
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	44,600	646,000	650,000	65,500
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	45,000	650,000	655,000	66,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	45,400	655,000	660,000	66,600
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	45,800	660,000	665,000	67,200
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	46,200	665,000	670,000	67,800
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	46,600	670,000	675,000	68,400
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	47,000	675,000	680,000	69,000
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	47,400	680,000	685,000	69,600
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	47,800	685,000	690,000	70,200
309,000	312,000	30,900	482,000	486,000	48,200	690,000	695,000	70,800
312,000	315,000	31,200	486,000	490,000	48,600	695,000	700,000	71,400
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	49,000	700,000	705,000	72,000
318,000	321,000	31,800	494,000	498,000	49,400	705,000	710,000	72,600
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	49,800	710,000	715,000	73,200
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	50,200	715,000	720,000	73,800
327,000	330,000	32,700	506,000	510,000	50,600	720,000	725,000	74,400
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	51,000	725,000	730,000	75,000
333,000	336,000	33,300	514,000	518,000	51,400	730,000	735,000	75,600
336,000	339,000	33,600	518,000	522,000	51,800	735,000	740,000	76,200
339,000	342,000	33,900	522,000	526,000	52,200	740,000	745,000	76,800
342,000	345,000	34,200	526,000	530,000	52,600	745,000	750,000	77,400
345,000	348,000	34,500	530,000	534,000	53,000	750,000	755,000	78,000
348,000	351,000	34,800	534,000	538,000	53,400	755,000	760,000	78,600
351,000	354,000	35,100	538,000	542,000	53,800	760,000	765,000	79,200
354,000	357,000	35,400	542,000	546,000	54,200	765,000	770,000	79,800
357,000	360,000	35,700	546,000	550,000	54,600	770,000	775,000	80,400
360,000	363,000	36,000	550,000	554,000	55,000	775,000	780,000	81,000
363,000	366,000	36,300	554,000	558,000	55,400	780,000	785,000	81,600
366,000	369,000	36,600	558,000	562,000	55,800	785,000	790,000	82,200
369,000	372,000	36,900	562,000	566,000	56,200	790,000	795,000	82,800
372,000	375,000	37,200	566,000	570,000	56,600	795,000	800,000	83,400
375,000	378,000	37,500	570,000	574,000	57,000	800,000	805,000	84,000
378,000	381,000	37,800	574,000	578,000	57,400	805,000	810,000	84,600
381,000	384,000	38,100	578,000	582,000	57,800	810,000	815,000	85,200
384,000	387,000	38,400	582,000	586,000	58,200	815,000	820,000	85,800
387,000	390,000	38,700	586,000	590,000	58,600	820,000	825,000	86,400
390,000	394,000	39,000	590,000	594,000	59,000	825,000	830,000	87,000
394,000	398,000	39,400	594,000	598,000	59,400	830,000	835,000	87,600
398,000	402,000	39,800	598,000	602,000	59,800	835,000	840,000	88,200
402,000	406,000	40,200	602,000	606,000	60,200	840,000	845,000	88,800
406,000	410,000	40,600	606,000	610,000	60,700	845,000	850,000	89,400
410,000	414,000	41,000	610,000	614,000	61,200	850,000	855,000	90,000

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
855,000	860,000	90,600	1,105,000	1,110,000	120,600	1,355,000	1,360,000	153,700
860,000	865,000	91,200	1,110,000	1,115,000	121,200	1,360,000	1,365,000	154,400
865,000	870,000	91,800	1,115,000	1,120,000	121,800	1,365,000	1,370,000	155,100
870,000	875,000	92,400	1,120,000	1,125,000	122,400	1,370,000	1,375,000	155,800
875,000	880,000	93,000	1,125,000	1,130,000	123,000	1,375,000	1,380,000	156,500
880,000	885,000	93,600	1,130,000	1,135,000	123,600	1,380,000	1,385,000	157,200
885,000	890,000	94,200	1,135,000	1,140,000	124,200	1,385,000	1,390,000	157,900
890,000	895,000	94,800	1,140,000	1,145,000	124,800	1,390,000	1,395,000	158,600
895,000	900,000	95,400	1,145,000	1,150,000	125,400	1,395,000	1,400,000	159,300
900,000	905,000	96,000	1,150,000	1,155,000	126,000	1,400,000	1,405,000	160,000
905,000	910,000	96,600	1,155,000	1,160,000	126,600	1,405,000	1,410,000	160,700
910,000	915,000	97,200	1,160,000	1,165,000	127,200	1,410,000	1,415,000	161,400
915,000	920,000	97,800	1,165,000	1,170,000	127,800	1,415,000	1,420,000	162,100
920,000	925,000	98,400	1,170,000	1,175,000	128,400	1,420,000	1,425,000	162,800
925,000	930,000	99,000	1,175,000	1,180,000	129,000	1,425,000	1,430,000	163,500
930,000	935,000	99,600	1,180,000	1,185,000	129,600	1,430,000	1,435,000	164,200
935,000	940,000	100,200	1,185,000	1,190,000	130,200	1,435,000	1,440,000	164,900
940,000	945,000	100,800	1,190,000	1,195,000	130,800	1,440,000	1,445,000	165,600
945,000	950,000	101,400	1,195,000	1,200,000	131,400	1,445,000	1,450,000	166,300
950,000	955,000	102,000	1,200,000	1,205,000	132,000	1,450,000	1,455,000	167,000
955,000	960,000	102,600	1,205,000	1,210,000	132,700	1,455,000	1,460,000	167,700
960,000	965,000	103,200	1,210,000	1,215,000	133,400	1,460,000	1,465,000	168,400
965,000	970,000	103,800	1,215,000	1,220,000	134,100	1,465,000	1,470,000	169,100
970,000	975,000	104,400	1,220,000	1,225,000	134,800	1,470,000	1,475,000	169,800
975,000	980,000	105,000	1,225,000	1,230,000	135,500	1,475,000	1,480,000	170,500
980,000	985,000	105,600	1,230,000	1,235,000	136,200	1,480,000	1,485,000	171,200
985,000	990,000	106,200	1,235,000	1,240,000	136,900	1,485,000	1,490,000	171,900
990,000	995,000	106,800	1,240,000	1,245,000	137,600	1,490,000	1,495,000	172,600
995,000	1,000,000	107,400	1,245,000	1,250,000	138,300	1,495,000	1,500,000	173,300
1,000,000	1,005,000	108,000	1,250,000	1,255,000	139,000	1,500,000	1,505,000	174,000
1,005,000	1,010,000	108,600	1,255,000	1,260,000	139,700	1,505,000	1,510,000	174,700
1,010,000	1,015,000	109,200	1,260,000	1,265,000	140,400	1,510,000	1,515,000	175,400
1,015,000	1,020,000	109,800	1,265,000	1,270,000	141,100	1,515,000	1,520,000	176,100
1,020,000	1,025,000	110,400	1,270,000	1,275,000	141,800	1,520,000	1,525,000	176,800
1,025,000	1,030,000	111,000	1,275,000	1,280,000	142,500	1,525,000	1,530,000	177,500
1,030,000	1,035,000	111,600	1,280,000	1,285,000	143,200	1,530,000	1,535,000	178,200
1,035,000	1,040,000	112,200	1,285,000	1,290,000	143,900	1,535,000	1,540,000	178,900
1,040,000	1,045,000	112,800	1,290,000	1,295,000	144,600	1,540,000	1,545,000	179,600
1,045,000	1,050,000	113,400	1,295,000	1,300,000	145,300	1,545,000	1,550,000	180,300
1,050,000	1,055,000	114,000	1,300,000	1,305,000	146,000	1,550,000	1,555,000	181,000
1,055,000	1,060,000	114,600	1,305,000	1,310,000	146,700	1,555,000	1,560,000	181,700
1,060,000	1,065,000	115,200	1,310,000	1,315,000	147,400	1,560,000	1,565,000	182,400
1,065,000	1,070,000	115,800	1,315,000	1,320,000	148,100	1,565,000	1,570,000	183,100
1,070,000	1,075,000	116,400	1,320,000	1,325,000	148,800	1,570,000	1,575,000	183,800
1,075,000	1,080,000	117,000	1,325,000	1,330,000	149,500	1,575,000	1,580,000	184,500
1,080,000	1,085,000	117,600	1,330,000	1,335,000	150,200	1,580,000	1,585,000	185,200
1,085,000	1,090,000	118,200	1,335,000	1,340,000	150,900	1,585,000	1,590,000	185,900
1,090,000	1,095,000	118,800	1,340,000	1,345,000	151,600	1,590,000	1,595,000	186,600
1,095,000	1,100,000	119,400	1,345,000	1,350,000	152,300	1,595,000	1,600,000	187,300
1,100,000	1,105,000	120,000	1,350,000	1,355,000	153,000	1,600,000	1,605,000	188,000

(四)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,605,000	1,610,000	188,700	1,805,000	1,810,000	216,800	2,000,000	2,400,000	課税給与所得金額に16%を乗じて算出した金額から72,000円を控除した金額
1,610,000	1,615,000	189,400	1,810,000	1,815,000	217,600			
1,615,000	1,620,000	190,100	1,815,000	1,820,000	218,400			
1,620,000	1,625,000	190,800	1,820,000	1,825,000	219,200			
1,625,000	1,630,000	191,500	1,825,000	1,830,000	220,000			
1,630,000	1,635,000	192,200	1,830,000	1,835,000	220,800	2,400,000	3,000,000	課税給与所得金額に18%を乗じて算出した金額から120,000円を控除した金額
1,635,000	1,640,000	192,900	1,835,000	1,840,000	221,600			
1,640,000	1,645,000	193,600	1,840,000	1,845,000	222,400			
1,645,000	1,650,000	194,300	1,845,000	1,850,000	223,200			
1,650,000	1,655,000	195,000	1,850,000	1,855,000	224,000			
1,655,000	1,660,000	195,700	1,855,000	1,860,000	224,800	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に21%を乗じて算出した金額から210,000円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	196,400	1,860,000	1,865,000	225,600			
1,665,000	1,670,000	197,100	1,865,000	1,870,000	226,400			
1,670,000	1,675,000	197,800	1,870,000	1,875,000	227,200			
1,675,000	1,680,000	198,500	1,875,000	1,880,000	228,000			
1,680,000	1,685,000	199,200	1,880,000	1,885,000	228,800	4,000,000	5,000,000	課税給与所得金額に24%を乗じて算出した金額から330,000円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	199,900	1,885,000	1,890,000	229,600			
1,690,000	1,695,000	200,600	1,890,000	1,895,000	230,400			
1,695,000	1,700,000	201,300	1,895,000	1,900,000	231,200			
1,700,000	1,705,000	202,000	1,900,000	1,905,000	232,000			
1,705,000	1,710,000	202,700	1,905,000	1,910,000	232,800	5,000,000	5,910,000	課税給与所得金額に27%を乗じて算出した金額から480,000円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	203,400	1,910,000	1,915,000	233,600			
1,715,000	1,720,000	204,100	1,915,000	1,920,000	234,400			
1,720,000	1,725,000	204,800	1,920,000	1,925,000	235,200			
1,725,000	1,730,000	205,500	1,925,000	1,930,000	236,000			
1,730,000	1,735,000	206,200	1,930,000	1,935,000	236,800	5,910,000 円	1,115,700 円	
1,735,000	1,740,000	206,900	1,935,000	1,940,000	237,600			
1,740,000	1,745,000	207,600	1,940,000	1,945,000	238,400			
1,745,000	1,750,000	208,300	1,945,000	1,950,000	239,200			
1,750,000	1,755,000	209,000	1,950,000	1,955,000	240,000			
1,755,000	1,760,000	209,700	1,955,000	1,960,000	240,800			
1,760,000	1,765,000	210,400	1,960,000	1,965,000	241,600			
1,765,000	1,770,000	211,100	1,965,000	1,970,000	242,400			
1,770,000	1,775,000	211,800	1,970,000	1,975,000	243,200			
1,775,000	1,780,000	212,500	1,975,000	1,980,000	244,000			
1,780,000	1,785,000	213,200	1,980,000	1,985,000	244,800			
1,785,000	1,790,000	213,900	1,985,000	1,990,000	245,600			
1,790,000	1,795,000	214,600	1,990,000	1,995,000	246,400			
1,795,000	1,800,000	215,300	1,995,000	2,000,000	247,200			
1,800,000	1,805,000	216,000						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の付表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済等掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。)の額がある場合には、その金額

- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料（第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円を超え50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円を超え100,000円までの場合 当該合計額の4分の1に相当する金額と25,000円との合計額
 - (ニ) その生命保険料の金額の合計額が100,000円を超える場合 50,000円
- (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料（第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約（(イ)において「短期契約」という。）に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (a) その損害保険料の金額の合計額が2,000円までの場合 当該合計額
 - (b) その損害保険料の金額の合計額が2,000円を超え4,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と1,000円との合計額
 - (c) その損害保険料の金額の合計額が4,000円を超える場合 3,000円
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約（(イ)において「長期契約」という。）に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (a) その損害保険料の金額の合計額が10,000円までの場合 当該合計額
 - (b) その損害保険料の金額の合計額が10,000円を超え20,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と5,000円との合計額
 - (c) その損害保険料の金額の合計額が20,000円を超える場合 15,000円
 - (ハ) その損害保険料の金額のうち短期契約に係るものと長期契約に係るものがある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (a) その損害保険料の金額のうち、短期契約に係るものにつき(イ)に準じて求めた金額と長期契約に係るものにつき(ロ)に準じて求めた金額との合計額が15,000円までの場合 当該合計額
 - (b) (a)の合計額が15,000円を超える場合 15,000円
- (ニ) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに160,000円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、240,000円）を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき160,000円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、240,000円）を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項及び第二項（扶養控除）の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がいない場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、それぞれその残額を求める。
- (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載され

ている金額が、その求める税額である。

- (4) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が2,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の付表

(一)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等	除後の給与		等	除後の給与		等
以	上		以	上		以	上	
満	未	等	満	未	等	満	未	等
円	円	円	円	円	円	円	円	円
501,000	円未満	0	1,330,000	1,332,000	798,000	1,430,000	1,432,000	858,000
			1,332,000	1,334,000	799,200	1,432,000	1,434,000	859,200
			1,334,000	1,336,000	800,400	1,434,000	1,436,000	860,400
			1,336,000	1,338,000	801,600	1,436,000	1,438,000	861,600
			1,338,000	1,340,000	802,800	1,438,000	1,440,000	862,800
501,000	1,250,000	給与等の金額から500,000円を控除した金額	1,340,000	1,342,000	804,000	1,440,000	1,442,000	864,000
			1,342,000	1,344,000	805,200	1,442,000	1,444,000	865,200
			1,344,000	1,346,000	806,400	1,444,000	1,446,000	866,400
			1,346,000	1,348,000	807,600	1,446,000	1,448,000	867,600
			1,348,000	1,350,000	808,800	1,448,000	1,450,000	868,800
1,250,000	1,252,000	750,000	1,350,000	1,352,000	810,000	1,450,000	1,452,000	870,000
1,252,000	1,254,000	751,200	1,352,000	1,354,000	811,200	1,452,000	1,454,000	871,200
1,254,000	1,256,000	752,400	1,354,000	1,356,000	812,400	1,454,000	1,456,000	872,400
1,256,000	1,258,000	753,600	1,356,000	1,358,000	813,600	1,456,000	1,458,000	873,600
1,258,000	1,260,000	754,800	1,358,000	1,360,000	814,800	1,458,000	1,460,000	874,800
1,260,000	1,262,000	756,000	1,360,000	1,362,000	816,000	1,460,000	1,462,000	876,000
1,262,000	1,264,000	757,200	1,362,000	1,364,000	817,200	1,462,000	1,464,000	877,200
1,264,000	1,266,000	758,400	1,364,000	1,366,000	818,400	1,464,000	1,466,000	878,400
1,266,000	1,268,000	759,600	1,366,000	1,368,000	819,600	1,466,000	1,468,000	879,600
1,268,000	1,270,000	760,800	1,368,000	1,370,000	820,800	1,468,000	1,470,000	880,800
1,270,000	1,272,000	762,000	1,370,000	1,372,000	822,000	1,470,000	1,472,000	882,000
1,272,000	1,274,000	763,200	1,372,000	1,374,000	823,200	1,472,000	1,474,000	883,200
1,274,000	1,276,000	764,400	1,374,000	1,376,000	824,400	1,474,000	1,476,000	884,400
1,276,000	1,278,000	765,600	1,376,000	1,378,000	825,600	1,476,000	1,478,000	885,600
1,278,000	1,280,000	766,800	1,378,000	1,380,000	826,800	1,478,000	1,480,000	886,800
1,280,000	1,282,000	768,000	1,380,000	1,382,000	828,000	1,480,000	1,482,000	888,000
1,282,000	1,284,000	769,200	1,382,000	1,384,000	829,200	1,482,000	1,484,000	889,200
1,284,000	1,286,000	770,400	1,384,000	1,386,000	830,400	1,484,000	1,486,000	890,400
1,286,000	1,288,000	771,600	1,386,000	1,388,000	831,600	1,486,000	1,488,000	891,600
1,288,000	1,290,000	772,800	1,388,000	1,390,000	832,800	1,488,000	1,490,000	892,800
1,290,000	1,292,000	774,000	1,390,000	1,392,000	834,000	1,490,000	1,492,000	894,000
1,292,000	1,294,000	775,200	1,392,000	1,394,000	835,200	1,492,000	1,494,000	895,200
1,294,000	1,296,000	776,400	1,394,000	1,396,000	836,400	1,494,000	1,496,000	896,400
1,296,000	1,298,000	777,600	1,396,000	1,398,000	837,600	1,496,000	1,498,000	897,600
1,298,000	1,300,000	778,800	1,398,000	1,400,000	838,800	1,498,000	1,500,000	898,800
1,300,000	1,302,000	780,000	1,400,000	1,402,000	840,000	1,500,000	1,502,000	900,000
1,302,000	1,304,000	781,200	1,402,000	1,404,000	841,200	1,502,000	1,504,000	901,400
1,304,000	1,306,000	782,400	1,404,000	1,406,000	842,400	1,504,000	1,506,000	902,800
1,306,000	1,308,000	783,600	1,406,000	1,408,000	843,600	1,506,000	1,508,000	904,200
1,308,000	1,310,000	784,800	1,408,000	1,410,000	844,800	1,508,000	1,510,000	905,600
1,310,000	1,312,000	786,000	1,410,000	1,412,000	846,000	1,510,000	1,512,000	907,000
1,312,000	1,314,000	787,200	1,412,000	1,414,000	847,200	1,512,000	1,514,000	908,400
1,314,000	1,316,000	788,400	1,414,000	1,416,000	848,400	1,514,000	1,516,000	909,800
1,316,000	1,318,000	789,600	1,416,000	1,418,000	849,600	1,516,000	1,518,000	911,200
1,318,000	1,320,000	790,800	1,418,000	1,420,000	850,800	1,518,000	1,520,000	912,600
1,320,000	1,322,000	792,000	1,420,000	1,422,000	852,000	1,520,000	1,522,000	914,000
1,322,000	1,324,000	793,200	1,422,000	1,424,000	853,200	1,522,000	1,524,000	915,400
1,324,000	1,326,000	794,400	1,424,000	1,426,000	854,400	1,524,000	1,526,000	916,800
1,326,000	1,328,000	795,600	1,426,000	1,428,000	855,600	1,526,000	1,528,000	918,200
1,328,000	1,330,000	796,800	1,428,000	1,430,000	856,800	1,528,000	1,530,000	919,600

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,530,000	1,532,000	921,000	1,630,000	1,632,000	991,000	1,730,000	1,732,000	1,061,000
1,532,000	1,534,000	922,400	1,632,000	1,634,000	992,400	1,732,000	1,734,000	1,062,400
1,534,000	1,536,000	923,800	1,634,000	1,636,000	993,800	1,734,000	1,736,000	1,063,800
1,536,000	1,538,000	925,200	1,636,000	1,638,000	995,200	1,736,000	1,738,000	1,065,200
1,538,000	1,540,000	926,600	1,638,000	1,640,000	996,600	1,738,000	1,740,000	1,066,600
1,540,000	1,542,000	928,000	1,640,000	1,642,000	998,000	1,740,000	1,742,000	1,068,000
1,542,000	1,544,000	929,400	1,642,000	1,644,000	999,400	1,742,000	1,744,000	1,069,400
1,544,000	1,546,000	930,800	1,644,000	1,646,000	1,000,800	1,744,000	1,746,000	1,070,800
1,546,000	1,548,000	932,200	1,646,000	1,648,000	1,002,200	1,746,000	1,748,000	1,072,200
1,548,000	1,550,000	933,600	1,648,000	1,650,000	1,003,600	1,748,000	1,750,000	1,073,600
1,550,000	1,552,000	935,000	1,650,000	1,652,000	1,005,000	1,750,000	1,752,000	1,075,000
1,552,000	1,554,000	936,400	1,652,000	1,654,000	1,006,400	1,752,000	1,754,000	1,076,400
1,554,000	1,556,000	937,800	1,654,000	1,656,000	1,007,800	1,754,000	1,756,000	1,077,800
1,556,000	1,558,000	939,200	1,656,000	1,658,000	1,009,200	1,756,000	1,758,000	1,079,200
1,558,000	1,560,000	940,600	1,658,000	1,660,000	1,010,600	1,758,000	1,760,000	1,080,600
1,560,000	1,562,000	942,000	1,660,000	1,662,000	1,012,000	1,760,000	1,762,000	1,082,000
1,562,000	1,564,000	943,400	1,662,000	1,664,000	1,013,400	1,762,000	1,764,000	1,083,400
1,564,000	1,566,000	944,800	1,664,000	1,666,000	1,014,800	1,764,000	1,766,000	1,084,800
1,566,000	1,568,000	946,200	1,666,000	1,668,000	1,016,200	1,766,000	1,768,000	1,086,200
1,568,000	1,570,000	947,600	1,668,000	1,670,000	1,017,600	1,768,000	1,770,000	1,087,600
1,570,000	1,572,000	949,000	1,670,000	1,672,000	1,019,000	1,770,000	1,772,000	1,089,000
1,572,000	1,574,000	950,400	1,672,000	1,674,000	1,020,400	1,772,000	1,774,000	1,090,400
1,574,000	1,576,000	951,800	1,674,000	1,676,000	1,021,800	1,774,000	1,776,000	1,091,800
1,576,000	1,578,000	953,200	1,676,000	1,678,000	1,023,200	1,776,000	1,778,000	1,093,200
1,578,000	1,580,000	954,600	1,678,000	1,680,000	1,024,600	1,778,000	1,780,000	1,094,600
1,580,000	1,582,000	956,000	1,680,000	1,682,000	1,026,000	1,780,000	1,782,000	1,096,000
1,582,000	1,584,000	957,400	1,682,000	1,684,000	1,027,400	1,782,000	1,784,000	1,097,400
1,584,000	1,586,000	958,800	1,684,000	1,686,000	1,028,800	1,784,000	1,786,000	1,098,800
1,586,000	1,588,000	960,200	1,686,000	1,688,000	1,030,200	1,786,000	1,788,000	1,100,200
1,588,000	1,590,000	961,600	1,688,000	1,690,000	1,031,600	1,788,000	1,790,000	1,101,600
1,590,000	1,592,000	963,000	1,690,000	1,692,000	1,033,000	1,790,000	1,792,000	1,103,000
1,592,000	1,594,000	964,400	1,692,000	1,694,000	1,034,400	1,792,000	1,794,000	1,104,400
1,594,000	1,596,000	965,800	1,694,000	1,696,000	1,035,800	1,794,000	1,796,000	1,105,800
1,596,000	1,598,000	967,200	1,696,000	1,698,000	1,037,200	1,796,000	1,798,000	1,107,200
1,598,000	1,600,000	968,600	1,698,000	1,700,000	1,038,600	1,798,000	1,800,000	1,108,600
1,600,000	1,602,000	970,000	1,700,000	1,702,000	1,040,000	1,800,000	1,802,000	1,110,000
1,602,000	1,604,000	971,400	1,702,000	1,704,000	1,041,400	1,802,000	1,804,000	1,111,400
1,604,000	1,606,000	972,800	1,704,000	1,706,000	1,042,800	1,804,000	1,806,000	1,112,800
1,606,000	1,608,000	974,200	1,706,000	1,708,000	1,044,200	1,806,000	1,808,000	1,114,200
1,608,000	1,610,000	975,600	1,708,000	1,710,000	1,045,600	1,808,000	1,810,000	1,115,600
1,610,000	1,612,000	977,000	1,710,000	1,712,000	1,047,000	1,810,000	1,812,000	1,117,000
1,612,000	1,614,000	978,400	1,712,000	1,714,000	1,048,400	1,812,000	1,814,000	1,118,400
1,614,000	1,616,000	979,800	1,714,000	1,716,000	1,049,800	1,814,000	1,816,000	1,119,800
1,616,000	1,618,000	981,200	1,716,000	1,718,000	1,051,200	1,816,000	1,818,000	1,121,200
1,618,000	1,620,000	982,600	1,718,000	1,720,000	1,052,600	1,818,000	1,820,000	1,122,600
1,620,000	1,622,000	984,000	1,720,000	1,722,000	1,054,000	1,820,000	1,822,000	1,124,000
1,622,000	1,624,000	985,400	1,722,000	1,724,000	1,055,400	1,822,000	1,824,000	1,125,400
1,624,000	1,626,000	986,800	1,724,000	1,726,000	1,056,800	1,824,000	1,826,000	1,126,800
1,626,000	1,628,000	988,200	1,726,000	1,728,000	1,058,200	1,826,000	1,828,000	1,128,200
1,628,000	1,630,000	989,600	1,728,000	1,730,000	1,059,600	1,828,000	1,830,000	1,129,600

(三)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等	除後の給与		等	除後の給与		等
以	上		以	上		以	上	
未	満	等	未	満	等	未	満	等
等	の	金額	等	の	金額	等	の	金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,830,000	1,832,000	1,131,000	1,930,000	1,932,000	1,201,000	2,030,000	2,032,000	1,271,000
1,832,000	1,834,000	1,132,400	1,932,000	1,934,000	1,202,400	2,032,000	2,034,000	1,272,400
1,834,000	1,836,000	1,133,800	1,934,000	1,936,000	1,203,800	2,034,000	2,036,000	1,273,800
1,836,000	1,838,000	1,135,200	1,936,000	1,938,000	1,205,200	2,036,000	2,038,000	1,275,200
1,838,000	1,840,000	1,136,600	1,938,000	1,940,000	1,206,600	2,038,000	2,040,000	1,276,600
1,840,000	1,842,000	1,138,000	1,940,000	1,942,000	1,208,000	2,040,000	2,042,000	1,278,000
1,842,000	1,844,000	1,139,400	1,942,000	1,944,000	1,209,400	2,042,000	2,044,000	1,279,400
1,844,000	1,846,000	1,140,800	1,944,000	1,946,000	1,210,800	2,044,000	2,046,000	1,280,800
1,846,000	1,848,000	1,142,200	1,946,000	1,948,000	1,212,200	2,046,000	2,048,000	1,282,200
1,848,000	1,850,000	1,143,600	1,948,000	1,950,000	1,213,600	2,048,000	2,050,000	1,283,600
1,850,000	1,852,000	1,145,000	1,950,000	1,952,000	1,215,000	2,050,000	2,052,000	1,285,000
1,852,000	1,854,000	1,146,400	1,952,000	1,954,000	1,216,400	2,052,000	2,054,000	1,286,400
1,854,000	1,856,000	1,147,800	1,954,000	1,956,000	1,217,800	2,054,000	2,056,000	1,287,800
1,856,000	1,858,000	1,149,200	1,956,000	1,958,000	1,219,200	2,056,000	2,058,000	1,289,200
1,858,000	1,860,000	1,150,600	1,958,000	1,960,000	1,220,600	2,058,000	2,060,000	1,290,600
1,860,000	1,862,000	1,152,000	1,960,000	1,962,000	1,222,000	2,060,000	2,062,000	1,292,000
1,862,000	1,864,000	1,153,400	1,962,000	1,964,000	1,223,400	2,062,000	2,064,000	1,293,400
1,864,000	1,866,000	1,154,800	1,964,000	1,966,000	1,224,800	2,064,000	2,066,000	1,294,800
1,866,000	1,868,000	1,156,200	1,966,000	1,968,000	1,226,200	2,066,000	2,068,000	1,296,200
1,868,000	1,870,000	1,157,600	1,968,000	1,970,000	1,227,600	2,068,000	2,070,000	1,297,600
1,870,000	1,872,000	1,159,000	1,970,000	1,972,000	1,229,000	2,070,000	2,072,000	1,299,000
1,872,000	1,874,000	1,160,400	1,972,000	1,974,000	1,230,400	2,072,000	2,074,000	1,300,400
1,874,000	1,876,000	1,161,800	1,974,000	1,976,000	1,231,800	2,074,000	2,076,000	1,301,800
1,876,000	1,878,000	1,163,200	1,976,000	1,978,000	1,233,200	2,076,000	2,078,000	1,303,200
1,878,000	1,880,000	1,164,600	1,978,000	1,980,000	1,234,600	2,078,000	2,080,000	1,304,600
1,880,000	1,882,000	1,166,000	1,980,000	1,982,000	1,236,000	2,080,000	2,082,000	1,306,000
1,882,000	1,884,000	1,167,400	1,982,000	1,984,000	1,237,400	2,082,000	2,084,000	1,307,400
1,884,000	1,886,000	1,168,800	1,984,000	1,986,000	1,238,800	2,084,000	2,086,000	1,308,800
1,886,000	1,888,000	1,170,200	1,986,000	1,988,000	1,240,200	2,086,000	2,088,000	1,310,200
1,888,000	1,890,000	1,171,600	1,988,000	1,990,000	1,241,600	2,088,000	2,090,000	1,311,600
1,890,000	1,892,000	1,173,000	1,990,000	1,992,000	1,243,000	2,090,000	2,092,000	1,313,000
1,892,000	1,894,000	1,174,400	1,992,000	1,994,000	1,244,400	2,092,000	2,094,000	1,314,400
1,894,000	1,896,000	1,175,800	1,994,000	1,996,000	1,245,800	2,094,000	2,096,000	1,315,800
1,896,000	1,898,000	1,177,200	1,996,000	1,998,000	1,247,200	2,096,000	2,098,000	1,317,200
1,898,000	1,900,000	1,178,600	1,998,000	2,000,000	1,248,600	2,098,000	2,100,000	1,318,600
1,900,000	1,902,000	1,180,000	2,000,000	2,002,000	1,250,000	2,100,000	2,102,000	1,320,000
1,902,000	1,904,000	1,181,400	2,002,000	2,004,000	1,251,400	2,102,000	2,104,000	1,321,400
1,904,000	1,906,000	1,182,800	2,004,000	2,006,000	1,252,800	2,104,000	2,106,000	1,322,800
1,906,000	1,908,000	1,184,200	2,006,000	2,008,000	1,254,200	2,106,000	2,108,000	1,324,200
1,908,000	1,910,000	1,185,600	2,008,000	2,010,000	1,255,600	2,108,000	2,110,000	1,325,600
1,910,000	1,912,000	1,187,000	2,010,000	2,012,000	1,257,000	2,110,000	2,112,000	1,327,000
1,912,000	1,914,000	1,188,400	2,012,000	2,014,000	1,258,400	2,112,000	2,114,000	1,328,400
1,914,000	1,916,000	1,189,800	2,014,000	2,016,000	1,259,800	2,114,000	2,116,000	1,329,800
1,916,000	1,918,000	1,191,200	2,016,000	2,018,000	1,261,200	2,116,000	2,118,000	1,331,200
1,918,000	1,920,000	1,192,600	2,018,000	2,020,000	1,262,600	2,118,000	2,120,000	1,332,600
1,920,000	1,922,000	1,194,000	2,020,000	2,022,000	1,264,000	2,120,000	2,122,000	1,334,000
1,922,000	1,924,000	1,195,400	2,022,000	2,024,000	1,265,400	2,122,000	2,124,000	1,335,400
1,924,000	1,926,000	1,196,800	2,024,000	2,026,000	1,266,800	2,124,000	2,126,000	1,336,800
1,926,000	1,928,000	1,198,200	2,026,000	2,028,000	1,268,200	2,126,000	2,128,000	1,338,200
1,928,000	1,930,000	1,199,600	2,028,000	2,030,000	1,269,600	2,128,000	2,130,000	1,339,600

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,130,000	2,132,000	1,341,000	2,230,000	2,232,000	1,411,000	2,330,000	2,332,000	1,481,000
2,132,000	2,134,000	1,342,400	2,232,000	2,234,000	1,412,400	2,332,000	2,334,000	1,482,400
2,134,000	2,136,000	1,343,800	2,234,000	2,236,000	1,413,800	2,334,000	2,336,000	1,483,800
2,136,000	2,138,000	1,345,200	2,236,000	2,238,000	1,415,200	2,336,000	2,338,000	1,485,200
2,138,000	2,140,000	1,346,600	2,238,000	2,240,000	1,416,600	2,338,000	2,340,000	1,486,600
2,140,000	2,142,000	1,348,000	2,240,000	2,242,000	1,418,000	2,340,000	2,342,000	1,488,000
2,142,000	2,144,000	1,349,400	2,242,000	2,244,000	1,419,400	2,342,000	2,344,000	1,489,400
2,144,000	2,146,000	1,350,800	2,244,000	2,246,000	1,420,800	2,344,000	2,346,000	1,490,800
2,146,000	2,148,000	1,352,200	2,246,000	2,248,000	1,422,200	2,346,000	2,348,000	1,492,200
2,148,000	2,150,000	1,353,600	2,248,000	2,250,000	1,423,600	2,348,000	2,350,000	1,493,600
2,150,000	2,152,000	1,355,000	2,250,000	2,252,000	1,425,000	2,350,000	2,352,000	1,495,000
2,152,000	2,154,000	1,356,400	2,252,000	2,254,000	1,426,400	2,352,000	2,354,000	1,496,400
2,154,000	2,156,000	1,357,800	2,254,000	2,256,000	1,427,800	2,354,000	2,356,000	1,497,800
2,156,000	2,158,000	1,359,200	2,256,000	2,258,000	1,429,200	2,356,000	2,358,000	1,499,200
2,158,000	2,160,000	1,360,600	2,258,000	2,260,000	1,430,600	2,358,000	2,360,000	1,500,600
2,160,000	2,162,000	1,362,000	2,260,000	2,262,000	1,432,000	2,360,000	2,362,000	1,502,000
2,162,000	2,164,000	1,363,400	2,262,000	2,264,000	1,433,400	2,362,000	2,364,000	1,503,400
2,164,000	2,166,000	1,364,800	2,264,000	2,266,000	1,434,800	2,364,000	2,366,000	1,504,800
2,166,000	2,168,000	1,366,200	2,266,000	2,268,000	1,436,200	2,366,000	2,368,000	1,506,200
2,168,000	2,170,000	1,367,600	2,268,000	2,270,000	1,437,600	2,368,000	2,370,000	1,507,600
2,170,000	2,172,000	1,369,000	2,270,000	2,272,000	1,439,000	2,370,000	2,372,000	1,509,000
2,172,000	2,174,000	1,370,400	2,272,000	2,274,000	1,440,400	2,372,000	2,374,000	1,510,400
2,174,000	2,176,000	1,371,800	2,274,000	2,276,000	1,441,800	2,374,000	2,376,000	1,511,800
2,176,000	2,178,000	1,373,200	2,276,000	2,278,000	1,443,200	2,376,000	2,378,000	1,513,200
2,178,000	2,180,000	1,374,600	2,278,000	2,280,000	1,444,600	2,378,000	2,380,000	1,514,600
2,180,000	2,182,000	1,376,000	2,280,000	2,282,000	1,446,000	2,380,000	2,382,000	1,516,000
2,182,000	2,184,000	1,377,400	2,282,000	2,284,000	1,447,400	2,382,000	2,384,000	1,517,400
2,184,000	2,186,000	1,378,800	2,284,000	2,286,000	1,448,800	2,384,000	2,386,000	1,518,800
2,186,000	2,188,000	1,380,200	2,286,000	2,288,000	1,450,200	2,386,000	2,388,000	1,520,200
2,188,000	2,190,000	1,381,600	2,288,000	2,290,000	1,451,600	2,388,000	2,390,000	1,521,600
2,190,000	2,192,000	1,383,000	2,290,000	2,292,000	1,453,000	2,390,000	2,392,000	1,523,000
2,192,000	2,194,000	1,384,400	2,292,000	2,294,000	1,454,400	2,392,000	2,394,000	1,524,400
2,194,000	2,196,000	1,385,800	2,294,000	2,296,000	1,455,800	2,394,000	2,396,000	1,525,800
2,196,000	2,198,000	1,387,200	2,296,000	2,298,000	1,457,200	2,396,000	2,398,000	1,527,200
2,198,000	2,200,000	1,388,600	2,298,000	2,300,000	1,458,600	2,398,000	2,400,000	1,528,600
2,200,000	2,202,000	1,390,000	2,300,000	2,302,000	1,460,000	2,400,000	2,402,000	1,530,000
2,202,000	2,204,000	1,391,400	2,302,000	2,304,000	1,461,400	2,402,000	2,404,000	1,531,400
2,204,000	2,206,000	1,392,800	2,304,000	2,306,000	1,462,800	2,404,000	2,406,000	1,532,800
2,206,000	2,208,000	1,394,200	2,306,000	2,308,000	1,464,200	2,406,000	2,408,000	1,534,200
2,208,000	2,210,000	1,395,600	2,308,000	2,310,000	1,465,600	2,408,000	2,410,000	1,535,600
2,210,000	2,212,000	1,397,000	2,310,000	2,312,000	1,467,000	2,410,000	2,412,000	1,537,000
2,212,000	2,214,000	1,398,400	2,312,000	2,314,000	1,468,400	2,412,000	2,414,000	1,538,400
2,214,000	2,216,000	1,399,800	2,314,000	2,316,000	1,469,800	2,414,000	2,416,000	1,539,800
2,216,000	2,218,000	1,401,200	2,316,000	2,318,000	1,471,200	2,416,000	2,418,000	1,541,200
2,218,000	2,220,000	1,402,600	2,318,000	2,320,000	1,472,600	2,418,000	2,420,000	1,542,600
2,220,000	2,222,000	1,404,000	2,320,000	2,322,000	1,474,000	2,420,000	2,422,000	1,544,000
2,222,000	2,224,000	1,405,400	2,322,000	2,324,000	1,475,400	2,422,000	2,424,000	1,545,400
2,224,000	2,226,000	1,406,800	2,324,000	2,326,000	1,476,800	2,424,000	2,426,000	1,546,800
2,226,000	2,228,000	1,408,200	2,326,000	2,328,000	1,478,200	2,426,000	2,428,000	1,548,200
2,228,000	2,230,000	1,409,600	2,328,000	2,330,000	1,479,600	2,428,000	2,430,000	1,549,600

(五)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,430,000	2,432,000	1,551,000	2,530,000	2,532,000	1,621,000	2,630,000	2,632,000	1,691,000
2,432,000	2,434,000	1,552,400	2,532,000	2,534,000	1,622,400	2,632,000	2,634,000	1,692,400
2,434,000	2,436,000	1,553,800	2,534,000	2,536,000	1,623,800	2,634,000	2,636,000	1,693,800
2,436,000	2,438,000	1,555,200	2,536,000	2,538,000	1,625,200	2,636,000	2,638,000	1,695,200
2,438,000	2,440,000	1,556,600	2,538,000	2,540,000	1,626,600	2,638,000	2,640,000	1,696,600
2,440,000	2,442,000	1,558,000	2,540,000	2,542,000	1,628,000	2,640,000	2,642,000	1,698,000
2,442,000	2,444,000	1,559,400	2,542,000	2,544,000	1,629,400	2,642,000	2,644,000	1,699,400
2,444,000	2,446,000	1,560,800	2,544,000	2,546,000	1,630,800	2,644,000	2,646,000	1,700,800
2,446,000	2,448,000	1,562,200	2,546,000	2,548,000	1,632,200	2,646,000	2,648,000	1,702,200
2,448,000	2,450,000	1,563,600	2,548,000	2,550,000	1,633,600	2,648,000	2,650,000	1,703,600
2,450,000	2,452,000	1,565,000	2,550,000	2,552,000	1,635,000	2,650,000	2,652,000	1,705,000
2,452,000	2,454,000	1,566,400	2,552,000	2,554,000	1,636,400	2,652,000	2,654,000	1,706,400
2,454,000	2,456,000	1,567,800	2,554,000	2,556,000	1,637,800	2,654,000	2,656,000	1,707,800
2,456,000	2,458,000	1,569,200	2,556,000	2,558,000	1,639,200	2,656,000	2,658,000	1,709,200
2,458,000	2,460,000	1,570,600	2,558,000	2,560,000	1,640,600	2,658,000	2,660,000	1,710,600
2,460,000	2,462,000	1,572,000	2,560,000	2,562,000	1,642,000	2,660,000	2,662,000	1,712,000
2,462,000	2,464,000	1,573,400	2,562,000	2,564,000	1,643,400	2,662,000	2,664,000	1,713,400
2,464,000	2,466,000	1,574,800	2,564,000	2,566,000	1,644,800	2,664,000	2,666,000	1,714,800
2,466,000	2,468,000	1,576,200	2,566,000	2,568,000	1,646,200	2,666,000	2,668,000	1,716,200
2,468,000	2,470,000	1,577,600	2,568,000	2,570,000	1,647,600	2,668,000	2,670,000	1,717,600
2,470,000	2,472,000	1,579,000	2,570,000	2,572,000	1,649,000	2,670,000	2,672,000	1,719,000
2,472,000	2,474,000	1,580,400	2,572,000	2,574,000	1,650,400	2,672,000	2,674,000	1,720,400
2,474,000	2,476,000	1,581,800	2,574,000	2,576,000	1,651,800	2,674,000	2,676,000	1,721,800
2,476,000	2,478,000	1,583,200	2,576,000	2,578,000	1,653,200	2,676,000	2,678,000	1,723,200
2,478,000	2,480,000	1,584,600	2,578,000	2,580,000	1,654,600	2,678,000	2,680,000	1,724,600
2,480,000	2,482,000	1,586,000	2,580,000	2,582,000	1,656,000	2,680,000	2,682,000	1,726,000
2,482,000	2,484,000	1,587,400	2,582,000	2,584,000	1,657,400	2,682,000	2,684,000	1,727,400
2,484,000	2,486,000	1,588,800	2,584,000	2,586,000	1,658,800	2,684,000	2,686,000	1,728,800
2,486,000	2,488,000	1,590,200	2,586,000	2,588,000	1,660,200	2,686,000	2,688,000	1,730,200
2,488,000	2,490,000	1,591,600	2,588,000	2,590,000	1,661,600	2,688,000	2,690,000	1,731,600
2,490,000	2,492,000	1,593,000	2,590,000	2,592,000	1,663,000	2,690,000	2,692,000	1,733,000
2,492,000	2,494,000	1,594,400	2,592,000	2,594,000	1,664,400	2,692,000	2,694,000	1,734,400
2,494,000	2,496,000	1,595,800	2,594,000	2,596,000	1,665,800	2,694,000	2,696,000	1,735,800
2,496,000	2,498,000	1,597,200	2,596,000	2,598,000	1,667,200	2,696,000	2,698,000	1,737,200
2,498,000	2,500,000	1,598,600	2,598,000	2,600,000	1,668,600	2,698,000	2,700,000	1,738,600
2,500,000	2,502,000	1,600,000	2,600,000	2,602,000	1,670,000	2,700,000	2,702,000	1,740,000
2,502,000	2,504,000	1,601,400	2,602,000	2,604,000	1,671,400	2,702,000	2,704,000	1,741,400
2,504,000	2,506,000	1,602,800	2,604,000	2,606,000	1,672,800	2,704,000	2,706,000	1,742,800
2,506,000	2,508,000	1,604,200	2,606,000	2,608,000	1,674,200	2,706,000	2,708,000	1,744,200
2,508,000	2,510,000	1,605,600	2,608,000	2,610,000	1,675,600	2,708,000	2,710,000	1,745,600
2,510,000	2,512,000	1,607,000	2,610,000	2,612,000	1,677,000	2,710,000	2,712,000	1,747,000
2,512,000	2,514,000	1,608,400	2,612,000	2,614,000	1,678,400	2,712,000	2,714,000	1,748,400
2,514,000	2,516,000	1,609,800	2,614,000	2,616,000	1,679,800	2,714,000	2,716,000	1,749,800
2,516,000	2,518,000	1,611,200	2,616,000	2,618,000	1,681,200	2,716,000	2,718,000	1,751,200
2,518,000	2,520,000	1,612,600	2,618,000	2,620,000	1,682,600	2,718,000	2,720,000	1,752,600
2,520,000	2,522,000	1,614,000	2,620,000	2,622,000	1,684,000	2,720,000	2,722,000	1,754,000
2,522,000	2,524,000	1,615,400	2,622,000	2,624,000	1,685,400	2,722,000	2,724,000	1,755,400
2,524,000	2,526,000	1,616,800	2,624,000	2,626,000	1,686,800	2,724,000	2,726,000	1,756,800
2,526,000	2,528,000	1,618,200	2,626,000	2,628,000	1,688,200	2,726,000	2,728,000	1,758,200
2,528,000	2,530,000	1,619,600	2,628,000	2,630,000	1,689,600	2,728,000	2,730,000	1,759,600

(六)

給与等の金額			給与所得控	給与等の金額			給与所得控	給与等の金額			給与所得控
除後の給与			等の金額	除後の給与			等の金額	除後の給与			等の金額
以	上	未		以	上	未		以	上	未	
満	等	の金額		満	等	の金額		満	等	の金額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,730,000	2,732,000	1,761,000	2,830,000	2,832,000	1,831,000	2,930,000	2,932,000	1,901,000			
2,732,000	2,734,000	1,762,400	2,832,000	2,834,000	1,832,400	2,932,000	2,934,000	1,902,400			
2,734,000	2,736,000	1,763,800	2,834,000	2,836,000	1,833,800	2,934,000	2,936,000	1,903,800			
2,736,000	2,738,000	1,765,200	2,836,000	2,838,000	1,835,200	2,936,000	2,938,000	1,905,200			
2,738,000	2,740,000	1,766,600	2,838,000	2,840,000	1,836,600	2,938,000	2,940,000	1,906,600			
2,740,000	2,742,000	1,768,000	2,840,000	2,842,000	1,838,000	2,940,000	2,942,000	1,908,000			
2,742,000	2,744,000	1,769,400	2,842,000	2,844,000	1,839,400	2,942,000	2,944,000	1,909,400			
2,744,000	2,746,000	1,770,800	2,844,000	2,846,000	1,840,800	2,944,000	2,946,000	1,910,800			
2,746,000	2,748,000	1,772,200	2,846,000	2,848,000	1,842,200	2,946,000	2,948,000	1,912,200			
2,748,000	2,750,000	1,773,600	2,848,000	2,850,000	1,843,600	2,948,000	2,950,000	1,913,600			
2,750,000	2,752,000	1,775,000	2,850,000	2,852,000	1,845,000	2,950,000	2,952,000	1,915,000			
2,752,000	2,754,000	1,776,400	2,852,000	2,854,000	1,846,400	2,952,000	2,954,000	1,916,400			
2,754,000	2,756,000	1,777,800	2,854,000	2,856,000	1,847,800	2,954,000	2,956,000	1,917,800			
2,756,000	2,758,000	1,779,200	2,856,000	2,858,000	1,849,200	2,956,000	2,958,000	1,919,200			
2,758,000	2,760,000	1,780,600	2,858,000	2,860,000	1,850,600	2,958,000	2,960,000	1,920,600			
2,760,000	2,762,000	1,782,000	2,860,000	2,862,000	1,852,000	2,960,000	2,962,000	1,922,000			
2,762,000	2,764,000	1,783,400	2,862,000	2,864,000	1,853,400	2,962,000	2,964,000	1,923,400			
2,764,000	2,766,000	1,784,800	2,864,000	2,866,000	1,854,800	2,964,000	2,966,000	1,924,800			
2,766,000	2,768,000	1,786,200	2,866,000	2,868,000	1,856,200	2,966,000	2,968,000	1,926,200			
2,768,000	2,770,000	1,787,600	2,868,000	2,870,000	1,857,600	2,968,000	2,970,000	1,927,600			
2,770,000	2,772,000	1,789,000	2,870,000	2,872,000	1,859,000	2,970,000	2,972,000	1,929,000			
2,772,000	2,774,000	1,790,400	2,872,000	2,874,000	1,860,400	2,972,000	2,974,000	1,930,400			
2,774,000	2,776,000	1,791,800	2,874,000	2,876,000	1,861,800	2,974,000	2,976,000	1,931,800			
2,776,000	2,778,000	1,793,200	2,876,000	2,878,000	1,863,200	2,976,000	2,978,000	1,933,200			
2,778,000	2,780,000	1,794,600	2,878,000	2,880,000	1,864,600	2,978,000	2,980,000	1,934,600			
2,780,000	2,782,000	1,796,000	2,880,000	2,882,000	1,866,000	2,980,000	2,982,000	1,936,000			
2,782,000	2,784,000	1,797,400	2,882,000	2,884,000	1,867,400	2,982,000	2,984,000	1,937,400			
2,784,000	2,786,000	1,798,800	2,884,000	2,886,000	1,868,800	2,984,000	2,986,000	1,938,800			
2,786,000	2,788,000	1,800,200	2,886,000	2,888,000	1,870,200	2,986,000	2,988,000	1,940,200			
2,788,000	2,790,000	1,801,600	2,888,000	2,890,000	1,871,600	2,988,000	2,990,000	1,941,600			
2,790,000	2,792,000	1,803,000	2,890,000	2,892,000	1,873,000	2,990,000	2,992,000	1,943,000			
2,792,000	2,794,000	1,804,400	2,892,000	2,894,000	1,874,400	2,992,000	2,994,000	1,944,400			
2,794,000	2,796,000	1,805,800	2,894,000	2,896,000	1,875,800	2,994,000	2,996,000	1,945,800			
2,796,000	2,798,000	1,807,200	2,896,000	2,898,000	1,877,200	2,996,000	2,998,000	1,947,200			
2,798,000	2,800,000	1,808,600	2,898,000	2,900,000	1,878,600	2,998,000	3,000,000	1,948,600			
2,800,000	2,802,000	1,810,000	2,900,000	2,902,000	1,880,000	3,000,000	6,000,000	給与等の金額に80%を乗じて算出した金額から450,000円を控除した金額			
2,802,000	2,804,000	1,811,400	2,902,000	2,904,000	1,881,400						
2,804,000	2,806,000	1,812,800	2,904,000	2,906,000	1,882,800						
2,806,000	2,808,000	1,814,200	2,906,000	2,908,000	1,884,200						
2,808,000	2,810,000	1,815,600	2,908,000	2,910,000	1,885,600						
2,810,000	2,812,000	1,817,000	2,910,000	2,912,000	1,887,000	6,000,000	8,000,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,050,000円を控除した金額			
2,812,000	2,814,000	1,818,400	2,912,000	2,914,000	1,888,400						
2,814,000	2,816,000	1,819,800	2,914,000	2,916,000	1,889,800						
2,816,000	2,818,000	1,821,200	2,916,000	2,918,000	1,891,200						
2,818,000	2,820,000	1,822,600	2,918,000	2,920,000	1,892,600						
2,820,000	2,822,000	1,824,000	2,920,000	2,922,000	1,894,000	8,000,000 円		6,150,000 円			
2,822,000	2,824,000	1,825,400	2,922,000	2,924,000	1,895,400						
2,824,000	2,826,000	1,826,800	2,924,000	2,926,000	1,896,800						
2,826,000	2,828,000	1,828,200	2,926,000	2,928,000	1,898,200						
2,828,000	2,830,000	1,829,600	2,928,000	2,930,000	1,899,600						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が3,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000	円未満		0	100,000	102,000		5,000	274,000	278,000		13,700
2,000	4,000		100	102,000	104,000		5,100	278,000	282,000		13,900
4,000	6,000		200	104,000	106,000		5,200	282,000	286,000		14,100
6,000	8,000		300	106,000	108,000		5,300	286,000	290,000		14,300
8,000	10,000		400	108,000	110,000		5,400	290,000	294,000		14,500
10,000	12,000		500	110,000	112,000		5,500	294,000	298,000		14,700
12,000	14,000		600	112,000	114,000		5,600	298,000	302,000		14,900
14,000	16,000		700	114,000	116,000		5,700	302,000	306,000		15,100
16,000	18,000		800	116,000	118,000		5,800	306,000	310,000		15,300
18,000	20,000		900	118,000	120,000		5,900	310,000	314,000		15,500
20,000	22,000		1,000	120,000	122,000		6,000	314,000	318,000		15,700
22,000	24,000		1,100	122,000	124,000		6,100	318,000	322,000		15,900
24,000	26,000		1,200	124,000	126,000		6,200	322,000	326,000		16,100
26,000	28,000		1,300	126,000	130,000		6,300	326,000	330,000		16,300
28,000	30,000		1,400	130,000	134,000		6,500	330,000	334,000		16,500
30,000	32,000		1,500	134,000	138,000		6,700	334,000	338,000		16,700
32,000	34,000		1,600	138,000	142,000		6,900	338,000	342,000		16,900
34,000	36,000		1,700	142,000	146,000		7,100	342,000	346,000		17,100
36,000	38,000		1,800	146,000	150,000		7,300	346,000	350,000		17,300
38,000	40,000		1,900	150,000	154,000		7,500	350,000	354,000		17,500
40,000	42,000		2,000	154,000	158,000		7,700	354,000	358,000		17,700
42,000	44,000		2,100	158,000	162,000		7,900	358,000	362,000		17,900
44,000	46,000		2,200	162,000	166,000		8,100	362,000	366,000		18,100
46,000	48,000		2,300	166,000	170,000		8,300	366,000	370,000		18,300
48,000	50,000		2,400	170,000	174,000		8,500	370,000	374,000		18,500
50,000	52,000		2,500	174,000	178,000		8,700	374,000	378,000		18,700
52,000	54,000		2,600	178,000	182,000		8,900	378,000	382,000		18,900
54,000	56,000		2,700	182,000	186,000		9,100	382,000	386,000		19,100
56,000	58,000		2,800	186,000	190,000		9,300	386,000	390,000		19,300
58,000	60,000		2,900	190,000	194,000		9,500	390,000	396,000		19,500
60,000	62,000		3,000	194,000	198,000		9,700	396,000	402,000		19,800
62,000	64,000		3,100	198,000	202,000		9,900	402,000	408,000		20,100
64,000	66,000		3,200	202,000	206,000		10,100	408,000	414,000		20,400
66,000	68,000		3,300	206,000	210,000		10,300	414,000	420,000		20,700
68,000	70,000		3,400	210,000	214,000		10,500	420,000	426,000		21,000
70,000	72,000		3,500	214,000	218,000		10,700	426,000	432,000		21,300
72,000	74,000		3,600	218,000	222,000		10,900	432,000	438,000		21,600
74,000	76,000		3,700	222,000	226,000		11,100	438,000	444,000		21,900
76,000	78,000		3,800	226,000	230,000		11,300	444,000	450,000		22,200
78,000	80,000		3,900	230,000	234,000		11,500	450,000	456,000		22,500
80,000	82,000		4,000	234,000	238,000		11,700	456,000	462,000		22,800
82,000	84,000		4,100	238,000	242,000		11,900	462,000	468,000		23,100
84,000	86,000		4,200	242,000	246,000		12,100	468,000	474,000		23,400
86,000	88,000		4,300	246,000	250,000		12,300	474,000	480,000		23,700
88,000	90,000		4,400	250,000	254,000		12,500	480,000	486,000		24,000
90,000	92,000		4,500	254,000	258,000		12,700	486,000	492,000		24,300
92,000	94,000		4,600	258,000	262,000		12,900	492,000	498,000		24,600
94,000	96,000		4,700	262,000	266,000		13,100	498,000	504,000		24,900
96,000	98,000		4,800	266,000	270,000		13,300	504,000	510,000		25,200
98,000	100,000		4,900	270,000	274,000		13,500	510,000	516,000		25,500

(二)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	25,800	828,000	836,000	41,400	1,228,000	1,236,000	61,600
522,000	528,000	26,100	836,000	844,000	41,800	1,236,000	1,244,000	62,100
528,000	534,000	26,400	844,000	852,000	42,200	1,244,000	1,252,000	62,600
534,000	540,000	26,700	852,000	860,000	42,600	1,252,000	1,260,000	63,100
540,000	546,000	27,000	860,000	868,000	43,000	1,260,000	1,268,000	63,600
546,000	552,000	27,300	868,000	876,000	43,400	1,268,000	1,276,000	64,000
552,000	558,000	27,600	876,000	884,000	43,800	1,276,000	1,284,000	64,500
558,000	564,000	27,900	884,000	892,000	44,200	1,284,000	1,292,000	65,000
564,000	570,000	28,200	892,000	900,000	44,600	1,292,000	1,300,000	65,500
570,000	576,000	28,500	900,000	908,000	45,000	1,300,000	1,310,000	66,000
576,000	582,000	28,800	908,000	916,000	45,400	1,310,000	1,320,000	66,600
582,000	588,000	29,100	916,000	924,000	45,800	1,320,000	1,330,000	67,200
588,000	594,000	29,400	924,000	932,000	46,200	1,330,000	1,340,000	67,800
594,000	600,000	29,700	932,000	940,000	46,600	1,340,000	1,350,000	68,400
600,000	606,000	30,000	940,000	948,000	47,000	1,350,000	1,360,000	69,000
606,000	612,000	30,300	948,000	956,000	47,400	1,360,000	1,370,000	69,600
612,000	618,000	30,600	956,000	964,000	47,800	1,370,000	1,380,000	70,200
618,000	624,000	30,900	964,000	972,000	48,200	1,380,000	1,390,000	70,800
624,000	630,000	31,200	972,000	980,000	48,600	1,390,000	1,400,000	71,400
630,000	636,000	31,500	980,000	988,000	49,000	1,400,000	1,410,000	72,000
636,000	642,000	31,800	988,000	996,000	49,400	1,410,000	1,420,000	72,600
642,000	648,000	32,100	996,000	1,004,000	49,800	1,420,000	1,430,000	73,200
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	50,200	1,430,000	1,440,000	73,800
654,000	660,000	32,700	1,012,000	1,020,000	50,600	1,440,000	1,450,000	74,400
660,000	666,000	33,000	1,020,000	1,028,000	51,000	1,450,000	1,460,000	75,000
666,000	672,000	33,300	1,028,000	1,036,000	51,400	1,460,000	1,470,000	75,600
672,000	678,000	33,600	1,036,000	1,044,000	51,800	1,470,000	1,480,000	76,200
678,000	684,000	33,900	1,044,000	1,052,000	52,200	1,480,000	1,490,000	76,800
684,000	690,000	34,200	1,052,000	1,060,000	52,600	1,490,000	1,500,000	77,400
690,000	696,000	34,500	1,060,000	1,068,000	53,000	1,500,000	1,510,000	78,000
696,000	702,000	34,800	1,068,000	1,076,000	53,400	1,510,000	1,520,000	78,600
702,000	708,000	35,100	1,076,000	1,084,000	53,800	1,520,000	1,530,000	79,200
708,000	714,000	35,400	1,084,000	1,092,000	54,200	1,530,000	1,540,000	79,800
714,000	720,000	35,700	1,092,000	1,100,000	54,600	1,540,000	1,550,000	80,400
720,000	726,000	36,000	1,100,000	1,108,000	55,000	1,550,000	1,560,000	81,000
726,000	732,000	36,300	1,108,000	1,116,000	55,400	1,560,000	1,570,000	81,600
732,000	738,000	36,600	1,116,000	1,124,000	55,800	1,570,000	1,580,000	82,200
738,000	744,000	36,900	1,124,000	1,132,000	56,200	1,580,000	1,590,000	82,800
744,000	750,000	37,200	1,132,000	1,140,000	56,600	1,590,000	1,600,000	83,400
750,000	756,000	37,500	1,140,000	1,148,000	57,000	1,600,000	1,610,000	84,000
756,000	762,000	37,800	1,148,000	1,156,000	57,400	1,610,000	1,620,000	84,600
762,000	768,000	38,100	1,156,000	1,164,000	57,800	1,620,000	1,630,000	85,200
768,000	774,000	38,400	1,164,000	1,172,000	58,200	1,630,000	1,640,000	85,800
774,000	780,000	38,700	1,172,000	1,180,000	58,600	1,640,000	1,650,000	86,400
780,000	788,000	39,000	1,180,000	1,188,000	59,000	1,650,000	1,660,000	87,000
788,000	796,000	39,400	1,188,000	1,196,000	59,400	1,660,000	1,670,000	87,600
796,000	804,000	39,800	1,196,000	1,204,000	59,800	1,670,000	1,680,000	88,200
804,000	812,000	40,200	1,204,000	1,212,000	60,200	1,680,000	1,690,000	88,800
812,000	820,000	40,600	1,212,000	1,220,000	60,700	1,690,000	1,700,000	89,400
820,000	828,000	41,000	1,220,000	1,228,000	61,200	1,700,000	1,710,000	90,000

(三)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	90,600	2,210,000	2,220,000	120,600	2,710,000	2,720,000	153,700
1,720,000	1,730,000	91,200	2,220,000	2,230,000	121,200	2,720,000	2,730,000	154,400
1,730,000	1,740,000	91,800	2,230,000	2,240,000	121,800	2,730,000	2,740,000	155,100
1,740,000	1,750,000	92,400	2,240,000	2,250,000	122,400	2,740,000	2,750,000	155,800
1,750,000	1,760,000	93,000	2,250,000	2,260,000	123,000	2,750,000	2,760,000	156,500
1,760,000	1,770,000	93,600	2,260,000	2,270,000	123,600	2,760,000	2,770,000	157,200
1,770,000	1,780,000	94,200	2,270,000	2,280,000	124,200	2,770,000	2,780,000	157,900
1,780,000	1,790,000	94,800	2,280,000	2,290,000	124,800	2,780,000	2,790,000	158,600
1,790,000	1,800,000	95,400	2,290,000	2,300,000	125,400	2,790,000	2,800,000	159,300
1,800,000	1,810,000	96,000	2,300,000	2,310,000	126,000	2,800,000	2,810,000	160,000
1,810,000	1,820,000	96,600	2,310,000	2,320,000	126,600	2,810,000	2,820,000	160,700
1,820,000	1,830,000	97,200	2,320,000	2,330,000	127,200	2,820,000	2,830,000	161,400
1,830,000	1,840,000	97,800	2,330,000	2,340,000	127,800	2,830,000	2,840,000	162,100
1,840,000	1,850,000	98,400	2,340,000	2,350,000	128,400	2,840,000	2,850,000	162,800
1,850,000	1,860,000	99,000	2,350,000	2,360,000	129,000	2,850,000	2,860,000	163,500
1,860,000	1,870,000	99,600	2,360,000	2,370,000	129,600	2,860,000	2,870,000	164,200
1,870,000	1,880,000	100,200	2,370,000	2,380,000	130,200	2,870,000	2,880,000	164,900
1,880,000	1,890,000	100,800	2,380,000	2,390,000	130,800	2,880,000	2,890,000	165,600
1,890,000	1,900,000	101,400	2,390,000	2,400,000	131,400	2,890,000	2,900,000	166,300
1,900,000	1,910,000	102,000	2,400,000	2,410,000	132,000	2,900,000	2,910,000	167,000
1,910,000	1,920,000	102,600	2,410,000	2,420,000	132,700	2,910,000	2,920,000	167,700
1,920,000	1,930,000	103,200	2,420,000	2,430,000	133,400	2,920,000	2,930,000	168,400
1,930,000	1,940,000	103,800	2,430,000	2,440,000	134,100	2,930,000	2,940,000	169,100
1,940,000	1,950,000	104,400	2,440,000	2,450,000	134,800	2,940,000	2,950,000	169,800
1,950,000	1,960,000	105,000	2,450,000	2,460,000	135,500	2,950,000	2,960,000	170,500
1,960,000	1,970,000	105,600	2,460,000	2,470,000	136,200	2,960,000	2,970,000	171,200
1,970,000	1,980,000	106,200	2,470,000	2,480,000	136,900	2,970,000	2,980,000	171,900
1,980,000	1,990,000	106,800	2,480,000	2,490,000	137,600	2,980,000	2,990,000	172,600
1,990,000	2,000,000	107,400	2,490,000	2,500,000	138,300	2,990,000	3,000,000	173,300
2,000,000	2,010,000	108,000	2,500,000	2,510,000	139,000	3,000,000	3,010,000	174,000
2,010,000	2,020,000	108,600	2,510,000	2,520,000	139,700	3,010,000	3,020,000	174,700
2,020,000	2,030,000	109,200	2,520,000	2,530,000	140,400	3,020,000	3,030,000	175,400
2,030,000	2,040,000	109,800	2,530,000	2,540,000	141,100	3,030,000	3,040,000	176,100
2,040,000	2,050,000	110,400	2,540,000	2,550,000	141,800	3,040,000	3,050,000	176,800
2,050,000	2,060,000	111,000	2,550,000	2,560,000	142,500	3,050,000	3,060,000	177,500
2,060,000	2,070,000	111,600	2,560,000	2,570,000	143,200	3,060,000	3,070,000	178,200
2,070,000	2,080,000	112,200	2,570,000	2,580,000	143,900	3,070,000	3,080,000	178,900
2,080,000	2,090,000	112,800	2,580,000	2,590,000	144,600	3,080,000	3,090,000	179,600
2,090,000	2,100,000	113,400	2,590,000	2,600,000	145,300	3,090,000	3,100,000	180,300
2,100,000	2,110,000	114,000	2,600,000	2,610,000	146,000	3,100,000	3,110,000	181,000
2,110,000	2,120,000	114,600	2,610,000	2,620,000	146,700	3,110,000	3,120,000	181,700
2,120,000	2,130,000	115,200	2,620,000	2,630,000	147,400	3,120,000	3,130,000	182,400
2,130,000	2,140,000	115,800	2,630,000	2,640,000	148,100	3,130,000	3,140,000	183,100
2,140,000	2,150,000	116,400	2,640,000	2,650,000	148,800	3,140,000	3,150,000	183,800
2,150,000	2,160,000	117,000	2,650,000	2,660,000	149,500	3,150,000	3,160,000	184,500
2,160,000	2,170,000	117,600	2,660,000	2,670,000	150,200	3,160,000	3,170,000	185,200
2,170,000	2,180,000	118,200	2,670,000	2,680,000	150,900	3,170,000	3,180,000	185,900
2,180,000	2,190,000	118,800	2,680,000	2,690,000	151,600	3,180,000	3,190,000	186,600
2,190,000	2,200,000	119,400	2,690,000	2,700,000	152,300	3,190,000	3,200,000	187,300
2,200,000	2,210,000	120,000	2,700,000	2,710,000	153,000	3,200,000	3,210,000	188,000

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	
3,210,000	3,220,000	188,700	3,710,000	3,720,000	224,800	10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.5%を乗じて算出した金額から480,000円を控除した金額
3,220,000	3,230,000	189,400	3,720,000	3,730,000	225,600			
3,230,000	3,240,000	190,100	3,730,000	3,740,000	226,400			
3,240,000	3,250,000	190,800	3,740,000	3,750,000	227,200			
3,250,000	3,260,000	191,500	3,750,000	3,760,000	228,000			
3,260,000	3,270,000	192,200	3,760,000	3,770,000	228,800	12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から660,000円を控除した金額
3,270,000	3,280,000	192,900	3,770,000	3,780,000	229,600			
3,280,000	3,290,000	193,600	3,780,000	3,790,000	230,400			
3,290,000	3,300,000	194,300	3,790,000	3,800,000	231,200			
3,300,000	3,310,000	195,000	3,800,000	3,810,000	232,000			
3,310,000	3,320,000	195,700	3,810,000	3,820,000	232,800	14,000,000	16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17%を乗じて算出した金額から940,000円を控除した金額
3,320,000	3,330,000	196,400	3,820,000	3,830,000	233,600			
3,330,000	3,340,000	197,100	3,830,000	3,840,000	234,400			
3,340,000	3,350,000	197,800	3,840,000	3,850,000	235,200			
3,350,000	3,360,000	198,500	3,850,000	3,860,000	236,000			
3,360,000	3,370,000	199,200	3,860,000	3,870,000	236,800	16,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19%を乗じて算出した金額から1,260,000円を控除した金額
3,370,000	3,380,000	199,900	3,870,000	3,880,000	237,600			
3,380,000	3,390,000	200,600	3,880,000	3,890,000	238,400			
3,390,000	3,400,000	201,300	3,890,000	3,900,000	239,200			
3,400,000	3,410,000	202,000	3,900,000	3,910,000	240,000			
3,410,000	3,420,000	202,700	3,910,000	3,920,000	240,800	20,000,000	24,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21%を乗じて算出した金額から1,660,000円を控除した金額
3,420,000	3,430,000	203,400	3,920,000	3,930,000	241,600			
3,430,000	3,440,000	204,100	3,930,000	3,940,000	242,400			
3,440,000	3,450,000	204,800	3,940,000	3,950,000	243,200			
3,450,000	3,460,000	205,500	3,950,000	3,960,000	244,000			
3,460,000	3,470,000	206,200	3,960,000	3,970,000	244,800	24,000,000	30,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23%を乗じて算出した金額から2,140,000円を控除した金額
3,470,000	3,480,000	206,900	3,970,000	3,980,000	245,600			
3,480,000	3,490,000	207,600	3,980,000	3,990,000	246,400			
3,490,000	3,500,000	208,300	3,990,000	4,000,000	247,200			
3,500,000	3,510,000	209,000						
3,510,000	3,520,000	209,700	4,000,000	4,800,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8%を乗じて算出した金額から72,000円を控除した金額	30,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から2,740,000円を控除した金額
3,520,000	3,530,000	210,400						
3,530,000	3,540,000	211,100						
3,540,000	3,550,000	211,800						
3,550,000	3,560,000	212,500						
3,560,000	3,570,000	213,200	4,800,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に9%を乗じて算出した金額から120,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から3,740,000円を控除した金額
3,570,000	3,580,000	213,900						
3,580,000	3,590,000	214,600						
3,590,000	3,600,000	215,300						
3,600,000	3,610,000	216,000						
3,610,000	3,620,000	216,800	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に10.5%を乗じて算出した金額から210,000円を控除した金額	60,000,000	80,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から5,240,000円を控除した金額
3,620,000	3,630,000	217,600						
3,630,000	3,640,000	218,400						
3,640,000	3,650,000	219,200						
3,650,000	3,660,000	220,000						
3,660,000	3,670,000	220,800	8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12%を乗じて算出した金額から330,000円を控除した金額	80,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から7,240,000円を控除した金額
3,670,000	3,680,000	221,600						
3,680,000	3,690,000	222,400						
3,690,000	3,700,000	223,200						
3,700,000	3,710,000	224,000						

(五)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円 120,000,000	円 160,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から10,240,000円を控除した金額	160,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から14,240,000円を控除した金額			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の付表により第三十条第三項第一号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第八の付表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円 400	千円 1,400	24 年	千円 5,600	千円 6,600
			25 年	6,000	7,000
			26 年	6,400	7,400
3 年	600	1,600	27 年	6,800	7,800
4 年	800	1,800	28 年	7,200	8,200
5 年	1,000	2,000	29 年	7,600	8,600
6 年	1,200	2,200	30 年	8,000	9,000
7 年	1,400	2,400	31 年	8,400	9,400
8 年	1,600	2,600	32 年	8,800	9,800
9 年	1,800	2,800	33 年	9,200	10,200
10 年	2,000	3,000	34 年	9,600	10,600
11 年	2,200	3,200	35 年	10,000	11,000
12 年	2,400	3,400	36 年	10,400	11,400
13 年	2,600	3,600	37 年	10,800	11,800
14 年	2,800	3,800	38 年	11,200	12,200
15 年	3,000	4,000	39 年	11,600	12,600
16 年	3,200	4,200	40 年	12,000	13,000
17 年	3,400	4,400			
18 年	3,600	4,600	41年以上	12,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに400千円を加算した金額	13,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに400千円を加算した金額
19 年	3,800	4,800			
20 年	4,000	5,000			
21 年	4,400	5,400			
22 年	4,800	5,800			
23 年	5,200	6,200			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考)

(一) 退職所得控除額を求めるには、(二)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

(二) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第二条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二百万円」を「四百万円」に、「百万円」を「二百万円」に、「百五十万円」を「三百万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三条第二項及び第三項中「二百万円」を「四百万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十九年分以後の所得税について適用し、昭和四十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例)

第三条 昭和四十九年分の給与所得の金額は、同年中の新法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下「給与等」という。)の収入金額を附則別表第五の付表の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額によるものとする。

2 昭和四十九年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条第三項第一号(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)	三十万円	二十七万五千円
第七十九条第一項及び第二項(障害者控除)	十六万円	十五万二千五百円
第八十条第一項(老年者控除)、第八十一条第一項(寡婦控除)及び第八十二条第一項(勤労学生控除)	十六万円	十五万二千五百円
第八十三条第一項(配偶者控除)	二十四万円	二十三万二千五百円
第八十四条第一項(扶養控除)	二十四万円	二十二万円(同居者に配偶者がなく、かつ、老人扶養親族以外の扶養親族を有する場合には、その扶養親族のうち一人については、二十二万五千円)
第八十四条第二項	二十八万円	二十五万七千五百円
第八十六条第一項(基礎控除)	二十四万円	二十三万二千五百円
第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)	二百万円以下	二百万円未満
別表第二	別表第二	所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和四十九年法律第百号)以下「改正法」という。附則別表第一
第九十条第二号(年末調整)	別表第七の付表	改正法附則別表第五の付表
第二百一条第一項(退職所得に係る源泉徴収税額)	別表第七	改正法附則別表第五
別表第八	別表第八	改正法附則別表第六

3 昭和四十九年分の課税総所得金額、課税退職所得金額若しくは課税山林所得金額に係る所得税の額は、新法第九十条第一項第一号に掲げる税額は、次の各号に掲げる税額の区分に応じ当該各号に掲げる税額によるものとする。

一 課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る所得税の額 当該課税総所得金額又は課税退職所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

二 課税山林所得金額に係る所得税の額 当該

課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める税額

三 新法第九十条第一項第一号に掲げる税額 同号に規定する調整所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

(少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置)

第四条 新法第十条(少額預金の利子所得等の非課税)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券等について適用する。

2 国内に住する個人が、施行日前に預入し、信託し、又は購入した第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券等同日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合には、当該預貯金、合同運用信託又は有価証券については、その者が同日において新法第十条の要件に従って預入し、信託し、又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 前項に規定する個人が、施行日において新法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券で昭和四十八年十二月一日から施行日の前日までの間に同項に規定する金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものの(前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「旧預貯金等」という。)を有

する場合において、当該旧預貯金等に係る利子又は収益の分配（施行日以後に支払を受けるべきものに限り。）につき同日以後最初の支払を受ける日（その日が昭和四十九年十二月三十一日後である場合には、同日とし、施行日以後これらの日前に当該金融機関の営業所等において新法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券で同項の規定の適用を受けようとするものを預入し、信託し、又は購入する場合には、その最初に預入し、信託し、又は購入する日とする。）までに、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書又は同条第四項に規定する申告書を当該金融機関の営業所等を経由してこれらの規定に規定する税務署長に、当該旧預貯金等に係る同条第一項に規定する非課税貯蓄申告書を当該金融機関の営業所等に、それぞれ提出したとき（当該旧預貯金等が同項第二号に規定する無記名の受益証券に係る貸付信託又は同項第三号に規定する有価証券である場合には、その提出の際これらの規定に規定する保管の委託又は登録がされるときに限る。）は、当該利子又は収益の分配については、当該旧預貯金等は施行日に当該金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものと、これらの申告書及び申込書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

4 前項に定めるもののほか、旧預貯金等に係る新法第十条の規定の適用に関し必要な事項は、

政令で定める。

（青色申告の承認の申請等に係る経過措置）

第五条 新法第五十七条第二項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）及び第四百四十四条（青色申告の承認の申請）（新法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定に規定する事業又は業務を開始した場合に係る部分に限る。）は、施行日以後に当該事業又は業務を開始する場合について適用し、同日前に当該事業又は業務を開始した場合については、なお従前の例による。

（昭和四十九年分及び昭和五十年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）

第六条 居住者の昭和四十九年分の所得税については、新法第一百四十四条第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額（以下「予定納税基準額」という。）は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十八年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第一百四十四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について第二条の規定に

よる改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又ははされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十八年分の所得税について旧法第九十条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第一百四十四条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とする。）以下「次項までにおいて「課税総所得金額等」という。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第三により求めた率

昭和四十八年分の課税総所得金額等が三千万円以上である居住者の昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から百五十万円を控除した金額によるものとする。

円以上である居住者の昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から百五十万円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十八年分の所得税につき旧法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における昭和四十九年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

5 前各項の規定は、居住者又は非居住者の昭和五十年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、第一項中「昭和四十八年分」とあるのは「昭和四十九年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「改正前」とあるのは「改正後」と、「附則別表第三」とあるのは「附則別表第四」と、第二項中「昭和四十八年分」とあるのは「昭和四十九年分」と、「百五十万円」とあるのは「五十万円」と、第三項中「昭和四十八年分」とあるのは「昭和四十九年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替へるものとする。

（昭和五十年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第七条 昭和五十年において純損失の金額がある場合における新法第一百四十四条第一項（純損失の繰戻しによる還付の請求）又は第一百四十一条第

一項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求）（これらの規定を新法第六十六條（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、附則第三條第三項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定（同條第二項の規定により読み替えられた新法第九十條第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定を含む。）を適用して計算した所得税の額による。

（給与所得及び退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第八條 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三條第二項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第九十條（年末調整）の規定並びに附則別表第五及び同表の付表は、昭和四十九年中に支払うべき給与等での最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 附則第三條第二項の規定により読み替えられ

た新法第二百一十條（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定並びに附則別表第六及び新法別表第八の付表は、昭和四十九年中に支払うべき新法第九十九條（退職所得に係る源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

（施行日前に出国をした者に係る更正の請求）

第九條 施行日前に昭和四十九年分の所得税につき旧法第二百二十七條（年の中途で出国をする場合の確定申告）（旧法第六十六條（非居住者に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六號）第二十五條（決定）の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四條（更正）又は第二十六條（再更正）の規定による更生があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和五十年三月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三條第一項（更正の請求）の更正の請求をすることができ、

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があつた

場合において、新法第五十九條第二項（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）（新法第六十八條（非居住者に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七條第一項（充當）の規定による充當（以下「充當」という。）をする日（同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第十條 昭和四十九年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第九十九條から第二百二條まで（退職所得に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき附則第三條第二項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第二百一十條及び新法第二百二條の規定を適用した場合における所得税の額を超えるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、その超える金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和四十九年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職手当等に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還

付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する新法第二百一十條第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第九十九條から第二百二條までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行われたものとみなす。

8

第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日（同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 第二條の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二條及び第三條の規定は、昭和四十九年分以後の所得税について適用し、昭和四十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（所得税法の一部を改正する法律の一部改正）第十二條 所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八號）の一部を次のように改正する。

附則第五條の見出し中「及び昭和四十九年分」を削り、同條第五項を削る。
附則別表第三を削る。

附則別表第一 昭和49年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,000	円未満	0	0	50,000	51,000	5,000	10	137,000	139,000	13,700	10
1,000	2,000	100	10	51,000	52,000	5,100	10	139,000	141,000	13,900	10
2,000	3,000	200	10	52,000	53,000	5,200	10	141,000	143,000	14,100	10
3,000	4,000	300	10	53,000	54,000	5,300	10	143,000	145,000	14,300	10
4,000	5,000	400	10	54,000	55,000	5,400	10	145,000	147,000	14,500	10
5,000	6,000	500	10	55,000	56,000	5,500	10	147,000	149,000	14,700	10
6,000	7,000	600	10	56,000	57,000	5,600	10	149,000	151,000	14,900	10
7,000	8,000	700	10	57,000	58,000	5,700	10	151,000	153,000	15,100	10
8,000	9,000	800	10	58,000	59,000	5,800	10	153,000	155,000	15,300	10
9,000	10,000	900	10	59,000	60,000	5,900	10	155,000	157,000	15,500	10
10,000	11,000	1,000	10	60,000	61,000	6,000	10	157,000	159,000	15,700	10
11,000	12,000	1,100	10	61,000	62,000	6,100	10	159,000	161,000	15,900	10
12,000	13,000	1,200	10	62,000	63,000	6,200	10	161,000	163,000	16,100	10
13,000	14,000	1,300	10	63,000	65,000	6,300	10	163,000	165,000	16,300	10
14,000	15,000	1,400	10	65,000	67,000	6,500	10	165,000	167,000	16,500	10
15,000	16,000	1,500	10	67,000	69,000	6,700	10	167,000	169,000	16,700	10
16,000	17,000	1,600	10	69,000	71,000	6,900	10	169,000	171,000	16,900	10
17,000	18,000	1,700	10	71,000	73,000	7,100	10	171,000	173,000	17,100	10
18,000	19,000	1,800	10	73,000	75,000	7,300	10	173,000	175,000	17,300	10
19,000	20,000	1,900	10	75,000	77,000	7,500	10	175,000	177,000	17,500	10
20,000	21,000	2,000	10	77,000	79,000	7,700	10	177,000	179,000	17,700	10
21,000	22,000	2,100	10	79,000	81,000	7,900	10	179,000	181,000	17,900	10
22,000	23,000	2,200	10	81,000	83,000	8,100	10	181,000	183,000	18,100	10
23,000	24,000	2,300	10	83,000	85,000	8,300	10	183,000	185,000	18,300	10
24,000	25,000	2,400	10	85,000	87,000	8,500	10	185,000	187,000	18,500	10
25,000	26,000	2,500	10	87,000	89,000	8,700	10	187,000	189,000	18,700	10
26,000	27,000	2,600	10	89,000	91,000	8,900	10	189,000	191,000	18,900	10
27,000	28,000	2,700	10	91,000	93,000	9,100	10	191,000	193,000	19,100	10
28,000	29,000	2,800	10	93,000	95,000	9,300	10	193,000	195,000	19,300	10
29,000	30,000	2,900	10	95,000	97,000	9,500	10	195,000	198,000	19,500	10
30,000	31,000	3,000	10	97,000	99,000	9,700	10	198,000	201,000	19,800	10
31,000	32,000	3,100	10	99,000	101,000	9,900	10	201,000	204,000	20,100	10
32,000	33,000	3,200	10	101,000	103,000	10,100	10	204,000	207,000	20,400	10
33,000	34,000	3,300	10	103,000	105,000	10,300	10	207,000	210,000	20,700	10
34,000	35,000	3,400	10	105,000	107,000	10,500	10	210,000	213,000	21,000	10
35,000	36,000	3,500	10	107,000	109,000	10,700	10	213,000	216,000	21,300	10
36,000	37,000	3,600	10	109,000	111,000	10,900	10	216,000	219,000	21,600	10
37,000	38,000	3,700	10	111,000	113,000	11,100	10	219,000	222,000	21,900	10
38,000	39,000	3,800	10	113,000	115,000	11,300	10	222,000	225,000	22,200	10
39,000	40,000	3,900	10	115,000	117,000	11,500	10	225,000	228,000	22,500	10
40,000	41,000	4,000	10	117,000	119,000	11,700	10	228,000	231,000	22,800	10
41,000	42,000	4,100	10	119,000	121,000	11,900	10	231,000	234,000	23,100	10
42,000	43,000	4,200	10	121,000	123,000	12,100	10	234,000	237,000	23,400	10
43,000	44,000	4,300	10	123,000	125,000	12,300	10	237,000	240,000	23,700	10
44,000	45,000	4,400	10	125,000	127,000	12,500	10	240,000	243,000	24,000	10
45,000	46,000	4,500	10	127,000	129,000	12,700	10	243,000	246,000	24,300	10
46,000	47,000	4,600	10	129,000	131,000	12,900	10	246,000	249,000	24,600	10
47,000	48,000	4,700	10	131,000	133,000	13,100	10	249,000	252,000	24,900	10
48,000	49,000	4,800	10	133,000	135,000	13,300	10	252,000	255,000	25,200	10
49,000	50,000	4,900	10	135,000	137,000	13,500	10	255,000	258,000	25,500	10

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
258,000	261,000	25,800	10	414,000	418,000	41,400	10	614,000	618,000	62,600	10
261,000	264,000	26,100	10	418,000	422,000	41,800	10	618,000	622,000	63,100	10
264,000	267,000	26,400	10	422,000	426,000	42,300	10	622,000	626,000	63,600	10
267,000	270,000	26,700	10	426,000	430,000	42,700	10	626,000	630,000	64,100	10
270,000	273,000	27,000	10	430,000	434,000	43,100	10	630,000	634,000	64,600	10
273,000	276,000	27,300	10	434,000	438,000	43,500	10	634,000	638,000	65,000	10
276,000	279,000	27,600	10	438,000	442,000	43,900	10	638,000	642,000	65,500	10
279,000	282,000	27,900	10	442,000	446,000	44,400	10	642,000	646,000	66,000	10
282,000	285,000	28,200	10	446,000	450,000	44,800	10	646,000	650,000	66,500	10
285,000	288,000	28,500	10	450,000	454,000	45,200	10	650,000	655,000	67,000	10
288,000	291,000	28,800	10	454,000	458,000	45,600	10	655,000	660,000	67,600	10
291,000	294,000	29,100	10	458,000	462,000	46,000	10	660,000	665,000	68,200	10
294,000	297,000	29,400	10	462,000	466,000	46,500	10	665,000	670,000	68,800	10
297,000	300,000	29,700	10	466,000	470,000	46,900	10	670,000	675,000	69,400	10
300,000	303,000	30,000	10	470,000	474,000	47,300	10	675,000	680,000	70,000	10
303,000	306,000	30,300	10	474,000	478,000	47,700	10	680,000	685,000	70,600	10
306,000	309,000	30,600	10	478,000	482,000	48,100	10	685,000	690,000	71,200	10
309,000	312,000	30,900	10	482,000	486,000	48,600	10	690,000	695,000	71,800	10
312,000	315,000	31,200	10	486,000	490,000	49,000	10	695,000	700,000	72,400	10
315,000	318,000	31,500	10	490,000	494,000	49,400	10	700,000	705,000	73,000	10
318,000	321,000	31,800	10	494,000	498,000	49,800	10	705,000	710,000	73,600	10
321,000	324,000	32,100	10	498,000	502,000	50,200	10	710,000	715,000	74,200	10
324,000	327,000	32,400	10	502,000	506,000	50,700	10	715,000	720,000	74,800	10
327,000	330,000	32,700	10	506,000	510,000	51,100	10	720,000	725,000	75,400	10
330,000	333,000	33,000	10	510,000	514,000	51,500	10	725,000	730,000	76,000	10
333,000	336,000	33,300	10	514,000	518,000	51,900	10	730,000	735,000	76,600	10
336,000	339,000	33,600	10	518,000	522,000	52,300	10	735,000	740,000	77,200	10
339,000	342,000	33,900	10	522,000	526,000	52,800	10	740,000	745,000	77,800	10
342,000	345,000	34,200	10	526,000	530,000	53,200	10	745,000	750,000	78,400	10
345,000	348,000	34,500	10	530,000	534,000	53,600	10	750,000	755,000	79,000	10
348,000	351,000	34,800	10	534,000	538,000	54,000	10	755,000	760,000	79,600	10
351,000	354,000	35,100	10	538,000	542,000	54,400	10	760,000	765,000	80,200	10
354,000	357,000	35,400	10	542,000	546,000	54,900	10	765,000	770,000	80,800	10
357,000	360,000	35,700	10	546,000	550,000	55,300	10	770,000	775,000	81,400	10
360,000	363,000	36,000	10	550,000	554,000	55,700	10	775,000	780,000	82,000	10
363,000	366,000	36,300	10	554,000	558,000	56,100	10	780,000	785,000	82,600	10
366,000	369,000	36,600	10	558,000	562,000	56,500	10	785,000	790,000	83,200	10
369,000	372,000	36,900	10	562,000	566,000	57,000	10	790,000	795,000	83,800	10
372,000	375,000	37,200	10	566,000	570,000	57,400	10	795,000	800,000	84,400	10
375,000	378,000	37,500	10	570,000	574,000	57,800	10	800,000	805,000	85,000	10
378,000	381,000	37,800	10	574,000	578,000	58,200	10	805,000	810,000	85,600	10
381,000	384,000	38,100	10	578,000	582,000	58,600	10	810,000	815,000	86,200	10
384,000	387,000	38,400	10	582,000	586,000	59,100	10	815,000	820,000	86,800	10
387,000	390,000	38,700	10	586,000	590,000	59,500	10	820,000	825,000	87,500	10
390,000	394,000	39,000	10	590,000	594,000	59,900	10	825,000	830,000	88,100	10
394,000	398,000	39,400	10	594,000	598,000	60,300	10	830,000	835,000	88,700	10
398,000	402,000	39,800	10	598,000	602,000	60,700	10	835,000	840,000	89,300	10
402,000	406,000	40,200	10	602,000	606,000	61,200	10	840,000	845,000	90,000	10
406,000	410,000	40,600	10	606,000	610,000	61,700	10	845,000	850,000	90,600	10
410,000	414,000	41,000	10	610,000	614,000	62,200	10	850,000	855,000	91,200	10

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
855,000	860,000	91,800	10	1,105,000	1,110,000	123,100	11	1,355,000	1,360,000	157,400	11
860,000	865,000	92,500	10	1,110,000	1,115,000	123,700	11	1,360,000	1,365,000	158,200	11
865,000	870,000	93,100	10	1,115,000	1,120,000	124,300	11	1,365,000	1,370,000	158,900	11
870,000	875,000	93,700	10	1,120,000	1,125,000	125,000	11	1,370,000	1,375,000	159,600	11
875,000	880,000	94,300	10	1,125,000	1,130,000	125,600	11	1,375,000	1,380,000	160,300	11
880,000	885,000	95,000	10	1,130,000	1,135,000	126,200	11	1,380,000	1,385,000	161,100	11
885,000	890,000	95,600	10	1,135,000	1,140,000	126,800	11	1,385,000	1,390,000	161,800	11
890,000	895,000	96,200	10	1,140,000	1,145,000	127,500	11	1,390,000	1,395,000	162,500	11
895,000	900,000	96,800	10	1,145,000	1,150,000	128,100	11	1,395,000	1,400,000	163,200	11
900,000	905,000	97,500	10	1,150,000	1,155,000	128,700	11	1,400,000	1,405,000	164,000	11
905,000	910,000	98,100	10	1,155,000	1,160,000	129,300	11	1,405,000	1,410,000	164,700	11
910,000	915,000	98,700	10	1,160,000	1,165,000	130,000	11	1,410,000	1,415,000	165,400	11
915,000	920,000	99,300	10	1,165,000	1,170,000	130,600	11	1,415,000	1,420,000	166,100	11
920,000	925,000	100,000	10	1,170,000	1,175,000	131,200	11	1,420,000	1,425,000	166,900	11
925,000	930,000	100,600	10	1,175,000	1,180,000	131,800	11	1,425,000	1,430,000	167,600	11
930,000	935,000	101,200	10	1,180,000	1,185,000	132,500	11	1,430,000	1,435,000	168,300	11
935,000	940,000	101,800	10	1,185,000	1,190,000	133,100	11	1,435,000	1,440,000	169,000	11
940,000	945,000	102,500	10	1,190,000	1,195,000	133,700	11	1,440,000	1,445,000	169,800	11
945,000	950,000	103,100	10	1,195,000	1,200,000	134,300	11	1,445,000	1,450,000	170,500	11
950,000	955,000	103,700	10	1,200,000	1,205,000	135,000	11	1,450,000	1,455,000	171,200	11
955,000	960,000	104,300	10	1,205,000	1,210,000	135,700	11	1,455,000	1,460,000	171,900	11
960,000	965,000	105,000	10	1,210,000	1,215,000	136,400	11	1,460,000	1,465,000	172,700	11
965,000	970,000	105,600	10	1,215,000	1,220,000	137,100	11	1,465,000	1,470,000	173,400	11
970,000	975,000	106,200	10	1,220,000	1,225,000	137,900	11	1,470,000	1,475,000	174,100	11
975,000	980,000	106,800	10	1,225,000	1,230,000	138,600	11	1,475,000	1,480,000	174,800	11
980,000	985,000	107,500	10	1,230,000	1,235,000	139,300	11	1,480,000	1,485,000	175,600	11
985,000	990,000	108,100	10	1,235,000	1,240,000	140,000	11	1,485,000	1,490,000	176,300	11
990,000	995,000	108,700	10	1,240,000	1,245,000	140,800	11	1,490,000	1,495,000	177,000	11
995,000	1,000,000	109,300	10	1,245,000	1,250,000	141,500	11	1,495,000	1,500,000	177,700	11
1,000,000	1,005,000	110,000	11	1,250,000	1,255,000	142,200	11	1,500,000	1,505,000	178,500	11
1,005,000	1,010,000	110,600	11	1,255,000	1,260,000	142,900	11	1,505,000	1,510,000	179,200	11
1,010,000	1,015,000	111,200	11	1,260,000	1,265,000	143,700	11	1,510,000	1,515,000	179,900	11
1,015,000	1,020,000	111,800	11	1,265,000	1,270,000	144,400	11	1,515,000	1,520,000	180,600	11
1,020,000	1,025,000	112,500	11	1,270,000	1,275,000	145,100	11	1,520,000	1,525,000	181,400	11
1,025,000	1,030,000	113,100	11	1,275,000	1,280,000	145,800	11	1,525,000	1,530,000	182,100	11
1,030,000	1,035,000	113,700	11	1,280,000	1,285,000	146,600	11	1,530,000	1,535,000	182,800	11
1,035,000	1,040,000	114,300	11	1,285,000	1,290,000	147,300	11	1,535,000	1,540,000	183,500	11
1,040,000	1,045,000	115,000	11	1,290,000	1,295,000	148,000	11	1,540,000	1,545,000	184,300	11
1,045,000	1,050,000	115,600	11	1,295,000	1,300,000	148,700	11	1,545,000	1,550,000	185,000	11
1,050,000	1,055,000	116,200	11	1,300,000	1,305,000	149,500	11	1,550,000	1,555,000	185,700	11
1,055,000	1,060,000	116,800	11	1,305,000	1,310,000	150,200	11	1,555,000	1,560,000	186,400	11
1,060,000	1,065,000	117,500	11	1,310,000	1,315,000	150,900	11	1,560,000	1,565,000	187,200	12
1,065,000	1,070,000	118,100	11	1,315,000	1,320,000	151,600	11	1,565,000	1,570,000	187,900	12
1,070,000	1,075,000	118,700	11	1,320,000	1,325,000	152,400	11	1,570,000	1,575,000	188,600	12
1,075,000	1,080,000	119,300	11	1,325,000	1,330,000	153,100	11	1,575,000	1,580,000	189,300	12
1,080,000	1,085,000	120,000	11	1,330,000	1,335,000	153,800	11	1,580,000	1,585,000	190,100	12
1,085,000	1,090,000	120,600	11	1,335,000	1,340,000	154,500	11	1,585,000	1,590,000	190,800	12
1,090,000	1,095,000	121,200	11	1,340,000	1,345,000	155,300	11	1,590,000	1,595,000	191,500	12
1,095,000	1,100,000	121,800	11	1,345,000	1,350,000	156,000	11	1,595,000	1,600,000	192,200	12
1,100,000	1,105,000	122,500	11	1,350,000	1,355,000	156,700	11	1,600,000	1,605,000	193,000	12

(四)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円		
1,605,000	1,610,000	193,700	12	1,855,000	1,860,000	232,000	12	3,200,000	3,800,000	(イ)の金額に22.5%を乗じて算出した金額から236,400円を控除した金額	
1,610,000	1,615,000	194,500	12	1,860,000	1,865,000	232,900	12				
1,615,000	1,620,000	195,200	12	1,865,000	1,870,000	233,700	12				
1,620,000	1,625,000	196,000	12	1,870,000	1,875,000	234,500	12				
1,625,000	1,630,000	196,700	12	1,875,000	1,880,000	235,300	12				
1,630,000	1,635,000	197,500	12	1,880,000	1,885,000	236,200	12	3,800,000	4,000,000	(イ)の金額に23.2%を乗じて算出した金額から263,000円を控除した金額	
1,635,000	1,640,000	198,200	12	1,885,000	1,890,000	237,000	12				
1,640,000	1,645,000	199,000	12	1,890,000	1,895,000	237,800	12				
1,645,000	1,650,000	199,700	12	1,895,000	1,900,000	238,600	12				
1,650,000	1,655,000	200,500	12	1,900,000	1,905,000	239,500	12				
1,655,000	1,660,000	201,200	12	1,905,000	1,910,000	240,300	12	4,000,000	4,400,000	(イ)の金額に25.5%を乗じて算出した金額から355,000円を控除した金額	
1,660,000	1,665,000	202,000	12	1,910,000	1,915,000	241,100	12				
1,665,000	1,670,000	202,700	12	1,915,000	1,920,000	241,900	12				
1,670,000	1,675,000	203,500	12	1,920,000	1,925,000	242,800	12				
1,675,000	1,680,000	204,200	12	1,925,000	1,930,000	243,600	12				
1,680,000	1,685,000	205,000	12	1,930,000	1,935,000	244,400	12	4,400,000	5,000,000	(イ)の金額に26.5%を乗じて算出した金額から399,000円を控除した金額	
1,685,000	1,690,000	205,700	12	1,935,000	1,940,000	245,200	12				
1,690,000	1,695,000	206,500	12	1,940,000	1,945,000	246,100	12				
1,695,000	1,700,000	207,200	12	1,945,000	1,950,000	246,900	12				
1,700,000	1,705,000	208,000	12	1,950,000	1,955,000	247,700	12				
1,705,000	1,710,000	208,700	12	1,955,000	1,960,000	248,500	12	5,000,000	6,000,000	(イ)の金額に29.7%を乗じて算出した金額から559,000円を控除した金額	
1,710,000	1,715,000	209,500	12	1,960,000	1,965,000	249,400	12				
1,715,000	1,720,000	210,200	12	1,965,000	1,970,000	250,200	12				
1,720,000	1,725,000	211,000	12	1,970,000	1,975,000	251,000	12				
1,725,000	1,730,000	211,700	12	1,975,000	1,980,000	251,800	12				
1,730,000	1,735,000	212,500	12	1,980,000	1,985,000	252,700	12	6,000,000	7,000,000	(イ)の金額に33%を乗じて算出した金額から757,000円を控除した金額	
1,735,000	1,740,000	213,200	12	1,985,000	1,990,000	253,500	12				
1,740,000	1,745,000	214,000	12	1,990,000	1,995,000	254,300	12				
1,745,000	1,750,000	214,700	12	1,995,000	2,000,000	255,100	12				
1,750,000	1,755,000	215,500	12								
1,755,000	1,760,000	216,200	12	2,000,000	2,400,000	(イ)の金額に17.2%を乗じて算出した金額から88,000円を控除した金額		7,000,000	8,000,000	(イ)の金額に37%を乗じて算出した金額から1,037,000円を控除した金額	
1,760,000	1,765,000	217,000	12								
1,765,000	1,770,000	217,700	12								
1,770,000	1,775,000	218,500	12								
1,775,000	1,780,000	219,200	12								
1,780,000	1,785,000	220,000	12	2,400,000	2,600,000	(イ)の金額に18.7%を乗じて算出した金額から124,000円を控除した金額		8,000,000	9,000,000	(イ)の金額に40%を乗じて算出した金額から1,277,000円を控除した金額	
1,785,000	1,790,000	220,700	12								
1,790,000	1,795,000	221,500	12								
1,795,000	1,800,000	222,200	12								
1,800,000	1,805,000	223,000	12								
1,805,000	1,810,000	223,800	12	2,600,000	3,000,000	(イ)の金額に19.5%を乗じて算出した金額から144,900円を控除した金額		9,000,000	10,000,000	(イ)の金額に41%を乗じて算出した金額から1,357,000円を控除した金額	
1,810,000	1,815,000	224,600	12								
1,815,000	1,820,000	225,400	12								
1,820,000	1,825,000	226,300	12								
1,825,000	1,830,000	227,100	12								
1,830,000	1,835,000	227,900	12	3,000,000	3,200,000	(イ)の金額に21.7%を乗じて算出した金額から210,800円を控除した金額		10,000,000	12,000,000	(イ)の金額に44%を乗じて算出した金額から1,667,000円を控除した金額	
1,835,000	1,840,000	228,700	12								
1,840,000	1,845,000	229,600	12								
1,845,000	1,850,000	230,400	12								
1,850,000	1,855,000	231,200	12								

(五)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
12,000,000	15,000,000	(イ)の金額に48.2%を乗じて算出した金額から2,171,000円を控除した金額		30,000,000	40,000,000	(イ)の金額に60%を乗じて算出した金額から4,761,000円を控除した金額		80,000,000 円以上	(イ)の金額に75%を乗じて算出した金額から13,761,000円を控除した金額		
15,000,000	20,000,000	(イ)の金額に51.2%を乗じて算出した金額から2,621,000円を控除した金額		40,000,000	60,000,000	(イ)の金額に65%を乗じて算出した金額から6,761,000円を控除した金額					
20,000,000	30,000,000	(イ)の金額に56.2%を乗じて算出した金額から3,621,000円を控除した金額		60,000,000	80,000,000	(イ)の金額に70%を乗じて算出した金額から9,761,000円を控除した金額					

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第二項(昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表第二 昭和49年分の山林所得に係る得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以	上		以	上		以	上	
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円
1,000	2,000	0	50,000	51,000	5,000	137,000	139,000	13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	41,400	614,000	618,000	61,400
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	41,800	618,000	622,000	61,800
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	42,200	622,000	626,000	62,200
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	42,600	626,000	630,000	62,600
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	43,000	630,000	634,000	63,000
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	43,400	634,000	638,000	63,400
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	43,800	638,000	642,000	63,800
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	44,200	642,000	646,000	64,200
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	44,600	646,000	650,000	64,600
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	45,000	650,000	655,000	65,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	45,400	655,000	660,000	65,500
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	45,800	660,000	665,000	66,000
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	46,200	665,000	670,000	66,500
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	46,600	670,000	675,000	67,000
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	47,000	675,000	680,000	67,500
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	47,400	680,000	685,000	68,000
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	47,800	685,000	690,000	68,500
309,000	312,000	30,900	482,000	486,000	48,200	690,000	695,000	69,000
312,000	315,000	31,200	486,000	490,000	48,600	695,000	700,000	69,500
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	49,000	700,000	705,000	70,000
318,000	321,000	31,800	494,000	498,000	49,400	705,000	710,000	70,500
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	49,800	710,000	715,000	71,000
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	50,200	715,000	720,000	71,500
327,000	330,000	32,700	506,000	510,000	50,600	720,000	725,000	72,000
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	51,000	725,000	730,000	72,500
333,000	336,000	33,300	514,000	518,000	51,400	730,000	735,000	73,000
336,000	339,000	33,600	518,000	522,000	51,800	735,000	740,000	73,500
339,000	342,000	33,900	522,000	526,000	52,200	740,000	745,000	74,000
342,000	345,000	34,200	526,000	530,000	52,600	745,000	750,000	74,500
345,000	348,000	34,500	530,000	534,000	53,000	750,000	755,000	75,000
348,000	351,000	34,800	534,000	538,000	53,400	755,000	760,000	75,500
351,000	354,000	35,100	538,000	542,000	53,800	760,000	765,000	76,000
354,000	357,000	35,400	542,000	546,000	54,200	765,000	770,000	76,500
357,000	360,000	35,700	546,000	550,000	54,600	770,000	775,000	77,000
360,000	363,000	36,000	550,000	554,000	55,000	775,000	780,000	77,500
363,000	366,000	36,300	554,000	558,000	55,400	780,000	785,000	78,000
366,000	369,000	36,600	558,000	562,000	55,800	785,000	790,000	78,500
369,000	372,000	36,900	562,000	566,000	56,200	790,000	795,000	79,000
372,000	375,000	37,200	566,000	570,000	56,600	795,000	800,000	79,500
375,000	378,000	37,500	570,000	574,000	57,000	800,000	805,000	80,000
378,000	381,000	37,800	574,000	578,000	57,400	805,000	810,000	80,500
381,000	384,000	38,100	578,000	582,000	57,800	810,000	815,000	81,000
384,000	387,000	38,400	582,000	586,000	58,200	815,000	820,000	81,500
387,000	390,000	38,700	586,000	590,000	58,600	820,000	825,000	82,000
390,000	394,000	39,000	590,000	594,000	59,000	825,000	830,000	82,500
394,000	398,000	39,400	594,000	598,000	59,400	830,000	835,000	83,000
398,000	402,000	39,800	598,000	602,000	59,800	835,000	840,000	83,500
402,000	406,000	40,200	602,000	606,000	60,200	840,000	845,000	84,000
406,000	410,000	40,600	606,000	610,000	60,600	845,000	850,000	84,500
410,000	414,000	41,000	610,000	614,000	61,000	850,000	855,000	85,000

(三)

課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額		
税 額		税 額	税 額		税 額	税 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
855,000	860,000	85,500	1,105,000	1,110,000	110,500	1,355,000	1,360,000	135,500
860,000	865,000	86,000	1,110,000	1,115,000	111,000	1,360,000	1,365,000	136,000
865,000	870,000	86,500	1,115,000	1,120,000	111,500	1,365,000	1,370,000	136,500
870,000	875,000	87,000	1,120,000	1,125,000	112,000	1,370,000	1,375,000	137,000
875,000	880,000	87,500	1,125,000	1,130,000	112,500	1,375,000	1,380,000	137,500
880,000	885,000	88,000	1,130,000	1,135,000	113,000	1,380,000	1,385,000	138,000
885,000	890,000	88,500	1,135,000	1,140,000	113,500	1,385,000	1,390,000	138,500
890,000	895,000	89,000	1,140,000	1,145,000	114,000	1,390,000	1,395,000	139,000
895,000	900,000	89,500	1,145,000	1,150,000	114,500	1,395,000	1,400,000	139,500
900,000	905,000	90,000	1,150,000	1,155,000	115,000	1,400,000	1,405,000	140,000
905,000	910,000	90,500	1,155,000	1,160,000	115,500	1,405,000	1,410,000	140,500
910,000	915,000	91,000	1,160,000	1,165,000	116,000	1,410,000	1,415,000	141,000
915,000	920,000	91,500	1,165,000	1,170,000	116,500	1,415,000	1,420,000	141,500
920,000	925,000	92,000	1,170,000	1,175,000	117,000	1,420,000	1,425,000	142,000
925,000	930,000	92,500	1,175,000	1,180,000	117,500	1,425,000	1,430,000	142,500
930,000	935,000	93,000	1,180,000	1,185,000	118,000	1,430,000	1,435,000	143,000
935,000	940,000	93,500	1,185,000	1,190,000	118,500	1,435,000	1,440,000	143,500
940,000	945,000	94,000	1,190,000	1,195,000	119,000	1,440,000	1,445,000	144,000
945,000	950,000	94,500	1,195,000	1,200,000	119,500	1,445,000	1,450,000	144,500
950,000	955,000	95,000	1,200,000	1,205,000	120,000	1,450,000	1,455,000	145,000
955,000	960,000	95,500	1,205,000	1,210,000	120,500	1,455,000	1,460,000	145,500
960,000	965,000	96,000	1,210,000	1,215,000	121,000	1,460,000	1,465,000	146,000
965,000	970,000	96,500	1,215,000	1,220,000	121,500	1,465,000	1,470,000	146,500
970,000	975,000	97,000	1,220,000	1,225,000	122,000	1,470,000	1,475,000	147,000
975,000	980,000	97,500	1,225,000	1,230,000	122,500	1,475,000	1,480,000	147,500
980,000	985,000	98,000	1,230,000	1,235,000	123,000	1,480,000	1,485,000	148,000
985,000	990,000	98,500	1,235,000	1,240,000	123,500	1,485,000	1,490,000	148,500
990,000	995,000	99,000	1,240,000	1,245,000	124,000	1,490,000	1,495,000	149,000
995,000	1,000,000	99,500	1,245,000	1,250,000	124,500	1,495,000	1,500,000	149,500
1,000,000	1,005,000	100,000	1,250,000	1,255,000	125,000	1,500,000	1,505,000	150,000
1,005,000	1,010,000	100,500	1,255,000	1,260,000	125,500	1,505,000	1,510,000	150,500
1,010,000	1,015,000	101,000	1,260,000	1,265,000	126,000	1,510,000	1,515,000	151,000
1,015,000	1,020,000	101,500	1,265,000	1,270,000	126,500	1,515,000	1,520,000	151,500
1,020,000	1,025,000	102,000	1,270,000	1,275,000	127,000	1,520,000	1,525,000	152,000
1,025,000	1,030,000	102,500	1,275,000	1,280,000	127,500	1,525,000	1,530,000	152,500
1,030,000	1,035,000	103,000	1,280,000	1,285,000	128,000	1,530,000	1,535,000	153,000
1,035,000	1,040,000	103,500	1,285,000	1,290,000	128,500	1,535,000	1,540,000	153,500
1,040,000	1,045,000	104,000	1,290,000	1,295,000	129,000	1,540,000	1,545,000	154,000
1,045,000	1,050,000	104,500	1,295,000	1,300,000	129,500	1,545,000	1,550,000	154,500
1,050,000	1,055,000	105,000	1,300,000	1,305,000	130,000	1,550,000	1,555,000	155,000
1,055,000	1,060,000	105,500	1,305,000	1,310,000	130,500	1,555,000	1,560,000	155,500
1,060,000	1,065,000	106,000	1,310,000	1,315,000	131,000	1,560,000	1,565,000	156,000
1,065,000	1,070,000	106,500	1,315,000	1,320,000	131,500	1,565,000	1,570,000	156,500
1,070,000	1,075,000	107,000	1,320,000	1,325,000	132,000	1,570,000	1,575,000	157,000
1,075,000	1,080,000	107,500	1,325,000	1,330,000	132,500	1,575,000	1,580,000	157,500
1,080,000	1,085,000	108,000	1,330,000	1,335,000	133,000	1,580,000	1,585,000	158,000
1,085,000	1,090,000	108,500	1,335,000	1,340,000	133,500	1,585,000	1,590,000	158,500
1,090,000	1,095,000	109,000	1,340,000	1,345,000	134,000	1,590,000	1,595,000	159,000
1,095,000	1,100,000	109,500	1,345,000	1,350,000	134,500	1,595,000	1,600,000	159,500
1,100,000	1,105,000	110,000	1,350,000	1,355,000	135,000	1,600,000	1,605,000	160,000

(四)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,605,000	1,610,000	160,500	1,855,000	1,860,000	185,500	8,000,000	9,000,000	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から235,000円を控除した金額
1,610,000	1,615,000	161,000	1,860,000	1,865,000	186,000			
1,615,000	1,620,000	161,500	1,865,000	1,870,000	186,500			
1,620,000	1,625,000	162,000	1,870,000	1,875,000	187,000			
1,625,000	1,630,000	162,500	1,875,000	1,880,000	187,500			
1,630,000	1,635,000	163,000	1,880,000	1,885,000	188,000	9,000,000	10,000,000	課税山林所得金額に16.5%を乗じて算出した金額から370,000円を控除した金額
1,635,000	1,640,000	163,500	1,885,000	1,890,000	188,500			
1,640,000	1,645,000	164,000	1,890,000	1,895,000	189,000			
1,645,000	1,650,000	164,500	1,895,000	1,900,000	189,500			
1,650,000	1,655,000	165,000	1,900,000	1,905,000	190,000			
1,655,000	1,660,000	165,500	1,905,000	1,910,000	190,500	10,000,000	12,000,000	課税山林所得金額に17.2%を乗じて算出した金額から440,000円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	166,000	1,910,000	1,915,000	191,000			
1,665,000	1,670,000	166,500	1,915,000	1,920,000	191,500			
1,670,000	1,675,000	167,000	1,920,000	1,925,000	192,000			
1,675,000	1,680,000	167,500	1,925,000	1,930,000	192,500			
1,680,000	1,685,000	168,000	1,930,000	1,935,000	193,000	12,000,000	13,000,000	課税山林所得金額に18.7%を乗じて算出した金額から620,000円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	168,500	1,935,000	1,940,000	193,500			
1,690,000	1,695,000	169,000	1,940,000	1,945,000	194,000			
1,695,000	1,700,000	169,500	1,945,000	1,950,000	194,500			
1,700,000	1,705,000	170,000	1,950,000	1,955,000	195,000			
1,705,000	1,710,000	170,500	1,955,000	1,960,000	195,500	13,000,000	15,000,000	課税山林所得金額に19.5%を乗じて算出した金額から724,000円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	171,000	1,960,000	1,965,000	196,000			
1,715,000	1,720,000	171,500	1,965,000	1,970,000	196,500			
1,720,000	1,725,000	172,000	1,970,000	1,975,000	197,000			
1,725,000	1,730,000	172,500	1,975,000	1,980,000	197,500			
1,730,000	1,735,000	173,000	1,980,000	1,985,000	198,000	15,000,000	16,000,000	課税山林所得金額に21.7%を乗じて算出した金額から1,054,000円を控除した金額
1,735,000	1,740,000	173,500	1,985,000	1,990,000	198,500			
1,740,000	1,745,000	174,000	1,990,000	1,995,000	199,000			
1,745,000	1,750,000	174,500	1,995,000	2,000,000	199,500			
1,750,000	1,755,000	175,000						
1,755,000	1,760,000	175,500	2,000,000	3,000,000	課税山林所得金額に10.5%を乗じて算出した金額から10,000円を控除した金額	16,000,000	19,000,000	課税山林所得金額に22.5%を乗じて算出した金額から1,182,000円を控除した金額
1,760,000	1,765,000	176,000						
1,765,000	1,770,000	176,500						
1,770,000	1,775,000	177,000						
1,775,000	1,780,000	177,500						
1,780,000	1,785,000	178,000	3,000,000	4,000,000	課税山林所得金額に12%を乗じて算出した金額から55,000円を控除した金額	19,000,000	20,000,000	課税山林所得金額に23.2%を乗じて算出した金額から1,315,000円を控除した金額
1,785,000	1,790,000	178,500						
1,790,000	1,795,000	179,000						
1,795,000	1,800,000	179,500						
1,800,000	1,805,000	180,000						
1,805,000	1,810,000	180,500	4,000,000	6,000,000	課税山林所得金額に12.5%を乗じて算出した金額から75,000円を控除した金額	20,000,000	22,000,000	課税山林所得金額に25.5%を乗じて算出した金額から1,775,000円を控除した金額
1,810,000	1,815,000	181,000						
1,815,000	1,820,000	181,500						
1,820,000	1,825,000	182,000						
1,825,000	1,830,000	182,500						
1,830,000	1,835,000	183,000	6,000,000	8,000,000	課税山林所得金額に14.5%を乗じて算出した金額から195,000円を控除した金額	22,000,000	25,000,000	課税山林所得金額に26.5%を乗じて算出した金額から1,995,000円を控除した金額
1,835,000	1,840,000	183,500						
1,840,000	1,845,000	184,000						
1,845,000	1,850,000	184,500						
1,850,000	1,855,000	185,000						

(五)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
25,000,000 円	30,000,000 円	課税山林所得金額に29.7%を乗じて算出した金額から2,795,000円を控除した金額	50,000,000 円	60,000,000 円	課税山林所得金額に44%を乗じて算出した金額から8,335,000円を控除した金額	200,000,000 円	300,000,000 円	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から33,805,000円を控除した金額
30,000,000	35,000,000	課税山林所得金額に33%を乗じて算出した金額から3,785,000円を控除した金額	60,000,000	75,000,000	課税山林所得金額に48.2%を乗じて算出した金額から10,855,000円を控除した金額	300,000,000	400,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から48,805,000円を控除した金額
35,000,000	40,000,000	課税山林所得金額に37%を乗じて算出した金額から5,185,000円を控除した金額	75,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に51.2%を乗じて算出した金額から13,105,000円を控除した金額	400,000,000 円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から68,805,000円を控除した金額
40,000,000	45,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から6,385,000円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に56.2%を乗じて算出した金額から18,105,000円を控除した金額			
45,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に41%を乗じて算出した金額から6,835,000円を控除した金額	150,000,000	200,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から23,805,000円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

族		等		の		数	
4人		5人		6人		7人以上	
税 総 所 得 金				額 等			
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
570	千円未満	695	千円未満	695	千円未満	695	千円未満
				695	840	695	1,040
570	700	695	940	840	1,160	1,040	1,430
700	1,070	940	1,530	1,160	1,970	1,430	2,770
1,070	1,550	1,530	2,510	1,970	6,520	2,770	8,280
1,550	10,690	2,510	11,410	6,520	12,490	8,280	13,240
10,690	18,100	11,410	18,840	12,490	19,590	13,240	20,710
18,100	30,000	18,840	30,000	19,590	30,000	20,710	30,000

得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧法第八十三条(配偶者控除)の規定のう。

一号に掲げる金額から150万円を控除した金額が昭和49年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和49年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和48年分の課税総所得金額等に係る所得税の率	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	昭和48年分の課									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 375	千円未満	千円 375	千円未満	千円 426	千円未満	千円 486	千円未満		
40										
50										
60							486		730	
70					426	540	730		980	
75					540	8,250	980		9,360	
80	375	15,560	375	15,850	8,250	16,600	9,360		17,350	
85	15,560	30,000	15,850	30,000	16,600	30,000	17,350		30,000	

(注)

- (一) この表は、昭和48年分の課税総所得金額等が3,000万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和48年分の課税総所得金額等」とは、附則第六条第一項第二号（昭和四十九年分及び昭和五十年分の所
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和48年分の所得税につき旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をい
- (三) 昭和48年分の課税総所得金額等が3,000万円以上である者については、この表によらず、附則第六条第一項第

族		等		の		数	
4人		5人		6人		7人以上	
税 総 所 得 金 額 等							
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 375	千円未満	千円 402	千円未満	千円 430	千円未満	千円 430	千円未満
				430	480	430	570
		402	500	480	680	570	810
375	540	500	790	680	950	810	1,130
540	1,000	790	1,500	950	2,160	1,130	3,420
1,000	21,200	1,500	21,890	2,160	22,570	3,420	23,250
21,200	30,000	21,890	30,000	22,570	30,000	23,250	30,000

る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。
及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合の必
られた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び附則第三条第二項の規定により読み
おいて準用する同条第一項第一号に掲げる金額から50万円を控除した金額が昭和50年分の所得税に係る予定納税基準

附則別表第四 昭和50年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和49年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	昭和49年分の課									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
%	千円 336	千円未満	千円 336	千円未満	千円 336	千円未満	千円 336	千円未満	千円 354	千円未満
0										
70										
75										
80										
85									354	730
90	336	18,670	336	18,940	336	19,680		730		20,520
95	18,670	30,000	18,940	30,000	19,680	30,000		20,520		30,000

(注)

- (一) この表は、昭和49年分の課税総所得金額等が3,000万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和49年分の課税総所得金額等」とは、附則第六条第五項（昭和四十九年分及び昭和五十年分の所得税に係る）
- (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和49年分の所得税につき附則第三条第二項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等要経費の特例等）の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、附則第三条第二項の規定により読み替え替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。
- (三) 昭和49年分の課税総所得金額等が3,000万円以上である者については、この表によらず、附則第六条第五項に額である。

附則別表第五 昭和49年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	円未満	0	50,000	51,000	5,000	137,000	139,000	13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	41,400	614,000	618,000	62,600
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	41,800	618,000	622,000	63,100
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	42,300	622,000	626,000	63,600
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	42,700	626,000	630,000	64,100
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	43,100	630,000	634,000	64,600
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	43,500	634,000	638,000	65,000
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	43,900	638,000	642,000	65,500
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	44,400	642,000	646,000	66,000
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	44,800	646,000	650,000	66,500
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	45,200	650,000	655,000	67,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	45,600	655,000	660,000	67,600
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	46,000	660,000	665,000	68,200
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	46,500	665,000	670,000	68,800
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	46,900	670,000	675,000	69,400
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	47,300	675,000	680,000	70,000
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	47,700	680,000	685,000	70,600
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	48,100	685,000	690,000	71,200
309,000	312,000	30,900	482,000	486,000	48,600	690,000	695,000	71,800
312,000	315,000	31,200	486,000	490,000	49,000	695,000	700,000	72,400
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	49,400	700,000	705,000	73,000
318,000	321,000	31,800	494,000	498,000	49,800	705,000	710,000	73,600
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	50,200	710,000	715,000	74,200
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	50,700	715,000	720,000	74,800
327,000	330,000	32,700	506,000	510,000	51,100	720,000	725,000	75,400
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	51,500	725,000	730,000	76,000
333,000	336,000	33,300	514,000	518,000	51,900	730,000	735,000	76,600
336,000	339,000	33,600	518,000	522,000	52,300	735,000	740,000	77,200
339,000	342,000	33,900	522,000	526,000	52,800	740,000	745,000	77,800
342,000	345,000	34,200	526,000	530,000	53,200	745,000	750,000	78,400
345,000	348,000	34,500	530,000	534,000	53,600	750,000	755,000	79,000
348,000	351,000	34,800	534,000	538,000	54,000	755,000	760,000	79,600
351,000	354,000	35,100	538,000	542,000	54,400	760,000	765,000	80,200
354,000	357,000	35,400	542,000	546,000	54,900	765,000	770,000	80,800
357,000	360,000	35,700	546,000	550,000	55,300	770,000	775,000	81,400
360,000	363,000	36,000	550,000	554,000	55,700	775,000	780,000	82,000
363,000	366,000	36,300	554,000	558,000	56,100	780,000	785,000	82,600
366,000	369,000	36,600	558,000	562,000	56,500	785,000	790,000	83,200
369,000	372,000	36,900	562,000	566,000	57,000	790,000	795,000	83,800
372,000	375,000	37,200	566,000	570,000	57,400	795,000	800,000	84,400
375,000	378,000	37,500	570,000	574,000	57,800	800,000	805,000	85,000
378,000	381,000	37,800	574,000	578,000	58,200	805,000	810,000	85,600
381,000	384,000	38,100	578,000	582,000	58,600	810,000	815,000	86,200
384,000	387,000	38,400	582,000	586,000	59,100	815,000	820,000	86,800
387,000	390,000	38,700	586,000	590,000	59,500	820,000	825,000	87,500
390,000	394,000	39,000	590,000	594,000	59,900	825,000	830,000	88,100
394,000	398,000	39,400	594,000	598,000	60,300	830,000	835,000	88,700
398,000	402,000	39,800	598,000	602,000	60,700	835,000	840,000	89,300
402,000	406,000	40,200	602,000	606,000	61,200	840,000	845,000	90,000
406,000	410,000	40,600	606,000	610,000	61,700	845,000	850,000	90,600
410,000	414,000	41,000	610,000	614,000	62,200	850,000	855,000	91,200

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
855,000	860,000	91,800	1,105,000	1,110,000	123,100	1,355,000	1,360,000	157,400
860,000	865,000	92,500	1,110,000	1,115,000	123,700	1,360,000	1,365,000	158,200
865,000	870,000	93,100	1,115,000	1,120,000	124,300	1,365,000	1,370,000	158,900
870,000	875,000	93,700	1,120,000	1,125,000	125,000	1,370,000	1,375,000	159,600
875,000	880,000	94,300	1,125,000	1,130,000	125,600	1,375,000	1,380,000	160,300
880,000	885,000	95,000	1,130,000	1,135,000	126,200	1,380,000	1,385,000	161,100
885,000	890,000	95,600	1,135,000	1,140,000	126,800	1,385,000	1,390,000	161,800
890,000	895,000	96,200	1,140,000	1,145,000	127,500	1,390,000	1,395,000	162,500
895,000	900,000	96,800	1,145,000	1,150,000	128,100	1,395,000	1,400,000	163,200
900,000	905,000	97,500	1,150,000	1,155,000	128,700	1,400,000	1,405,000	164,000
905,000	910,000	98,100	1,155,000	1,160,000	129,300	1,405,000	1,410,000	164,700
910,000	915,000	98,700	1,160,000	1,165,000	130,000	1,410,000	1,415,000	165,400
915,000	920,000	99,300	1,165,000	1,170,000	130,600	1,415,000	1,420,000	166,100
920,000	925,000	100,000	1,170,000	1,175,000	131,200	1,420,000	1,425,000	166,900
925,000	930,000	100,600	1,175,000	1,180,000	131,800	1,425,000	1,430,000	167,600
930,000	935,000	101,200	1,180,000	1,185,000	132,500	1,430,000	1,435,000	168,300
935,000	940,000	101,800	1,185,000	1,190,000	133,100	1,435,000	1,440,000	169,000
940,000	945,000	102,500	1,190,000	1,195,000	133,700	1,440,000	1,445,000	169,800
945,000	950,000	103,100	1,195,000	1,200,000	134,300	1,445,000	1,450,000	170,500
950,000	955,000	103,700	1,200,000	1,205,000	135,000	1,450,000	1,455,000	171,200
955,000	960,000	104,300	1,205,000	1,210,000	135,700	1,455,000	1,460,000	171,900
960,000	965,000	105,000	1,210,000	1,215,000	136,400	1,460,000	1,465,000	172,700
965,000	970,000	105,600	1,215,000	1,220,000	137,100	1,465,000	1,470,000	173,400
970,000	975,000	106,200	1,220,000	1,225,000	137,900	1,470,000	1,475,000	174,100
975,000	980,000	106,800	1,225,000	1,230,000	138,600	1,475,000	1,480,000	174,800
980,000	985,000	107,500	1,230,000	1,235,000	139,300	1,480,000	1,485,000	175,600
985,000	990,000	108,100	1,235,000	1,240,000	140,000	1,485,000	1,490,000	176,300
990,000	995,000	108,700	1,240,000	1,245,000	140,800	1,490,000	1,495,000	177,000
995,000	1,000,000	109,300	1,245,000	1,250,000	141,500	1,495,000	1,500,000	177,700
1,000,000	1,005,000	110,000	1,250,000	1,255,000	142,200	1,500,000	1,505,000	178,500
1,005,000	1,010,000	110,600	1,255,000	1,260,000	142,900	1,505,000	1,510,000	179,200
1,010,000	1,015,000	111,200	1,260,000	1,265,000	143,700	1,510,000	1,515,000	179,900
1,015,000	1,020,000	111,800	1,265,000	1,270,000	144,400	1,515,000	1,520,000	180,600
1,020,000	1,025,000	112,500	1,270,000	1,275,000	145,100	1,520,000	1,525,000	181,400
1,025,000	1,030,000	113,100	1,275,000	1,280,000	145,800	1,525,000	1,530,000	182,100
1,030,000	1,035,000	113,700	1,280,000	1,285,000	146,600	1,530,000	1,535,000	182,800
1,035,000	1,040,000	114,300	1,285,000	1,290,000	147,300	1,535,000	1,540,000	183,500
1,040,000	1,045,000	115,000	1,290,000	1,295,000	148,000	1,540,000	1,545,000	184,300
1,045,000	1,050,000	115,600	1,295,000	1,300,000	148,700	1,545,000	1,550,000	185,000
1,050,000	1,055,000	116,200	1,300,000	1,305,000	149,500	1,550,000	1,555,000	185,700
1,055,000	1,060,000	116,800	1,305,000	1,310,000	150,200	1,555,000	1,560,000	186,400
1,060,000	1,065,000	117,500	1,310,000	1,315,000	150,900	1,560,000	1,565,000	187,200
1,065,000	1,070,000	118,100	1,315,000	1,320,000	151,600	1,565,000	1,570,000	187,900
1,070,000	1,075,000	118,700	1,320,000	1,325,000	152,400	1,570,000	1,575,000	188,600
1,075,000	1,080,000	119,300	1,325,000	1,330,000	153,100	1,575,000	1,580,000	189,300
1,080,000	1,085,000	120,000	1,330,000	1,335,000	153,800	1,580,000	1,585,000	190,100
1,085,000	1,090,000	120,600	1,335,000	1,340,000	154,500	1,585,000	1,590,000	190,800
1,090,000	1,095,000	121,200	1,340,000	1,345,000	155,300	1,590,000	1,595,000	191,500
1,095,000	1,100,000	121,800	1,345,000	1,350,000	156,000	1,595,000	1,600,000	192,200
1,100,000	1,105,000	122,500	1,350,000	1,355,000	156,700	1,600,000	1,605,000	193,000

(四)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 1,605,000	円 1,610,000	円 193,700	円 1,830,000	円 1,835,000	円 227,900	円 2,600,000	円 3,000,000	課税給与所得金額に19.5%を乗じて算出した金額から144,800円を控除した金額
1,610,000	1,615,000	194,500	1,835,000	1,840,000	228,700			
1,615,000	1,620,000	195,200	1,840,000	1,845,000	229,600			
1,620,000	1,625,000	196,000	1,845,000	1,850,000	230,400			
1,625,000	1,630,000	196,700	1,850,000	1,855,000	231,200			
1,630,000	1,635,000	197,500	1,855,000	1,860,000	232,000	3,000,000	3,200,000	課税給与所得金額に21.7%を乗じて算出した金額から210,800円を控除した金額
1,635,000	1,640,000	198,200	1,860,000	1,865,000	232,900			
1,640,000	1,645,000	199,000	1,865,000	1,870,000	233,700			
1,645,000	1,650,000	199,700	1,870,000	1,875,000	234,500			
1,650,000	1,655,000	200,500	1,875,000	1,880,000	235,300			
1,655,000	1,660,000	201,200	1,880,000	1,885,000	236,200	3,200,000	3,800,000	課税給与所得金額に22.5%を乗じて算出した金額から236,400円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	202,000	1,885,000	1,890,000	237,000			
1,665,000	1,670,000	202,700	1,890,000	1,895,000	237,800			
1,670,000	1,675,000	203,500	1,895,000	1,900,000	238,600			
1,675,000	1,680,000	204,200	1,900,000	1,905,000	239,500			
1,680,000	1,685,000	205,000	1,905,000	1,910,000	240,300	3,800,000	4,000,000	課税給与所得金額に23.2%を乗じて算出した金額から263,000円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	205,700	1,910,000	1,915,000	241,100			
1,690,000	1,695,000	206,500	1,915,000	1,920,000	241,900			
1,695,000	1,700,000	207,200	1,920,000	1,925,000	242,800			
1,700,000	1,705,000	208,000	1,925,000	1,930,000	243,600			
1,705,000	1,710,000	208,700	1,930,000	1,935,000	244,400	4,000,000	4,400,000	課税給与所得金額に25.5%を乗じて算出した金額から355,000円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	209,500	1,935,000	1,940,000	245,200			
1,715,000	1,720,000	210,200	1,940,000	1,945,000	246,100			
1,720,000	1,725,000	211,000	1,945,000	1,950,000	246,900			
1,725,000	1,730,000	211,700	1,950,000	1,955,000	247,700			
1,730,000	1,735,000	212,500	1,955,000	1,960,000	248,500	4,400,000	5,000,000	課税給与所得金額に26.5%を乗じて算出した金額から399,000円を控除した金額
1,735,000	1,740,000	213,200	1,960,000	1,965,000	249,400			
1,740,000	1,745,000	214,000	1,965,000	1,970,000	250,200			
1,745,000	1,750,000	214,700	1,970,000	1,975,000	251,000			
1,750,000	1,755,000	215,500	1,975,000	1,980,000	251,800			
1,755,000	1,760,000	216,200	1,980,000	1,985,000	252,700	5,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に29.7%を乗じて算出した金額から569,000円を控除した金額
1,760,000	1,765,000	217,000	1,985,000	1,990,000	253,500			
1,765,000	1,770,000	217,700	1,990,000	1,995,000	254,300			
1,770,000	1,775,000	218,500	1,995,000	2,000,000	255,100			
1,775,000	1,780,000	219,200						
1,780,000	1,785,000	220,000	2,000,000	2,400,000	課税給与所得金額に17.2%を乗じて算出した金額から88,000円を控除した金額	6,000,000	6,247,000	課税給与所得金額に33%を乗じて算出した金額から757,000円を控除した金額
1,785,000	1,790,000	220,700						
1,790,000	1,795,000	221,500						
1,795,000	1,800,000	222,200						
1,800,000	1,805,000	223,000						
1,805,000	1,810,000	223,800	2,400,000	2,600,000	課税給与所得金額に18.7%を乗じて算出した金額から124,000円を控除した金額	6,247,000円	1,304,500円	
1,810,000	1,815,000	224,600						
1,815,000	1,820,000	225,400						
1,820,000	1,825,000	226,300						
1,825,000	1,830,000	227,100						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第二項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第百九十条第二号（年末調整）に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の付表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済等掛金（新法第七十五条第一項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。）の額がある場合には、その金額
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料（新法第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額

(ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円を超え50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額

(ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円を超え100,000円までの場合 当該合計額の4分の1に相当する金額と25,000円との合計額

(ニ) その生命保険料の金額の合計額が100,000円を超える場合 50,000円

- (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料（新法第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約（イ）において「短期契約」という。）に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(a) その損害保険料の金額の合計額が2,000円までの場合 当該合計額

(b) その損害保険料の金額の合計額が2,000円を超え4,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と1,000円との合計額

(c) その損害保険料の金額の合計額が4,000円を超える場合 3,000円

- (ロ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約（ロ）において「長期契約」という。）に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(a) その損害保険料の金額の合計額が10,000円までの場合 当該合計額

(b) その損害保険料の金額の合計額が10,000円を超え20,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と5,000円との合計額

(c) その損害保険料の金額の合計額が20,000円を超える場合 15,000円

- (ハ) その損害保険料の金額のうちに短期契約に係るものと長期契約に係るものがある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(a) その損害保険料の金額のうち、短期契約に係るものにつき（イ）に準じて求めた金額と長期契約に係るものにつき（ロ）に準じて求めた金額との合計額が15,000円までの場合 当該合計額

(b) (a)の合計額が15,000円を超える場合 15,000円

- (ニ) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年人、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が新法第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当することに152,500円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、227,500円）を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき152,500円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、227,500円）を、（一）により求めた金額から控除した金額を求める。

(三) 次に、（一）及び（ニ）により求めた金額から、

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、

(イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項及び第二項（扶養控除）の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

(a) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者が不在の場合において、

(i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

(ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、

それぞれその残額を求める。

(4) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(5) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が2,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の付表

(一)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円
438,500	円未満	0	1,330,000	1,332,000	864,500	1,430,000	1,432,000	929,500
			1,332,000	1,334,000	865,800	1,432,000	1,434,000	930,800
			1,334,000	1,336,000	867,100	1,434,000	1,436,000	932,100
			1,336,000	1,338,000	868,400	1,436,000	1,438,000	933,400
			1,338,000	1,340,000	869,700	1,438,000	1,440,000	934,700
438,500	1,250,000	給与等の金額から 437,500円を 控除した金額	1,340,000	1,342,000	871,000	1,440,000	1,442,000	936,000
			1,342,000	1,344,000	872,300	1,442,000	1,444,000	937,300
			1,344,000	1,346,000	873,600	1,444,000	1,446,000	938,600
			1,346,000	1,348,000	874,900	1,446,000	1,448,000	939,900
			1,348,000	1,350,000	876,200	1,448,000	1,450,000	941,200
1,250,000	1,252,000	812,500	1,350,000	1,352,000	877,500	1,450,000	1,452,000	942,500
1,252,000	1,254,000	813,800	1,352,000	1,354,000	878,800	1,452,000	1,454,000	943,800
1,254,000	1,256,000	815,100	1,354,000	1,356,000	880,100	1,454,000	1,456,000	945,100
1,256,000	1,258,000	816,400	1,356,000	1,358,000	881,400	1,456,000	1,458,000	946,400
1,258,000	1,260,000	817,700	1,358,000	1,360,000	882,700	1,458,000	1,460,000	947,700
1,260,000	1,262,000	819,000	1,360,000	1,362,000	884,000	1,460,000	1,462,000	949,000
1,262,000	1,264,000	820,300	1,362,000	1,364,000	885,300	1,462,000	1,464,000	950,300
1,264,000	1,266,000	821,600	1,364,000	1,366,000	886,600	1,464,000	1,466,000	951,600
1,266,000	1,268,000	822,900	1,366,000	1,368,000	887,900	1,466,000	1,468,000	952,900
1,268,000	1,270,000	824,200	1,368,000	1,370,000	889,200	1,468,000	1,470,000	954,200
1,270,000	1,272,000	825,500	1,370,000	1,372,000	890,500	1,470,000	1,472,000	955,500
1,272,000	1,274,000	826,800	1,372,000	1,374,000	891,800	1,472,000	1,474,000	956,800
1,274,000	1,276,000	828,100	1,374,000	1,376,000	893,100	1,474,000	1,476,000	958,100
1,276,000	1,278,000	829,400	1,376,000	1,378,000	894,400	1,476,000	1,478,000	959,400
1,278,000	1,280,000	830,700	1,378,000	1,380,000	895,700	1,478,000	1,480,000	960,700
1,280,000	1,282,000	832,000	1,380,000	1,382,000	897,000	1,480,000	1,482,000	962,000
1,282,000	1,284,000	833,300	1,382,000	1,384,000	898,300	1,482,000	1,484,000	963,300
1,284,000	1,286,000	834,600	1,384,000	1,386,000	899,600	1,484,000	1,486,000	964,600
1,286,000	1,288,000	835,900	1,386,000	1,388,000	900,900	1,486,000	1,488,000	965,900
1,288,000	1,290,000	837,200	1,388,000	1,390,000	902,200	1,488,000	1,490,000	967,200
1,290,000	1,292,000	838,500	1,390,000	1,392,000	903,500	1,490,000	1,492,000	968,500
1,292,000	1,294,000	839,800	1,392,000	1,394,000	904,800	1,492,000	1,494,000	969,800
1,294,000	1,296,000	841,100	1,394,000	1,396,000	906,100	1,494,000	1,496,000	971,100
1,296,000	1,298,000	842,400	1,396,000	1,398,000	907,400	1,496,000	1,498,000	972,400
1,298,000	1,300,000	843,700	1,398,000	1,400,000	908,700	1,498,000	1,500,000	973,700
1,300,000	1,302,000	845,000	1,400,000	1,402,000	910,000	1,500,000	1,502,000	975,000
1,302,000	1,304,000	846,300	1,402,000	1,404,000	911,300	1,502,000	1,504,000	976,500
1,304,000	1,306,000	847,600	1,404,000	1,406,000	912,600	1,504,000	1,506,000	978,000
1,306,000	1,308,000	848,900	1,406,000	1,408,000	913,900	1,506,000	1,508,000	979,500
1,308,000	1,310,000	850,200	1,408,000	1,410,000	915,200	1,508,000	1,510,000	981,000
1,310,000	1,312,000	851,500	1,410,000	1,412,000	916,500	1,510,000	1,512,000	982,500
1,312,000	1,314,000	852,800	1,412,000	1,414,000	917,800	1,512,000	1,514,000	984,000
1,314,000	1,316,000	854,100	1,414,000	1,416,000	919,100	1,514,000	1,516,000	985,500
1,316,000	1,318,000	855,400	1,416,000	1,418,000	920,400	1,516,000	1,518,000	987,000
1,318,000	1,320,000	856,700	1,418,000	1,420,000	921,700	1,518,000	1,520,000	988,500
1,320,000	1,322,000	858,000	1,420,000	1,422,000	923,000	1,520,000	1,522,000	990,000
1,322,000	1,324,000	859,300	1,422,000	1,424,000	924,300	1,522,000	1,524,000	991,500
1,324,000	1,326,000	860,600	1,424,000	1,426,000	925,600	1,524,000	1,526,000	993,000
1,326,000	1,328,000	861,900	1,426,000	1,428,000	926,900	1,526,000	1,528,000	994,500
1,328,000	1,330,000	863,200	1,428,000	1,430,000	928,200	1,528,000	1,530,000	996,000

(二)

給与等の金額			給与所得控			給与等の金額			給与所得控			給与等の金額			給与所得控		
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円		円	円		円	円		円	円		円	円		円	円	
1,530,000	1,532,000	997,500	1,630,000	1,632,000	1,072,500	1,730,000	1,732,000	1,147,500									
1,532,000	1,534,000	999,000	1,632,000	1,634,000	1,074,000	1,732,000	1,734,000	1,149,000									
1,534,000	1,536,000	1,000,500	1,634,000	1,636,000	1,075,500	1,734,000	1,736,000	1,150,500									
1,536,000	1,538,000	1,002,000	1,636,000	1,638,000	1,077,000	1,736,000	1,738,000	1,152,000									
1,538,000	1,540,000	1,003,500	1,638,000	1,640,000	1,078,500	1,738,000	1,740,000	1,153,500									
1,540,000	1,542,000	1,005,000	1,640,000	1,642,000	1,080,000	1,740,000	1,742,000	1,155,000									
1,542,000	1,544,000	1,006,500	1,642,000	1,644,000	1,081,500	1,742,000	1,744,000	1,156,500									
1,544,000	1,546,000	1,008,000	1,644,000	1,646,000	1,083,000	1,744,000	1,746,000	1,158,000									
1,546,000	1,548,000	1,009,500	1,646,000	1,648,000	1,084,500	1,746,000	1,748,000	1,159,500									
1,548,000	1,550,000	1,011,000	1,648,000	1,650,000	1,086,000	1,748,000	1,750,000	1,161,000									
1,550,000	1,552,000	1,012,500	1,650,000	1,652,000	1,087,500	1,750,000	1,752,000	1,162,500									
1,552,000	1,554,000	1,014,000	1,652,000	1,654,000	1,089,000	1,752,000	1,754,000	1,164,000									
1,554,000	1,556,000	1,015,500	1,654,000	1,656,000	1,090,500	1,754,000	1,756,000	1,165,500									
1,556,000	1,558,000	1,017,000	1,656,000	1,658,000	1,092,000	1,756,000	1,758,000	1,167,000									
1,558,000	1,560,000	1,018,500	1,658,000	1,660,000	1,093,500	1,758,000	1,760,000	1,168,500									
1,560,000	1,562,000	1,020,000	1,660,000	1,662,000	1,095,000	1,760,000	1,762,000	1,170,000									
1,562,000	1,564,000	1,021,500	1,662,000	1,664,000	1,096,500	1,762,000	1,764,000	1,171,500									
1,564,000	1,566,000	1,023,000	1,664,000	1,666,000	1,098,000	1,764,000	1,766,000	1,173,000									
1,566,000	1,568,000	1,024,500	1,666,000	1,668,000	1,099,500	1,766,000	1,768,000	1,174,500									
1,568,000	1,570,000	1,026,000	1,668,000	1,670,000	1,101,000	1,768,000	1,770,000	1,176,000									
1,570,000	1,572,000	1,027,500	1,670,000	1,672,000	1,102,500	1,770,000	1,772,000	1,177,500									
1,572,000	1,574,000	1,029,000	1,672,000	1,674,000	1,104,000	1,772,000	1,774,000	1,179,000									
1,574,000	1,576,000	1,030,500	1,674,000	1,676,000	1,105,500	1,774,000	1,776,000	1,180,500									
1,576,000	1,578,000	1,032,000	1,676,000	1,678,000	1,107,000	1,776,000	1,778,000	1,182,000									
1,578,000	1,580,000	1,033,500	1,678,000	1,680,000	1,108,500	1,778,000	1,780,000	1,183,500									
1,580,000	1,582,000	1,035,000	1,680,000	1,682,000	1,110,000	1,780,000	1,782,000	1,185,000									
1,582,000	1,584,000	1,036,500	1,682,000	1,684,000	1,111,500	1,782,000	1,784,000	1,186,500									
1,584,000	1,586,000	1,038,000	1,684,000	1,686,000	1,113,000	1,784,000	1,786,000	1,188,000									
1,586,000	1,588,000	1,039,500	1,686,000	1,688,000	1,114,500	1,786,000	1,788,000	1,189,500									
1,588,000	1,590,000	1,041,000	1,688,000	1,690,000	1,116,000	1,788,000	1,790,000	1,191,000									
1,590,000	1,592,000	1,042,500	1,690,000	1,692,000	1,117,500	1,790,000	1,792,000	1,192,500									
1,592,000	1,594,000	1,044,000	1,692,000	1,694,000	1,119,000	1,792,000	1,794,000	1,194,000									
1,594,000	1,596,000	1,045,500	1,694,000	1,696,000	1,120,500	1,794,000	1,796,000	1,195,500									
1,596,000	1,598,000	1,047,000	1,696,000	1,698,000	1,122,000	1,796,000	1,798,000	1,197,000									
1,598,000	1,600,000	1,048,500	1,698,000	1,700,000	1,123,500	1,798,000	1,800,000	1,198,500									
1,600,000	1,602,000	1,050,000	1,700,000	1,702,000	1,125,000	1,800,000	1,802,000	1,200,000									
1,602,000	1,604,000	1,051,500	1,702,000	1,704,000	1,126,500	1,802,000	1,804,000	1,201,500									
1,604,000	1,606,000	1,053,000	1,704,000	1,706,000	1,128,000	1,804,000	1,806,000	1,203,000									
1,606,000	1,608,000	1,054,500	1,706,000	1,708,000	1,129,500	1,806,000	1,808,000	1,204,500									
1,608,000	1,610,000	1,056,000	1,708,000	1,710,000	1,131,000	1,808,000	1,810,000	1,206,000									
1,610,000	1,612,000	1,057,500	1,710,000	1,712,000	1,132,500	1,810,000	1,812,000	1,207,500									
1,612,000	1,614,000	1,059,000	1,712,000	1,714,000	1,134,000	1,812,000	1,814,000	1,209,000									
1,614,000	1,616,000	1,060,500	1,714,000	1,716,000	1,135,500	1,814,000	1,816,000	1,210,500									
1,616,000	1,618,000	1,062,000	1,716,000	1,718,000	1,137,000	1,816,000	1,818,000	1,212,000									
1,618,000	1,620,000	1,063,500	1,718,000	1,720,000	1,138,500	1,818,000	1,820,000	1,213,500									
1,620,000	1,622,000	1,065,000	1,720,000	1,722,000	1,140,000	1,820,000	1,822,000	1,215,000									
1,622,000	1,624,000	1,066,500	1,722,000	1,724,000	1,141,500	1,822,000	1,824,000	1,216,500									
1,624,000	1,626,000	1,068,000	1,724,000	1,726,000	1,143,000	1,824,000	1,826,000	1,218,000									
1,626,000	1,628,000	1,069,500	1,726,000	1,728,000	1,144,500	1,826,000	1,828,000	1,219,500									
1,628,000	1,630,000	1,071,000	1,728,000	1,730,000	1,146,000	1,828,000	1,830,000	1,221,000									

(三)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,830,000	1,832,000	1,222,500	1,930,000	1,932,000	1,297,500	2,030,000	2,032,000	1,372,500
1,882,000	1,834,000	1,224,000	1,932,000	1,934,000	1,299,000	2,032,000	2,034,000	1,374,000
1,834,000	1,836,000	1,225,500	1,934,000	1,936,000	1,300,500	2,034,000	2,036,000	1,375,500
1,836,000	1,838,000	1,227,000	1,936,000	1,938,000	1,302,000	2,036,000	2,038,000	1,377,000
1,838,000	1,840,000	1,228,500	1,938,000	1,940,000	1,303,500	2,038,000	2,040,000	1,378,500
1,840,000	1,842,000	1,230,000	1,940,000	1,942,000	1,305,000	2,040,000	2,042,000	1,380,000
1,842,000	1,844,000	1,231,500	1,942,000	1,944,000	1,306,500	2,042,000	2,044,000	1,381,500
1,844,000	1,846,000	1,233,000	1,944,000	1,946,000	1,308,000	2,044,000	2,046,000	1,383,000
1,846,000	1,848,000	1,234,500	1,946,000	1,948,000	1,309,500	2,046,000	2,048,000	1,384,500
1,848,000	1,850,000	1,236,000	1,948,000	1,950,000	1,311,000	2,048,000	2,050,000	1,386,000
1,850,000	1,852,000	1,237,500	1,950,000	1,952,000	1,312,500	2,050,000	2,052,000	1,387,500
1,852,000	1,854,000	1,239,000	1,952,000	1,954,000	1,314,000	2,052,000	2,054,000	1,389,000
1,854,000	1,856,000	1,240,500	1,954,000	1,956,000	1,315,500	2,054,000	2,056,000	1,390,500
1,856,000	1,858,000	1,242,000	1,956,000	1,958,000	1,317,000	2,056,000	2,058,000	1,392,000
1,858,000	1,860,000	1,243,500	1,958,000	1,960,000	1,318,500	2,058,000	2,060,000	1,393,500
1,860,000	1,862,000	1,245,000	1,960,000	1,962,000	1,320,000	2,060,000	2,062,000	1,395,000
1,862,000	1,864,000	1,246,500	1,962,000	1,964,000	1,321,500	2,062,000	2,064,000	1,396,500
1,864,000	1,866,000	1,248,000	1,964,000	1,966,000	1,323,000	2,064,000	2,066,000	1,398,000
1,866,000	1,868,000	1,249,500	1,966,000	1,968,000	1,324,500	2,066,000	2,068,000	1,399,500
1,868,000	1,870,000	1,251,000	1,968,000	1,970,000	1,326,000	2,068,000	2,070,000	1,401,000
1,870,000	1,872,000	1,252,500	1,970,000	1,972,000	1,327,500	2,070,000	2,072,000	1,402,500
1,872,000	1,874,000	1,254,000	1,972,000	1,974,000	1,329,000	2,072,000	2,074,000	1,404,000
1,874,000	1,876,000	1,255,500	1,974,000	1,976,000	1,330,500	2,074,000	2,076,000	1,405,500
1,876,000	1,878,000	1,257,000	1,976,000	1,978,000	1,332,000	2,076,000	2,078,000	1,407,000
1,878,000	1,880,000	1,258,500	1,978,000	1,980,000	1,333,500	2,078,000	2,080,000	1,408,500
1,880,000	1,882,000	1,260,000	1,980,000	1,982,000	1,335,000	2,080,000	2,082,000	1,410,000
1,882,000	1,884,000	1,261,500	1,982,000	1,984,000	1,336,500	2,082,000	2,084,000	1,411,500
1,884,000	1,886,000	1,263,000	1,984,000	1,986,000	1,338,000	2,084,000	2,086,000	1,413,000
1,886,000	1,888,000	1,264,500	1,986,000	1,988,000	1,339,500	2,086,000	2,088,000	1,414,500
1,888,000	1,890,000	1,266,000	1,988,000	1,990,000	1,341,000	2,088,000	2,090,000	1,416,000
1,890,000	1,892,000	1,267,500	1,990,000	1,992,000	1,342,500	2,090,000	2,092,000	1,417,500
1,892,000	1,894,000	1,269,000	1,992,000	1,994,000	1,344,000	2,092,000	2,094,000	1,419,000
1,894,000	1,896,000	1,270,500	1,994,000	1,996,000	1,345,500	2,094,000	2,096,000	1,420,500
1,896,000	1,898,000	1,272,000	1,996,000	1,998,000	1,347,000	2,096,000	2,098,000	1,422,000
1,898,000	1,900,000	1,273,500	1,998,000	2,000,000	1,348,500	2,098,000	2,100,000	1,423,500
1,900,000	1,902,000	1,275,000	2,000,000	2,002,000	1,350,000	2,100,000	2,102,000	1,425,000
1,902,000	1,904,000	1,276,500	2,002,000	2,004,000	1,351,500	2,102,000	2,104,000	1,426,500
1,904,000	1,906,000	1,278,000	2,004,000	2,006,000	1,353,000	2,104,000	2,106,000	1,428,000
1,906,000	1,908,000	1,279,500	2,006,000	2,008,000	1,354,500	2,106,000	2,108,000	1,429,500
1,908,000	1,910,000	1,281,000	2,008,000	2,010,000	1,356,000	2,108,000	2,110,000	1,431,000
1,910,000	1,912,000	1,282,500	2,010,000	2,012,000	1,357,500	2,110,000	2,112,000	1,432,500
1,912,000	1,914,000	1,284,000	2,012,000	2,014,000	1,359,000	2,112,000	2,114,000	1,434,000
1,914,000	1,916,000	1,285,500	2,014,000	2,016,000	1,360,500	2,114,000	2,116,000	1,435,500
1,916,000	1,918,000	1,287,000	2,016,000	2,018,000	1,362,000	2,116,000	2,118,000	1,437,000
1,918,000	1,920,000	1,288,500	2,018,000	2,020,000	1,363,500	2,118,000	2,120,000	1,438,500
1,920,000	1,922,000	1,290,000	2,020,000	2,022,000	1,365,000	2,120,000	2,122,000	1,440,000
1,922,000	1,924,000	1,291,500	2,022,000	2,024,000	1,366,500	2,122,000	2,124,000	1,441,500
1,924,000	1,926,000	1,293,000	2,024,000	2,026,000	1,368,000	2,124,000	2,126,000	1,443,000
1,926,000	1,928,000	1,294,500	2,026,000	2,028,000	1,369,500	2,126,000	2,128,000	1,444,500
1,928,000	1,930,000	1,296,000	2,028,000	2,030,000	1,371,000	2,128,000	2,130,000	1,446,000

(四)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,130,000	2,132,000	1,447,500	2,230,000	2,232,000	1,522,500	2,330,000	2,332,000	1,597,500
2,132,000	2,134,000	1,449,000	2,232,000	2,234,000	1,524,000	2,332,000	2,334,000	1,599,000
2,134,000	2,136,000	1,450,500	2,234,000	2,236,000	1,525,500	2,334,000	2,336,000	1,600,500
2,136,000	2,138,000	1,452,000	2,236,000	2,238,000	1,527,000	2,336,000	2,338,000	1,602,000
2,138,000	2,140,000	1,453,500	2,238,000	2,240,000	1,528,500	2,338,000	2,340,000	1,603,500
2,140,000	2,142,000	1,455,000	2,240,000	2,242,000	1,530,000	2,340,000	2,342,000	1,605,000
2,142,000	2,144,000	1,456,500	2,242,000	2,244,000	1,531,500	2,342,000	2,344,000	1,606,500
2,144,000	2,146,000	1,458,000	2,244,000	2,246,000	1,533,000	2,344,000	2,346,000	1,608,000
2,146,000	2,148,000	1,459,500	2,246,000	2,248,000	1,534,500	2,346,000	2,348,000	1,609,500
2,148,000	2,150,000	1,461,000	2,248,000	2,250,000	1,536,000	2,348,000	2,350,000	1,611,000
2,150,000	2,152,000	1,462,500	2,250,000	2,252,000	1,537,500	2,350,000	2,352,000	1,612,500
2,152,000	2,154,000	1,464,000	2,252,000	2,254,000	1,539,000	2,352,000	2,354,000	1,614,000
2,154,000	2,156,000	1,465,500	2,254,000	2,256,000	1,540,500	2,354,000	2,356,000	1,615,500
2,156,000	2,158,000	1,467,000	2,256,000	2,258,000	1,542,000	2,356,000	2,358,000	1,617,000
2,158,000	2,160,000	1,468,500	2,258,000	2,260,000	1,543,500	2,358,000	2,360,000	1,618,500
2,160,000	2,162,000	1,470,000	2,260,000	2,262,000	1,545,000	2,360,000	2,362,000	1,620,000
2,162,000	2,164,000	1,471,500	2,262,000	2,264,000	1,546,500	2,362,000	2,364,000	1,621,500
2,164,000	2,166,000	1,473,000	2,264,000	2,266,000	1,548,000	2,364,000	2,366,000	1,623,000
2,166,000	2,168,000	1,474,500	2,266,000	2,268,000	1,549,500	2,366,000	2,368,000	1,624,500
2,168,000	2,170,000	1,476,000	2,268,000	2,270,000	1,551,000	2,368,000	2,370,000	1,626,000
2,170,000	2,172,000	1,477,500	2,270,000	2,272,000	1,552,500	2,370,000	2,372,000	1,627,500
2,172,000	2,174,000	1,479,000	2,272,000	2,274,000	1,554,000	2,372,000	2,374,000	1,629,000
2,174,000	2,176,000	1,480,500	2,274,000	2,276,000	1,555,500	2,374,000	2,376,000	1,630,500
2,176,000	2,178,000	1,482,000	2,276,000	2,278,000	1,557,000	2,376,000	2,378,000	1,632,000
2,178,000	2,180,000	1,483,500	2,278,000	2,280,000	1,558,500	2,378,000	2,380,000	1,633,500
2,180,000	2,182,000	1,485,000	2,280,000	2,282,000	1,560,000	2,380,000	2,382,000	1,635,000
2,182,000	2,184,000	1,486,500	2,282,000	2,284,000	1,561,500	2,382,000	2,384,000	1,636,500
2,184,000	2,186,000	1,488,000	2,284,000	2,286,000	1,563,000	2,384,000	2,386,000	1,638,000
2,186,000	2,188,000	1,489,500	2,286,000	2,288,000	1,564,500	2,386,000	2,388,000	1,639,500
2,188,000	2,190,000	1,491,000	2,288,000	2,290,000	1,566,000	2,388,000	2,390,000	1,641,000
2,190,000	2,192,000	1,492,500	2,290,000	2,292,000	1,567,500	2,390,000	2,392,000	1,642,500
2,192,000	2,194,000	1,494,000	2,292,000	2,294,000	1,569,000	2,392,000	2,394,000	1,644,000
2,194,000	2,196,000	1,495,500	2,294,000	2,296,000	1,570,500	2,394,000	2,396,000	1,645,500
2,196,000	2,198,000	1,497,000	2,296,000	2,298,000	1,572,000	2,396,000	2,398,000	1,647,000
2,198,000	2,200,000	1,498,500	2,298,000	2,300,000	1,573,500	2,398,000	2,400,000	1,648,500
2,200,000	2,202,000	1,500,000	2,300,000	2,302,000	1,575,000	2,400,000	2,402,000	1,650,000
2,202,000	2,204,000	1,501,500	2,302,000	2,304,000	1,576,500	2,402,000	2,404,000	1,651,500
2,204,000	2,206,000	1,503,000	2,304,000	2,306,000	1,578,000	2,404,000	2,406,000	1,653,000
2,206,000	2,208,000	1,504,500	2,306,000	2,308,000	1,579,500	2,406,000	2,408,000	1,654,500
2,208,000	2,210,000	1,506,000	2,308,000	2,310,000	1,581,000	2,408,000	2,410,000	1,656,000
2,210,000	2,212,000	1,507,500	2,310,000	2,312,000	1,582,500	2,410,000	2,412,000	1,657,500
2,212,000	2,214,000	1,509,000	2,312,000	2,314,000	1,584,000	2,412,000	2,414,000	1,659,000
2,214,000	2,216,000	1,510,500	2,314,000	2,316,000	1,585,500	2,414,000	2,416,000	1,660,500
2,216,000	2,218,000	1,512,000	2,316,000	2,318,000	1,587,000	2,416,000	2,418,000	1,662,000
2,218,000	2,220,000	1,513,500	2,318,000	2,320,000	1,588,500	2,418,000	2,420,000	1,663,500
2,220,000	2,222,000	1,515,000	2,320,000	2,322,000	1,590,000	2,420,000	2,422,000	1,665,000
2,222,000	2,224,000	1,516,500	2,322,000	2,324,000	1,591,500	2,422,000	2,424,000	1,666,500
2,224,000	2,226,000	1,518,000	2,324,000	2,326,000	1,593,000	2,424,000	2,426,000	1,668,000
2,226,000	2,228,000	1,519,500	2,326,000	2,328,000	1,594,500	2,426,000	2,428,000	1,669,500
2,228,000	2,230,000	1,521,000	2,328,000	2,330,000	1,596,000	2,428,000	2,430,000	1,671,000

(五)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,430,000	2,432,000	1,672,500	2,530,000	2,532,000	1,747,500	2,630,000	2,632,000	1,822,500
2,432,000	2,434,000	1,674,000	2,532,000	2,534,000	1,749,000	2,632,000	2,634,000	1,824,000
2,434,000	2,436,000	1,675,500	2,534,000	2,536,000	1,750,500	2,634,000	2,636,000	1,825,500
2,436,000	2,438,000	1,677,000	2,536,000	2,538,000	1,752,000	2,636,000	2,638,000	1,827,000
2,438,000	2,440,000	1,678,500	2,538,000	2,540,000	1,753,500	2,638,000	2,640,000	1,828,500
2,440,000	2,442,000	1,680,000	2,540,000	2,542,000	1,755,000	2,640,000	2,642,000	1,830,000
2,442,000	2,444,000	1,681,500	2,542,000	2,544,000	1,756,500	2,642,000	2,644,000	1,831,500
2,444,000	2,446,000	1,683,000	2,544,000	2,546,000	1,758,000	2,644,000	2,646,000	1,833,000
2,446,000	2,448,000	1,684,500	2,546,000	2,548,000	1,759,500	2,646,000	2,648,000	1,834,500
2,448,000	2,450,000	1,686,000	2,548,000	2,550,000	1,761,000	2,648,000	2,650,000	1,836,000
2,450,000	2,452,000	1,687,500	2,550,000	2,552,000	1,762,500	2,650,000	2,652,000	1,837,500
2,452,000	2,454,000	1,689,000	2,552,000	2,554,000	1,764,000	2,652,000	2,654,000	1,839,000
2,454,000	2,456,000	1,690,500	2,554,000	2,556,000	1,765,500	2,654,000	2,656,000	1,840,500
2,456,000	2,458,000	1,692,000	2,556,000	2,558,000	1,767,000	2,656,000	2,658,000	1,842,000
2,458,000	2,460,000	1,693,500	2,558,000	2,560,000	1,768,500	2,658,000	2,660,000	1,843,500
2,460,000	2,462,000	1,695,000	2,560,000	2,562,000	1,770,000	2,660,000	2,662,000	1,845,000
2,462,000	2,464,000	1,696,500	2,562,000	2,564,000	1,771,500	2,662,000	2,664,000	1,846,500
2,464,000	2,466,000	1,698,000	2,564,000	2,566,000	1,773,000	2,664,000	2,666,000	1,848,000
2,466,000	2,468,000	1,699,500	2,566,000	2,568,000	1,774,500	2,666,000	2,668,000	1,849,500
2,468,000	2,470,000	1,701,000	2,568,000	2,570,000	1,776,000	2,668,000	2,670,000	1,851,000
2,470,000	2,472,000	1,702,500	2,570,000	2,572,000	1,777,500	2,670,000	2,672,000	1,852,500
2,472,000	2,474,000	1,704,000	2,572,000	2,574,000	1,779,000	2,672,000	2,674,000	1,854,000
2,474,000	2,476,000	1,705,500	2,574,000	2,576,000	1,780,500	2,674,000	2,676,000	1,855,500
2,476,000	2,478,000	1,707,000	2,576,000	2,578,000	1,782,000	2,676,000	2,678,000	1,857,000
2,478,000	2,480,000	1,708,500	2,578,000	2,580,000	1,783,500	2,678,000	2,680,000	1,858,500
2,480,000	2,482,000	1,710,000	2,580,000	2,582,000	1,785,000	2,680,000	2,682,000	1,860,000
2,482,000	2,484,000	1,711,500	2,582,000	2,584,000	1,786,500	2,682,000	2,684,000	1,861,500
2,484,000	2,486,000	1,713,000	2,584,000	2,586,000	1,788,000	2,684,000	2,686,000	1,863,000
2,486,000	2,488,000	1,714,500	2,586,000	2,588,000	1,789,500	2,686,000	2,688,000	1,864,500
2,488,000	2,490,000	1,716,000	2,588,000	2,590,000	1,791,000	2,688,000	2,690,000	1,866,000
2,490,000	2,492,000	1,717,500	2,590,000	2,592,000	1,792,500	2,690,000	2,692,000	1,867,500
2,492,000	2,494,000	1,719,000	2,592,000	2,594,000	1,794,000	2,692,000	2,694,000	1,869,000
2,494,000	2,496,000	1,720,500	2,594,000	2,596,000	1,795,500	2,694,000	2,696,000	1,870,500
2,496,000	2,498,000	1,722,000	2,596,000	2,598,000	1,797,000	2,696,000	2,698,000	1,872,000
2,498,000	2,500,000	1,723,500	2,598,000	2,600,000	1,798,500	2,698,000	2,700,000	1,873,500
2,500,000	2,502,000	1,725,000	2,600,000	2,602,000	1,800,000	2,700,000	2,702,000	1,875,000
2,502,000	2,504,000	1,726,500	2,602,000	2,604,000	1,801,500	2,702,000	2,704,000	1,876,500
2,504,000	2,506,000	1,728,000	2,604,000	2,606,000	1,803,000	2,704,000	2,706,000	1,878,000
2,506,000	2,508,000	1,729,500	2,606,000	2,608,000	1,804,500	2,706,000	2,708,000	1,879,500
2,508,000	2,510,000	1,731,000	2,608,000	2,610,000	1,806,000	2,708,000	2,710,000	1,881,000
2,510,000	2,512,000	1,732,500	2,610,000	2,612,000	1,807,500	2,710,000	2,712,000	1,882,500
2,512,000	2,514,000	1,734,000	2,612,000	2,614,000	1,809,000	2,712,000	2,714,000	1,884,000
2,514,000	2,516,000	1,735,500	2,614,000	2,616,000	1,810,500	2,714,000	2,716,000	1,885,500
2,516,000	2,518,000	1,737,000	2,616,000	2,618,000	1,812,000	2,716,000	2,718,000	1,887,000
2,518,000	2,520,000	1,738,500	2,618,000	2,620,000	1,813,500	2,718,000	2,720,000	1,888,500
2,520,000	2,522,000	1,740,000	2,620,000	2,622,000	1,815,000	2,720,000	2,722,000	1,890,000
2,522,000	2,524,000	1,741,500	2,622,000	2,624,000	1,816,500	2,722,000	2,724,000	1,891,500
2,524,000	2,526,000	1,743,000	2,624,000	2,626,000	1,818,000	2,724,000	2,726,000	1,893,000
2,526,000	2,528,000	1,744,500	2,626,000	2,628,000	1,819,500	2,726,000	2,728,000	1,894,500
2,528,000	2,530,000	1,746,000	2,628,000	2,630,000	1,821,000	2,728,000	2,730,000	1,896,000

(六)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,730,000	2,732,000	1,897,500	2,830,000	2,832,000	1,972,500	2,930,000	2,932,000	2,047,500
2,732,000	2,734,000	1,899,000	2,832,000	2,834,000	1,974,000	2,932,000	2,934,000	2,049,000
2,734,000	2,736,000	1,900,500	2,834,000	2,836,000	1,975,500	2,934,000	2,936,000	2,050,500
2,736,000	2,738,000	1,902,000	2,836,000	2,838,000	1,977,000	2,936,000	2,938,000	2,052,000
2,738,000	2,740,000	1,903,500	2,838,000	2,840,000	1,978,500	2,938,000	2,940,000	2,053,500
2,740,000	2,742,000	1,905,000	2,840,000	2,842,000	1,980,000	2,940,000	2,942,000	2,055,000
2,742,000	2,744,000	1,906,500	2,842,000	2,844,000	1,981,500	2,942,000	2,944,000	2,056,500
2,744,000	2,746,000	1,908,000	2,844,000	2,846,000	1,983,000	2,944,000	2,946,000	2,058,000
2,746,000	2,748,000	1,909,500	2,846,000	2,848,000	1,984,500	2,946,000	2,948,000	2,059,500
2,748,000	2,750,000	1,911,000	2,848,000	2,850,000	1,986,000	2,948,000	2,950,000	2,061,000
2,750,000	2,752,000	1,912,500	2,850,000	2,852,000	1,987,500	2,950,000	2,952,000	2,062,500
2,752,000	2,754,000	1,914,000	2,852,000	2,854,000	1,989,000	2,952,000	2,954,000	2,064,000
2,754,000	2,756,000	1,915,500	2,854,000	2,856,000	1,990,500	2,954,000	2,956,000	2,065,500
2,756,000	2,758,000	1,917,000	2,856,000	2,858,000	1,992,000	2,956,000	2,958,000	2,067,000
2,758,000	2,760,000	1,918,500	2,858,000	2,860,000	1,993,500	2,958,000	2,960,000	2,068,500
2,760,000	2,762,000	1,920,000	2,860,000	2,862,000	1,995,000	2,960,000	2,962,000	2,070,000
2,762,000	2,764,000	1,921,500	2,862,000	2,864,000	1,996,500	2,962,000	2,964,000	2,071,500
2,764,000	2,766,000	1,923,000	2,864,000	2,866,000	1,998,000	2,964,000	2,966,000	2,073,000
2,766,000	2,768,000	1,924,500	2,866,000	2,868,000	1,999,500	2,966,000	2,968,000	2,074,500
2,768,000	2,770,000	1,926,000	2,868,000	2,870,000	2,001,000	2,968,000	2,970,000	2,076,000
2,770,000	2,772,000	1,927,500	2,870,000	2,872,000	2,002,500	2,970,000	2,972,000	2,077,500
2,772,000	2,774,000	1,929,000	2,872,000	2,874,000	2,004,000	2,972,000	2,974,000	2,079,000
2,774,000	2,776,000	1,930,500	2,874,000	2,876,000	2,005,500	2,974,000	2,976,000	2,080,500
2,776,000	2,778,000	1,932,000	2,876,000	2,878,000	2,007,000	2,976,000	2,978,000	2,082,000
2,778,000	2,780,000	1,933,500	2,878,000	2,880,000	2,008,500	2,978,000	2,980,000	2,083,500
2,780,000	2,782,000	1,935,000	2,880,000	2,882,000	2,010,000	2,980,000	2,982,000	2,085,000
2,782,000	2,784,000	1,936,500	2,882,000	2,884,000	2,011,500	2,982,000	2,984,000	2,086,500
2,784,000	2,786,000	1,938,000	2,884,000	2,886,000	2,013,000	2,984,000	2,986,000	2,088,000
2,786,000	2,788,000	1,939,500	2,886,000	2,888,000	2,014,500	2,986,000	2,988,000	2,089,500
2,788,000	2,790,000	1,941,000	2,888,000	2,890,000	2,016,000	2,988,000	2,990,000	2,091,000
2,790,000	2,792,000	1,942,500	2,890,000	2,892,000	2,017,500	2,990,000	2,992,000	2,092,500
2,792,000	2,794,000	1,944,000	2,892,000	2,894,000	2,019,000	2,992,000	2,994,000	2,094,000
2,794,000	2,796,000	1,945,500	2,894,000	2,896,000	2,020,500	2,994,000	2,996,000	2,095,500
2,796,000	2,798,000	1,947,000	2,896,000	2,898,000	2,022,000	2,996,000	2,998,000	2,097,000
2,798,000	2,800,000	1,948,500	2,898,000	2,900,000	2,023,500	2,998,000	3,000,000	2,098,500
2,800,000	2,802,000	1,950,000	2,900,000	2,902,000	2,025,000	3,000,000	6,000,000	給与等の金額に 84%を乗じて算 出した金額から 420,000円を控 除した金額
2,802,000	2,804,000	1,951,500	2,902,000	2,904,000	2,026,500			
2,804,000	2,806,000	1,953,000	2,904,000	2,906,000	2,028,000			
2,806,000	2,808,000	1,954,500	2,906,000	2,908,000	2,029,500			
2,808,000	2,810,000	1,956,000	2,908,000	2,910,000	2,031,000			
2,810,000	2,812,000	1,957,500	2,910,000	2,912,000	2,032,500	6,000,000円以上		給与等の金額に 93%を乗じて算 出した金額から 960,000円を控 除した金額
2,812,000	2,814,000	1,959,000	2,912,000	2,914,000	2,034,000			
2,814,000	2,816,000	1,960,500	2,914,000	2,916,000	2,035,500			
2,816,000	2,818,000	1,962,000	2,916,000	2,918,000	2,037,000			
2,818,000	2,820,000	1,963,500	2,918,000	2,920,000	2,038,500			
2,820,000	2,822,000	1,965,000	2,920,000	2,922,000	2,040,000			
2,822,000	2,824,000	1,966,500	2,922,000	2,924,000	2,041,500			
2,824,000	2,826,000	1,968,000	2,924,000	2,926,000	2,043,000			
2,826,000	2,828,000	1,969,500	2,926,000	2,928,000	2,044,500			
2,828,000	2,830,000	1,971,000	2,928,000	2,930,000	2,046,000			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が3,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

附則別表第六 昭和49年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000	円未満	0	100,000	102,000	5,000	274,000	278,000	13,700
2,000	4,000	100	102,000	104,000	5,100	278,000	282,000	13,900
4,000	6,000	200	104,000	106,000	5,200	282,000	286,000	14,100
6,000	8,000	300	106,000	108,000	5,300	286,000	290,000	14,300
8,000	10,000	400	108,000	110,000	5,400	290,000	294,000	14,500
10,000	12,000	500	110,000	112,000	5,500	294,000	298,000	14,700
12,000	14,000	600	112,000	114,000	5,600	298,000	302,000	14,900
14,000	16,000	700	114,000	116,000	5,700	302,000	306,000	15,100
16,000	18,000	800	116,000	118,000	5,800	306,000	310,000	15,300
18,000	20,000	900	118,000	120,000	5,900	310,000	314,000	15,500
20,000	22,000	1,000	120,000	122,000	6,000	314,000	318,000	15,700
22,000	24,000	1,100	122,000	124,000	6,100	318,000	322,000	15,900
24,000	26,000	1,200	124,000	126,000	6,200	322,000	326,000	16,100
26,000	28,000	1,300	126,000	130,000	6,300	326,000	330,000	16,300
28,000	30,000	1,400	130,000	134,000	6,500	330,000	334,000	16,500
30,000	32,000	1,500	134,000	138,000	6,700	334,000	338,000	16,700
32,000	34,000	1,600	138,000	142,000	6,900	338,000	342,000	16,900
34,000	36,000	1,700	142,000	146,000	7,100	342,000	346,000	17,100
36,000	38,000	1,800	146,000	150,000	7,300	346,000	350,000	17,300
38,000	40,000	1,900	150,000	154,000	7,500	350,000	354,000	17,500
40,000	42,000	2,000	154,000	158,000	7,700	354,000	358,000	17,700
42,000	44,000	2,100	158,000	162,000	7,900	358,000	362,000	17,900
44,000	46,000	2,200	162,000	166,000	8,100	362,000	366,000	18,100
46,000	48,000	2,300	166,000	170,000	8,300	366,000	370,000	18,300
48,000	50,000	2,400	170,000	174,000	8,500	370,000	374,000	18,500
50,000	52,000	2,500	174,000	178,000	8,700	374,000	378,000	18,700
52,000	54,000	2,600	178,000	182,000	8,900	378,000	382,000	18,900
54,000	56,000	2,700	182,000	186,000	9,100	382,000	386,000	19,100
56,000	58,000	2,800	186,000	190,000	9,300	386,000	390,000	19,300
58,000	60,000	2,900	190,000	194,000	9,500	390,000	396,000	19,500
60,000	62,000	3,000	194,000	198,000	9,700	396,000	402,000	19,800
62,000	64,000	3,100	198,000	202,000	9,900	402,000	408,000	20,100
64,000	66,000	3,200	202,000	206,000	10,100	408,000	414,000	20,400
66,000	68,000	3,300	206,000	210,000	10,300	414,000	420,000	20,700
68,000	70,000	3,400	210,000	214,000	10,500	420,000	426,000	21,000
70,000	72,000	3,500	214,000	218,000	10,700	426,000	432,000	21,300
72,000	74,000	3,600	218,000	222,000	10,900	432,000	438,000	21,600
74,000	76,000	3,700	222,000	226,000	11,100	438,000	444,000	21,900
76,000	78,000	3,800	226,000	230,000	11,300	444,000	450,000	22,200
78,000	80,000	3,900	230,000	234,000	11,500	450,000	456,000	22,500
80,000	82,000	4,000	234,000	238,000	11,700	456,000	462,000	22,800
82,000	84,000	4,100	238,000	242,000	11,900	462,000	468,000	23,100
84,000	86,000	4,200	242,000	246,000	12,100	468,000	474,000	23,400
86,000	88,000	4,300	246,000	250,000	12,300	474,000	480,000	23,700
88,000	90,000	4,400	250,000	254,000	12,500	480,000	486,000	24,000
90,000	92,000	4,500	254,000	258,000	12,700	486,000	492,000	24,300
92,000	94,000	4,600	258,000	262,000	12,900	492,000	498,000	24,600
94,000	96,000	4,700	262,000	266,000	13,100	498,000	504,000	24,900
96,000	98,000	4,800	266,000	270,000	13,300	504,000	510,000	25,200
98,000	100,000	4,900	270,000	274,000	13,500	510,000	516,000	25,500

(二)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	25,800	828,000	836,000	41,400	1,228,000	1,236,000	62,600
522,000	528,000	26,100	836,000	844,000	41,800	1,236,000	1,244,000	63,100
528,000	534,000	26,400	844,000	852,000	42,300	1,244,000	1,252,000	63,600
534,000	540,000	26,700	852,000	860,000	42,700	1,252,000	1,260,000	64,100
540,000	546,000	27,000	860,000	868,000	43,100	1,260,000	1,268,000	64,600
546,000	552,000	27,300	868,000	876,000	43,500	1,268,000	1,276,000	65,000
552,000	558,000	27,600	876,000	884,000	43,900	1,276,000	1,284,000	65,500
558,000	564,000	27,900	884,000	892,000	44,400	1,284,000	1,292,000	66,000
564,000	570,000	28,200	892,000	900,000	44,800	1,292,000	1,300,000	66,500
570,000	576,000	28,500	900,000	908,000	45,200	1,300,000	1,310,000	67,000
576,000	582,000	28,800	908,000	916,000	45,600	1,310,000	1,320,000	67,600
582,000	588,000	29,100	916,000	924,000	46,000	1,320,000	1,330,000	68,200
588,000	594,000	29,400	924,000	932,000	46,500	1,330,000	1,340,000	68,800
594,000	600,000	29,700	932,000	940,000	46,900	1,340,000	1,350,000	69,400
600,000	606,000	30,000	940,000	948,000	47,300	1,350,000	1,360,000	70,000
606,000	612,000	30,300	948,000	956,000	47,700	1,360,000	1,370,000	70,600
612,000	618,000	30,600	956,000	964,000	48,100	1,370,000	1,380,000	71,200
618,000	624,000	30,900	964,000	972,000	48,600	1,380,000	1,390,000	71,800
624,000	630,000	31,200	972,000	980,000	49,000	1,390,000	1,400,000	72,400
630,000	636,000	31,500	980,000	988,000	49,400	1,400,000	1,410,000	73,000
636,000	642,000	31,800	988,000	996,000	49,800	1,410,000	1,420,000	73,600
642,000	648,000	32,100	996,000	1,004,000	50,200	1,420,000	1,430,000	74,200
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	50,700	1,430,000	1,440,000	74,800
654,000	660,000	32,700	1,012,000	1,020,000	51,100	1,440,000	1,450,000	75,400
660,000	666,000	33,000	1,020,000	1,028,000	51,500	1,450,000	1,460,000	76,000
666,000	672,000	33,300	1,028,000	1,036,000	51,900	1,460,000	1,470,000	76,600
672,000	678,000	33,600	1,036,000	1,044,000	52,300	1,470,000	1,480,000	77,200
678,000	684,000	33,900	1,044,000	1,052,000	52,800	1,480,000	1,490,000	77,800
684,000	690,000	34,200	1,052,000	1,060,000	53,200	1,490,000	1,500,000	78,400
690,000	696,000	34,500	1,060,000	1,068,000	53,600	1,500,000	1,510,000	79,000
696,000	702,000	34,800	1,068,000	1,076,000	54,000	1,510,000	1,520,000	79,600
702,000	708,000	35,100	1,076,000	1,084,000	54,400	1,520,000	1,530,000	80,200
708,000	714,000	35,400	1,084,000	1,092,000	54,900	1,530,000	1,540,000	80,800
714,000	720,000	35,700	1,092,000	1,100,000	55,300	1,540,000	1,550,000	81,400
720,000	726,000	36,000	1,100,000	1,108,000	55,700	1,550,000	1,560,000	82,000
726,000	732,000	36,300	1,108,000	1,116,000	56,100	1,560,000	1,570,000	82,600
732,000	738,000	36,600	1,116,000	1,124,000	56,500	1,570,000	1,580,000	83,200
738,000	744,000	36,900	1,124,000	1,132,000	57,000	1,580,000	1,590,000	83,800
744,000	750,000	37,200	1,132,000	1,140,000	57,400	1,590,000	1,600,000	84,400
750,000	756,000	37,500	1,140,000	1,148,000	57,800	1,600,000	1,610,000	85,000
756,000	762,000	37,800	1,148,000	1,156,000	58,200	1,610,000	1,620,000	85,600
762,000	768,000	38,100	1,156,000	1,164,000	58,600	1,620,000	1,630,000	86,200
768,000	774,000	38,400	1,164,000	1,172,000	59,100	1,630,000	1,640,000	86,800
774,000	780,000	38,700	1,172,000	1,180,000	59,500	1,640,000	1,650,000	87,500
780,000	788,000	39,000	1,180,000	1,188,000	59,900	1,650,000	1,660,000	88,100
788,000	796,000	39,400	1,188,000	1,196,000	60,300	1,660,000	1,670,000	88,700
796,000	804,000	39,800	1,196,000	1,204,000	60,700	1,670,000	1,680,000	89,300
804,000	812,000	40,200	1,204,000	1,212,000	61,200	1,680,000	1,690,000	90,000
812,000	820,000	40,600	1,212,000	1,220,000	61,700	1,690,000	1,700,000	90,600
820,000	828,000	41,000	1,220,000	1,228,000	62,200	1,700,000	1,710,000	91,200

(三)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	91,800	2,210,000	2,220,000	123,100	2,710,000	2,720,000	157,400
1,720,000	1,730,000	92,500	2,220,000	2,230,000	123,700	2,720,000	2,730,000	158,200
1,730,000	1,740,000	93,100	2,230,000	2,240,000	124,300	2,730,000	2,740,000	158,900
1,740,000	1,750,000	93,700	2,240,000	2,250,000	125,000	2,740,000	2,750,000	159,600
1,750,000	1,760,000	94,300	2,250,000	2,260,000	125,600	2,750,000	2,760,000	160,300
1,760,000	1,770,000	95,000	2,260,000	2,270,000	126,200	2,760,000	2,770,000	161,100
1,770,000	1,780,000	95,600	2,270,000	2,280,000	126,800	2,770,000	2,780,000	161,800
1,780,000	1,790,000	96,200	2,280,000	2,290,000	127,500	2,780,000	2,790,000	162,500
1,790,000	1,800,000	96,800	2,290,000	2,300,000	128,100	2,790,000	2,800,000	163,200
1,800,000	1,810,000	97,500	2,300,000	2,310,000	128,700	2,800,000	2,810,000	164,000
1,810,000	1,820,000	98,100	2,310,000	2,320,000	129,300	2,810,000	2,820,000	164,700
1,820,000	1,830,000	98,700	2,320,000	2,330,000	130,000	2,820,000	2,830,000	165,400
1,830,000	1,840,000	99,300	2,330,000	2,340,000	130,600	2,830,000	2,840,000	166,100
1,840,000	1,850,000	100,000	2,340,000	2,350,000	131,200	2,840,000	2,850,000	166,900
1,850,000	1,860,000	100,600	2,350,000	2,360,000	131,800	2,850,000	2,860,000	167,600
1,860,000	1,870,000	101,200	2,360,000	2,370,000	132,500	2,860,000	2,870,000	168,300
1,870,000	1,880,000	101,800	2,370,000	2,380,000	133,100	2,870,000	2,880,000	169,000
1,880,000	1,890,000	102,500	2,380,000	2,390,000	133,700	2,880,000	2,890,000	169,800
1,890,000	1,900,000	103,100	2,390,000	2,400,000	134,300	2,890,000	2,900,000	170,500
1,900,000	1,910,000	103,700	2,400,000	2,410,000	135,000	2,900,000	2,910,000	171,200
1,910,000	1,920,000	104,300	2,410,000	2,420,000	135,700	2,910,000	2,920,000	171,900
1,920,000	1,930,000	105,000	2,420,000	2,430,000	136,400	2,920,000	2,930,000	172,700
1,930,000	1,940,000	105,600	2,430,000	2,440,000	137,100	2,930,000	2,940,000	173,400
1,940,000	1,950,000	106,200	2,440,000	2,450,000	137,900	2,940,000	2,950,000	174,100
1,950,000	1,960,000	106,800	2,450,000	2,460,000	138,600	2,950,000	2,960,000	174,800
1,960,000	1,970,000	107,500	2,460,000	2,470,000	139,300	2,960,000	2,970,000	175,600
1,970,000	1,980,000	108,100	2,470,000	2,480,000	140,000	2,970,000	2,980,000	176,300
1,980,000	1,990,000	108,700	2,480,000	2,490,000	140,800	2,980,000	2,990,000	177,000
1,990,000	2,000,000	109,300	2,490,000	2,500,000	141,500	2,990,000	3,000,000	177,700
2,000,000	2,010,000	110,000	2,500,000	2,510,000	142,200	3,000,000	3,010,000	178,500
2,010,000	2,020,000	110,600	2,510,000	2,520,000	142,900	3,010,000	3,020,000	179,200
2,020,000	2,030,000	111,200	2,520,000	2,530,000	143,700	3,020,000	3,030,000	179,900
2,030,000	2,040,000	111,800	2,530,000	2,540,000	144,400	3,030,000	3,040,000	180,600
2,040,000	2,050,000	112,500	2,540,000	2,550,000	145,100	3,040,000	3,050,000	181,400
2,050,000	2,060,000	113,100	2,550,000	2,560,000	145,800	3,050,000	3,060,000	182,100
2,060,000	2,070,000	113,700	2,560,000	2,570,000	146,600	3,060,000	3,070,000	182,800
2,070,000	2,080,000	114,300	2,570,000	2,580,000	147,300	3,070,000	3,080,000	183,500
2,080,000	2,090,000	115,000	2,580,000	2,590,000	148,000	3,080,000	3,090,000	184,300
2,090,000	2,100,000	115,600	2,590,000	2,600,000	148,700	3,090,000	3,100,000	185,000
2,100,000	2,110,000	116,200	2,600,000	2,610,000	149,500	3,100,000	3,110,000	185,700
2,110,000	2,120,000	116,800	2,610,000	2,620,000	150,200	3,110,000	3,120,000	186,400
2,120,000	2,130,000	117,500	2,620,000	2,630,000	150,900	3,120,000	3,130,000	187,200
2,130,000	2,140,000	118,100	2,630,000	2,640,000	151,600	3,130,000	3,140,000	187,900
2,140,000	2,150,000	118,700	2,640,000	2,650,000	152,400	3,140,000	3,150,000	188,600
2,150,000	2,160,000	119,300	2,650,000	2,660,000	153,100	3,150,000	3,160,000	189,300
2,160,000	2,170,000	120,000	2,660,000	2,670,000	153,800	3,160,000	3,170,000	190,100
2,170,000	2,180,000	120,600	2,670,000	2,680,000	154,500	3,170,000	3,180,000	190,800
2,180,000	2,190,000	121,200	2,680,000	2,690,000	155,300	3,180,000	3,190,000	191,500
2,190,000	2,200,000	121,800	2,690,000	2,700,000	156,000	3,190,000	3,200,000	192,200
2,200,000	2,210,000	122,500	2,700,000	2,710,000	156,700	3,200,000	3,210,000	193,000

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 3,210,000	円 3,220,000	円 193,700	円 3,710,000	円 3,720,000	円 232,000	円 6,400,000	円 7,600,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に11.25%を乗じて算出した金額から236,400円を控除した金額
3,220,000	3,230,000	194,500	3,720,000	3,730,000	232,900			
3,230,000	3,240,000	195,200	3,730,000	3,740,000	233,700			
3,240,000	3,250,000	196,000	3,740,000	3,750,000	234,500			
3,250,000	3,260,000	196,700	3,750,000	3,760,000	235,300			
3,260,000	3,270,000	197,500	3,760,000	3,770,000	236,200	7,600,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に11.6%を乗じて算出した金額から263,000円を控除した金額
3,270,000	3,280,000	198,200	3,770,000	3,780,000	237,000			
3,280,000	3,290,000	199,000	3,780,000	3,790,000	237,800			
3,290,000	3,300,000	199,700	3,790,000	3,800,000	238,600			
3,300,000	3,310,000	200,500	3,800,000	3,810,000	239,500			
3,310,000	3,320,000	201,200	3,810,000	3,820,000	240,300	8,000,000	8,800,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.75%を乗じて算出した金額から355,000円を控除した金額
3,320,000	3,330,000	202,000	3,820,000	3,830,000	241,100			
3,330,000	3,340,000	202,700	3,830,000	3,840,000	241,900			
3,340,000	3,350,000	203,500	3,840,000	3,850,000	242,800			
3,350,000	3,360,000	204,200	3,850,000	3,860,000	243,600			
3,360,000	3,370,000	205,000	3,860,000	3,870,000	244,400	8,800,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.25%を乗じて算出した金額から399,000円を控除した金額
3,370,000	3,380,000	205,700	3,870,000	3,880,000	245,200			
3,380,000	3,390,000	206,500	3,880,000	3,890,000	246,100			
3,390,000	3,400,000	207,200	3,890,000	3,900,000	246,900			
3,400,000	3,410,000	208,000	3,900,000	3,910,000	247,700			
3,410,000	3,420,000	208,700	3,910,000	3,920,000	248,500	10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に14.85%を乗じて算出した金額から559,000円を控除した金額
3,420,000	3,430,000	209,500	3,920,000	3,930,000	249,400			
3,430,000	3,440,000	210,200	3,930,000	3,940,000	250,200			
3,440,000	3,450,000	211,000	3,940,000	3,950,000	251,000			
3,450,000	3,460,000	211,700	3,950,000	3,960,000	251,800			
3,460,000	3,470,000	212,500	3,960,000	3,970,000	252,700	12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に16.5%を乗じて算出した金額から757,000円を控除した金額
3,470,000	3,480,000	213,200	3,970,000	3,980,000	253,500			
3,480,000	3,490,000	214,000	3,980,000	3,990,000	254,300			
3,490,000	3,500,000	214,700	3,990,000	4,000,000	255,100			
3,500,000	3,510,000	215,500						
3,510,000	3,520,000	216,200	4,000,000	4,800,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.6%を乗じて算出した金額から88,000円を控除した金額	14,000,000	16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に18.5%を乗じて算出した金額から1,037,000円を控除した金額
3,520,000	3,530,000	217,000						
3,530,000	3,540,000	217,700						
3,540,000	3,550,000	218,500						
3,550,000	3,560,000	219,200						
3,560,000	3,570,000	220,000	4,800,000	5,200,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に9.35%を乗じて算出した金額から124,000円を控除した金額	16,000,000	18,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から1,277,000円を控除した金額
3,570,000	3,580,000	220,700						
3,580,000	3,590,000	221,500						
3,590,000	3,600,000	222,200						
3,600,000	3,610,000	223,000						
3,610,000	3,620,000	223,800	5,200,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に9.75%を乗じて算出した金額から144,800円を控除した金額	18,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20.5%を乗じて算出した金額から1,367,000円を控除した金額
3,620,000	3,630,000	224,600						
3,630,000	3,640,000	225,400						
3,640,000	3,650,000	226,300						
3,650,000	3,660,000	227,100						
3,660,000	3,670,000	227,900	6,000,000	6,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に10.85%を乗じて算出した金額から210,800円を控除した金額	20,000,000	24,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22%を乗じて算出した金額から1,667,000円を控除した金額
3,670,000	3,680,000	228,700						
3,680,000	3,690,000	229,600						
3,690,000	3,700,000	230,400						
3,700,000	3,710,000	231,200						

(五)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
24,000,000	30,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に24.1%を乗じて算出した金額から2,171,000円を控除した金額	60,000,000	80,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から4,761,000円を控除した金額	160,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から13,761,000円を控除した金額
30,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25.6%を乗じて算出した金額から2,621,000円を控除した金額	80,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から6,761,000円を控除した金額			
40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に28.1%を乗じて算出した金額から3,621,000円を控除した金額	120,000,000	160,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から9,761,000円を控除した金額			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の付表により新法第三十条第三項第一号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかんがみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げ、給与所得控除の拡充、税率の緩和及び退職所得控除の引上げによりその負担の軽減を図り、少額貯蓄非課税制度の非課税元本の限度額並びに生命保険料控除及び損害保険料控除の控除限度額を引き上げるほか、新規要の青色申告の承認申請期限を延長する等所要の規定の整備合理化を図るとともに、最近における所得水準の上昇等にかんがみ、所得税の減免及び源泉徴収所得税の徴収額を引き上げることができ、災害被害者の所得限度額を提出する理由がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法(昭和四十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

- 第六十六条第一項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同条第二項及び第四項中「三百万円」を「七百万円」に改める。
- 第六十七条第三項第二号及び第四項中「五百万円」を「千万円」に改める。
- 第七十一条第一項中「こえる」を「超える」に、「五百万円」を「千万円」に改める。
- 第九十九条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改める。
- 第一百零二条第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に、「こえる」を「超える」に改める。
- 第一百五十五条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改める。
- 第四百三十三条第一項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同条第二項及び第四項中「三百万円」を「七百万円」に改める。

附則

- この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。
- 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第六十六条(各事業年度の所得に対する法人税の税率)、第九十九条(解散の場合の清算所得に対する法人税の税率)、解算中の所得に係る予納申告)、第一百五十五条(合併の場合の清算所得に対する法人税の税率)及び第四百三十三条(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)の規定は、法人(新法第二条第八号(定

義)に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課せられる法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ)については適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び同日以前に解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、昭和四十九年五月一日から昭和五十年四月三十日まで期間に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る新法第六十六条第二項及び第四項並びに第四百三十三条第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「七百万円」とあるのは、「八百万円」とする。

3 新法第六十七条(同族会社の特別税率)の規定は、法人のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税に適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 新法第七十一条(中間申告)(新法第四百三十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む)の規定は、施行日以後に提出する期限の到来するこれらの規定による申告書に係る法人税について適用し、同日前に提出期限の到来した改正前の法人税法第七十一条(同法第四百三十五条第一項において準用する場合を含む)の規定による申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、法人の税負担水準の現況にかんがみ基本税率を引き上げ、中小企業にの現況にかんがみ軽減税率の適用範囲を拡大するとともに、中小企業の内部留保の充実に資するため同族会社の留保所得に対する課税についての控除額を引き上げるほか、中間申告書の提出不要限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「第二十条の五」を「第二十條の六」に、「第四十一条」を「第四十一條・第四十二條の二」に、「第四十一條の二」を「第四十一條の六」に、「第四十一條の七」を「第四十一條の八」に、「法人税率等の特例」を「第四十二條・第四十三條の三」に、「配当等」を「第四十二條・第四十三條の二」に、「第四十二條の四」を「第四十二條の三」に、「第六十五條の三・第六十五條の四」を「第六十五條の三」に、「第六十五條の五」に、「第六十五條の六」を「第六十五條の七」に、「第六十五條の八」を「第六十五條の九」に、「第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第八十九條・第九十條の二)」を「第三節の三 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十條の二)」に、「第九十條の三」を「第九十條の五」に、「第九十條の六」に改める。
- 第一条中「地方道路税法」の下に、「自動車重量税」を、「(昭和三十一年法律第四十四号)」の下に、「自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)」を加える。

五 資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備

資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人

第十二条の二第一項の表の第二号中「指定された地区」の下に「のうち政令で定める地区」を加える。

第十二条の三第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「又は第十六条第一項」を削る。

第十三条第一項中「第十五条又は第十六条」を

える。

第四条第二項中「同条第六項中「百五十万円」とあるのは「百万円」とを削る。

第四条の二第二項の表中「百五十万円」を「三百万円」に、「百万円」を「五百万円」に改める。

第七条の見出し中「税率の軽減」を「非課税」に改め、同条中「昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで」を「昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで」に、「行なう」を行うに、「対する所得税法第七十條、第七十九條及び第二十三條第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする」とについては、所得税を課さないに、「同法」を「所得税法」に改める。

第八条の五第一項中「二万五千円」を「五万円」に、「五万円」を「十万円」に改める。

第十条第一項中「昭和四十九年」を「昭和五十年」に、「こえる」を「超える」に、「百分の十二」を「百分の十五」に改める。

第十一条第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同項の表の第四号中「労働災害」を「火災による人身の被害又は労働災害」に、「設備」を「減価償却資産」に改め、同表中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

当該機械その他の設備 三分の一

「又は第十四条から第十六条までに改める。

第十三条の二第一項中「その年(第一号に規定する承認又は第二号に規定する認定のあつた日の属する年)から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの年に限る。」を「適用年」に、「第十五条又は第十六条」を「又は第十四条から第十六条までに改め、同項第一号中「その

年の「適用年」に、「当該計画」を「計画」に改め、「特定業種」の下に「当該特定業種のうち繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二条第一項に規定する繊維工業に該当する業種を除く。」を加え、同項第二号中「その年の」を「適用年の」に、「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 当該個人が、適用年の十二月三十一日において繊維工業構造改善臨時措置法第七条第一項に規定する中小企業者で昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に同法第四条第一項に規定する構造改善事業計画（同項に規定する設備の近代化及び生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業）について計画が定められているものに限る。）に係る同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項第一号に規定する特定組合（以下この号において「特定組合」という。）の構成員（当該特定組合が二以上の特定組合を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該構造改善事業計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、その年において同法第二条第一項に規定する繊維工業に属する事業で当該構造改善事業計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合、機械及び装置並びに工場の建物及びその附属設備（当該個人が、その年において、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の施行の日前に中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する特定業種であつた業種に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合に該当する場合には、これらの減価償却資産のうち当該承認の日以後に取得し、又は

製作し、若しくは建設したものに限る。）

第十三条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項に規定する適用年とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる年をいう。

一 前項第一号又は第三号に掲げる場合 同項第一号に規定する承認又は同項第三号に規定する認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年

二 前項第二号に掲げる場合 同号に規定する承認のあつた日の属する年から昭和五十三年までの各年

第十四条の見出し中「新築貸家住宅」を「新築貸家住宅等に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に、「同項」を「これらの項」に改め、「貸家住宅」の下に「又は店舗等」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する個人が、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、新築した中高層の店舗等併設住宅で政令で定めるものの店舗等（当該店舗等併設住宅の住宅以外の部分として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は当該店舗等併設住宅を新築して、当該店舗等併設住宅の店舗等を当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該店舗等（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第十一条又は第十二条の二の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額

は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該店舗等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の二百に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該店舗等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

3 第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける店舗等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十四条第二項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替へるものとする。

第十五条の見出し中「耐火建築物等」を「特定備蓄施設等」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和四十九年四月一日から

昭和五十一年三月三十一日までの間に、所有する昭和

昭和五十一年三月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、当該各号の下欄に掲げる建物及びその附属設備又は構築物（以下この条において「特定備蓄施設等」という。）で建設の後使用されたことのないものを取得し、又は当該特定備蓄施設等を建設して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該特定備蓄施設等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定備蓄施設等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定備蓄施設等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

三項」を「第十四条第四項及び第五項」に改める。

第二十條第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第二十條の二第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第二十條の三第二項中「又は昭和四十九年」を「昭和五十年」に改める。

第二十條の四第一項中「昭和五十年三月一日」を「昭和五十年七月十九日」に改め、同条第三項第二号中「昭和五十年二月二十九日」を「昭和五十年七月十八日」に改める。

第二十條の五第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、第二章第二節第二款同条の次に次の一条を加える。

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第二十條の六 青色申告書を提出する個人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年から昭和五十一年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く)において、同法第七条第一項に規定する特定施設(以下この条において「特定施設」という)の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につきその年において同法第七条第一項及び第二項の規定により金属鉱業事業団に鉱害防止積立金として積み立てた金額(同法第十条第二項又は第三項の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む)に相当する金額以下の金額を金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている個人が鉱害防止積立金の積立てをしていない特定施設について金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第四項に規定する鉱害防止事業を実施

する場合において、同法第九条の規定により当該特定施設に係る鉱害防止積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額(その日までこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ)のうちその取戻しをした鉱害防止積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 前項の取戻しをした場合以外の場合において、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第九条の規定により特定施設に係る鉱害防止積立金の全部又は一部の取戻しをした場合、その取戻しをした日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額のうちその取戻しをした鉱害防止積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額に算入する。

二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十条第二項又は第三項の規定により特定施設に係る鉱害防止積立金を有しないこととなつた場合、その有しないこととなつた日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額に算入する。

三 前項、前二号及び次項の場合以外の場合において金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該金属鉱業等鉱害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り

消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該金属鉱業等鉱害防止準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第十九条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第二十條第十二項から第十四項までの規定は、第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が金属鉱業等鉱害対策特別措置法第一条に規定する金属鉱業等を承継した場合について準用する。

第二十一条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第二十二條第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第二十五條第一項中個人が「個人が、昭和四十二年六月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に、昭和四十二年六月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に家畜取引法に「家畜取引法に「場合」を「場合又はその飼育した乳用雄牛(肉用牛のうち乳牛の雌から生産された雄牛で生産後一年未満のものをいう。以下この条において同じ)を政令で定める農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して売却した場合」に改め、同条第二項中「行なわれた」を行われ、又は乳用雄牛の売却が同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して行われ

たに改める。

第二十五條の二第二項第一号中「百分の二十三・六」を「百分の二十三・九」に、「百分の二十九・六」を「百分の三十四・一」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十三」を「百分の七十二」に、「三百万円をこえる」を「七百万円をこえる」に、「百分の六十六」を「百分の六十」に改め、同項第三号中「第四編第三章」の下に「第一節及び第三節」を加え、同条第四項中「一月以内」を「二月以内」に改め、同条第五項第二号中「三百万円」を「七百万円」に、「こえる」を「超える」に、「百分の三十六・七五」を「百分の四十」に改める。

第二十八條の見出し中「中小企業構造改善準備金」を「中小企業構造改善準備金」に改める。

第二十八條の二を次のように改める。

第二十八條の二 削除

第二十八條の三第一項中「行為」の下に「以下この項において「法令の制定等」という。」を加え、「国又は地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む)で政令で定めるもの」を「国若しくは地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む)又は残存事業者等(当該事業と同種の事業を営む者で当該法令の制定等があつた後においても引き続きその事業を営むもの及びその者が構成する団体をいう)の拠出した補償金で、政令で定めるもの」に改める。

第二十八條の五の見出し中「通貨調整後に取得した」を削り、同条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「昭和四十六年十二月二十日以後に行なつたこと」を削り、「有するもの」の下に「(以下この項において「長期外貨建債権」という。以下この項において「長期外貨建債権」を当該長期外貨建債権に改め、「金額の合計額」の下に「(次号において「期末換算債権金額」という。以下この項において「期末換算債権金額」を「部分の金額」に加えて「こえる」に改め、「部分の金額」の下に「又は物品の購入、役務の受入れ、金銭の

たに改める。

第二十五條の二第二項第一号中「百分の二十三・六」を「百分の二十三・九」に、「百分の二十九・六」を「百分の三十四・一」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十三」を「百分の七十二」に、「三百万円をこえる」を「七百万円をこえる」に、「百分の六十六」を「百分の六十」に改め、同項第三号中「第四編第三章」の下に「第一節及び第三節」を加え、同条第四項中「一月以内」を「二月以内」に改め、同条第五項第二号中「三百万円」を「七百万円」に、「こえる」を「超える」に、「百分の三十六・七五」を「百分の四十」に改める。

第二十八條の見出し中「中小企業構造改善準備金」を「中小企業構造改善準備金」に改める。

第二十八條の二を次のように改める。

第二十八條の二 削除

第二十八條の三第一項中「行為」の下に「以下この項において「法令の制定等」という。」を加え、「国又は地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む)で政令で定めるもの」を「国若しくは地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む)又は残存事業者等(当該事業と同種の事業を営む者で当該法令の制定等があつた後においても引き続きその事業を営むもの及びその者が構成する団体をいう)の拠出した補償金で、政令で定めるもの」に改める。

第二十八條の五の見出し中「通貨調整後に取得した」を削り、同条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「昭和四十六年十二月二十日以後に行なつたこと」を削り、「有するもの」の下に「(以下この項において「長期外貨建債権」という。以下この項において「長期外貨建債権」を当該長期外貨建債権に改め、「金額の合計額」の下に「(次号において「期末換算債権金額」という。以下この項において「期末換算債権金額」を「部分の金額」に加えて「こえる」に改め、「部分の金額」の下に「又は物品の購入、役務の受入れ、金銭の

たに改める。

第二十五條の二第二項第一号中「百分の二十三・六」を「百分の二十三・九」に、「百分の二十九・六」を「百分の三十四・一」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十三」を「百分の七十二」に、「三百万円をこえる」を「七百万円をこえる」に、「百分の六十六」を「百分の六十」に改め、同項第三号中「第四編第三章」の下に「第一節及び第三節」を加え、同条第四項中「一月以内」を「二月以内」に改め、同条第五項第二号中「三百万円」を「七百万円」に、「こえる」を「超える」に、「百分の三十六・七五」を「百分の四十」に改める。

第二十八條の見出し中「中小企業構造改善準備金」を「中小企業構造改善準備金」に改める。

第二十八條の二を次のように改める。

第二十八條の二 削除

第二十八條の三第一項中「行為」の下に「以下この項において「法令の制定等」という。」を加え、「国又は地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む)で政令で定めるもの」を「国若しくは地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む)又は残存事業者等(当該事業と同種の事業を営む者で当該法令の制定等があつた後においても引き続きその事業を営むもの及びその者が構成する団体をいう)の拠出した補償金で、政令で定めるもの」に改める。

第二十八條の五の見出し中「通貨調整後に取得した」を削り、同条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「昭和四十六年十二月二十日以後に行なつたこと」を削り、「有するもの」の下に「(以下この項において「長期外貨建債権」という。以下この項において「長期外貨建債権」を当該長期外貨建債権に改め、「金額の合計額」の下に「(次号において「期末換算債権金額」という。以下この項において「期末換算債権金額」を「部分の金額」に加えて「こえる」に改め、「部分の金額」の下に「又は物品の購入、役務の受入れ、金銭の

借入れその他これらに準ずる取引により生じた長期外貨建債務で、同日において有するもの（以下この項において「長期外貨建債務」という。）の同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額（次号において「期末換算債務金額」という。）に満たない場合のその満たない部分の金額（当該超過部分の金額と当該満たない部分の金額とがある場合には、これらの金額の合計金額）を加え、同項第二号を次のように改める。

二 長期外貨建債務残高のその年の十二月三十一日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高に係る期末換算債務金額に満たない場合のその満たない部分の金額又は長期外貨建債務残高の同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高に係る期末換算債務金額を超える場合のその超える部分の金額

第二十八条の五第二項中「行なわれる」を「行われる」に改め、「金銭債務」の下に「（外国為替の売買相場の変動による損失を生ずるおそれがないものその他の政令で定めるものを除く。）」を加え、同条第五項中「準備金の金額」の下に「のうち政令で定める金額」を加える。

の「の下に」に係る第一項の規定の適用」を加え、「適用しない」を「同項第一号中「百分の四十」とあるのは「百分の二十」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」とする」に改める。

第三十三條第一項第三号の三中「都市計画法」の下に「第五十二條の四第一項（同法第五十七條の五において準用する場合を含む。）又は」を加え、同項第八号中「建築基準法」の下に「昭和二十五年法律第二百一十一号」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十四條第一項中「若しくは第三十二條又は所得税法第三十三條」を「又は第三十二條に改め、又は第三十三條の規定により適用される所得税法第三十三條」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削り、同条第二項第二号中「地方公共団体」の下に「宅地開発公社」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十四條の二第二項中「若しくは第三十二條又は所得税法第三十三條」を「又は第三十二條に改め、又は第三十三條の規定により適用される所得税法第三十三條」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削り、同条第二項第一号中「都市計画法第八條第一項第一号の用途地域」に関する都市計画が定められた地域その他これに準ずる地域として政令で定める地域内において、「宅地開発公社」の下に「宅地開発公社」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十七條第一項の表の第十一号中「農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項」を「沖繩県の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「若しくは同法による住宅地区改良事業に準ずる事業として」を「又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で」に改め、同項第四号中「事業の用」を「ものの用」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に改め、昭和四十九年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

第二十九條第一項から第四項までの規定中「昭和四十九年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

第三十條第一項中「その控除した金額」の下に「又は山林所得を生ずべき業務につきその年において生じた同法第七十條第三項に規定する被災事業用資産の損失の金額」を加え、「当該金額」を「これらの金額」に改める。

第三十二條第三項中「第一項の規定は、及び第六号又は第七号ロ」を削り、「証明がされたも

の「の下に」に係る第一項の規定の適用」を加え、「適用しない」を「同項第一号中「百分の四十」とあるのは「百分の二十」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」とする」に改める。

第三十三條第一項第三号の三中「都市計画法」の下に「第五十二條の四第一項（同法第五十七條の五において準用する場合を含む。）又は」を加え、同項第八号中「建築基準法」の下に「昭和二十五年法律第二百一十一号」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十四條第一項中「若しくは第三十二條又は所得税法第三十三條」を「又は第三十二條に改め、又は第三十三條の規定により適用される所得税法第三十三條」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削り、同条第二項第二号中「地方公共団体」の下に「宅地開発公社」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十四條の二第二項中「若しくは第三十二條又は所得税法第三十三條」を「又は第三十二條に改め、又は第三十三條の規定により適用される所得税法第三十三條」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削り、同条第二項第一号中「都市計画法第八條第一項第一号の用途地域」に関する都市計画が定められた地域その他これに準ずる地域として政令で定める地域内において、「宅地開発公社」の下に「宅地開発公社」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十七條第一項の表の第十一号中「農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項」を「沖繩県の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「若しくは同法による住宅地区改良事業に準ずる事業として」を「又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で」に改め、同項第四号中「事業の用」を「ものの用」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に改め、昭和四十九年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

改め、同項第四号中「第四條第一項の届出に係る土地が同法を削り、同項に次の三号を加える。

七 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條の十二に規定する宅地等供給事業のうち同法第十條第五項第三号に掲げるもの又は中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）第二十二條第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で、その施行区域の面積が十ヘクタール以上であることその他政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものを用いて供するために買い取られる場合

八 生産緑地法（昭和四十九年法律第 号）第六條第一項に規定する生産緑地地区内にある土地が、同法第十一條第一項、第十二條第二項又は第十五條第二項の規定に基づき、地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合

九 国土総合開発法（昭和四十九年法律第 号）第三十三條第一項の規定により特別規制地域として指定された区域内の土地等が同法第二十二條第二項の規定により買い取られる場合

次に掲げる資産
イ 減価償却資産（ロに掲げるものを除く。）で所得税法の施行地にある事業の用に供されるもの
ロ 船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一條に規定する日本船舶に限る。次号において同じ。）

第三十七條第一項の表の第十一号中「農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項」を「沖繩県の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「若しくは同法による住宅地区改良事業に準ずる事業として」を「又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で」に改め、同項第四号中「事業の用」を「ものの用」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に改め、昭和四十九年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

改め、同項第四号中「第四條第一項の届出に係る土地が同法を削り、同項に次の三号を加える。

七 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條の十二に規定する宅地等供給事業のうち同法第十條第五項第三号に掲げるもの又は中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）第二十二條第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で、その施行区域の面積が十ヘクタール以上であることその他政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものを用いて供するために買い取られる場合

八 生産緑地法（昭和四十九年法律第 号）第六條第一項に規定する生産緑地地区内にある土地が、同法第十一條第一項、第十二條第二項又は第十五條第二項の規定に基づき、地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合

九 国土総合開発法（昭和四十九年法律第 号）第三十三條第一項の規定により特別規制地域として指定された区域内の土地等が同法第二十二條第二項の規定により買い取られる場合

又は同法第二十四條第一項の規定により特定総合開発地域として指定された区域内の土地が同法第二十九條第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合

第三十四條の三第一項中「若しくは第三十二條又は所得税法第三十三條」を「又は第三十二條に改め、又は第三十三條の規定により適用される所得税法第三十三條」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削る。

第三十五條第一項中「若しくは第三十二條又は所得税法第三十三條」を「又は第三十二條に改め、又は第三十三條の規定により適用される所得税法第三十三條」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削る。

第三十七條第一項中「第十二号」を「第十四号」に改め、「個人の事業の用」の下に「（同表の第十四号又は第十五号の下欄に掲げる船舶については、その個人の事業の用。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同項の表の第十二号の上欄中「こえて」を「超えて」に改め、同項の下欄を次のように改め、同表中同号を第十四号とする。

第三十七條第一項の表の第十一号中「農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項」を「沖繩県の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「若しくは同法による住宅地区改良事業に準ずる事業として」を「又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で」に改め、同項第四号中「事業の用」を「ものの用」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に改め、昭和四十九年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

次に掲げる資産
イ 減価償却資産（ロに掲げるものを除く。）で所得税法の施行地にある事業の用に供されるもの
ロ 船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一條に規定する日本船舶に限る。次号において同じ。）

第三十七條第一項の表の第十一号中「農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項」を「沖繩県の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「若しくは同法による住宅地区改良事業に準ずる事業として」を「又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で」に改め、同項第四号中「事業の用」を「ものの用」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に改め、昭和四十九年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

十一 公的資金による住宅の建設と併せて生活環境施設を整備することが必要であると認められる区域として政令で定めるところにより都道府県知事が指定した区域（既

成市街地等内において指定されたものに限る。内にある
木造の貸家住宅（その附属設備を含む）、当該住宅の敷
地の用に供されている土地等又はこれらの資産に係る構
築物で、当該区域内における生活環境施設の整備に関す
る事業の用に供するため地方公共団体に対して譲渡をさ
れるもの

第三十七条第一項中の表中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同
表の第六号中「第八号」を「第九号」に改め、同表中同号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え
る。

六 次に掲げる区域（以下この号において「航空機騒音障害 区域」という。）内にある土地等、建物又は構築物 イ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の 防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区 域 ロ 防衛施設周辺の整備等に関する法律第五条第一項の 規定により防衛施設庁長官が指定した区域	航空機騒音障害区域以外の地域 内にある第一号の下欄のイ又は ロに掲げる資産
--	---

第三十七条第一項の表に次の一号を加える。

十五 船舶

船舶

第四十条第一項中「に係る財産が当該事業の用に
供される」を「が教育又は科学の振興、文化の向上、
社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく
寄与する」に改め、同条第二項中「供されないこ
と」を「供されないこととなつたとき」に、「が前項
に規定する要件に該当しないこととなつた」を「に
つき政令で定める事実が生じた」に改める。

「第四十一条の七及び第四十一条の八 削除」を
削る。

第四十一条の六第三項中「第四十一条の四第一
項」を「第四十一条の五第一項」に改め、同条第五
項中「第四十一条の三第一項及び第四十一条の四
第一項」を「第四十一条の三、第四十一条の四第一
項及び第四十一条の五第一項」に改め、第二章第
五節中同条を第四十一条の七とする。

第四十一条の五第一項中「第四十一条の二第二
項の規定による住宅貯蓄契約」を「財形住宅貯蓄契

第一項」を「第四十一条の五第一項」に改め、同条
を第四十一条の五とする。

第四十一条の三第一項中「昭和四十九年十二月
三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に、
「その積立て等が積立期間七年をこえる住宅貯蓄
契約に基づいて行なわれる場合には、積立期間の
初日の属する年以後七年以内において行なわれ
る」を「積立期間の初日の属する月の初日以後七年
（長期財形住宅貯蓄契約に基づいて行なわれる積
立て等にあつては、十年）以内において行なわれる」
に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「こ
える」を「超える」に改め、同号を同項第三号とし、
同項第一号中「第四条の二第一項に規定する勤勞
者財形貯蓄契約」を「長期財形住宅貯蓄契約以外の
財形住宅貯蓄契約」に、「こえる」を「超える」に改
め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号
を加える。

一 当該住宅貯蓄契約が長期財形住宅貯蓄契約
に該当する場合、その年中に積立て等をした
金額の百分の八に相当する金額（その金額が
四万円を超える場合には、四万円）

第四十一条の三第二項中「第四十一条の六第一
項」を「第四十一条の七第一項」に改め、同条第三
項中「第四十一条の二第四項」を「第四十一条の三
第六項」に改め、同条第四項中「第四十一条の三第
一項」を「第四十一条の四第一項」に改め、同条を
第四十一条の四とする。

第四十一条の二第二項各号列記以外の部分を次
のように改める。

この款において「住宅貯蓄契約」とは、一般貯
蓄契約で住宅の用に供する家屋又はその敷地の
取得を目的とするもののうち、次に掲げる要件
を満たすもの及び財形住宅貯蓄契約をいう。

第四十一条の二第二項第三号中「こえる」を「超
える」に、「次項第二号」を「第三項第二号」に改め、
同項第六号中「若しくは貸付金の返済」を「貸付
金の返済若しくは賦払」に改める。

第四十一条の二第四項を同条第六項とし、同条

第三項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を
加える。

4 この款において「長期財形住宅貯蓄契約」と
は、財形住宅貯蓄契約のうち七年以上の期間に
わたつて積立て等をするものであることの要件
を満たすものをいう。

第四十一条の二第二項中「住宅貯蓄契約には」を
「この款において「財形住宅貯蓄契約」とは」に、
「含むものとする」を「いう」に改め、同項第一号中
「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項第二
号を次のように改め、同項第三号中「頭金の支払」
の下に「貸付金の返済若しくは賦払」を加え、同
項を同条第三項とする。

二 住宅の用に供する家屋及びその敷地の取得
のための対価から頭金を控除した残額に該当
する金額は、次に掲げる方法のうちいずれか
の方法により支払うものであること。

イ 当該勤勞者財産形成貯蓄契約を締結した
第四条の二第一項に規定する勤勞者に係る
同項に規定する賃金の支払者又は当該支払
者が構成員となつてゐる勤勞者財産形成促
進法第九条第一項第一号に規定する事業主
団体（当該勤勞者が国家公務員、地方公務
員又は公共企業体の職員である場合には、
同法第十五条第二項に規定する共済組合
等。以下この号において「支払者等」とい
う。）から第一項第四号に掲げる要件を満た
す貸付けを受けて支払う方法

ロ 貯蓄取扱機関から、又はそのあつせんに
より金融機関から第一項第四号に掲げる要
件を満たす貸付けを受けて支払う方法

ハ 支払者等及び貯蓄取扱機関から第一項第
四号に掲げる要件を満たす貸付けを受けて
支払う方法

ニ 支払者等から及び貯蓄取扱機関のあつせ
んにより金融機関から第一項第四号に掲げ
る要件を満たす貸付けを受けて支払う方法

ホ 当該家屋又はその敷地を支払者等又は貯

蓄取扱機関から取得する場合には、当該支払者等又は貯蓄取扱機関に対し第一項第四号に掲げる要件を満たす賦払の方法により支払う方法

第四十一条の二第二項の次に次の一項を加え、同条を第四十一条の三とする。

2 前項に規定する一般貯蓄契約とは、次に掲げる契約で第四十条の二第二項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に該当しないものをいう。

一 地方住宅供給公社と締結した地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十一条第二項に規定する住宅の積立分譲に関する契約

二 住宅金融公庫と締結した住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十七条の三第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約

三 沖縄振興開発金融公庫と締結した沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十七条第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約

四 日本住宅公団と締結した日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第四十九条第二項に規定する特別住宅債券又は宅地債券の購入に関する契約

五 宅地開発公団と締結した宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)第三十四条第二項に規定する宅地債券の購入に関する契約

六 金融機関その他預貯金の受入れをする者で政令で定めるものと締結した政令で定める預貯金の預入、合同運用信託(貸付信託を除く)の信託又は貸付信託の受益証券若しくは公社債の購入に関する契約

七 政令で定める保険会社と締結した生命保険契約又は損害保険契約で保険期間の満了後に満期保険金又は満期返戻金を一時に支払う旨の定めのあるもの

第四十一条第一項中「二万円」を「三万円」に、「こ

える」を「超える」に改め、第二章第五節第一款中同条の次に次の一条を加える。

(年末調整に係る住宅取得控除)

第四十一条の二 前条第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税につき同項の規定の適用を受けた居住者が、同日の属する年の翌年又は翌々年に所得税法第百九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等の支払を受けるべき場合において、この項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書に第五項の規定により交付された証明書を添付して、これをその給与等の支払者を経由してその給与等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出したときは、その年のその給与等に対する同法第九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から前条第一項の規定により控除される金額に相当する金額(当該申告書に記載された金額に限るものとし、当該金額が当該税額を超える場合には、当該税額に相当する金額とする。)を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する申告書は、同項の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに提出しなければならない。

3 第一項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六章まで(源泉徴収)及

び租税特別措置法第四十一条の二第二項(年末調整に係る住宅取得控除)」とする。

二 所得税法第百二十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の二第二項(年末調整に係る住宅取得控除)」の規定により控除される金額との合計額」とする。

5 税務署長は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税につき同項の規定の適用を受けた居住者からその適用に係る金額その他の事項についての証明書の交付の申請があつた場合には、これを交付しなければならぬ。

第二章第六節中第四十一条の九の前に次の一条を加える。

(山林を現物出資した場合の納期限の特例)

第四十一条の八 個人が、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年十二月三十一日までの間(以下この条において「指定期間」という。)に、その有する山林で第三十条の二第二項に規定する森林の施業に関する計画(以下この条において「施業計画」という。)が定められているものを法人の設立のために出資した場合において、その出資した日の属する年の十二月三十一日までに当該法人の当該山林に係る施業計画が定められているとき又は当該年の翌年一月一日からその出資した日以後一年を経過する日までの間(次項において「計画作成期」という。)に当該法人の当該山林に係る施業計画が定められる見込みである旨を当該個人が大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に届け出たときは、当該出資の日(以下この条において「出資の日」という。)の属する年分の所得税法第百二十条第一項の規定による申告書の提出により同法第百二十八条に規定する第三期において納付すべき所得税の額のうち、当該出資した山林に係る山林所得の金額に対応する部分の金額と

して政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税(以下この条において「納期限延長分の所得税」という。)については、当該申告書の提出期限までに当該納期限延長分の所得税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第百二十八条の規定にかかわらず、当該個人の死亡によりその相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)が相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過する日まで、その納期限を延長する。ただし、その死亡の日前において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日から二月を経過する日まで、当該期限を延長する。

一 当該山林の出資により取得した株式若しくは出資に係る持分の譲渡若しくは贈与又は当該法人の資本若しくは出資の減少若しくは株式の消却(金銭その他の資産の交付を伴うものに限る。)により当該個人の有する当該株式又は持分に対応する部分の資本の金額又は出資金額(以下この条において「株式対応資本金額」という。)の減少があつた場合において、当該減少した金額(当該減少の時にこれら事由により当該個人の株式対応資本金額等の減少があつた場合には、当該減少した金額を加算した金額)が、当該山林の出資の時にあつた当該個人の株式対応資本金額等の百分の二十に相当する金額を超えるとき。その事実が生じた日

二 当該個人が当該法人から退社又は脱退をした場合。その事実が生じた日

三 当該法人が解散(合併による解散を除く。)をした場合。その事実が生じた日

四 当該法人の施業計画について政令で定める事情が生じた場合。その事情が生じた日

前項の届出をした個人に係る同項の法人の山林につき計画作成期期間内に施業計画が定められた場合において、当該個人が、大蔵省令で

定めるところにより、当該法人からその旨の通知を受けて、当該期間の末日から二月を経過する日まで、これを同項に規定する税務署長に届け出なかつたとき又は当該山林につき計画作成期前期限内に施業計画が定められなかつた場合には、同項の規定にかかわらず、同日をもつて同項の規定による納期限とする。

3 第一項の規定の適用に係る山林の全部又は一部につき同項に規定する死亡の日（同日前に同項各号に規定する事実が生じた場合には、当該各号に掲げる日）の属する年の前年十二月三十一日以前に同項の法人による譲渡（伐採を含む。）又は贈与があつた場合には、納期限延長分の所得税の額のうちその年中に当該譲渡又は贈与があつた山林に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税については、同項の規定にかかわらず、当該譲渡又は贈与があつた日の属する年の翌年三月十五日（同項の出資をした日の属する年中にされた当該譲渡又は贈与に係る所得税にあつては、その年の翌々年三月十五日）をもつて同項の規定による納期限とする。

4 第一項の規定は、同項の出資をした日の属する年分の所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書に、第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該出資に係る山林の明細及び納期限延長分の所得税の額の計算に関する明細を記載した書類その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 第一項から前項までの規定は、第一号に掲げる場合における同号に掲げる所得税の納期限の延長について、第一項から第三項までの規定は、第二号に掲げる場合における同号に掲げる所得税の納期限の延長について、それぞれ準用する。

一 指定期間内に、その有する山林で施業計画が定められているものを法人の設立のために出資した個人が、その出資をした日の属する

年の翌年一月一日からその出資をした日の属する年分の所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡し、又は同日の属する年の中途において死亡した場合において、当該個人の相続人（当該山林の出資に係る株式又は出資のうち民法第九百条から第九十二条までの規定による相続分によりあつて計算した株数又は口数以上の株数又は口数の株式又は出資をその相続又は包括遺贈により取得した者に限る。以下この条において「特例対象相続人」という。）が当該個人の当該年分の所得税につき所得税法第二百二十四条第一項（同法第二百五条第五項において準用する場合を含む。）又は第二百二十五条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出したとき、当該個人に係る当該年分の同法第二百二十九条に規定する所得税の額で当該特例対象相続人に係るもののうち、その出資した山林に係る山林所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税

二 第一項（この項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けていた個人が死亡した場合において、当該個人の特例対象相続人が相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過する日までに、この項の規定の適用を受ける旨を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を第一項に規定する税務署長に提出したとき、当該個人の納期限延長分の所得税（既に第三項（この項において準用する場合を含む。）の規定により納期限の到来したものを除く。次項及び第八項において同じ。）のうち当該特例対象相続人に係るもの（前項において準用する第一項の規定の適用を受ける特例対象相続人が、相続又は包括遺贈に係る財産の分割があつたことにより特例対象相続人に当該しないこととなつた場合には、当該

特例対象相続人に係る納期限延長分の所得税については、同項の規定にかかわらず、その該当しないこととなつた日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納期限とする。

7 第一項（第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける個人は、第一項（第五項において準用する場合を含む。）の規定による納期限がまだ確定していない間、第一項の申告書又は第五項第一号の申告書若しくは同項第二号の書類の提出期限の翌日から起算して毎三年を経過する日の日（その日がその年三月十五日以前であるときは、同日とし、三月十五日以後であるときは、翌年三月十五日とする。）までに、政令で定めるところにより、引き続き第一項（第五項において準用する場合を含む。）以下の条において同じ。）の規定の適用を受けたい旨を記載した書類その他の書類を第一項に規定する税務署長に提出しなければならぬ。

8 前項の書類が同項に規定する期限までに提出されなかつた場合には、当該期限までにその提出がなかつたことについて税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合を除き、納期限延長分の所得税については、第一項の規定にかかわらず、当該期限をもつて同項の規定による納期限とする。

9 第一項の場合において、個人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項の規定による納期限を繰り上げるこ

10 第一項の規定による納期限の延長があつた場合における納期限延長分の所得税に係る国税徴収法第二十条第十号に規定する法定納期限については、同号の規定にかかわらず、当該所得税につき第一項の規定を適用しないものとした場合における所得税法第二百二十八条（第五項第一号の場合にあつては、同法第二百二十九条）の規定に

よる納付の期限をもつて当該納期限とする。

11 第七項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する法人に対し同項の個人が山林以外の財産の出資をした場合又は当該法人が合併した場合には、同項第一号に規定する譲渡又は贈与の有無の判定、特例対象相続人につき同項に規定する事実が生じたかどうかの判定についての特例、当該法人が第三項に規定する譲渡又は贈与をした場合における税務署長及び山林を出資した個人に対する通知その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

「第一節 法人税率等の特例」を「第一節 配当等に充てた所得に係る法人税率の軽減等の特例」に改める。

第四十二条を削る。

第四十二条の二第一項中「こえる」を「超える」に、「百分の二十八」を「百分の三十」に、「三百万円」を「七百万円」に改め、同条第二項中「三百万円」を「七百万円」に改め、同条第三項中「第四十二条の二第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十二条の三を第四十二条の二とする。

第四十二条の四第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「こえる」を「超える」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改め、同条第六項中「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改め、第三章第一節の二中同条を第四十二条の三とする。

第四十三条第一項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項の表の第四号中「労働災害」を「火災による人身の被害又は労働災害」に、「設備」を「減価償却資産」に改め、同表第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同表の第十一号中「大都市」の下に「人口の集中その他の状況がこれに類する都市を含む。」を加え、同号を同表の第十二号とし、同表中第十号を第十一号とし、第六号から第九号まで

を一号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機 当該機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要 なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 備

第四十五條第一項の表の第二号中「指定された 地区」の下に「のうち政令で定める地区」を加える。

第四十五條の二第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、 「第四十九條第一項、第五十一條、第五十一條の二」を削る。

第四十五條の三第一項各号列記以外の部分中 「各事業年度(第一号に規定する承認又は第二号に 規定する認定のあつた日を含む事業年度からその 事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含 む事業年度までの各事業年度に限る。)」を「適用 事業年度に」、「当該事業年度に」、「当該適用事業 年度に」、「第四十八條から第五十一條の二まで」を「第 四十七條から第四十九條まで若しくは第五十一條」 に改め、同項第一号中「各事業年度を適用事業 年度に」、「当該計画を計画に」、「当該事業年度」 を「当該適用事業年度に」改め、「特定業種」の下に「当該特定業種のうち繊維工業構造改善臨時 措置法第二條第一項に規定する繊維工業に該当す る業種を除く。」を加え、同項第二号中「各事業年 度」を「適用事業年度に」、「昭和四十九年三月三十 一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「当該事 業年度」を「当該適用事業年度に」改め、同号を同 項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 当該法人が、適用事業年度終了の日におい て繊維工業構造改善臨時措置法第七條第一項 に規定する中小企業者で昭和四十九年四月一 日から昭和五十一年三月三十一日までの間に 同法第四條第一項に規定する構造改善事業計 画(同項に規定する設備の近代化及び生産又は 経営の規模又は方式の適正化に関する事業 について計画が定められているものに限る。) に係る同条第一項又は第二項の承認を受けた

同条第二項第一号に規定する特定組合(以下 この号において「特定組合」という。)の構成員 (当該特定組合が二以上の特定組合を会員と する法人である場合には当該法人を直接又は 間接に構成する会員の構成員とし、これらの 者のうち当該構造改善事業計画を実施する者 として政令で定めるものに限る。)であるもの に該当し、かつ、当該適用事業年度において 同法第二條第一項に規定する繊維工業に属す る事業で当該構造改善事業計画に係るものを 主として営む場合として政令で定める場合 機械及び装置並びに工場用の建物及びその附 属設備(当該法人が、当該適用事業年度にお いて、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一 部を改正する法律の施行の日前に中小企業近 代化促進法第五條の二第一項に規定する特定 業種であつた業種に属する事業を主として営 む場合として政令で定める場合に該当する場 合)には、これらの減価償却資産のうち当該承 認の日以後に取得し、又は製作し、若しくは 建設したものに限る。

第四十五條の三第二項中「前項を第一項に改 め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一 項を加える。

2 前項に規定する適用事業年度とは、次の各号 に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事 業年度をいう。

一 前項第一号又は第三号に掲げる場合 同項 第一号に規定する承認又は同項第三号に規定 する認定のあつた日を含む事業年度からその 事業年度開始の日以後五年を経過した日の前 日を含む事業年度までの各事業年度

二 前項第二号に掲げる場合 同号に規定する

承認のあつた日から昭和五十四年三月三十一 日までの期間内に終了する各事業年度

第四十六條第一項中「第四十八條から第四十九 條まで」を「第四十七條から第四十九條まで若し くは」に改め、「若しくは第五十一條の二」を削る。

第四十六條の二を削る。

第四十七條の見出し中「新築貸家住宅」を「新築 貸家住宅等」に改め、同条第二項中「前項を前二 項に」、「同項をこれらの項に改め、「ただし」 の下に、「第一項に規定する貸家住宅に係る同項 の規定の適用については」を加え、同項を同条第 三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 青色申告書を提出する法人が、昭和四十九年 四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの 間に、法人税法の施行地において、新築した中 高層の店舗等併設住宅で政令で定めるものの店 舗等(当該店舗等併設住宅の住宅以外の部分とし て政令で定めるものをいう。以下この項にお いて同じ。)を取得し、又は当該店舗等併設住宅 を新築して、当該店舗等併設住宅の店舗等を当 該法人の事業の用に供した場合に、その事業 の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業 年度の当該店舗等(当該事業年度における償却 額の計算に關し第四十三條、第四十五條又はこ れらの規定に係る第五十二條の四第一項の規定 の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、 その事業の用に供した日以後五年以内でその用 に供している期間に限り、同法第三十一條第一 項の規定(第五十二條の三の規定の適用を受け る場合には、同条の規定を含む。)にかかわら ず、当該店舗等の普通償却限度額(第五十二條

の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一 項に規定する政令で定める金額)と特別償却限 度額(当該普通償却限度額の百分の百に相当す る金額をいう。)との合計額(第五十二條の三の 規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規 定する特別償却不足額に相当する金額を加算し た金額)とする。

第四十八條を次のように改める。

(特定備蓄施設等の増増償却)

第四十八條 青色申告書を提出する法人で次の表 の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄 に掲げる期間内に、法人税法の施行地におい て、当該各号の下欄に掲げる建物及びその附属 設備又は構築物(以下この項において「特定備蓄 施設等」という。)で建設の後使用されたことの ないものを取得し、又は当該特定備蓄施設等を 建設して、これを当該法人の事業の用に供した 場合には、その事業の用に供した日以後五年以 内の日を含む各事業年度の当該特定備蓄施設等 の償却限度額は、その事業の用に供した日以後 五年以内でその用に供している期間に限り、同 法第三十一條第一項の規定(第五十二條の三の 規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該特定備蓄施設等の普通 償却限度額(第五十二條の三の規定の適用を受け る場合には、同条第一項に規定する政令で定 める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限 度の二分の一に相当する金額をいう。)との合計 額(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合 には、同条第一項に規定する特別償却不足額に 相当する金額を加算した金額)とする。

法 人 期 間 資 産

法	人	期	間	資	産
一 石油業法(昭和三十一年法律第二百二十八号)第 二條第四項に規定する石油精製業を営む法人又は 石油の貯蔵の業務を専ら当該法人の委託を受 けて行つた法人(これらの法人のうち原油の備蓄		昭和四十九年四月 一日から昭和五十 一年三月三十一日ま で		石油貯蔵施設でその 設置をすることが原 油の備蓄を増強する ために緊急に必要な	

に著しく寄与するものとして政令で定めるものに限る。

二 倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供する倉庫用の建物及びその附属設備で、政令で定めるものを事業の用に供する法人

三 穀物用サイロで政令で定めるものを事業の用に供する法人

四 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第三条第二号に規定するトラックターミナル事業を営む法人

ものとして政令で定めるもの

昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで

当該穀物用サイロ

昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで

昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで

同法第二条第四項に規定するトラックターミナルの荷扱場並びに荷扱場の建物及びその附属設備で、政令で定めるもの

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十八条の二を削る。

第四十九条第一項中「政令で定めるもの」の下に「(第四十三条から第四十五条の二まで又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加える。

第五十一条を削る。

第五十一条の二の見出しを「中小企業構造改善等事業用共同施設の特別償却」に改め、同条第一項中「第五十六条の三第一項の下請中小企業振興準備金」を「第五十六条の二第一項の中小企業振興準備金」を「特定下請組合」を「特定組合」に、「振興事業計画に定める同項に規定する」を「事業計画に定める」に改め、同条第二項中「第四十五条」を「第四十五条の二」に、「前条」を「第四十九条」に改め、同条第三項中「第五十六条の三第二項」を「第五十六条の二第二項」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十一条の三を第五十一条の二とする。

第五十二条の見出しを「鉱工業技術研究組合」を「鉱工業技術研究組合等」に改め、同条第一項中「支出した場合」の下に「又は繊維工業構造改善臨時措置法第四条第一項に規定する構造改善事業計画(同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)」に係る同条第一項若しくは第二項の承認を受けた同条第一項第一号に規定する特定組合に対し、同法第七条第二項に規定する負担金を支出した場合」を加える。

第五十二条の二第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認められる場合において、当該明細書の提出があつたと

きは、この限りでない。

第五十二条の三中「第五十一条の二」を「第五十一条」に改める。

第五十二条の四第一項中「第五十一条の二」を「第五十一条」に改め、同条第三項中「あるとき」を「第四十三条の二又は第四十五条の三から第四十九条までの規定に係るものであるときに」、「第一項の」を「これらの規定に規定する」に、「同項」を「第一項」に改める。

第五十三条第二項中「補助原材料その他のたな卸資産の下に」に区分し、同号の有価証券のうち上場株式以外の有価証券については、当該有価証券を株式とその他の有価証券とを加える。

第五十四条第一項中「こえる」を「超える」に、「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第五十五条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第五十六条の二の見出しを「(中小企業構造改善等準備金等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるもの(以下この条において「特定組合」

法 人

一 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第二条第三項に規定する特定組合(次号の適用を受ける同号に規定する特定下請組合に該当するもの及び第三号の適用を受ける同号に規定する協同組合等に該当するものを除く。)

二 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)第五条第一項に規定する特定下請組合(次号の適用を受ける同号に規定する協同組合等に該当するものを除く。)

三 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第 号)第三条第一項に規定する協同組合等

計 画

同法第十八条第一項の承認に係る中小企業構造改善事業計画

同項の承認に係る下請中小企業振興事業計画

同項の認定に係る伝統的工芸品産業に関する振興計画

準備金

中小企業構造改善準備金

下請中小企業振興準備金

伝統的工芸品産業振興準備金

第五十六條の三を次のように改める。

(金屬鈹業等鈹害防止準備金)

第五十六条の三 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第七条第一項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき当該事業年度において同法第七条第一項及び第二項の規定により金属鉱業事業団に鉱害防止積立金として積み立てた金額（同法第十条第二項又は第三項の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第一類第五号

大蔵委員会議録第十二号 昭和四十九年二月二十七日

置法第二條第四項に規定する鉅害防止事業を実施する場合において、同法第九条の規定により当該特定施設に係る鉅害防止積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定施設に係る金屬鉅業等鉅害防止準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により益となつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした鉅害防止積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

[illegible]

第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 前項の取戻しをした場合以外の場合において

て、金屬鉍業等鉍害対策特別措置法第九条の規定により特定施設に係る鉍害防止積立金の全部又は一部の取戻しをした場合、その取戻しをした日における当該特定施設に係る金屬鉍業等鉍害防止準備金の金額のうちその取戻しをした鉍害防止積立金の額に相当する金額を、金屬鉍業等鉍害対策特別措置法第十条の規

定により特定施設に係る飲害防止積立金を有

しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における金属

鉱業等鉱害防止準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合にお

いて金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該

金、銀、銅、鉄等の金属の採取に要する金額

第一項の金屬鉱業等鉱害防止準備金を積み立

て、提出している法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨消され、又は青色申告書による申告をやめる旨

た日が青色申告書による申告をやめた事業年度

終了の日後である場合には、同日)における金庫
 勘繰等駄害防止準備金の金額は、政令で定める
 ところにより、その日を含む事業年度から当該事
 業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を

占む事業年度までの各事業年度の所得の金額の

計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該金属鉱業等鉱害防止準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

第五十三條第六項の規定は、第二項の規定を

適用する場合について準用する。

第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の金屬鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

第五十六條の四第一項中「第八号」を「第九号」に

第五十六條の五第一項中「第九号」を「第十号」に
める。
第五十六條の六第一項中「第十一号」を「第十二

に改める。

第五十六条の八第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め

「日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め

第五十六條の十一第一項中「昭和四十九年三月十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「百分の七十」を「百分の五十」に、「百分の二十五」を

年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」

に改める。

第五十六條の十二第二項中「昭和五十年三月三日」を「昭和五十年七月十九日」に、「昭和五十年三月二日」を「昭和五十年七月二十日」に改め、同条第三項第二号中「昭和五十一年二月二十九日」を「昭和五十一年七月十八日」に改める。

第五十七條第二項中「昭和四十九年三月三十一

日」を昭和五十年三月三十一日」に改める。
第五十七条の四第一項中「昭和二十二年法律第百三十二号」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第五十七條の七中「こえる」を「超える」に一照

和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第五十八条第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「こえる」

を「超える」に改める。

第五十八條の二第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第六十二條第一項中「千分の二・五」を「千分の

「に」「こえる」を「超える」に改める

第六十三條第一項中第四十二條の第二項を「第四十二條第一項」に改め、同条第三項第三号中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「第六十

五条の四」を第六十五條の五」に、一第六十五條の

六から第六十五条の八まで」を第六十五條の七から第六十五條の九までに、「第六十五條の五」を第六十五條の六に、「第六十五條の六第四項」を第六十五條の七第四項に、「第六十五條の七」を

「第六十五條の八」に改め、同條第六項第二号中

「第四十二條の四」を「第四十二條の三」に改める
第六十四條第一項第三号の三中「都市計画法」の
下に「第五十二條の四第一項（同法第五十七條の五
において準用する場合を含む。）又は」を加え、同

条第六項中「第五十一條の二」を「第五十一條」に改める。

第六十五條の三第一項中「次条」を「以下この款に、「この条及び次条」を「この款」に、「こえ」を「超える」に、「こえ」を「超え」に、「第六十五條の六から第六十五條の八まで」を「第六十五條の七から第六十五條の九まで」に改め、同項第一号中「地方公共団体」の下に「宅地開発公団」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第六十五條の四第一項中「こえ」を「超える」に、「こえ」を「超え」に、「第六十五條の六から第六十五條の八まで」を「第六十五條の七から第六十五條の九まで」に改め、同項第一号中「都市計画法第八條第一項第一号の用途地域に関する都市計画が定められた地域その他これに準ずる地域として政令で定める地域内において、」を削り、「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、「行なう当該地域の用途の区分に応じた一団地（その面積が十ヘクタール以上のものに限る。）の宅地造成のため」を「行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業の用に供するために」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に、「場合又は」を「場合」に、「若しくは同法による住宅地区改良事業に準ずる事業として」を「又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で」に、「事業の用」を「ものの用」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に、「昭和四十九年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改め、同項第四号中「第四條第一項の届出に係る土地が同法」を削り、同項に次の三号を加える。

七 農業協同組合法第十條の十二に規定する宅地等供給事業のうち同法第十條第五項第三号に掲げるもの又は中小企業振興事業団法第二十條第一項第二号に規定する中小企業構造の次に掲げる資産

イ 減価償却資産（ロに掲げるものを除く。）で法人税法の施行地にある事業の用に供されるもの
ロ 船舶（船舶法第一條に規定する日本船舶に限る。次号において同じ。）

高度化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で、その施行区域の面積が十ヘクタール以上であることその他政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合

八 生産緑地法第六條第一項に規定する生産緑地地区内にある土地が、同法第十一條第一項、第十二條第二項又は第十五條第二項の規定に基づき、地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合

九 国土総合開発法第十三條第一項の規定により特別規制地域として指定された区域内の土地等が同法第二十條第二項の規定により買い取られる場合又は同法第二十四條第一項の規定により特定総合開発地域として指定された区域内の土地が同法第二十九條第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合

第六十五條の八中「第六十五條の六第一項」を「第六十五條の七第一項」に改め、第三章第六節第四款中同条を第六十五條の九とする。

第六十五條の七第一項中「当該各号の上欄に掲げる資産を当該各号の上欄ごとに区分し、当該区分ごとに、当該及び（当該区分ごとの当該資産が二以上あるときは、その対価の額の合計額）を削り、同条を第六十五條の八とする。

第六十五條の六第一項中「法人の事業の用」の下に（同表の第十四号又は第十五号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用。以下この条及び次条において同じ。）を加え、同項の表の第十二号の上欄中「こえ」を「超えて」に改め、同号の下欄を次のように改め、同表中同号を第十四号とする。

第六十五條の六第一項の表の第十一号中「農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項を「沖縄県の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項」に、「又はを若しくは」に改め、「農用地区域等内にある土地等」の下に「又は土地改良法第八十七條の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地の区域内にある土地等」を加え、同表中同号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 公的資金による住宅の建設と併せて生活環境施設を整備することが必要であると認められる区域として政令で定めるところにより都道府県知事が指定した区域（既成市街地等内において指定されたものに限る。）内にある木造の貸家住宅（その附属設備を含む）、当該住宅の敷地の用に供されている土地等又はこれらの資産に係る構築物で、当該区域内における生活環境施設の整備に関する事業の用に供するため地方公共団体に対して譲渡をされるもの

第六十五條の六第一項の表中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第六号中「第八号」を「第九号」に改め、同表中同号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 次に掲げる区域（以下この号において「航空機騒音障害区域」という。）内にある土地等、建物又は構築物

イ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九條第一項に規定する第二種区域
ロ 防衛施設周辺の整備等に関する法律第五條第一項の規定により防衛施設庁長官が指定した区域

第六十五條の六第一項の表に次の一号を加える。

十五 船舶

船舶

第六十五條の六第七項中「第五十一條の二」を「第五十一條」に改め、同条第十項第二号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同項第三号ロ中「当該事業年度における」を削り、「当該事業年度において譲渡をした当該資産が二以上ある場合には、これらの資産の当該譲渡により取得した対価の額の合計額とし、当該事業年度において」を「既に」に、「とする」を「次条第一項において同じ」に改め、

同項第四号を次のように改め、同条を第六十五條の七とする。
四 「差益割合」とは、当該事業年度において譲渡をした第一項の表の上欄に掲げる資産の当該譲渡に係る対価の額のうちに、当該対価の額から当該資産の譲渡直前の帳簿価額（当該譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額）を控除した金額の占める

割合をいう。

第六十五條の五中「第六十五條の第三項」の下に、「第六十五條の第四項」を加え、「こえる」を「超える」に改め、第三章第六節第三款中同条を第六十五條の六とする。

第三章第六節第二款中第六十五條の四の次に次の一条を加える。

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五條の五 農地法第二條第七項に規定する農業生産法人の有する土地等が農業振興地域の整備に関する法律第二十三條第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合に該当することとなつた場合において、当該農業生産法人が当該譲渡することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産(以下この項において「交換取得資産」という。)の価額(当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額)が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該農業生産法人が当該事業年度のうちに同一の年に属する期間中にその譲渡することとなつた土地等のいずれについても第六十五條の七から第六十五條の九までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と二百五十万円(当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額)とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事

業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等による損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 第六十五條の第三項及び第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、準用する。

第六十六條第一項第六号中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同項第八号中「行なう」を「行う」に、「同法第四條に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年以内」を「昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間」に改める。

第六十六條の三第一項第三号及び第四号中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第六十六條の五の見出し中「鉱工業技術研究組合」を「鉱工業技術研究組合等」に改め、同条第一項中「鉱工業技術研究組合(清算中のものを除く。)」が、鉱工業技術研究組合法第十三條第一項の規定により同法第三條第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産を、法人(清算中のものを除く。)で次の各号に掲げるものが、当該各号に掲げる資産に、「こえる」を「超える」に改め、同項に次の各号を加える。

一 鉱工業技術研究組合 鉱工業技術研究組合法第十三條第一項の規定により同法第三條第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産

二 繊維工業構造改善臨時措置法第四條第一項第一号に規定する特定組合 同条第一項又は第二項の承認に係る構造改善事業計画において定められている同条第一項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十七條の三第一項中「場合」の下に「又はその飼育した乳用雄牛(肉用牛のうち乳牛の雌から生産された雄牛で生産後一年未満のものをいう。以下この条において同じ。)」を政令で定める農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して売却した場合を加え、同条第二項中「行なわれ」を「行われ、又は乳用雄牛の売却が同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して行われた」に改める。

第六十七條の四第一項中「行為」の下に「(以下この項において「法令の制定等」という。)」を加え、「国又は地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む。)」で政令で定めるものを「国若しくは地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む。)」又は残存事業者等(当該事業と同種の事業を営む者で当該法令の制定等があつた後においても引き続きその事業を営むもの及びその者が構成する団体をいう。の)の拠出した補償金で、政令で定めるもの」に改め、同条第六項中「第五十一條の二」を「第五十一條」に改める。

第六十八條の二の見出し中「通貨調整後に取得した」を削り、同条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、「残額」の下に「(当該事業年度終了の日において、前条第四項又は第六項の規定の適用があつた後の同条第四項に規定する繰越控除残額があるときは、当該繰越控除残額のうち政令で定める金額を控除した金額)」を加え、同項第一号中「昭和四十六年十二月二十日以後に行なつたことを削り、」有するもの」の下に「(以下この項において「長期外貨建債権高」という。)」を加え、「当該長期外貨建債権」を「当該長期外貨建債権高」に改め、「金額の合計額」の下に「(次号において「期末換算債権金額」という。)」を加え、「こえる」を「超える」に改め、「部分の金額」の下に「又は物品の購入、役務の受入れ、金銭の借入れその他これらに準ずる取引により生じた長期外貨建債務で、同日において有するもの(以下この項において「長期外貨建債務残高」という。の)同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額(次号において「期末換算債務金額」という。に満たない場合のその満たない部分の金額(当該超える部分の金額と当該満たない部分の金額とがある場合には、これらの金額の合計金額)」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 長期外貨建債権高の当該事業年度終了の日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高に係る期末換算債権金額に満たない場合のその満たない部分の金額又は長期外貨建債務残高の同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高に係る期末換算債務金額を超える場合のその超える部分の金額

第六十八條の二第二項中「行なわれる」を「行われる」に改め、「金銭債務」の下に「(外国為替の売買相場の変動による損失を生ずるおそれがないものその他の政令で定めるものを除く。)」を加え、同条第五項中「準備金の金額」の下に「のうちに政令で定める金額」を加える。

第七十四條の次に次の一条を加える。

(日本勤労者住宅協会の財産形成融資に係る分譲住宅の保存登記の税率の軽減)

第七十四條の二 日本勤労者住宅協会が、雇用促進事業団から勤労者財産形成促進法第九條第一項第二号に規定する資金の貸付けを受けて、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、同号の勤労者の持家として分譲する住宅用の家屋で政令で定めるものを新築した場合において、当該家屋につき受ける所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。

第七十五條の次に次の一条を加える。

(公的医療機関の看護婦養成所等の家屋の保存

登記等の税率の軽減

第七十五条の二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関の開設者（地方公共団体を除く。）又は社会福祉法人が、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、その設置する看護婦若しくは看護婦の養成所において直接教育の用に供する家屋として政令で定めるものを新築し、又は新築後使用されたことのない当該家屋を取得してこれを当該教育の用に供する場合に、当該家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の一とし、所有権の移転の登記にあつては千分の六とする。

第七十七条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、「取得した土地」の下に「（都市計画法第七条第二項の規定により市街化区域と定められた区域のうち、政令で定める区域以外の区域内にあるものを除く。）」を加える。

第七十七条の三「行なう」を「行う」に、「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四「昭和五十一年三月三十一日まで」を「沖縄県の区域以外の地域内にあるものについては昭和四十九年三月三十一日まで、沖縄県の区域内にあるものについては昭和五十一年三月三十一日まで、それぞれ」に改める。

第七十七条の五「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第七十八条の三第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、「（昭和四十二年法律第五十六号）」を削り、同条第二項中「当該事業協同組合等が」の下に「公害防止事業団から、」を加え、「第十八条第三号の規定に

より公害防止事業団から譲渡を受けて」を「第十八条第二号の建物とともに譲渡を受けたその建物の敷地の用に供されている土地又は同条第三号の規定により譲渡を受けた土地で、当該事業協同組合等が」に改める。

第八十一条第一項中「同法第四条に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年以内」を「昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項を削る。

第八十九条を第八十九条の二とし、第六章第三節中同条の前に次の一条を加える。

（揮発油税及び地方道路税の税率の特例）
第八十九条 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額は、揮発油税法第九条及び地方道路税法第四条の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては二万九千二百円の税率により計算した金額とし、地方道路税にあつては五千三百円の税率により計算した金額とする。

2 前項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「二百四十五分の五十三」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「三百四十五分の二百九十二」とし、これらの規定を適用する。

第九十条の五を第九十条の八とし、第九十条の四を第九十条の七とし、第九十条の三を第九十条の六とし、第六章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 自動車重量税法の特例
（用語の意義）
第九十条の三 この節において「自動車」、「検査自動車」、「自動車検査証の交付等」、「届出軽自動車

自動車若しくは、車両番号の指定又は「乗用自動車」、「車両重量若しくは、車両総重量」とは、それぞれ自動車重量税法第二条第一項又は第七条第二項に規定する自動車、検査自動車、自動車検査証の交付等、届出軽自動車若しくは車両番号の指定又は乗用自動車、車両重量若しくは車両総重量をいう。

2 この節において「貨物自動車」とは、貨物の運送に供する自動車で、政令で定めるものをいう。

3 この節に規定する小型自動車及び軽自動車の別は、道路運送車両法第三条に定めるところによる。

（自動車重量税率の特例）
第九十条の四 昭和四十九年五月一日から昭和五

イ 乗用自動車（ハ及びニに掲げる自動車を除く。）
(1) 車両重量が〇・五トン以下のもの
(2) 車両重量が〇・五トンを超えるもの

ロ イ、ハ及びニに掲げる自動車以外の自動車
(1) 車両総重量が一トン以下のもの
(2) 車両総重量が一トンを超えるもの

ハ 軽自動車
ニ 二輪の小型自動車

十一年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける検査自動車及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第二項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

イ 乗用自動車（ハ及びニに掲げる自動車を除く。）
(1) 車両重量が〇・五トン以下のもの
(2) 車両重量が〇・五トンを超えるもの

ロ イ、ハ及びニに掲げる自動車以外の自動車
(1) 車両総重量が一トン以下のもの
(2) 車両総重量が一トンを超えるもの

ハ 軽自動車
ニ 二輪の小型自動車

イ 乗用自動車（ハ及びニに掲げる自動車を除く。）
(1) 車両重量が〇・五トン以下のもの
(2) 車両重量が〇・五トンを超えるもの

ロ イ、ハ及びニに掲げる自動車以外の自動車
(1) 車両総重量が一トン以下のもの
(2) 車両総重量が一トンを超えるもの

三 届出軽自動車

イ ロに掲げる軽自動車以外の軽自動車
ロ 二輪の軽自動車

一万五百円
五千円

2 前項の規定は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第二条第二項に規定する通運事業を営業者がこれらの事業の用に供する自動車及び道路運送法第二条第五項に規定する軽車両等運送事業を営業者が当該事業の用に供する軽自動車については、適用しない。

3 第一項の車両重量及び車両総重量の計算に關し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。

（軽自動車である検査自動車の暫定的取扱いの停止）

第九十条の五 自動車重量税法附則第十二項の規定は、昭和四十九年五月一日から昭和五十一年四月三十日までの間に道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付を受ける、又は受けた軽自動車である検査自動車（昭和四十九年五月一日前に車両番号の指定（同法第六十条第一項の規定による車両番号の指定を含む。）を受けたことがあることが政令で定めるところにより明らかにされたものを除く。）については、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける軽自動車に係る自動車重量税法第七条第一項の規定の適用については、当該軽自動車のうち、乗用自動車である車両重量が〇・五トンを超えるものにあつては、その車両重量が〇・五トン以下であるものとみなし、乗用自動車以外の自動車である車両重量が一トンを超えるものにあつては、その車両重量が一トン以下であるものとみなす。

第九十二条中「第九十条の四第一項」を「第九十条の七第一項に」、「第九十条の五第一項」を「第九十条の八第一項」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十八条、第五十二条及び第六十六条の五第一項の改正規定並びに第十三条の二及び第四十五条の三の改正規定中繊維工業構造改善臨時措置法に係る部分 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の施行の日

二 第二十八号の六第二項第三号、第三十四条第二項第一号、第六十三号第三項第三号及び第六十五号の三第一項第一号の改正規定並びに第三十四条の二第二項第一号の改正規定、第四十一条の二第二項の次に一項を加える改正規定及び第六十五号の四第一項第一号の改正規定中宅地開発公団法（昭和四十九年法律第 号）の施行の日

三 第三十三号第一項第三号の三及び第六十四条第一項第三号の三の改正規定 都市計画法および建設基準法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の施行の日

四 第三十四号の二第二項に三号を加える改正規定中同項第八号に係る部分及び第六十五号の四第一項に三号を加える改正規定中同項第八号に係る部分 生産緑地法（昭和四十九年法律第 号）の施行の日

五 第三十四号の二第二項に三号を加える改正規定中同項第九号に係る部分及び第六十五号の四第一項に三号を加える改正規定中同項第九号に係る部分 国土総合開発法（昭和四十九年法律第 号）の施行の日

六 第三十七号第一項の表の第五号の次に一号を加える改正規定及び第六十五号の六第一項の表の第五号の次に一号を加える改正規定中公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九号第一項の規定に係る部分 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の施行の日

（所得税の特例に關する経過措置の原則）
第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十九年分以後の所得税について適用し、昭和四十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（少額国債の利子の非課税に關する経過措置）
第三条 新法第四条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に購入する同条第一項に規定する国債について適用する。

2 新法第四条第一項に規定する個人が、施行日前に購入した改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四条第一項に規定する国債で同日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合に、当該国債については、その者が同日において新法第四条の要件に従つて購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 前項に規定する個人が、施行日において新法第四条第一項に規定する国債で昭和四十八年十二月一日から施行日の前日までの間に同項に規定する販売機関の営業所等において購入したものを（前項の規定の適用を受けるものを除く。）以下この条において「旧国債」という。）を有する場合において、当該旧国債に係る利子（施行日以後に支払を受けるべきものに限り）につき同日以後最初に支払を受ける日（その日が昭和四十九年十二月三十一日後である場合には、同日とし、施行日以後これらの日間に当該販売機関の営業所等において新法第四条第一項に規定する

国債で同項の規定の適用を受けようとするものを購入する場合には、その最初に購入する日とする。）までに、同条第二項において準用する所得税法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書又は同条第四項に規定する申告書を当該販売機関の営業所等を経由してこれらの規定に規定する税務署長に、当該旧国債に係る新法第四条第一項に規定する特別非課税貯蓄申込書を当該販売機関の営業所等に、それぞれ提出し、かつ、その提出の際同項第一号に規定する保管の委託又は登録がなされるときは、当該利子については、当該旧国債は施行日に当該販売機関の営業所等において購入したものと、これらの申告書及び申告書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

4 前項に定めるところのほか、旧国債に係る新法第四条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税に關する経過措置）
第四条 新法第四条の二の規定は、施行日以後に購入し、信託し、又は購入する同条第一項に規定する財産形成貯蓄について適用する。

2 新法第四条の二第一項に規定する勤労者が、施行日前に購入し、信託し、又は購入した旧法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合に、当該財産形成貯蓄については、その者が同日において新法第四条の二の要件に従つて購入し、信託し、又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 前項に規定する勤労者が、施行日において新法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で昭和四十八年十二月一日から施行日の前日までの間に同項に規定する金融機関の営業所等において購入し、信託し、又は購入したものを（前項の規定の適用を受けるものを除く。）以下この条

において「旧財産形成貯蓄」というものを有する場合において、当該旧財産形成貯蓄に係る利子又は収益の分配（施行日以後に支払を受けるべきものに限り）につき同日以後最初に支払を受ける日（その日が昭和四十九年十二月三十一日後である場合には、同日とし、施行日以後これらの日前に当該金融機関の営業所等において新法第四條の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同項の規定の適用を受けようとするものを預入し、信託し、又は購入する場合に、その最初に預入し、信託し、又は購入する日とする。）まで、同条第二項において準用する所得税法第十條第三項に規定する財産形成非課税貯蓄申告書（同項に規定する証書の添付があるものに限る。）又は同条第四項に規定する申告書をこれらの規定に規定する勤務先及び当該金融機関の営業所等を経由してこれらの規定に規定する税務署長に、当該旧財産形成貯蓄に係る新法第四條の二第一項に規定する財産形成非課税貯蓄申込書を同項に規定する勤務先を経由して当該金融機関の営業所等に、それぞれ提出したとき（当該旧財産形成貯蓄が同項第二号に規定する無記名の受益証券に係る貸付信託又は同項第三号に規定する有価証券である場合には、その提出の際これらの規定に規定する保管の委託又は登録がされるときに限る。）は、当該利子又は収益の分配については、当該旧財産形成貯蓄は施行日に当該金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものと、これらの申告書及び申込書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

4 前項に定めるもののほか、旧財産形成貯蓄に係る新法第四條の二の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（民間外貨債の利子の非課税に關する経過措置）

第五條 内国法人が昭和四十九年三月三十一日以前に発行した旧法第七條に規定する外貨債につ

き支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

（個人の減価償却等に関する経過措置）

第六條 新法第十一條第一項の表の第四号及び第五號の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第十一條第一項の表の第四號の設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十三條の二第一項第一號の規定は、昭和五十年分以後の所得税について適用し、昭和四十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。この場合において、昭和四十九年分の所得税に係る旧法第十三條の二第一項第一號に規定する中小企業構造改善計画を実施する者の判定その他同號の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 新法第十三條の二第二項第二號の規定は、昭和四十九年分の所得税につき旧法第十三條の二第一項第一號の規定の適用を受けることができる者の同年分の所得税については、適用しない。

4 個人が昭和四十九年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に取得し、又は建設した旧法第十五條第一項に規定する耐火建築物等を同項の事業の用に供した場合における必要経費に算入する償却費の額の計算については、なお従前の例による。

5 個人が昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得し、又は建設する旧法第十五條第一項に規定する耐火建築物等のうち政令で定めるものを同項の事業の用に供する場合については、同項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和五十一年三月三十一日」と、「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二條第七号に規定する耐火構造を有

する建物その他の政令で定めるもの」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号。以下「昭和四十九年改正法」という。）附則第六條第五項に規定する耐火建築物等のうち政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

6 前項の規定の適用がある場合における新法第十三條、第十三條の二、第十六條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三の規定の適用については、新法第十三條第一項、第十三條の二第一項、第二十八條の三第一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十四條から第十六條まで」とあるのは「第十四條から第十六條まで（昭和四十九年改正法附則第六條第五項を含む。）」と、新法第十六條の二第二項中「第十一條から前條まで」と

あるのは「第十一條から前條まで（昭和四十九年改正法附則第六條第五項を含む。）」とする。

7 旧法第二十八條又は第二十八條の二に規定する個人がこれらの規定に規定する納付金（附則第十四條第一項又は第二項の規定により従前の例によることとされる旧法第五十六條の二第一項又は第五十六條の三第一項に規定する納付金を含む。）を納付した場合については、なお従前の例による。

（みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に關する経過措置）

第七條 昭和四十九年分の所得税に係る新法第二十五條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二項第一号	七百万円	六百万円
	百分の三十四・一	百分の三十二・四
第三項第一号ロ	七百万円	六百万円
	百分の六十	百分の六十二
第五項第二号	七百万円	六百万円
	七百万円	六百万円

2 新法第二十五條の二第四項の規定（同項の事業を開始した場合に係る部分に限る。）は、施行日以後に当該事業を開始する場合について適用し、同日前に当該事業を開始した場合については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に關する経過措置）

第八條 新法第三十七條第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資産の譲渡をする場合について適用し、同日前に旧法第三十七條第一項に規定する資産の譲渡をした場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十條の規定は、施行日以後にされる

同条第一項に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、同日前にされた当該贈与又は遺贈については、なお従前の例による。

（住宅取得控除に關する経過措置）

第九條 新法第四十一條第一項の規定は、昭和四十九年一月一日以後に同項に規定する家屋の新築の工事に着手し、又は新築された当該家屋で新築後使用されたことのないものを取得する場合について適用し、同日前に旧法第四十一條第一項に規定する家屋の新築の工事に着手し、又は新築された当該家屋で新築後使用されたことのないものを取得した場合については、なお従前の例による。

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

第十條 新法第四十一條の第三項第二号の規定は、施行日以後に締結する同項の規定による住宅貯蓄契約について適用し、同日前に締結した旧法第四十一條の第二項の規定による住宅貯蓄契約については、なお従前の例による。

2 昭和四十八年十二月三十一日以前に締結した契約に係る新法第四十一條の第三項第四号の規定の適用については、同項中「七年以上の期間」とあるのは、「昭和四十九年一月一日以後七年以上の期間」とする。

3 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う第二章第五節第二款の規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十一條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人税率等の特例に関する経過措置)

第十二條 旧法第四十二條の規定は、法人の昭和四十五年五月一日から昭和四十九年四月三十日までの間に終了する事業年度分の法人税については、なおその効力を有する。

2 新法第四十二條の規定は、同条第一項に規定する内国法人の昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、当該内国法人の同日前に終了する事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和五十年四月三十日までの間に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る同条の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の三十」とあるのは「百分の二十八」と、「七百万円」とあるのは「六百万円」とし、同条第二項中「七

百万円」とあるのは「六百万円」とする。

第十三條 新法第四十三條第一項の表の第四号及び第五号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用し、法人が同日前に取得等をした旧法第四十三條第一項の表の第四号の設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十三條第一項の表の第十二号の規定は、施行日以後に同号に規定する政令で定められる工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備について適用し、同日前に旧法第四十三條第一項の表の第十一号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

3 新法第四十五條の第三項第一号の規定は、法人の特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する事業年度の同号に掲げる資産の償却限度額の計算について適用し、法人の同日前に開始する事業年度の旧法第四十五條の第三項第一号に掲げる資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。この場合において、同号に規定する中小企業構造改善計画を実施する者の判定その他同号の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 新法第四十五條の第三項第二号の規定は、法人の特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度の同号に掲げる資産の償却限度額の計算について適用する。ただし、法人が同日以後最初に終了する事業年度において、旧法第四十五條の第三項第一号の規定の適用を受けることができるときは、当該事業年度については、この限りでない。

5 法人が昭和四十五年五月一日から昭和四十九

年三月三十一日までの間に、旧法第四十六條の第二項に規定する特定合併を行った場合における減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

6 法人で政令で定める事業を営むものが昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、旧法第四十六條の第二項に規定する特定合併を行った場合には、同項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和五十一年三月三十一日」と、同条第二項中「政令で定めるものを営む法人」とあるのは「昭和四十九年改正法附則第十三條第六項に規定する政令で定める事業を営む法人」と、同条第四項中「第五十一條の二」とあるのは「第五十一條」として、同条の規定の例による。

7 前項の規定の適用がある場合における新法第五十一條の二の規定の適用については、同条第二項中「第四十三條から前条まで」とあるのは、「第四十三條から前条まで(昭和四十九年改正法附則第十三條第六項を含む。)」とする。

8 法人が昭和四十一年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に取得し、又は建設した旧法第四十八條第一項に規定する耐火建築物等をその事業の用に供した場合における当該耐火建築物等の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

9 法人が昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得し、又は建設する旧法第四十八條第一項に規定する耐火建築物等のうち政令で定めるものをその事業の用に供する場合については、同項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和五十一年三月三十一日」と、建築基準法第二條第七号に規定する耐火構造を有する建築物その他の政令で定めるもの」とあるのは「昭和四十九年改正法附則第十三條第九項に規定する耐火建築物等のうち政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

10 前項の規定の適用がある場合における新法第

四十五條の三、第四十六條、第五十一條、第五十一條の二、第六十四條から第六十五條まで、第六十五條の七、第六十五條の八及び第六十七條の四の規定の適用については、新法第四十五條の三第一項、第四十六條第一項及び第五十一條第二項中「第四十七條から第四十九條まで」とあるのは「第四十七條から第四十九條まで(昭和四十九年改正法附則第十三條第九項を含む。)」と、新法第五十一條の二第二項中「第四十三條から前条まで」とあるのは「第四十三條から前条まで(昭和四十九年改正法附則第十三條第九項を含む。)」と、新法第六十四條第六項(第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。)、第六十五條の七第七項(第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。)&及び第六十七條の四第六項中「第四十七條から第五十一條まで」とあるのは「第四十七條から第五十一條まで(昭和四十九年改正法附則第十三條第九項を含む。)」とする。

11 法人が昭和四十三年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に取得し、又は建設した旧法第四十八條の二第一項に規定する原油備蓄施設をその備蓄の用に供した場合における当該原油備蓄施設の償却限度額の計算については、同項中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十九年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

12 新法第五十一條の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する共同利用施設について適用し、法人が同日前に取得等をした旧法第五十一條第一項又は第五十一條の二第一項に規定する共同利用施設をその事業の用に供した場合における当該共同利用施設については、なお従前の例による。

13 新法第五十二條の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する費用又は負担金を支出する場合について適用し、法人が同日前に旧法第

五十二條第一項に規定する費用を支出した場合については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十四条 旧法第五十六條の二第一項に規定する特定組合が昭和四十九年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同項の承認を受けた同項に規定する構造改善事業計画に従い、当該特定組合の同項に規定する組合員等が納付する同項の納付金又は当該特定組合が積み立てる中小企業構造改善準備金については、なお従前の例による。

2 旧法第五十六條の三第一項に規定する特定下請組合が昭和四十九年五月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同項の承認を受けた同項に規定する振興事業計画に従い、同項に規定する特定親事業者及び特定下請事業者が納付する同項の納付金又は当該特定下請組合が積み立てる下請中小企業振興準備金については、なお従前の例による。

3 新法第五十六條の三第一項に規定する採掘権者又は租鉱権者である法人の昭和四十九年四月一日以後最初に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「当該事業年度において」とあるのは、「当該事業年度及び当該事業年度の直前の事業年度において」とする。

4 新法第五十六條の十一第一項に規定する証券業を営む法人の昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度における同条の規定の適用については、同項第一号中「百分の五十」とあるのは「百分の六十」と、同項第二号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」とする。

5 新法第五十六條の十二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

る経過措置)

第十五条 新法第六十四條、第六十五條の三、第六十五條の四及び第六十五條の六の規定は、法人が昭和四十九年一月一日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第六十四條第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む)に係る法人税について適用し、法人が同日前行った当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新法第六十三條、第六十五條の五及び第六十五條の七から第六十五條の九までの規定は、法人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前行った当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の清算所得の課税の特例に関する経過措置)

第十六条 旧法第六十六條第一項第八号に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年内以内に同号に規定する認定を受けた法人が合併をした場合における清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第十七条 新法第六十六條の五の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作する同条第一項に規定する試験研究用資産について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第六十六條の五第一項に規定する試験研究用資産については、なお従前の例による。

(法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第十八条 新法第六十七條の四の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する転廃業助成金等の交付を受ける場合について適用し、法人が同日前に旧法第六十七條の四第一項に規定する転廃業助成金等の交付を受けた場合について

は、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十九条 新法第七十七條第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前行われた旧法第七十七條第一項に規定する交換により取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十八條の三第二項の規定は、同項の政令で定める組合員又は所属員が施行日以後に受ける同項に規定する登記に係る登録免許税について適用し、これらの者が同日前に受けた旧法第七十八條の三第二項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四條に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年を経過する日までの間にされた同法第七十三條第一項の規定による認定に係る

旧法第八十一條第一項各号に掲げる事項についての登記で当該認定があつた日から一年以内に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 旧法第八十一條第二項に規定する特定合併に係る同条第一項第二号又は第四号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過措置)

第二十條 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けて施行日前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九條の規定を適用する。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
揮発油税法第十四條の二第二項	同法第十四條の二第七項
揮発油税法第十六條の四第二項	同法第十六條の四第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項	同法第十二條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項	同法第十三條第三項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項
租税特別措置法第九十條の二第二項	同法第九十條の二第二項において準用する揮発油税法第十四條の二第七項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域

並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第十條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十條第二項又は第十一條第二項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二條

2 施行日前に揮発油の製造場から移出された揮発油で、揮発油税法第十四條第三項(同法第十五條第三項及び第十六條の三第三項並びに租税特別措置法第九十條第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の)届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限り。について、当該期限までに揮発油税法第十四條第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九條の規定を適用する。

3 この法律の施行の際揮発油の製造場及び保税地域以外の場所(沖縄県の区域内の場所を除く。)で揮発油(揮発油税法第十六條第一項又は第十

六條の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。)を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所所持する場合においては、その合計数量)が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者とみなし、施行日に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、四十九百円の揮発油税及び九百円の地方道路税を課する。

4 前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算し

た額の揮発油税及び地方道路税を、昭和四十九年五月から九月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、徴収する。

5 第三項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「五十八分の九」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「五十八分の四十九」として、これらの規定を適用する。

6 第三項に規定する者は、同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所並びに当該場所ごとの当該揮発油の所持数量及び課税標準数量(当該所持数量から揮発油税法第八條第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。)を記載した申告書を、施行日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、当該揮発油が第三項の規定による揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該揮発油のもどし入れ又は移入に係る揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方道路税額は、揮発油税法第十七條及び地方道路税法第九條の規定に準じて、当該揮発油につき当該揮発油の製造者が納付した、又は納付すべき揮発油税額及び地方道路税額(第二号に該当する場合には、同号に規定する他の揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額及び地方道路税額)にあわせて、その者に係る揮発油税額及び地方道路税額から控除し、又はその者に還付する。

一 揮発油の製造者(その製造場から移出した揮発油で、第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合) 同項の規定の適用がないものとした場合における当該揮発油の製造者

二 前号に該当する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油で第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものを揮発油の製造場に移入し、当該揮発油をその移入した製造場から更に移出した場合 当該揮発油の製造者

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一條 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第二号及び第三号中「昭和四十八年」を「昭和四十九年」に改める。

附則第三條第三項中「昭和四十八年法律第十六号」以下「昭和四十八年改正法」を「昭和四十九年法律第 号」以下「昭和四十九年改正法」に、「新法」を「昭和四十九年新法」に、「第六号」を「第八号」に改め、同条第四項中「おける新法」を「おける租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。に、「新法」を「昭和四十九年新法」に、「前二條」を「昭和四十八年改正法」に、「前二條(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)以下「昭和四十八年改正法」という。に改め、同条第六項中「新法第十一條」を「昭和四十八年改正法による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。第十一條」に改める。

附則第十一條第四項中「新法」を「昭和四十九

年新法」に、「第六号」を「第八号」に改め、同条第五項中「新法」を「昭和四十九年新法」に、「第四十六條の二」までを「第四十六條まで」に、「第五十一條の三」までを「第五十一條の二」まで、「第六十五條の六、第六十五條の七」を「第六十五條の七、第六十五條の八」に、「第六十七條の四の規定」を「第六十七條の四並びに昭和四十九年改正法附則第十三條第六項の規定」に改め、「第四十六條の二」第四項を削り、「第五十一條第一項」を「第五十一條第二項」に改め、「第五十一條の三」第三項を削り、「第六十五條の六第七項（第六十五條の七第七項）を「第六十五條の七第七項（第六十五條の八第七項）に、「第六十七條の四第六項」を「第六十七條の四第六項並びに昭和四十九年改正法附則第十三條第六項の規定によりその規定の例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十六條の二第四項」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十二條 前條の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（次項において「改正後の昭和四十八年改正法」という。）附則第三條第三項及び第四項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第三項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和四十八年改正法附則第十一條第四項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第四項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）
第二十三條 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。
第二十一條第一項中「第八十一條第一項」を「第八十一條」に改める。

理由

今次の税制改正の一環として、法人税の基本税率の引上げに対応して配当課税率を引き上げ、資源の節約、消費の抑制、道路財源の充実等の観点から揮発油税、地方道路税及び自動車重量税の税率を引き上げるとともに、株式売買損失準備金の繰入限度額の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を行い、交際費課税の強化を図るほか、貯蓄の奨励、勤労者財産形成及び住宅対策に資するため、少額国債非課税制度及び勤労者財産形成貯蓄非課税制度の非課税元本の限度額並びに勤労者に係る住宅貯蓄控除制度及び住宅取得控除制度の控除額の引上げ等を行い、公害対策に資するため、金属鉱業等鉱害防止準備金制度の創設等を行い、中小企業対策として、伝統的工芸品産業振興準備金制度等を創設し、農林漁業対策として、肉用牛の免税対象範囲の拡大及び山林の現物出資に係る納期限の特例の創設を行い、更に、公害防止準備金制度等期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。